

成田市給水装置工事施行基準

令和2年7月 改定版

千葉県 成田市 水道部

目 次

目 次	1
第1章 総 則	1
1.1 目的	2
1.2 関係法令等	2
1.3 用語の定義	2
1.4 給水装置の種類.....	3
1.5 給水装置工事の種類.....	3
1.6 指定給水装置工事事業者	4
1.7 給水装置工事主任技術者の職務と役割（法第25条の4第3項）	5
1.8 給水装置工事に従事する者の責務（法第25条の4第4項）	5
第2章 設 計	7
2.1 設計	8
2.2 調査	8
2.3 給水方式.....	9
2.4 計画使用水量.....	14
2.5 給水管口径の決定	30
2.6 給水管の分岐.....	35
2.7 給水管の埋設深さ	36
2.8 止水栓の設置.....	36
2.9 量水器の設置.....	38
2.10 使用材料.....	44
2.11 配管	61
2.12 防護措置.....	63
2.13 危険防止の措置	63
2.14 直結増圧式の設備	64
2.15 受水槽式の設備	66
2.16 プール等への給水.....	72
2.17 水道直結式スプリンクラー設備.....	72
第3章 施 工	73
3.1 施工一般.....	74
3.2 土工事	75
3.3 分岐工事.....	76

3.4	配管工事.....	94
3.5	給水管の接合方法	97
3.6	量水器等の取り付け	102
3.7	止水栓等の取り付け.....	105
3.8	防護措置等	106
3.9	給水管の明示.....	112
3.10	記録写真及び工事完了届	114
第4章	手続き	115
4.1	一般事項.....	116
4.2	給水装置工事に係る事前協議	116
4.3	給水装置工事の承認申請	117
4.4	給水装置工事の変更承認申請	120
4.5	給水装置工事の中止.....	120
4.6	分岐工事の届出.....	120
4.7	工事検査の申込み	120
4.8	事務処理の流れ.....	120
第5章	図面作成	122
5.1	設計図	123
5.2	設計変更図	127
5.3	完成図	127
第6章	工事検査	130
6.1	趣 旨	131
6.2	施工の確認	131
6.3	工事記録写真.....	132
6.4	記録の保存	133
6.5	工事検査.....	133
6.6	検査員及び班編成	133
6.7	工事検査の立会い	133
6.8	検査実施日程の決定.....	133
6.9	検査事項及び方法	133
6.10	工事の改善等.....	135
6.11	検査の報告	135
第7章	維持管理	136
7.1	維持管理.....	137

7.2	改造工事.....	141
7.3	修繕工事.....	141
第8章	工事関連条例及び要綱等.....	143
8.1	成田市水道事業の設置等に関する条例.....	144
8.2	成田市簡易水道事業の設置等に関する条例.....	148
8.3	成田市水道事業給水条例.....	149
8.4	成田市簡易水道事業給水条例.....	161
8.5	成田市水道事業給水条例施行規程.....	167
8.6	成田市指定給水装置工事事業者規程.....	193
8.7	給水装置工事検査要綱.....	202
8.8	既設装置の給水装置認定取扱要綱.....	207
8.9	指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱.....	212
8.10	指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱.....	219
8.11	特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準.....	225
8.12	直結給水の範囲拡大に関する実施要領.....	229
8.13	成田市水道利用計画協議に関する手引き.....	212
8.14	受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準.....	219

第1章 総則

第1章 総則

1.1 目的

この給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という）は、成田市水道事業給水条例、成田市水道事業給水条例施行規程に基づき、給水装置の配水管への取り付け口から量水器までの工事の施行に関し、当該工事に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質の基準、工法並びにその他の工事上の条件について定めるものである。

1.2 関係法令等

給水装置工事の施行にあたっては、水道法、水道法施行令、給水条例及び施行規程等の関係法令を遵守しなければならない。関連法令を以下に列挙する。

- ・水道法
- ・水道法施行令
- ・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
- ・給水装置の構造及び材質の基準に係る試験
- ・成田市水道事業の設置等に関する条例
- ・成田市簡易水道事業の設置等に関する条例
- ・成田市水道事業給水条例
- ・成田市簡易水道事業給水条例
- ・成田市給水条例施行規程
- ・成田市指定給水装置工事事業者規程
- ・給水装置工事検査要綱
- ・既設装置の給水装置認定取扱要綱

上記のうち、「成田市水道事業給水条例」、「成田市簡易水道事業給水条例」、「成田市給水条例施行規程」、「成田市指定給水装置工事事業者規程」、「給水装置工事検査要綱」、「既設装置の給水装置認定取扱要綱」については、後述の「第8章 給水装置工事関連条例及び要綱等」を参照のこと。

1.3 用語の定義

「管理者」とは水道事業管理者の権限を行う市長のことをいう。

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）
なお、給水管、直結する給水用具とは次のとおりである。

「給水管」とは、管理者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、または他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。ビル等でいったん水道水を貯水槽に受けて給水す

る場合には、配水管から貯水槽への注水口までが給水装置であり、貯水槽以下はこれに当たらない。

「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕、撤去に関する工事をいう。

「工事事業者」とは、水道法第 16 条の 2 第 1 項により管理者が指定した指定給水装置工事事業者をいう。

「給水装置工事主任技術者」とは、水道法第 25 条の 4 第 1 項により、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうち、工事事業者が選任した者をいう。

「貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。（水道法第 14 条第 2 項第 5 号）

1.4 給水装置の種類

給水装置は、次の種類とする。

(1) 専用給水装置

1 世帯または 1 箇所専用する給水装置をいう。

(2) 共用給水装置

1 個の水栓を 2 世帯以上で共用する場合、または、公衆の用に供する場合の給水装置をいう。

(3) 私設消火栓

消防用に使用するため設置した給水装置をいう。

1.5 給水装置工事の種類

給水装置工事の区分は、次のとおりとする。

(1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事。

(2) 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替若しくは布設替え等を行う工事のほか、給水装置の位置変更等がある。

(3) 修繕工事

原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事であり、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。

※ 給水装置の軽微な変更（施行規則第 13 条）

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る）をいう。

(4) 撤去工事

給水装置の一部もしくは全てを撤去する工事。

1.6 指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正によって新たに設けられた制度であるが、これは、需要者の給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。

指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、指定給水装置工事事業者について、水道事業者による指定の基準を法で全国一律に定めている。

水道法第16条2では、給水装置工事事業者の指定制度について、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めている。このため、水道事業者の給水区域内において給水装置工事の事業を行おうとする場合は、市へ申請をし、指定を受けたうえで工事を行うことになる。

指定工事事業者は、法及び施行規則に定められた事業者の運営の基準を遵守し、違反した場合は、指定の取り消し又は効力の停止の処分を受けることがある。

(法第25条の11、給水条例第26条第3項)

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

1. 給水装置工事ごとに、当該工事に関する技術上の管理を行う給水装置工事主任技術者を指名すること。
2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
3. 上記の工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
5. 次に掲げる行為を行わないこと。
 - (1) 構造及び材質基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - (2) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
6. 施工した給水装置工事ごとに、1により指名した給水装置工事主任技術者に記録を作成させ、作成の日より3年間保存すること。給水装置工事の記録として作成する事項は次に掲げるものとする。
 - (1) 施主の氏名又は名称
 - (2) 施行の場所

- (3) 施行完了年月日
- (4) 給水装置工事主任技術者の氏名
- (5) 竣工図
- (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- (7) 構造及び材質基準に適合していることの確認方法及びその結果

1.7 給水装置工事主任技術者の職務と役割（法第 25 条の 4 第 3 項）

給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」という）は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の給水装置工事ごとに指定給水装置工事事業者から指名されて、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 4 条の基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に係る次の事項についての水道事業者との連絡又は調整
 - ① 給水管を配水管から分岐する工事を施工しようとする場合の配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - ② ①の工事、及び、給水管の取り出し部から水道メーターまでの工事を施工しようとする場合の工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ③ 給水装置工事を完成したときの連絡

以上のことから、主任技術者の役割は以下の通りとなる。

- (1) 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- (2) 主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続などを熟知していなければならない。
- (3) 主任技術者は、適切な技能を有する者等、給水装置工事に従事する従業員等に対して施行する給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

1.8 給水装置工事に従事する者の責務（法第 25 条の 4 第 4 項）

給水装置工事の現場において工事の作業を行う、または監督する従事者をはじめとして、給水装置工事に従事する者は、法第 25 条の 4 第 4 項により、「主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない」こととされている。

これは、主任技術者が前述した職務を十分に発揮できるようにするためには、主任技術者が職務上行う従業員に対する指導に実効性を持たせることが不可欠であるからである。また、所属する指定工事業者の技術者や技能者の技術力向上のために、主任技術者が給水装置工事に関する知識や経験を伝達する社内研修などの場を設けることが期待される。

第2章 設 計

第2章 設 計

2.1 設計

給水装置の設計とは、現場踏査、図面および関係書類を作成することをいい、この作業にあたっては、給水条例および給水規定に定めるものを遵守するとともに、以下の条件を満足させるものでなければならない。

- 1 所要水量が確保されること。
- 2 水質について全く汚染の恐れがないこと。
- 3 使用に便利で維持管理が容易であること。
- 4 配水管および他の給水装置に対して水量、水圧等悪影響をおよぼさないこと。

2.2 調査

調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するものであるので、当該給水装置工事に係る調査項目・内容を整理し、洩れのないよう入念に行うこと。

給水装置工事の設計における調査項目は、次のとおりとする。

- 1 所要水量、所要水圧、使用目的、建築物の構造及び給水装置の規模
- 2 配水管から分岐する場合は、当該配水管の埋設状況、年間における一日最大給水量時の水圧及び給水能力、給水建築物までの距離並びに他企業地下埋設物（工業用水管、農業用水管、電気・電話線、ガス管、共同井戸配管及び下水道管等）の埋設状況
- 3 既設給水装置から分岐しようとする場合は、その配管状況、水圧、給水能力及び当該給水装置所有者からの分岐同意
- 4 改造工事の場合は、当該給水装置の配管状態及び所有者の確認
- 5 給水装置の使用目的に応じた有効、適切かつ経済的な配管及びその材料並びに給水用具の選定
- 6 止水栓及び量水器の設置位置並びに屋外配管の布設位置の選定
- 7 案内図、配水管網図の確認
- 8 前面道路（公道又は私道の別、掘削占用の可否、舗装構成等）の確認
- 9 工事場所及び境界（道路との境界及び隣地との境界）の現地確認
- 10 申込者と建築物および土地所有者が異なる場合、その所有者からの同意
- 11 給水装置工事完成後の復旧条件（付帯施設の手直し等）に係る利害関係人との協議

上記の内容によって、「工事申込者に確認するもの」、「水道事業者を確認するもの」、「現場調査により確認するもの」がある。標準的な調査項目、調査内容等を表2.2.1に示す。

表 2.2.1 調査項目と内容

調査項目	調査内容	調査（確認）場所			
		工事 申込者	水道 事業者	現 地	その他
1. 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号	○	—	○	—
2. 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、設置栓数	○	—	○	—
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態（単独栓・連合栓）、口径、管種、布設位置、使用水量、水栓番号	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	水道メーター、止水栓の位置、布設位置	○	○	○	—
5. 供給条件	給水条件、給水区域、3階以上の直結給水対象地区、配水管の分岐から水道メーターまでの工法、工期、その他工事上の条件等	—	○	—	—
6. 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具	○	—	○	—
7. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、消火栓の位置	—	○	○	—
8. 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装種別	—	—	○	道 路 管理者
9. 各種埋設物の有無	種類（水道・下水道・農業用水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置	—	—	○	埋設物 管理者
10. 現地の施工環境	施工時期（昼・夜）、関連工事（他事業者の競合工事等）	—	○	○	当 該 管理者
11. 既設給水管から取り出す場合	所有者、給水戸数、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者
12. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート	—	—	○	—
13. 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、その他利害関係者の承諾	○	—	—	利 害 関係者
14. 建築確認等	建築確認通知（番号）	○	—	—	—
15. 直結増圧式給水の場合	ポンプの構造及び性能、位置	○	○	○	—

2.3 給水方式

給水方式は図 2.3.1に示すように、直結式、受水槽式、直結・受水槽併用式があり、その方式は次に示す事項によるものとする。

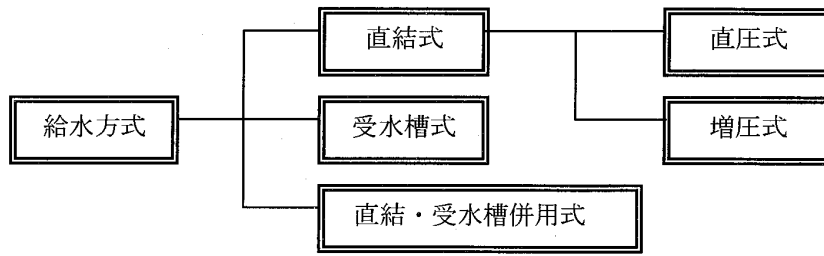


図 2.3.1 給水方式

1 直結式

直結式には、配水管の水圧を利用して給水装置末端の給水栓まで給水する直結直圧式と、給水管の途中に直結給水用増圧ポンプを設置し、増圧により高位置まで給水する直結増圧式がある。

直結増圧式は、集合住宅等の複数戸において水道メーターの交換時に建物全体が断水の影響を受けないようにするため、断水せずに簡便に水道メーター交換が可能となるメーターバイパスユニットを使用する。

適用要件は以下のとおりである。

①直結直圧式

直結直圧式とは、本管のもつ水量、水圧等の供給能力の範囲で、上層階まで給水する方式をいう。よって、直結直圧式の場合、管理者が定める本管の水圧及び給水する高さの範囲で水理計算上可能なものに適用する。

直結直圧式の適応要件は次の通りとする。

7) 原則として、2階建て以下の建築物に給水する場合。

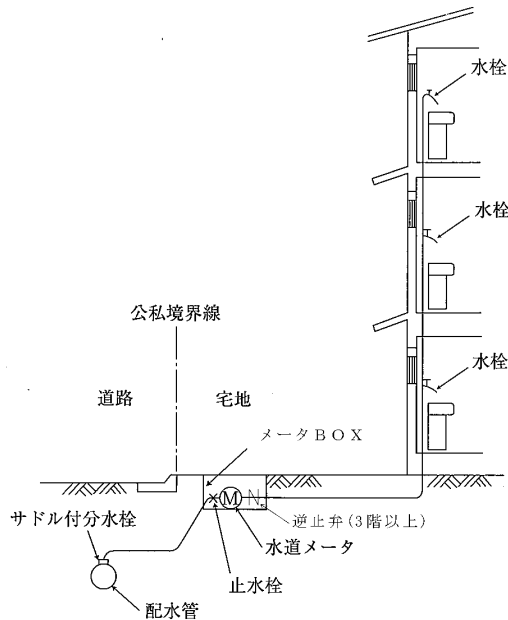


図 2.3.2 直結直圧式

当該給水系統の最低水圧が 0.25MPa を超える場合、維持管理上様々な制約を受ける小規模受水槽の解消等を図ることを目的とし（次項「2 受水槽方式」

の小規模受水槽の管理規制を参照)、直結直圧給水の適用範囲を拡大し、3階直結直圧式給水方式を採用可能とする。

3階直結直圧給水方式の適応要件は次の通りとする。

第8章 工事関係条例及び要綱等

8.12 直結給水の範囲拡大に関する実施要領 による。

②直結増圧式

直結増圧式給水方式とは、配水管の圧力では給水できない建物に対して受水槽を経由せず、末端最高位の給水器具を使用するために必要な圧力を直結給水用増圧装置(以下「増圧装置」という)により補い、これを使用できるようにして直接給水するシステムをいう。直結増圧式は、小規模受水槽(有効容量10m³以下)の解消を目的として設置を認めることがある。

直結増圧式給水方式の適応要件は次の通りとする。

第8章 工事関係条例及び要綱等

8.12 直結給水の範囲拡大に関する実施要領 による。

直結増圧式は、増圧装置により高置水槽まで直接給水する方式も含まれる。

なお、ストック機能が必要な建物、危険な物質を取り扱う工場等は受水槽方式による給水が望ましい。

増圧装置とは、直結給水用増圧ポンプ(ブースターポンプ)及びそれに付帯する管類、継手類、弁類、圧力水槽、制御盤等をユニット化したものが多い。

給水設備は、水道法施行令第5条第1項第3号に「配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接直結されていないこと」とあるが、増圧給水設備はソフトスタート・ストップにより配水管に影響を与えない仕様に限り使用を認めるもので、これらの規定に反するものではない。従って直結増圧式給水方式は水道法上の給水装置である。

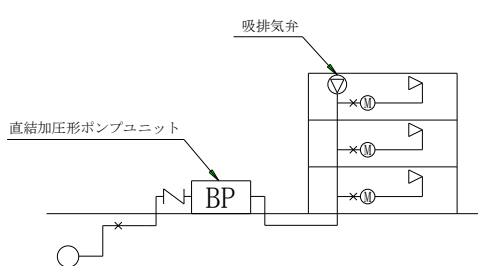


図 2.3.3 直結増圧式(直送式)

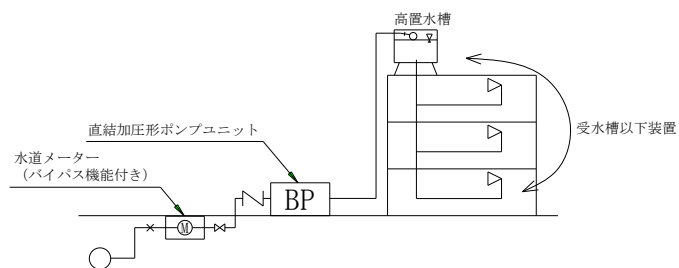


図 2.3.4 直結増圧式(受水槽併用式)

増圧装置の設置にあたっては、以下について考慮する必要がある。

- 1) 停滞空気が発生しない構造とし、かつ、衝撃防止のための必要な措置を講じる。
- 2) 低層階等で給水圧が過大になる恐れがある場合は、必要に応じ減圧すること。
- 3) 増圧装置の設置位置は、水道メーターの下流側で保守点検及び修理を容易に行える場所とし、これらに必要なスペースを確保する。
- 4) 逆流防止装置は、減圧式逆流防止器等の信頼性の高い逆止弁とする。なお、減圧式逆流防止器を設置する場合は、その吐水口からの排水等により、増圧装置が水没することなどのないよう、排水処理を考慮する。
- 5) 増圧装置の選定要件は、以下のとおりとする。
 - ア) 増圧装置は、安定した給水を確保するため、建物の瞬時最大給水量及び給水する高さ（揚程）等を把握し、その目的にあった性能の機種を選定すること。
 - イ) 増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合し、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水ができるものであること。
 - ・ 始動、停止による配水管への圧力変動が極小であり、ポンプ運転による配水管の圧力に脈動がないこと。
 - ・ 吸込み側の水圧が異常低下した場合には自動停止し、水圧が復帰した場合には自動復帰すること。
 - ・ 配水管の水圧の変化及び使用水量に対応でき、安定給水ができること。
 - ・ 吸込み側の水圧が異常上昇した場合には自動停止し、直結直圧給水ができること。
 - ウ) 増圧装置の設置にあたっては、配水管及び周辺家屋に悪影響を与えず、安定した給水が確保され、かつ、当該装置の機能が有効に働くよう給水管延長、給水管口径に留意するとともに、負圧等が発生しないよう考慮した設置場所とすること。
- 6) 増圧装置の仕様は、日本水道協会規格の水道用直結加圧ポンプユニット（JWWA B 130）とし、認証品を使用すること。
- 7) 増圧装置は、電気設備、排水設備等と同時に設置することになるので、設備に精通したものに施工させることが望ましい。

2 受水槽式

受水槽式は受水槽を設置し、これに水道水を一時的に貯留し、ポンプの加圧等により給水する方式である。配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも給水が確保できること、建物内の水使用の変動を吸収し、配水施設への負荷を軽減すること等の効果がある。適用要件は以下のとおりである。

- ア) 一時的に多量の水を必要とし、使用水量の変動が大きく配水管の水圧低下を引き起こす恐れのある場合。
- イ) 常時一定の水圧または水量を必要とする場合。
- ウ) 病院等で災害時、事故等による水道の減水または断水により、使用上支障をきたす恐れのある場合。
- エ) 薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水質に汚染をきたす恐れのある場合。
- オ) 原則として、3階以上の建築物に給水する場合。

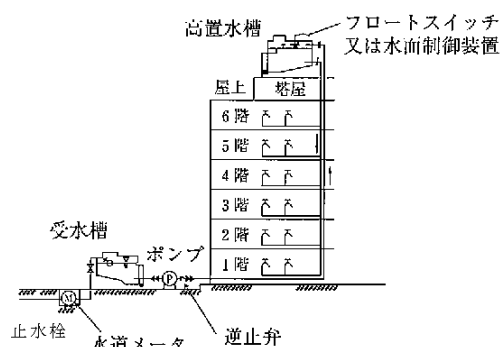


図 2.3.5 高置水槽式

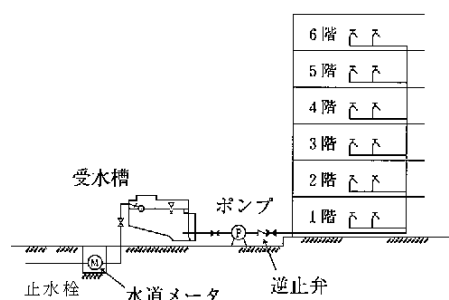


図 2.3.6 ポンプ直送式

ビル、マンション等に設置される受水槽等の給水施設について、一定規模（10m³）を超えるものを簡易専用水道として水道法の規制対象となっている。この規制により、簡易専用水道の設置者は、以下の規制を受ける。

- ア) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- イ) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ウ) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等異常を認めるときは、水質検査を行うこと。
- エ) 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知させる措置を講ずること。
- オ) 1年以内ごとに1回、定期に水質検査を受けねばならないこと。

また、平成 13 年の水道法改正により、簡易専用水道を含め、水槽規模によらない建築物水道の総称として「貯水槽水道」が定義され、供給規定上の設置者責任が明確となった。

受水槽以下の設備は、配水管からの水道水をいったん受水槽に入れ、これをポンプで高置水槽に揚水するか、圧力タンクなどで圧送した上、配管設備によって円滑に飲料水を供給する方法であり、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当しないため、受水槽以下の設備の維持管理については、使用者または所有者の責任において行うこととなる。

3 直結・受水槽併用式

受水槽式は受水槽を設置し、これに水道水を一時的に貯留し、ポンプの加圧等により給水する方式である。適用要件は以下のとおりである。

- ア) 併用式は、直結式および受水槽方式それぞれの要件を適用する。
- イ) 併用式による場合は、両方式を直接連結してはならない。

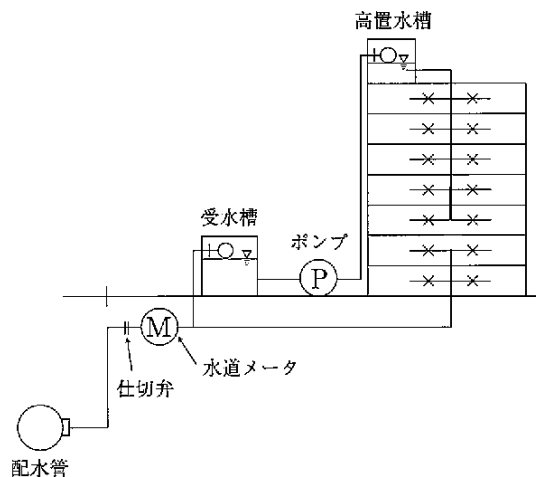


図 2.3.7 直結・受水槽併用式

2.4 計画使用水量

計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量等給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、使用予定人員、用途別使用水量、業態別使用水量、使用器具の最低作動圧力、給水用具の同時使用率、その他建築物の床面積等を考慮して算定する。

計画使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置に一日当たりに給水される使用水量 (L/D) をいう。

同時使用率とは、給水栓、給湯器等の給水用具が同時に使用される率のことであり、この場合における瞬時の最大使用水量を同時使用水量 (L/min) という。

一般に、直結式給水の場合は同時使用水量から求め、受水槽式の場合は 1 日の使用水量から求める。

1 直結直圧式の計画使用水量

直結式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合を十分考慮して実態にあった水量である同時使用水量を設定することが必要である。以下に一般的な同時使用水量の算定方法を示す。

(1) 一戸建ての場合

1) 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法

同時使用率を考慮した給水用具数を表 2.4.1から求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の吐出量を一般的な給水用具の種類別吐出量を表した表 2.4.2から求め、それらを足し合わせ同時使用水量を決定する方法で、使用形態に合わせた設定が可能である。

しかし、使用形態は種々変動するので、それらすべてに対応するためには、同時に使用する用具の組合せを数通り変えて計算しなければならない。このため、同時に使用する給水用具の設定に当たっては、使用頻度の高いもの（台所、洗面所等）を含めるとともに、表 2.4.1にかかわらず同時使用率を決定するなど需要者の意見なども参考に決める必要がある。

また、給水用具の種類別に関わらず吐出量を口径によって一律の水量として扱う方法もある。この場合の水量を表 2.4.3に示す。

表 2.4.1 同時使用率を考慮した給水用具数

総給水用具数(個)	同時使用率を考慮した給水用具数(個)
1	1
2～5	2
6～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

※使用水量及び使用頻度の少ない「屋外水栓」は、総給水用具数から除外することができる。

また、一般家庭以外（商店、工場、事務所等）において、同時使用率が高い場合は、手洗器、小便器及び大便器等、その用途ごとに表 2.4.1 を適用して合算する。

表 2.4.2 種類別吐水量とこれに対応する給水用具の口径

用途	使用水量 (L/min)	対応する給水用具の 口径(mm)	備考
台所流し	12~40	13~20	{ 1回 4~6秒の 吐水量 2~3L { 1回 8~12秒の 吐水量 13.5~16.5L
洗濯流し	12~40	13~20	
洗面器	8~15	13	
浴槽(和式)	20~40	13~20	
浴槽(洋式)	30~60	20~25	
シャワー	8~15	13	
小便器(洗浄水槽)	12~20	13	
小便器(洗浄弁)	15~30	13	
大便器(洗浄水槽)	12~20	13	
大便器(洗浄弁)	70~130	25	
手洗器	5~10	13	
消火栓(小型)	130~260	40~50	
散水	15~40	13~20	
洗車	35~65	20~25	

表 2.4.3 給水用具の標準使用水量

給水栓口径(mm)	13	20	25
標準流量(L/min)	17	40	65

2) 標準化した同時使用水量により計算する方法

給水用具の数と同時使用水量の関係についての標準値から求める方法である。給水装置内全ての給水用具個々の使用水量を足し合わせた全使用水量を、給水用具の総数で除したものに、使用水量比を乗じて求める。給水用具数と同時使用水量比を表 2.4.4 に示す。

$$\text{同時使用水量} = \text{給水用具の全使用水量} \div \text{総給水用具数} \times \text{使用水量比}$$

表 2.4.4 給水用具と同時使用水量比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	
使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

配管及び給水管から分岐可能な戸数を推測する場合、表 2.4.5を参考とするのが便利である。

表 2.4.5 管径均等表

主管口径 mm	分岐管または給水用具の口径							
	13	20	25	40	50	75	100	150
13	1.00							
20	2.94	1.00						
25	5.13	1.75	1.00					
40	16.61	5.66	3.24	1.00				
50	29.01	9.88	5.66	1.75	1.00			
75	79.95	27.23	15.59	4.81	2.76	1.00		
100	164.11	55.90	32.00	9.88	5.66	2.05	1.00	
150	452.24	154.05	88.18	27.23	15.59	5.66	2.76	1.00

$$\text{分岐管数} = (\text{主管の口径} / \text{分岐管の口径})^{5/2}$$

(2) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法

直結式アパート等における分岐戸数を算定するには、給水設備の実情に適応した水理計算をもとに決定するべきであるが、同時使用水量等を考慮した表 2.4.6を参考とするのが便利である。

表 2.4.6 直結式アパート等の分岐戸数（同時使用水量を考慮した場合）

配水管 必要口径 mm	分岐口径 mm	分岐戸数		同時使用水量 L/sec	損失水頭 m	動水勾配 %	直管延長+換算長 m
		13mmの場合	20mmの場合				
50	20	3	1	0.56	10.0	235	43.0
50	25	6	2	0.8	10.0	145	69.0
75	40	18	8	2.1	10.0	80	125.0
100	50	30	14	3.4	10.0	65	154.0
150	75	80	30	7.8	10.0	50	200.0

以下に直結式アパート等の分岐個数を求めるための水理計算における使用水量算定方法を示す。

1) 各戸の使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

1戸の使用水量については、表 2.4.1、表 2.4.4を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、使用戸数の同時使用率（表 2.4.7）により同時使用戸数を定め、同時使用水量を決定する方法である。

表 2.4.7 給水戸数と総同時使用率

戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

2) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法 (BL 規格: ベターリビング規格)
優良住宅部品認定基準 (BL 規格) による算定方法である。計算例を表 2.4.8 に示す。

$$10 \text{ 戸未満} \quad Q = 42N^{0.33}$$

$$10 \text{ 戸以上 } 600 \text{ 戸未満} \quad Q = 19N^{0.67}$$

ただし、 Q : 同時使用水量 (L/min)

N : 戸数

3) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法
計算例を表 2.4.8 に示す。

$$1 \sim 30 \text{ (人)} \quad Q = 26P^{0.36}$$

$$31 \sim 200 \text{ (人)} \quad Q = 13P^{0.56}$$

$$201 \sim 2000 \text{ (人)} \quad Q = 6.9P^{0.67}$$

ただし、 Q : 同時使用水量 (L/min)

P : 人数 (人)

(3) 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法

給水用具給水負荷単位により求める方法を用いる。給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位 (表 2.4.9) に給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用流量図 (図 2.4.1) を利用して求める方法である。

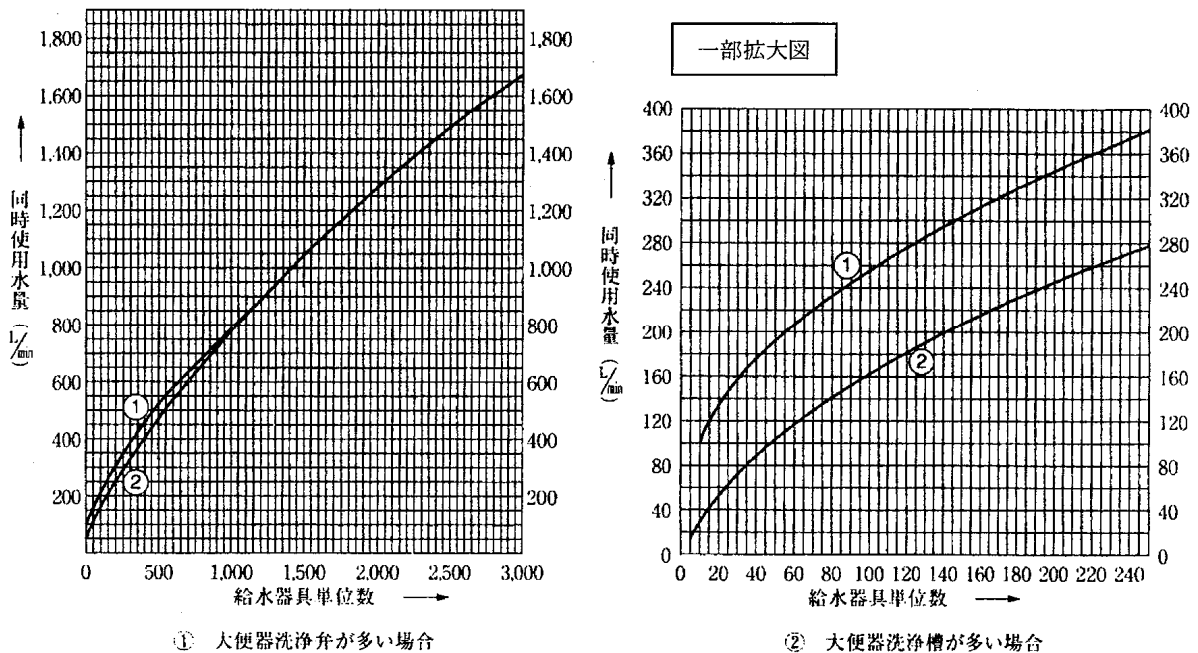
なお、これによりがたい場合は業態別使用水量基準 (表 2.4.10) に基づき、使用水量を算定する。この表を用いて時間最大使用水量を算定する場合は、一日平均使用時間で除した値の 50% 増しとする。

表 2.4.8 使用水量早見表

戸数から算定				居住人数から算定							
戸数 (戸)	住宅 使用量 (L/分)	戸数 (戸)	住宅 使用量 (L/分)	居住 人数 (人)	住宅 使用量 (L/分)	居住 人数 (人)	住宅 使用量 (L/分)	居住 人数 (人)	住宅 使用量 (L/分)	居住 人数 (人)	住宅 使用量 (L/分)
1	42.0	51	264.7	1	26.0	51	117.5	101	172.3	151	215.9
2	52.8	52	268.2	2	33.4	52	118.8	102	173.3	152	216.7
3	60.4	53	271.7	3	38.6	53	120.1	103	174.2	153	217.5
4	66.4	54	275.1	4	42.8	54	121.4	104	175.2	154	218.3
5	71.4	55	278.5	5	46.4	55	122.6	105	176.1	155	219.0
6	75.9	56	281.9	6	49.6	56	123.9	106	177.1	156	219.8
7	79.8	57	285.2	7	52.4	57	125.1	107	178.0	157	220.6
8	83.4	58	288.6	8	55.0	58	126.3	108	178.9	158	221.4
9	86.7	59	291.9	9	57.3	59	127.5	109	179.8	159	222.2
10	88.9	60	295.2	10	59.6	60	128.7	110	180.8	160	223.0
11	94.7	61	298.5	11	61.6	61	129.9	111	181.7	161	223.8
12	100.4	62	301.8	12	63.6	62	131.1	112	182.6	162	224.5
13	105.9	63	305.0	13	65.5	63	132.3	113	183.5	163	225.3
14	111.3	64	308.2	14	67.2	64	133.5	114	184.4	164	226.1
15	116.6	65	311.5	15	68.9	65	134.6	115	185.3	165	226.8
16	121.8	66	314.7	16	70.5	66	135.8	116	186.2	166	227.6
17	126.8	67	317.9	17	72.1	67	136.9	117	187.1	167	228.4
18	131.8	68	321.0	18	73.6	68	138.1	118	188.0	168	229.1
19	136.6	69	324.2	19	75.0	69	139.2	119	188.9	169	229.9
20	141.4	70	327.3	20	76.4	70	140.3	120	189.8	170	230.7
21	146.1	71	330.4	21	77.8	71	141.5	121	190.7	171	231.4
22	150.7	72	333.6	22	79.1	72	142.6	122	191.6	172	232.2
23	155.3	73	336.7	23	80.4	73	143.7	123	192.4	173	232.9
24	159.8	74	339.7	24	81.6	74	144.8	124	193.3	174	233.7
25	164.2	75	342.8	25	82.8	75	145.9	125	194.2	175	234.4
26	168.6	76	345.9	26	84.0	76	147.0	126	195.1	176	235.2
27	172.9	77	348.9	27	85.2	77	148.0	127	195.9	177	235.9
28	177.2	78	351.9	28	86.3	78	149.1	128	196.8	178	236.7
29	181.4	79	354.9	29	87.4	79	150.2	129	197.6	179	237.4
30	185.5	80	358.0	30	88.5	80	151.2	130	198.5	180	238.2
31	189.7	81	360.9	31	88.9	81	152.3	131	199.3	181	238.9
32	193.7	82	363.9	32	90.5	82	153.3	132	200.2	182	239.7
33	197.8	83	366.9	33	92.1	83	154.4	133	201.0	183	240.4
34	201.8	84	369.8	34	93.7	84	155.4	134	201.9	184	241.1
35	205.7	85	372.8	35	95.2	85	156.5	135	202.7	185	241.9
36	209.6	86	375.7	36	96.7	86	157.5	136	203.6	186	242.6
37	213.5	87	378.6	37	98.2	87	158.5	137	204.4	187	243.3
38	217.4	88	381.6	38	99.7	88	159.5	138	205.2	188	244.0
39	221.2	89	384.5	39	101.1	89	160.5	139	206.1	189	244.8
40	225.0	90	387.3	40	102.6	90	161.6	140	206.9	190	245.5
41	228.7	91	390.2	41	104.0	91	162.6	141	207.7	191	246.2
42	232.5	92	393.1	42	105.4	92	163.6	142	208.6	192	246.9
43	236.1	93	395.9	43	106.8	93	164.5	143	209.4	193	247.7
44	239.8	94	398.8	44	108.2	94	165.5	144	210.2	194	248.4
45	243.4	95	401.6	45	109.6	95	166.5	145	211.0	195	249.1
46	247.1	96	404.5	46	110.9	96	167.5	146	211.8	196	249.8
47	250.6	97	407.3	47	112.3	97	168.5	147	212.6	197	250.5
48	254.2	98	410.1	48	113.6	98	169.4	148	213.4	198	251.2
49	257.7	99	412.9	49	114.9	99	170.4	149	214.3	199	251.9
50	261.3	100	415.7	50	116.2	100	171.4	150	215.1	200	252.7

表 2.4.9 給水用具給水負荷単位表

給水用具	水栓の種類	給水負荷単位	
		公衆用	個人用
大便器	洗浄弁	10	6
大便器	洗浄タンク	5	3
小便器	洗浄弁	5	—
小便器	洗浄タンク	3	—
洗面器	給水栓	2	1
手洗器	給水栓	1	0.5
医療用洗面器	給水栓	3	—
事務室用流し	給水栓	3	—
台所流し	給水栓	—	3
料理場流し	給水栓	4	2
食器洗流し	給水栓	5	—
洗面流し	給水栓	2	—
掃除用流し	給水栓	4	3
浴槽	給水栓	4	2
シャワー	混合栓	4	2
水飲み器	水飲み水栓	2	1
湯沸かし器	ボールタップ	2	—
散水・車庫	給水栓	5	—



① 大便器洗浄弁が多い場合

② 大便器洗浄槽が多い場合

図 2.4.1 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図

表 2.4.10 業態別使用水量基準

＜家 事 用＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
住宅 A	1 戸当り	1,000	10	床面積 60m ² 以上のもの
住宅 B		600	10	床面積 30m ² 以上 60m ² 未満のもの
住宅 C		400	10	床面積 30m ² 未満のもの
アパート	1 室当り	200	10	浴室のない共同住宅
寮	各室の床面積 1m ² 当り	19	10	風呂、食堂等が共有施設となっている形態の寮、 寄宿舎等
1) 「住宅」とは、一戸建ての住宅、マンション、公団住宅、公営住宅、社宅等をいう。 2) 「住宅」は、1戸または1室(1世帯)あたりの床面積により、「A～C」に分類する。 3) 「集合住宅における各室」の取扱い ① 共同通路、ベランダ、パイプシャフト等を除く、1室(1世帯)あたりの床面積により算定する。 ② 管理人が常住する場合は、「住宅」で算定し、これを「集合住宅」に合算する。 ③ 管理人が通いの場合は、「アパート」により算定し、これを「集合住宅」に合算する。 4) 「寮における各室」の取扱い ① 管理人室は、「家事用」により算定し、これを「寮」に合算する。 ② 寮生以外が使用する事務所は、「事務所」により算定し、これを「寮」に合算する。 ③ 寮内の娯楽室は、床面積の対象外とし、算定しない。				
＜商 店＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
商店 A	店舗面積 1m ² 当り	90	10	コインランドリー
商店 B		50	10	鮮魚店、豆腐店
商店 C		25	10	理容院、美容院
商店 D		25	10	パン・ピザ・菓子製造販売店、精肉店、寿司・弁当・惣菜の製造販売店
商店 E		20	10	クリーニング店、ペットショップ、麻雀店
商店 F		12	10	カラオケスタジオ、カラオケボックス
商店 G		11	10	コンビニエンスストア、新聞・牛乳の配達店
商店 H		5	10	青果店、生花店、ホームセンター
商店 I		4	10	囲碁・将棋クラブ等
商店 J		3	10	写真館
商店 K		2	10	洋品店、薬局、化粧品店、陶器店、新聞販売店、眼鏡店、電気器具販売店、金物店、厨房用品店、文具店、書籍販売店、手芸店、スポーツ用品店、つり具店、精米店、玩具店、自転車店、建材店、呉服店、タバコ店、カー用品販売、インテリア店、写真取次店、製麺店、駅構内の売店、クリーニング取次店、レンタルビデオ店、寝具店、仏具店、民芸店、酒類販売店、履物店、その他非用水型の商店
商店 L	25	10	業態不確定	
1) 「商店」とは、業態により「A～K」に分類するが、テナント等業態が不確定なものは「商店 L」を適用する。 2) 「店舗面積」とは、製造、販売等営業に要する面積をいう。 ① 店舗内の階段(上階が住居の場合は算入しない)、トイレ、洗面室、化粧室、風除室は算入する。 ② 休憩室は算入しない。				

＜飲 食 業＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
食堂 A	厨房+店舗 面積 1m ² 当り	60	10	日本そば店
食堂 B		55	10	寿司屋、焼肉店、中華料理店
食堂 C		45	10	とんかつ店、天ぷら屋、お好み焼き店、大衆食堂
食堂 D		30	10	小料理屋、居酒屋
食堂 E		60	10	業態不確定
仕出し屋		70	10	主に弁当の製造販売、出前を業とするもの
料亭		35	6	
スナック		16	8	
キャバレー ・バー		14	6	キャバレー、バー、クラブ、コンパ、プールバー 等
喫茶店		35	10	喫茶店、甘味店等
レストラン A		35	10	主に洋食を提供する飲食業 厨房+店舗面積が 100m ² 未満のもの
レストラン B		30	10	主に洋食を提供する飲食業 厨房+店舗面積が 200m ² 未満のもの
レストラン C		45	10	主に洋食を提供する飲食業 厨房+店舗面積が 200m ² 以上のもの
ファースト フード	45	10	フライドチキン、ハンバーガー、ピザ等の製造販 売で客席を有するもの	
<p>1) 「食堂」は、業態により「A～D」に分類、テナント等業態が不確定なものは「食堂 E」を適用する。 また、各業態が混在している場合は、主たる業態により基準水量を算定する。</p> <p>2) 「厨房+店舗面積」とは、厨房（調理場）の面積と営業に要する面積との合計をいう。</p>				
＜大 型 店 舗＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
デパート	延床面積 1m ² 当り	6	10	大経営の総合小売店
スーパー マーケット		10	10	生鮮食品、食料品、日用雑貨等を主として扱うセ ルフサービス方式の店舗
<p>1) 「床面積」とは、建築物の各階またはその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線 で囲まれた部分の水平投影面積をいう。 ①階段、エレベーター、パイプシャフトおよび屋外観覧席はこれに算入する。 ②その周囲の相当部分が壁のような風雨を防ぎうる構造の区画を欠き、かつ、保管または格納その他の屋 内的用途を目的としない部分（ポーチ、ピロティ、バルコニー、吹きさらしの片廊下、通常形式のビル の屋上等）は、「屋外部分」とみなし、算入しない。</p> <p>2) 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。</p>				

＜事 務 所＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
銀行	延床面積 1m ² 当り	1	9	
保険会社		2	9	
自動車販売 整備会社		3	9	自動車の販売、整備および修理を行うもの
事務所 A		20	9	延床面積 50m ² 未満のもの
事務所 B		10	9	延床面積 100m ² 未満のもの
事務所 C		7	9	延床面積 500m ² 未満のもの
事務所 D		4	9	延床面積 500m ² 以上のもの
倉庫		1	9	事務所等の他の建物から独立して存在する物資 の保存および保管に供する建築物
<p>1) 「事務所」とは、銀行、保険会社、自動車販売整備会社以外の会社事務所をいい、延べ床面積により「A～D」に分類する。 ただし、延べ床面積 500m²以上のものについては、500m²までを 8L/m²で、500m²以上を 4L/m²で算定し、合算する。</p> <p>2) 「延床面積」とは、各階の床面積の合計をいう。 ①社員食堂、書庫、保管庫、娯楽室等は算入する。 ②外部の者も利用する営業食堂がある場合は、「飲食業」により算定し、これを「事務所」に合算する。 ③集合ビル（貸ビル）内の事務所は、各室ごとに床面積を算定し、それぞれの基準を適用し合算する。</p>				
＜宿 泊 施 設＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
旅館 A	延床面積 1m ² 当り	15	12	各室ごとに風呂がついていないもの
旅館 A		16	12	各室の全部または一部に風呂がついているもの
＜その他の業種＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
ガソリン スタンド	敷地面積 1m ² 当り	8	12	
パチンコ	延床面積 1m ² 当り	8	12	パチンコ、スマートボール、ビリヤード等
映画館	1 客席当り	25	14	映画館、寄席、劇場等

＜病 院＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
大病院	各科または単科を扱う病院で、入院に必要な施設(病室、厨房等)を有するもの	970	10	規 模：100～250 病床 病床使用率：70% 病院の開設者が公的機関(国・県・市町村・日赤・全国社会保険協会連合会・健康保険組合およびその連合会)または学校法人の場合は、使用率100パーセントとする。
				規 模：251 病床以上 病床使用率：100% 開設者が個人または医療法人の場合は、使用率75%とする。
小病院	1 病床当り	850	10	規 模：20～99 病床 病床使用率：70%
診療所 A		840	10	規 模：19 病床以下 病床使用率：70%
診療所 B	医療部門面積 1m ² 当り	10	10	入院に必要な施設のないもの
精神病院	主たる診療が精神科または神経科の小病院および大病院については、申請者側の資料等を十分検討し、決定する。			
1) 「医療部門面積」とは、医療部門の総面積をいう。 ①住宅部分を含む場合は、別途「家事用」により算定する。 ②診察室、手術室(準備室)、消毒室、処置室、物療室(理療室)、レントゲン室(透視室操作室、暗室)、検査室(心電図室)、薬局(薬品室)、医局、受付事務室、待合室、技工室、病室、看護師詰所、院長室は医療部門面積に算入する。 ③機械室(ボイラー室)、資料室、休憩室、更衣室、浴室(脱衣室)、便所、廊下、玄関、物置、倉庫(リネン)、会議室、相談室、洗面所、ロッカー室、応接室、洗濯室、宿直室は医療部門面積に算入しない。 2) 「計画一日最大給水量」の算定方法 計画病床数(認可)に「病床使用率」、さらに「基準水量」を乗じて算定する。				
＜学 校 等＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
保育園	園児 1 人当り	85	9	
幼稚園		25	5	
小学校	生徒 1 人当り	40	9	
中学校		35	9	
高校大学		40	9	
各種学校		17	9	和洋裁、OA、音楽、経理、進学予備校、理美容等で、1 建築物全体で学校施設として使用するもの
各種塾	延床面積 1m ² 当り	2	8	和洋裁、OA、語学、音楽、進学予備校、学習塾、習字等の各種塾をいう
＜官 公 庁＞				
業 態 名	原 単 位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
官公庁	延床面積 1m ² 当り	4	9	公務員が事務を行うところをいう

＜文化施設＞				
各室の用途	原 単 位	一日最大 使用水量	使用時間 (時間)	1日当り使用人員
事務室	延床面積 1m ² 当り	別途基準水量「事務所」による		
管理人室	床面積 1m ² 当り	別途基準水量「家事用」による		
館長室	1室当り	100	9	
従業員室	1人当り	100	9	売店員、機械作業員
図書室	利用者 1人当り	25	9	0.4人/m ²
会議室		25	9	0.2人/m ²
和室		25	9	0.3人/m ²
その他の室		25	9	0.3人/m ² (児童室、工作室等)
研修室		50	9	定員数
宿泊室		100	9	計画人員
浴槽		1槽当り	有効水量	9
浴室	利用者 1人当り	50	9	計画人員
シャワー室		50	9	計画人員
大ホール		10	9	定員数
大広間		10	9	0.4人/m ²
体育館	選手1人当り	100	9	延選手人員
〃	観客1人当り	30	9	定員数
医務室	担当1人当り	50	9	定員数
役員室	利用者 1人当り	50	9	定員数
トレーニング室		10	9	ロッカー数×3回/日
〃		60	9	浴室・シャワー施設のあるもの ロッカー数×3回/日
ゴルフ練習場		10	9	打席数×4回/日
テニスクラブ		10	9	4人/コート × 4回/日
テニスクラブシャワー		50	9	4人/コート × 4回/日
テニスクラブ散水		1ヶ当り	50	9
屋外施設 複合施設	空気調和・衛生工学便覧を参考に別途協議			
<p>1) 公民館、集会所、コミュニティセンター、保険センター、青少年婦人会館、研修センター、児童館、老人福祉センター、老人憩の家、老人休養ホーム、市民センター、勤労会館、文化会館、その他これらに類するものを対象とする。 ただし、美術館、博物館は別途協議とする。</p> <p>2) 各室の用途別使用水量を算定し、これを合算して当該建物の一日最大使用水量を算定する。</p> <p>3) 展示室、資料室、書庫等は対象としない。</p>				

＜社会福祉施設＞				
施設名	原単位	原単位当り 一日最大 使用水量	一日平均 使用時間 (時間)	対象とする業態
収容施設	収容者 1人当り	500	10	
通園施設	通園者 1人当り	210	9	
主な社会福祉施設				
保護施設	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設			
児童福祉施設	乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、教護院、助産施設、保育所、児童更正施設			
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター			
身体障害者 更正援護施設	身体障害者更正施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設視聴覚障害者情報提供施設			
精神薄弱者 援護施設	精神薄弱者更正施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム、精神薄弱者通勤寮			
母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム			
注) 1. この表にない社会福祉施設は、これに準ずる。 2. 有料老人ホームは、社会福祉施設に準ずる。 3. 施設の利用方法により、入所(収容)施設と通所(通園)施設に分類される。				
＜その他の取扱い＞				
種別	算定法			
冷却塔 補給水	1) 冷却塔補給水として、循環水量の1.5%の水量に各々の業態の1日平均使用時間に乗じた水量を加算する。 2) 複数の冷却塔がある場合の使用時間は、主要となる1台に基準の使用時間を適用し、2台目以降は申請者と十分協議するものとする。			
プール給水	1) 一時用水として有効容量の3.3%を加算する。 2) 補給用水として有効容量の3.0%を加算する。			
複合用途 ビル	1) 複合用途ビル(建物内に数種の業態が入居している形態を有するビル)は、各々の業態の基準水量により算定し、合算する。 2) 基準に定めのない業態および定めている業態のうち、特殊なものは、空気調和・衛生工学便覧等を参考に所要水量を算出し、申請者と十分協議すること。 3) 共用部分(階段、エレベーター、パイプシャフト、共同トイレ、共同給湯室等)については、対象面積から除外する。 4) 建物内に複数の量水器を有する場合は、業態ごとに計画1日最大給水量を算出した後、量水器1個ごとに計画1日最大給水量を算定する。			

2 直結増圧式の計画使用水量

直結増圧式給水を行うにあたっては、同時使用水量を適正に設定することは、適切な配管口径の決定及び増圧給水設備の適正容量の決定に不可欠である。これを誤ると、過大な設備の導入、エネルギー利用の非効率化、給水不足の発生などが起こることが

ある。同時使用水量の算定にあたっては、給水用具種類別吐水量とその同時使用率を考慮した方法（表 2.4.1～表 2.4.1）、戸数及び居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法、建物種類別単位給水量・使用時間・人員表（表 2.4.12）を参考にする方法等があり、各種算定方法の特徴を熟知した上で使用実態に応じた方法を選択すること。

BL 規格により算定した瞬時最大給水量及び給水管口径早見表を表 2.4.11に示す。

表 2.4.11 瞬時最大給水量及び給水管口径早見表

戸数 (戸)	住宅使用量		給水管口径 (mm)	戸数 (戸)	住宅使用量		給水管口径 (mm)
	(L/分)	(L/秒)			(L/分)	(L/秒)	
1	42.0	0.70	25	18	131.8	2.20	40
2	52.8	0.88	25	19	136.6	2.28	40
3	60.4	1.01	25	20	141.4	2.36	40
4	66.4	1.11	40	21	146.1	2.43	40
5	71.4	1.19	40	22	150.7	2.51	40
6	75.9	1.26	40	23	155.3	2.59	50
7	79.8	1.33	40	24	159.8	2.66	50
8	83.4	1.39	40	25	164.2	2.74	50
9	86.7	1.45	40	26	168.6	2.81	50
10	88.9	1.48	40	27	172.9	2.88	50
11	94.7	1.58	40	28	177.2	2.95	50
12	100.4	1.67	40	29	181.4	3.02	50
13	105.9	1.77	40	30	185.5	3.09	50
14	111.3	1.86	40	31	189.7	3.16	50
15	116.6	1.94	40	32	193.7	3.23	50
16	121.8	2.03	40	33	197.8	3.30	50
17	126.8	2.11	40				

1. 瞬時最大給水量は「優良住宅部品認定基準（BL規格）による計算」により算定

$$Q = 42 N^{0.33} \quad (10 \text{ 戸未満})$$

$$Q = 19 N^{0.67} \quad (10 \text{ 戸以上 } 600 \text{ 戸未満})$$

2. 口径は、流速（2.0m/sec以内）から単純に算出した最小口径であり、給水管の口径を決定する場合には、現場条件の損失水頭等を考慮すること。

3. 給水管口径の計算値

$$\text{呼び径 } 25 \text{ mm } (1.06 \text{ L/sec})$$

$$40 \text{ mm } (2.51 \text{ L/sec})$$

$$50 \text{ mm } (3.32 \text{ L/sec})$$

表 2.4.12 建物種類別単位給水量・使用時間・人員（空気調和衛生工学便覧による）

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (h/日)	注記	有効面積当たり の人員など	備考
戸建て住宅 集合住宅 单身寮	200~400L/人 200~350L/人 400~600L/人	10 15 10	居住者1人当たり 居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16人/m ²	
官公庁・事務所	60~100L/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m ²	男50L/人、女100L/人。社員食堂・テナントなどは別途加算
工場	60~100L/人	操業時間1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/m ² 立作業0.1人/m ²	男50L/人、女100L/人。社員食堂・シャワーなどは別途加算
総合病院	1500~3500L/床 30~60L/m ²	16	延べ面積1m ² 当たり		設備内容などにより詳細に検討する
ホテル全体 ホテル客室部	500~6000L/床 350~450L/床	12 12			同上 客室のみ
保養所	500~800L/人	10			
喫茶店	20~35L/客 55~130L/店舗m ²	10		店舗面積は厨房面積を含む	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算
飲食店	55~130L/客 110~530L/店舗m ²	10		同上	同上 定性的には、軽食・蕎麦・和食・洋食・中華の順が多い
社員食堂 給食センター	20~50L/食 80~140L/食堂m ² 20~30L/食	10 10		同上	同上 同上
デパート・スーパーマーケット	15~30L/m ²	10	延べ面積1m ² 当たり		従業員分・空調用水含む
小・中・普通高等学校 大学講義棟	70~100L/人 2~4L/m ²	9 9	(生徒・職員)1人当たり 延べ面積1m ² 当たり		教師・従業員分を含む。プール用水(40~100L/人)は別途加算 実験・研究用水を含む
劇場・映画館	25~40L/m ² 0.2~0.3L/人	14	延べ面積1m ² 当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅 普通駅	10L/1000人 3L/1000人	16 16	乗降客1000人当たり 乗降客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算 従業員分・多少のテナント分は含む
寺院・教会	10L/人	2	参会者1人当たり		常住者・常勤者は別途加算
図書館	25L/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/m ²	常勤者は別途加算

注 1) 単位水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水などは別途加算する。

3 受水槽式の計画使用水量

受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般的に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。計画1日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・人員表（表 2.4.12）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。表 2.4.12にない業態等については、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。また、実績資料等がない場合でも、例えば用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。

(1) 使用水量算出方法

1) 使用人員から算出する場合

1人1日当たり使用水量（表 2.4.12）×使用人員

2) 使用人員が把握できない場合

単位床面積当たり使用水量（表 2.4.12）×延床面積

3) その他

使用実績等による積算

(2) 受水槽容量の決定

受水槽等の容量は、計画1日使用水量をもとに決定する。計画1日使用水量に対し、受水槽有効容量は4/10～6/10程度、高置水槽は1/10程度を基準とし、使用形態等を考慮し決定する。

4 給水用具の最低必要圧力

給水用具の最低必要圧力は、表 2.4.13のとおりである。

表 2.4.13 給水器具の最低必要圧力（参考）

器具	必要圧力 (kPa)
一般水栓	30 (0.3kgf/cm ²)
ガス湯沸器 7～16号	50 (0.5kgf/cm ²)
ガス湯沸器 22～30号	80 (0.8kgf/cm ²)
追焚付給湯器	10 (0.1kgf/cm ²)
大便器洗浄弁	70 (0.7kgf/cm ²)
小便器水栓	30 (0.3kgf/cm ²)
小便器洗浄弁	70 (0.7kgf/cm ²)
シャワー	70 (0.7kgf/cm ²)

2.5 給水管口径の決定

1 基本要件

給水管の口径は、次のことを考慮して決定するものとする。

- 1) 給水管の口径は、配水管の最小動水圧 0.147 MPa (1.5 kgf/cm^2) 時においても、所要水量を十分供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにすること。
- 2) 給水管の口径は、水理計算により決定するものとするが、分岐点から給水用具までの立上り高さと所要水量に対する総損失水頭を加えたものが、配水管（又は既設給水管）の最小動水圧時の水頭以下となるよう定めるものとする。（水頭変化曲線を図 2.5.1 に示す）

「総損失水頭」とは、所要水量を流すにあたっての分岐から給水装置末端給水用具までの管の摩擦損失水頭並びに給水用具類（止水栓、量水器、水栓等）、管継手部、管の曲がり及び分岐等による損失水頭の総和をいう。

また、給水管の管内流速は、速くすると流水音が生じたり、ウォーターハンマーを起こしやすくなるので、 2m/sec 以下に抑えることとする。

- 3) 湯沸器などのように最低作動圧力（表 2.4.13）を必要とする給水用具がある場合は、最低必要圧力を考慮して設計することも必要である。

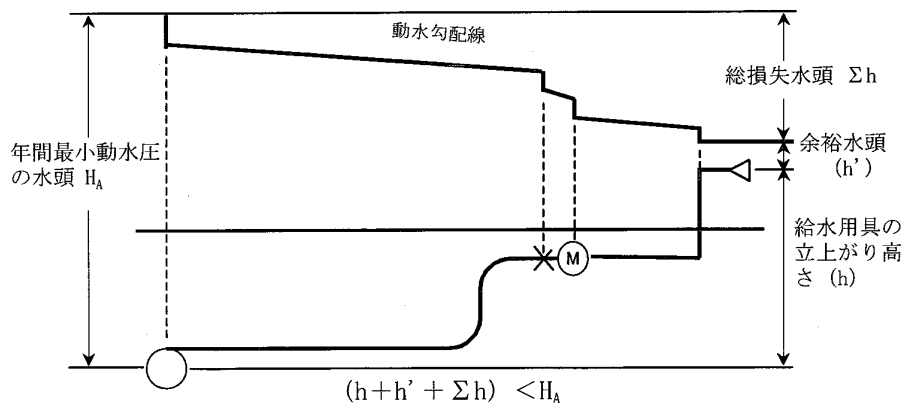


図 2.5.1 水頭変化曲線

2 口径決定の手順

- ① 同時使用給水用具を設定し、各区間の所要水量を算定する。
- ② 区間口径を仮定する。
- ③ 水理計算により、給水装置末端から各分岐点での所要水頭を算定する。
- ④ 最終的に、給水装置全体の所要水頭が、配水管の最小動水圧の水頭以下となるよう仮定口径を修正して、口径を決定する。

3 量水器口径選定基準

- ① 量水器口径は、原則として前後の給水管と同口径とするが、適正使用流量範囲、一時的使用の許容流量（表 2.5.1）を参考にして選定するものとする。
- ② 一般家庭の場合は、給水栓数による量水器口径選定表（表 2.5.2）を参考に選定することができる。
- ③ 単身者用住宅として申請者が申し出たもののうち、床面積40㎡未満の場合は、量水器の口径を13mmにすることができる。

表 2.5.1 量水器口径選定基準表(JIS 対応メーター)

口径 (mm)	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の 許容流量 (m ³ /h)		一日当たりの 使用量 (m ³ /日)			月間 使用量 (m ³ /月)
		10分/日 以内の 場合	1時間/日 以内の 場合	1日使用 時 間の合計 が5時間 のとき	1日使用 時 間の合計 が10時間 のとき	1日24時 間使用の とき	
13	0.1～1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20	0.2～1.6	4	2.5	7	12	20	170
25	0.23～2.5	6.3	4	11	18	30	260
30	0.4～4.0	10	6	18	30	50	420
40 (接線流)	0.5～4.0	10	6	18	30	50	420
50 (たて型)	1.25～17.0	50	30	87	140	250	2,600
75 (たて型)	2.5～27.5	78	47	138	218	390	4,100
100 (たて型)	4.0～44.0	125	74.5	218	345	620	6,600

表 2.5.2 給水栓数による量水器口径選定表

(一般家庭の場合のみの参考)

量水器口径	13mmの水栓数
13mm	1～5個
20mm	6～15個
25mm	16個以上

※口径が大きい給水栓、洗浄弁(フラッシュバルブ)を設置する場合は、
表 2.4.2 及び表 2.4.3 を参考とし 13mm の水栓に換算し計上する。

4 損失水頭の算定に用いる公式等

1) 給水管の摩擦損失水頭

- ① $\phi 50$ mm 以下の場合は、ウエストン (Weston) 公式 (図 2. 2. 2 に流量図を示す) によること。

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \cdot V$$

ここに、 h : 管の摩擦損失水頭 (m)

v : 管の平均流速 (m/sec)

L : 管の長さ (m)

D : 管の口径 (m)

g : 重力の加速度 (9.8m/sec²)

Q : 流量 (m³/sec)

- ② $\phi 75$ mm 以上の場合は、ヘーゼン・ウィリアムス (Hazen-Williams) 公式 (図 2. 2. 3 に流量図を示す) によること。

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

ここに、 I : 動水勾配 = $(h/L) \cdot 1000$

C : 流速係数

※ 流速係数は、給水管内面の粗度、管路中の屈曲、分岐部等の数及び通水後の経過年数により異なる。

一般に、新管を使用する場合は、屈曲部損失等を含んだ管路全体として、 $C=100$ を採用し、直線部のみ (屈曲損失などは別途計算する) の場合は、 $C=130$ を採用するのが適当である。

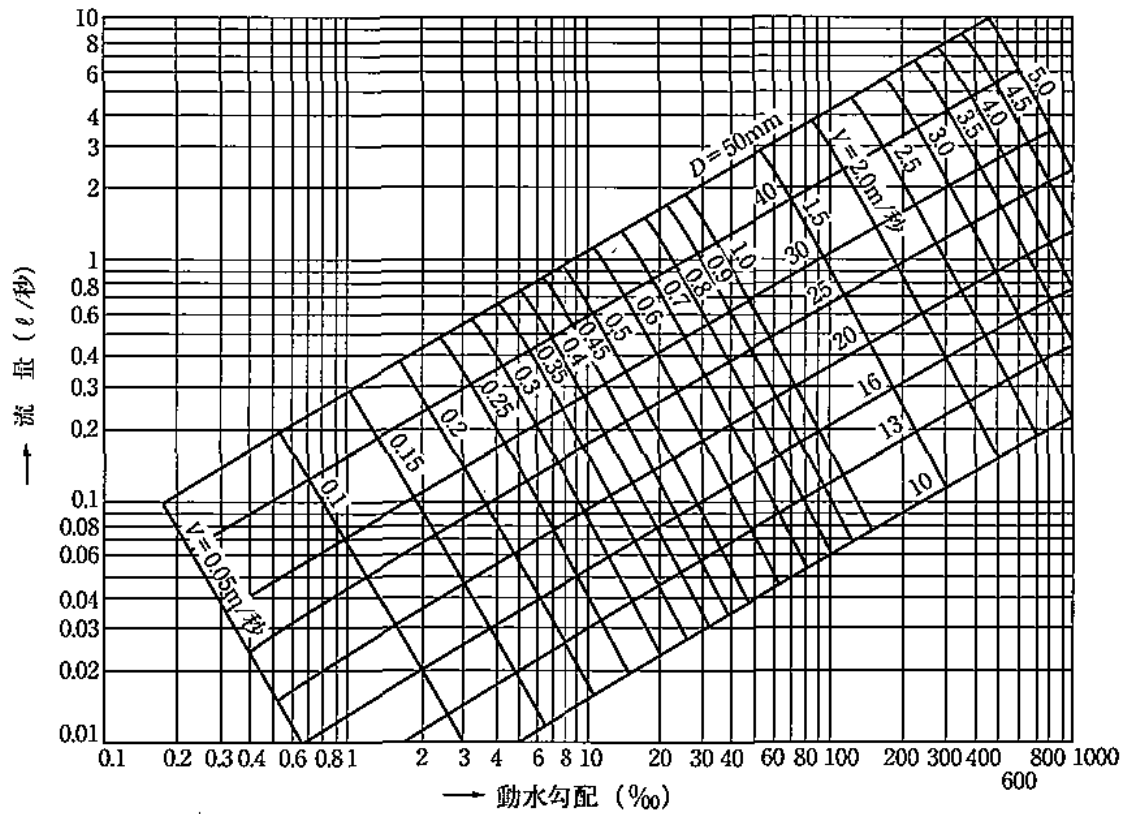


図 2.5.2 ウェストン公式流量図

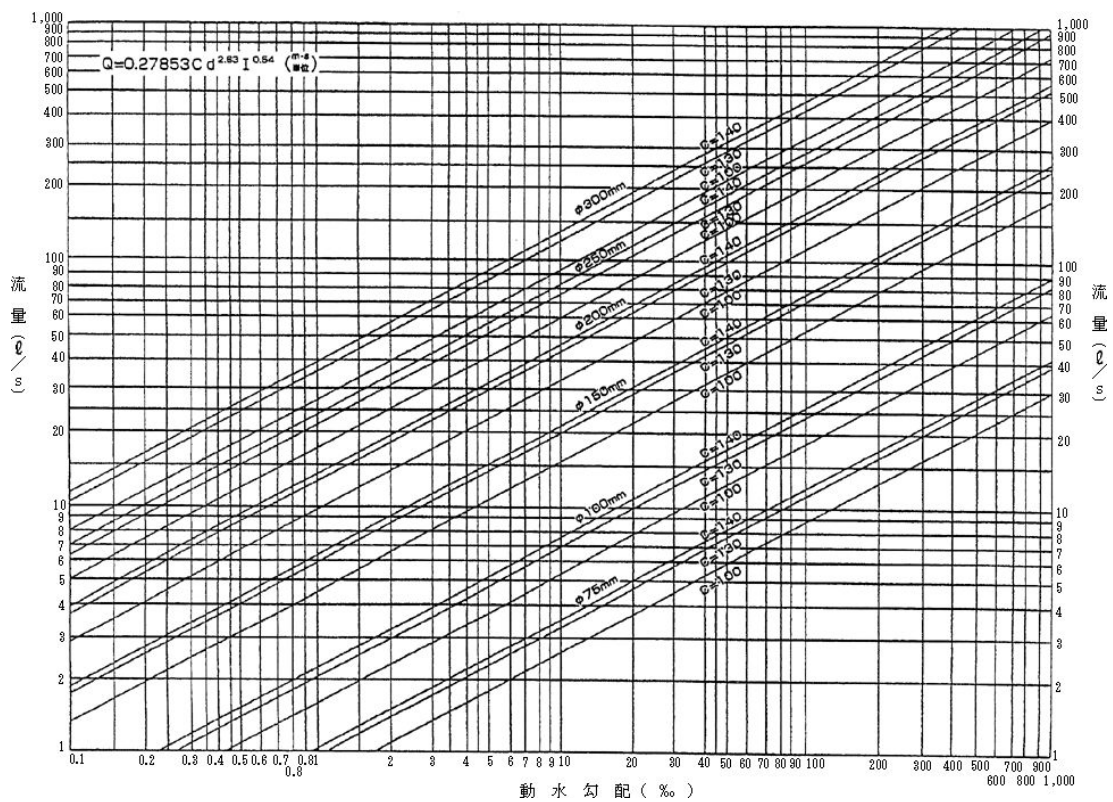


図 2.5.3 ヘーゼン・ウィリアムス公式流量図

2) 給水用具等による損失水頭

合理的かつ簡易化するため、給水用具及び工事等により生じる摩擦損失水頭を表

2.5.2により直管延長に換算して損失水頭を算定すること。

表 2.5.2 直管換算表

単位：m

種類 口径	分岐箇所	量水器			水栓取 付 (普通)	玉形弁 (ストップ バルブ)	スルース バルブ	ボール式 伸縮止水 栓 伸縮ボー ル止水栓 ボール止 水栓(乙 型)	定水 位弁	曲半径 小		曲半径 大	
		接線流 羽根車式	軸流 羽根車式	電磁式 (50mm以 上)						90° 曲管	45° 曲管	90° 曲管	45° 曲管
13	0.5~1.0	3			3.0	4.5	0.12	0.12	4.5				
20	0.5~1.0	6			8.0	6.0	0.15	0.15	6.0				
25	0.5~1.0	15			8.0	7.5	0.18	0.18	7.5				
40	1.0	30				13.5	0.30	0.30	13.5	1.5			
50	1.0		26	26		16.5	0.39	0.39	16.5	2.1	1.2		
75	1.0		25	25		24.0	0.63		24.0	3.0	1.8	1.5	
100	1.0		43	43		37.5	0.81		37.5	4.2	2.4	2.0	1.0

(注) T字管(分流)は、90° 曲管を準用すること。

2.6 給水管の分岐

1 分岐の原則

- 1) 原則として、口径 350mm 以上の配水管からは分岐してはならない。
- 2) 原則として、1 敷地内への取出しは 1 箇所とする。ただし、敷地設定の状況により 1 建築物に 1 箇所の取出しとすることができる。
- 3) 原則として、1 敷地内に複数の取出し箇所がある場合、必要以外の取出し箇所は、撤去すること。（配水管分岐部にて分水止め）
- 3) 水道以外の管又は他の水管（配水管からの取出し位置を異にする給水装置及び井水管等）との接続を行ってはならない。

2 分岐管の口径

- 1) 分岐管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比べ、著しく過大でないものとし、既設配水管より 2 サイズ以下の口径とする。

3 分岐箇所

- 1) 分水栓の位置は、他の分水栓位置から 30 cm 以上離さなければならない。
- 2) 配水管と枝管の仕切弁との間からは分岐してはならない。
- 3) 異形管及び付属施設（仕切弁筐、消火栓室等）の近接箇所から分岐する場合は、1.0m 以上離さなければならない。

4 分岐方法

配水管からの分岐方法は、表 2.6.1 によるものとする。

表 2.6.1 給水管の分岐方法

配水管種別	分岐給水管口径	分岐方法
ダクタイル鋳鉄管 配水用ポリエチレン管	20・25・40・50	サドル分水栓
	50 を超えるもの	耐震型割 T 字管

注 1) サドル分水栓の穿孔口径は、給水管口径と同径とする。

注 2) 給水管にステンレス鋼管を使用する場合のサドル分水栓の材質は、ステンレス製とする。

注 3) 給水管にポリエチレン管を使用する場合のサドル分水栓の材質は、青銅製とする。

2.7 給水管の埋設深さ

給水管の埋設深さは、表 2.7.1を標準とするが、道路部分にあつては、道路管理者の指示に従うものとする。

表 2.7.1 給水管の埋設深さ

区 分	埋 設 深 さ
公道内 (公道と同等の利用形態が認められる私道を含む。)	道路管理者の指示
私道内 (上記に規定する利用形態の私道を除く。)	舗装厚さ+30cm 以上
宅地内 (量水器及びその前後は、この限りではない。)	30cm 以上

2.8 止水栓の設置

配水管等から分岐して最初に設置する止水栓（以下「第1止水栓」という。）の位置は、原則として道路と宅地の境界線から至近距離（1.0m 以内）で維持管理に支障のない位置に設置し、維持管理上支障がないよう、専用の止水栓筐内に収納すること。

1 止水栓

- ・埋設深さは、給水管埋設深さと同一、かつ、30cm 以上 50cm 以内とすること。
- ・既設第1止水栓が宅地の切土、鋤き取りなどにより、道路と宅地の境界線から 1.0m 以上に位置する場合は、道路と宅地の境界線から 1.0m 以下の維持管理に支障のない位置に、給水管を短縮して（凍結工法等による）移設すること。
- ・開閉ハンドルは、止水栓の操作に支障が無いように設置すること。

1) 口径 13、20 mm の場合

- ① 量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。

2) 口径 25 mm の場合

- ① 量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。
- ② 量水器の下流側に逆止弁を設置しなければならない。

3) 口径 30、40 mm の場合

- ① 量水器の上流側にボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。
- ② 量水器の下流側に逆止弁ボックスを設置し、その内部に逆止弁及びボール式伸縮止水栓を設置しなければならない。

- 4) 口径 50 mm の場合
 - ① 量水器の上流側にボール式止水栓を設置しなければならない。
 - ② 量水器の下流側に仕切弁を設置しなければならない。
- 5) 口径 75 mm 以上の場合
 - ① 第 1 止水栓としてソフトシール仕切弁を設置しなければならない。
 - ② 量水器の下流側に仕切弁を設置しなければならない。

2 止水栓筐

- ・蓋の材質は、耐荷重・耐衝撃性に優れたダクタイル鋳鉄製とする。
- ・蓋の開閉方向は、公道部分より止水栓内部が見える向きとする。蓋の開閉方向を給水申請図に明示すること。
- ・据付にあたっては、止水栓の開閉ハンドルが筐の中心位置にあるようにすること。
- ・設置高さは、埋没を防ぐため、地面より 2~3cm 程度高くすること（宅地造成を除く）。ただし、通行の妨げになる場合はこの限りでない。
- ・筐の下部は、コンクリート平板等を置き、給水管に直接影響を与えないようにすること。

3 設置標準図

原則として、検針業務に支障となる位置には止水栓及び量水器を設置してはならない。駐車場など車庫内に設置する場合、車の荷重を受けず、駐車場の隅など損傷する恐れのない場所に設置する。設置標準図を図 2.8.1 に示す。

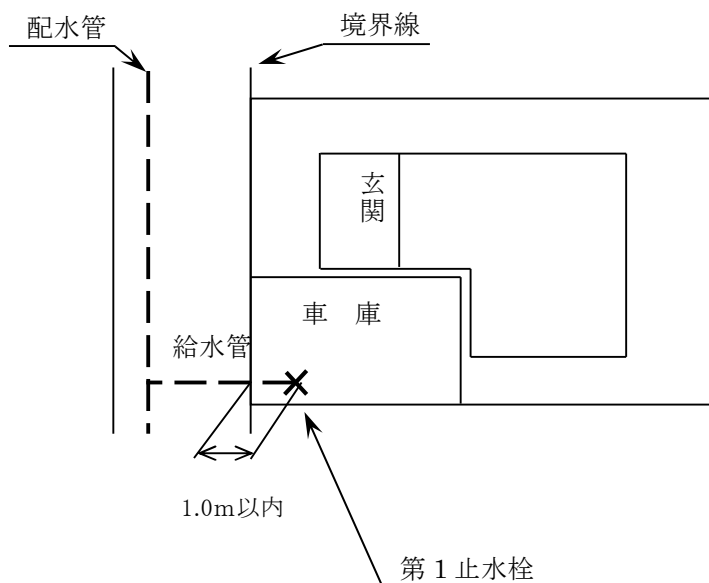


図 2.8.1 止水栓設置標準図

2.9 量水器の設置

1 量水器

- 1) 原則として、道路と宅地の境界線から 2.0m 以内で、配水管等からの給水管分岐部に最も近接した宅地内に設置すること。既設量水器が道路と宅地の境界線から 2.0m 以上に位置する場合は、建築物の建替え等、量水器周りの配管変更時に、改造申請に伴い、道路と宅地の境界線から 2.0m 以下の維持管理に支障のない位置に量水器を移設すること。
- 2) 設置位置が確認でき、点検及び交換等が容易に行うことができる場所に設置すること。
- 3) 凍結、外傷、衝撃等による破損又は異状を生じるおそれのない場所に設置すること。
- 4) 台所、便所、物置等の周辺あるいは家屋の裏側は避け、汚水等が入り難い乾燥した場所に設置すること。
- 5) 量水器の設置は原則として口径 ϕ 13mm 及び口径 ϕ 20mm のメーターについては維持管理等を考慮して地上式とし、口径 ϕ 25mm 以上のメーターについては埋設式とする。地中に設置する場合は、量水器筐又は同室内に設置すること。
- 6) 地上式の設置高さは、メーターボックスユニットの設置基準線と地盤高を合わせること。
- 7) 口径 ϕ 13mm 及び口径 ϕ 20mm のメーターを、やむをえず埋設式とする場合、以下の要件を満たす場合に限り承認するものとする。
 - ア) 道路から容易に検針、メーター交換をすることが可能であること。
 - イ) 門扉など遮蔽物により敷地内へ立ち入りを制限されない場所であること。
 - ウ) 車の下、植栽などに隠れない場所であること。
 - エ) メーターボックスの構造・寸法は次項に示すとおりとし、規格は同等品以上とする。
- 8) 設置高さは、埋没を防ぐため、地面より 2~3cm 程度高くすること。ただし、通行の妨げになる場合はこの限りではない。
- 9) 口径 50mm 以上の量水器（フランジ式）を設置する場合の量水器廻り配管材質は、耐荷重性能を有した材質とし、かつ、量水器の下部は座台などを置くこと。
- 10) 原則として、給水用具より低い位置に設置すること。
- 11) 直結増圧方式の集合住宅等における水道メーターには、メーターバイパスユニットを設置すること。メーターバイパスユニットは、水道メーター交換時はバイパス側を通水させ、断水を回避できる機能を持たせたものである。（図 2.9.1）

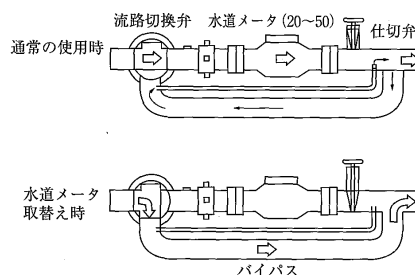


図 2.9.1 メーターバイパスユニット

12) 集合住宅等の各戸量水器の接続には、パイプシャフト用メーターユニットを使用することができる。ただし、メーター止水材は平パッキン（Oリングは使用不可）とする。パイプシャフト用メーターユニットは止水栓、逆止弁等が一体とされた製品で、メーター接続部に伸縮機能を持たせ、手回し等で容易にメーターの着脱を行うことができる。

設置時にはパイプシャフト内の維持管理性を考慮し、設置スペースを考慮すること。

13) 集合住宅等の量水器を屋外に設置する場合は、原則として維持管理等を考慮し、地上式メーターユニット又は壁掛型集中メーターユニットを設置すること。

14) 受水槽以下装置に設置する量水器については、設置者の負担とし、設置後水道事業管理者へ寄付を行うこととする。（第4章手続きを参照）

15) SUS316 材料と SUS 以外の金属を接続する場合は、絶縁構造とすること。

2 量水器筐又は同室

量水器筐又は同室の形状は、次の表のとおりとする。

表 2.9.1 口径 40mm 以下の量水器の量水器筐の形状

量水器 口径	量水器筐の材質・形状					逆止弁を同一筐内に設置する場合	
	地上式 メーターユニット	铸铁製		樹脂製			FRP 製
		大	特大	大	特大	超特大	
13mm	○	△	△	△	△		樹脂製特大を使用すること
20mm	○	△	△	△	△		樹脂製特大を使用すること
25mm			○		○		FRP 製超特大を使用すること
30・40						○	

注) △：設置要件を満たす場合に使用

表 2.9.2口径 50mm 以上口径 150mm 以下の量水器の
量水器室（大型メーターユニット）の形状（単位：mm）

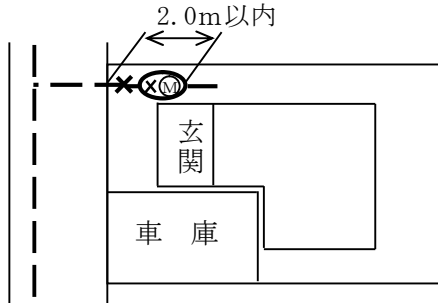
量水器口径	量水器室（大型メーターユニット）					鉄蓋		
	各部共通		上部	中部	下部	L	W	H
	L	W	H					
50mm、75mm	850	580	540	—	300	844	574	100
100mm、150mm	1200	650	400	375	300	1194	644	100

3 設置標準図

止水弁管及び量水器管の設置は、以下を標準とする。

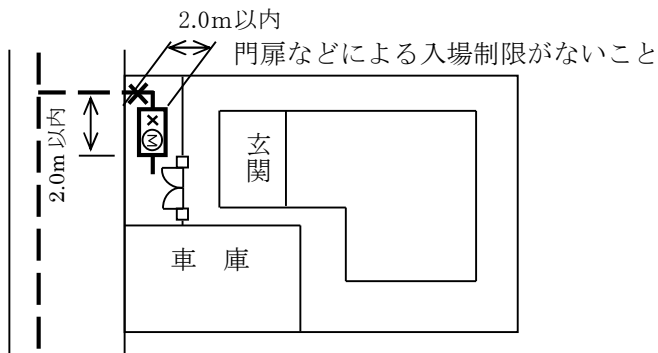
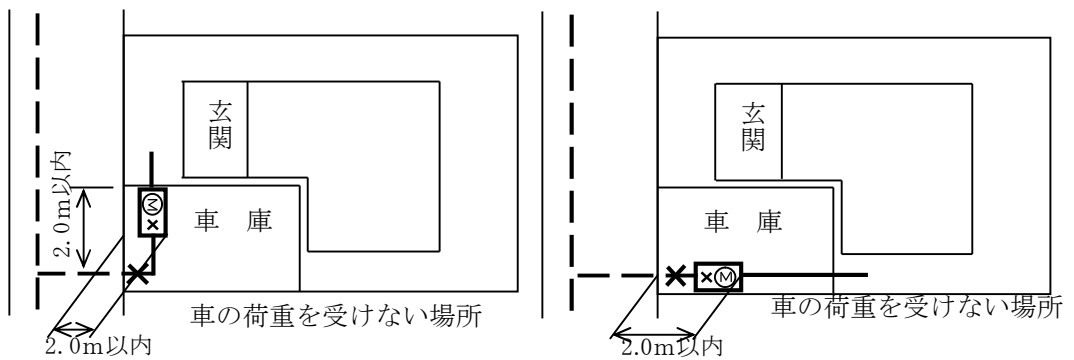
1) 地上式の設置標準図

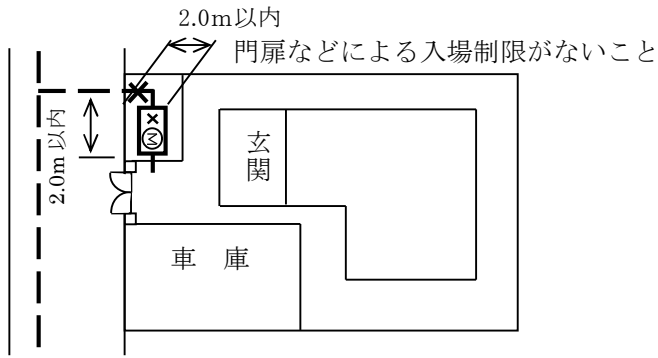
①一般的な場合



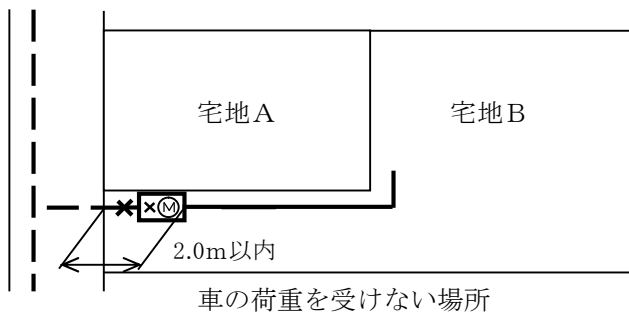
2) 埋設式の設置標準図

①一般的な場合



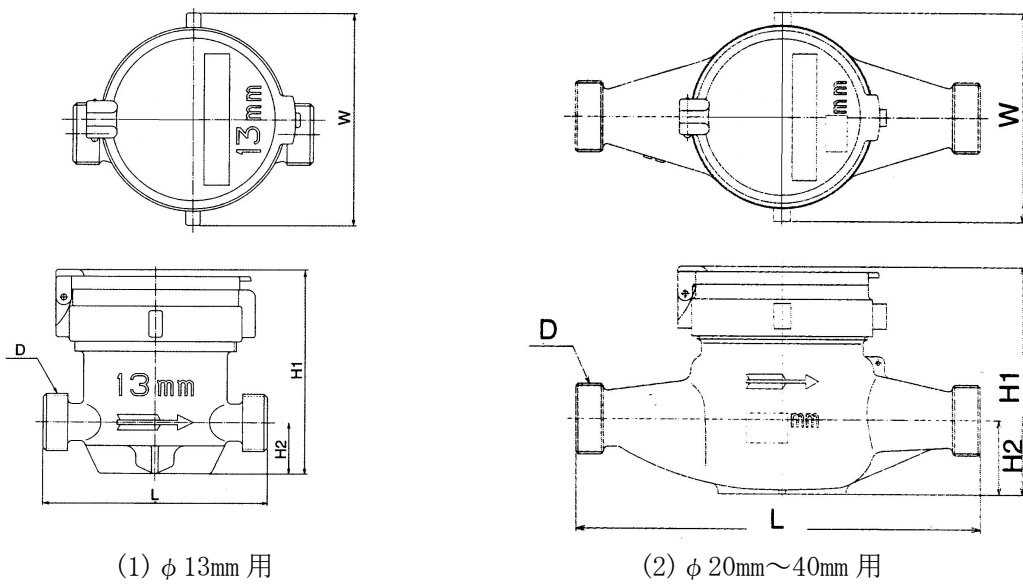


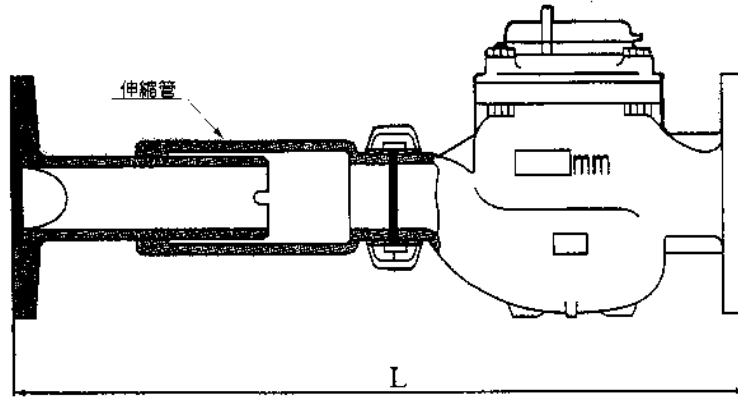
②敷地延長を有する場合



4 量水器の仕様

量水器の仕様は、図 2.9.2、表 2.9.3、表 2.9.4 を標準とする。





(3) φ 50mm 以上用

図 2.9.2 量水器の寸法

表 2.9.3 量水器の仕様 上水道給水区域 (旧成田地区)

口径 mm	種類	L	H 1	H 2	W	D (舶来ねじ)	付 属 品
13	乾式 (直読式)	100	各メーカー の仕様 による	23	89	25.8・山 14	パッキン
20		190		35	98	33.0・山 14	
25		210		35	98	39.0・山 14	
30		230		40	108	49.0・山 11	
40		245		45	128	56.0・山 11	
50	タテ型 ウォルトマン (直読式)	560	各メーカーの仕様による				合いフランジ式 (ボルトSUS) パッキンはフランジ と同形のもの
75	ストレーナー	630					
100	伸縮タイプ	750					

表 2.9.4 量水器の仕様 簡易水道給水区域 (下総地区・大栄地区)

口径 mm	種類	L	H 1	H 2	W	D (上水ねじ)	付 属 品
13	乾式 (直読式)	100	各メーカー の仕様 による	23	89	26.4・山 14	パッキン
20		190		35	100	33.2・山 11	
25※ ¹		225		35	100	41.9・山 11	
30		230		40	108	47.8・山 11	
40		245		45	126	59.6・山 11	
50	タテ型 ウォルトマン (直読式) ストレーナー 伸縮タイプ	560	各メーカーの仕様による				合いフランジ式 (ボルトSUS) パッキンはフランジ と同形のもの

※1 口径25mmのL寸法は、上水道給水区域用と異なる。

2.10 使用材料

1 給水装置に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定されたものを除き、日本産業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）等に適合し、水質に悪条件をおよぼすおそれがないものであり、かつ設計場所の荷重条件に対し、十分な耐力を有する構造であること。なお、給水装置標準図を図 2.10.1 ～図 2.10.15 に示す。

1) 公道内に用いる給水管

- ① 口径 20mm 以上 口径 40mm 以下のポリエチレン管
水道用ポリエチレン二層管（1種軟質）・・・ J I S K 6 7 6 2
※ 非開削工法で施工する場合は、キズ防止被覆管とする。
- ② 口径 50mm 以上のポリエチレン管
水道配水用ポリエチレン管・・・ J W W A K 1 4 4
- ③ 口径 20mm 以上口径 50mm 以下のステンレス鋼管
波状ステンレス鋼管（SUS 316）・・・ 使用材料一覧表による（3m品）
J W W A G 1 1 9 （4m品）
- ④ 口径 75mm 以上
ダクタイル鋳鉄管（GX形S種）・・・ J D P A G 1 0 4 9

2) 給水用具

- ① GX形ソフトシール仕切弁（両受形又は受挿し形）・・・ J D P A G 1 0 4 9
- ② サドル分水栓、ボール止水栓（乙）
伸縮可とう継手、ポリエチレン管金属継手
ボール伸縮止水栓

・・・給水装置標準図を参照

3) 付属用具

表 2.10.1 使用材料一覧表のとおりとする。

2 付属用具の種類及び形状

量水器筐及び止水栓筐の種類及び形状は、使用材料一覧表のとおりとし、詳細については図面集を参照のこと。

表 2.10.1 使用材料一覧表

No.	品名	口径・形状	No.	品名	口径・形状
1	地上式メーターユニット	13	16	メーターバイパスユニット	75
2	地上式メーターユニット	20	17	パイプシャフト用 メーターユニット	13~25
3	樹脂製量水器管	大 (13, 20)			
4	樹脂製量水器管	特大 (25)			
5	FRP製量水器管	超特大 (30, 40)			
6	鋳鉄製量水器管	大 (13, 20)			
7	鋳鉄製量水器管	特大 (25)			
8	大型メーターユニット	50, 75			
9	大型メーターユニット	100			
10	大型メーターユニット	150			
11	逆止弁管	超特大 (30, 40)			
12	止水栓管	蓋 : FCD ホルダー : PVC			
13	仕切弁管	ネジ式仕切弁管			
14	メーターバイパスユニット	25~40			
15	メーターバイパスユニット	50			

図 2.10.1 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径13mm, 20mm 地上式メータユニット)

■JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

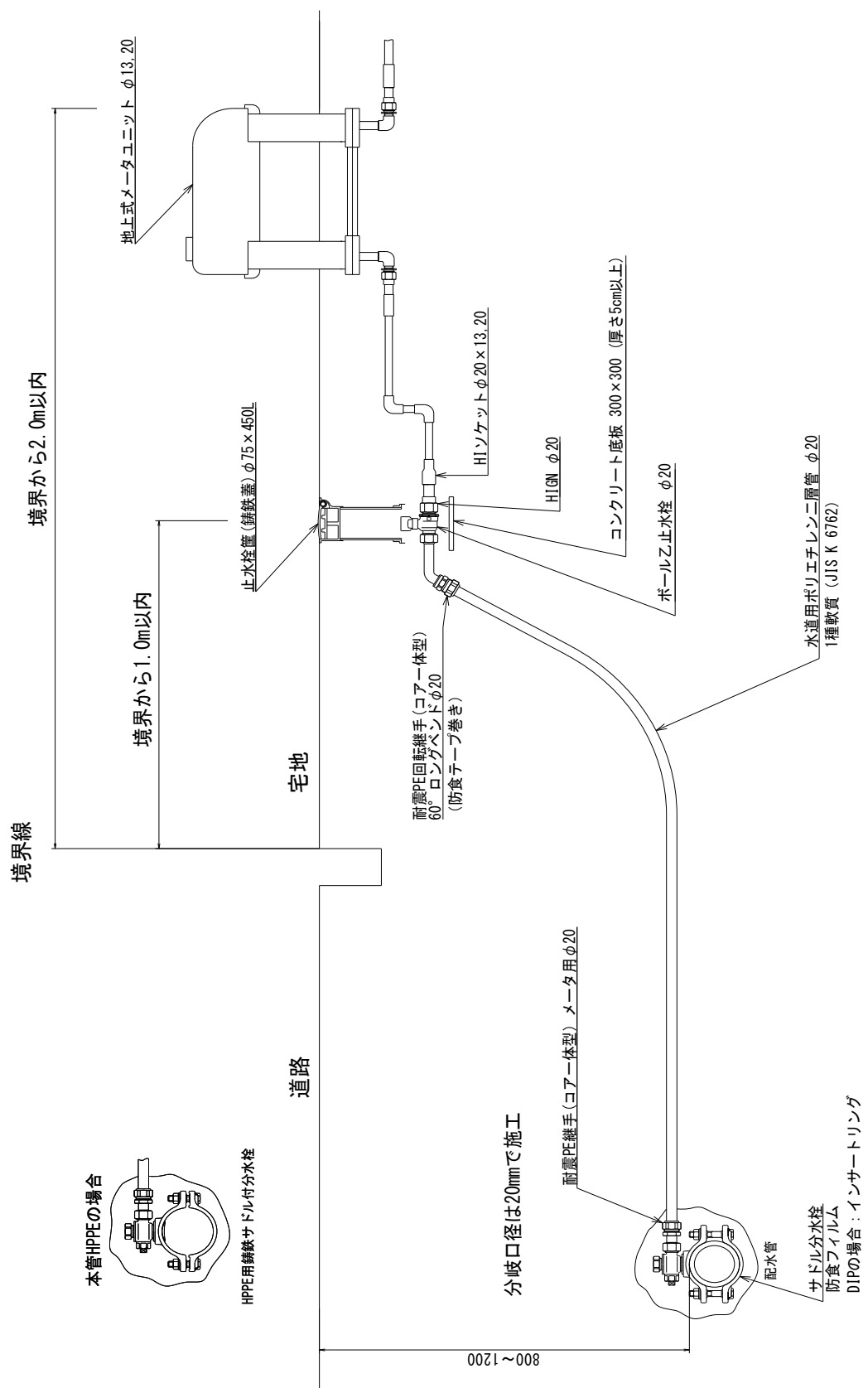


図 2.10.2 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径13mm, 20mm 埋設式メータボックス)

■JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

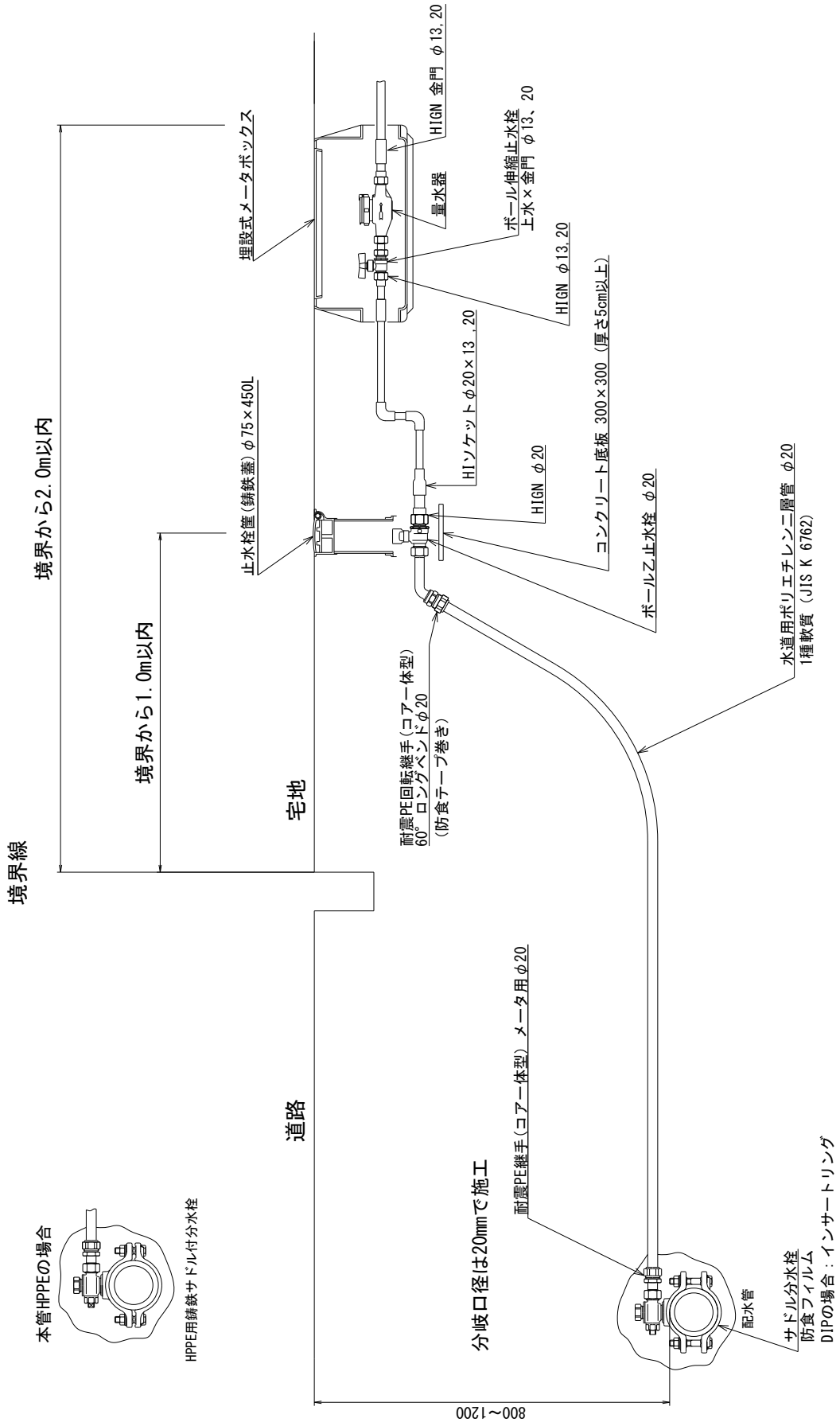


図 2.10.3 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径25mm)

■ JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

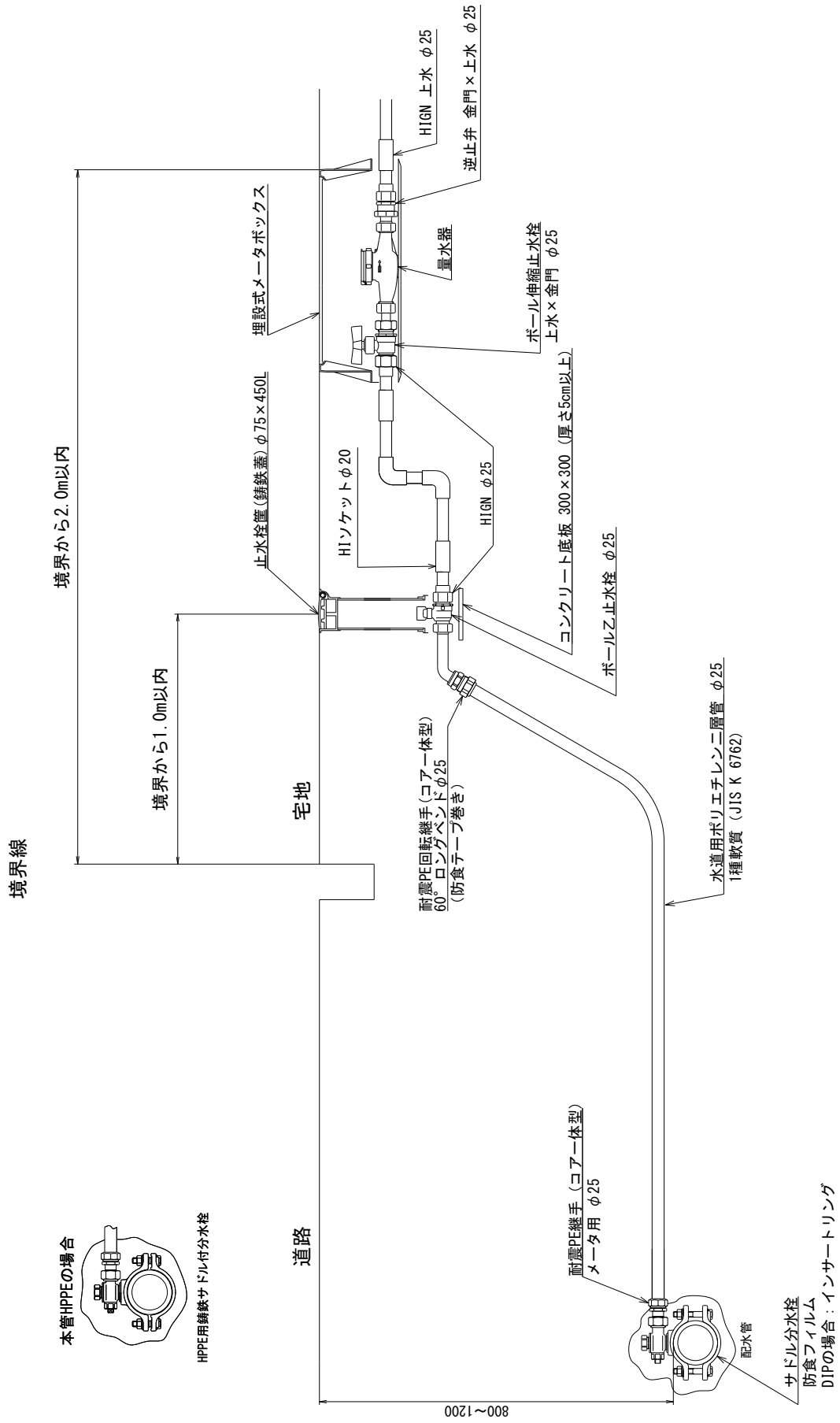


図 2.10.4 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径25mm・メーターバイパスユニット)

■ JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

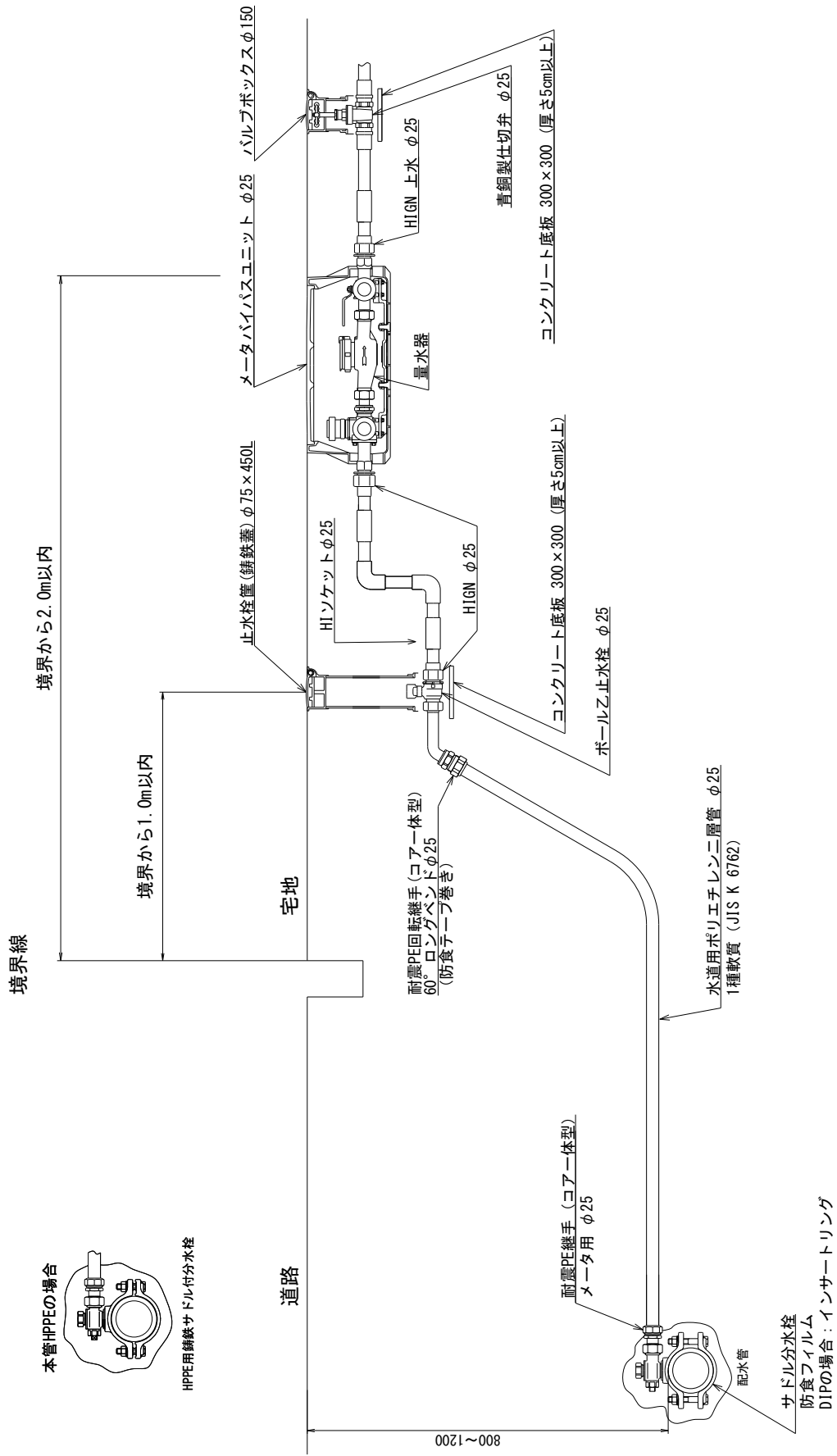


図 2.10.5 給水装置標準図 (ポリエチレン管 量水器口径30mm, 40mm)

■JIS K 6762 水道用ポリエチレン二層管 (1種軟質)

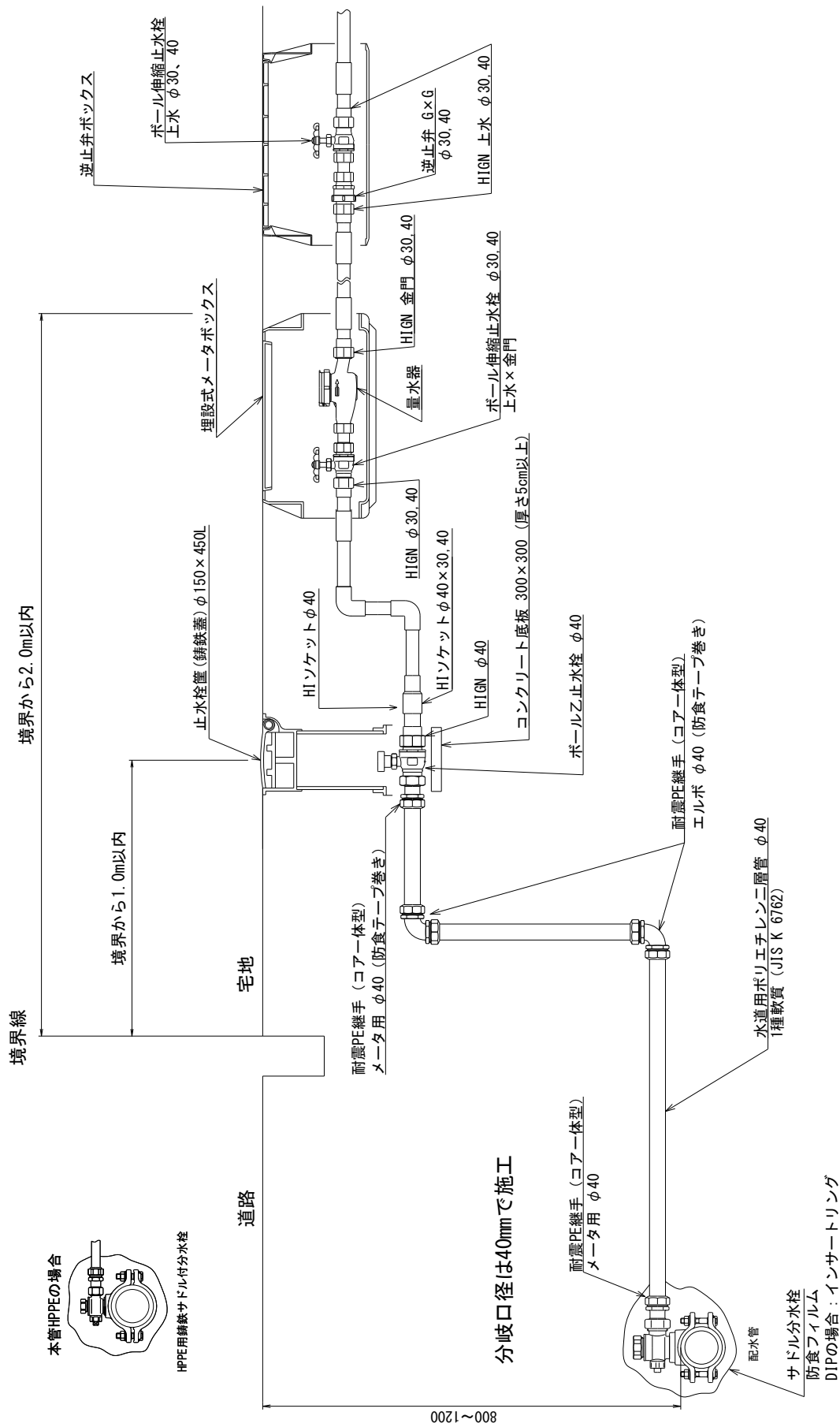
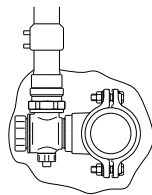


図 2.10.6 給水装置標準図 (水道配水用ポリエチレン管 量水器口径50mm)

- JWWA K 144 水道配水用ポリエチレン管
- JWWA K 145 水道配水用ポリエチレン管継手

本管HPPEの場合



HPPE用鋼鉄サドル付分水栓

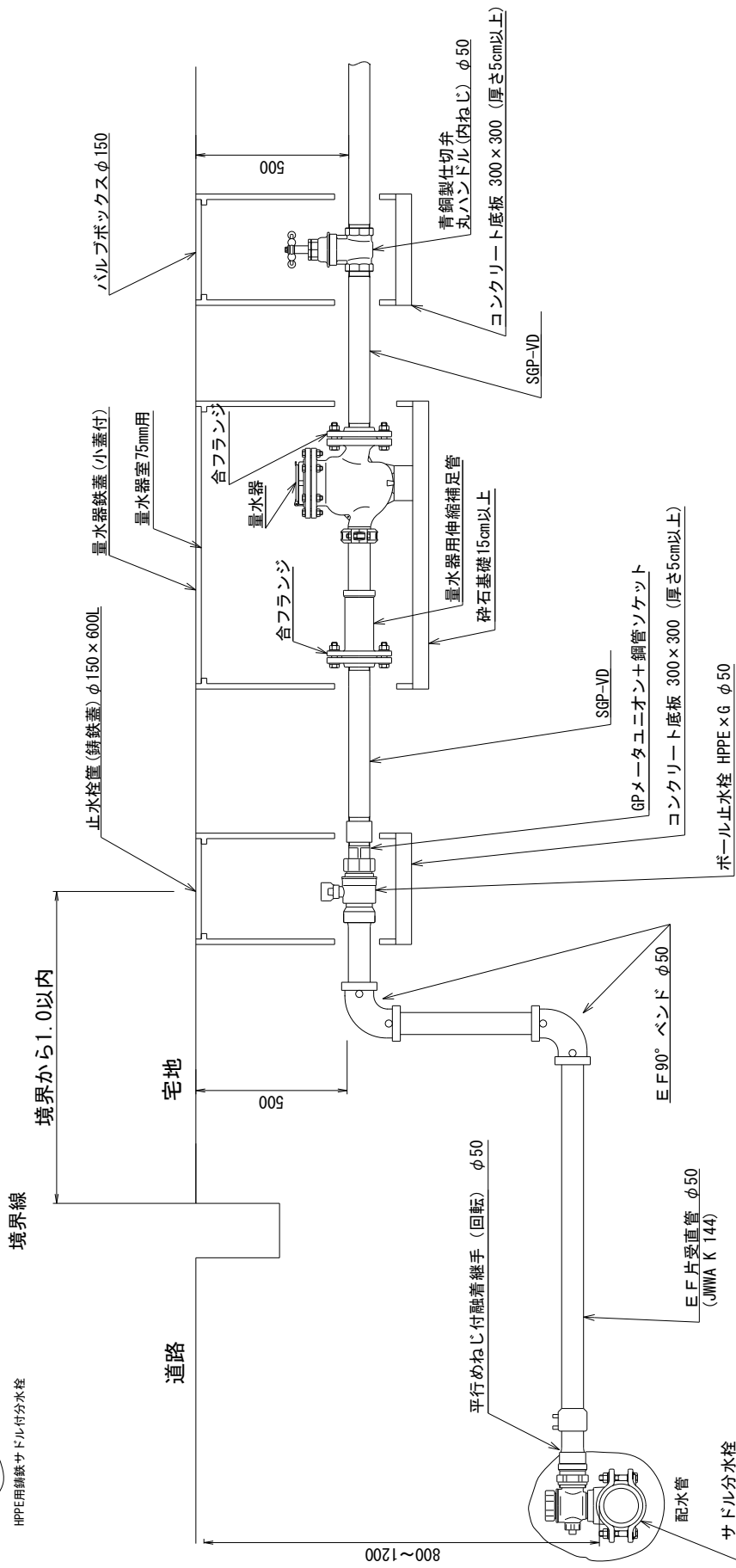


図 2.10.7 給水装置標準図 (水道配水用ポリエチレン管 量水器口径75mm DP=0.8m)

- JWVA K 144 水道配水用ポリエチレン管
- JWVA K 145 水道配水用ポリエチレン管継手

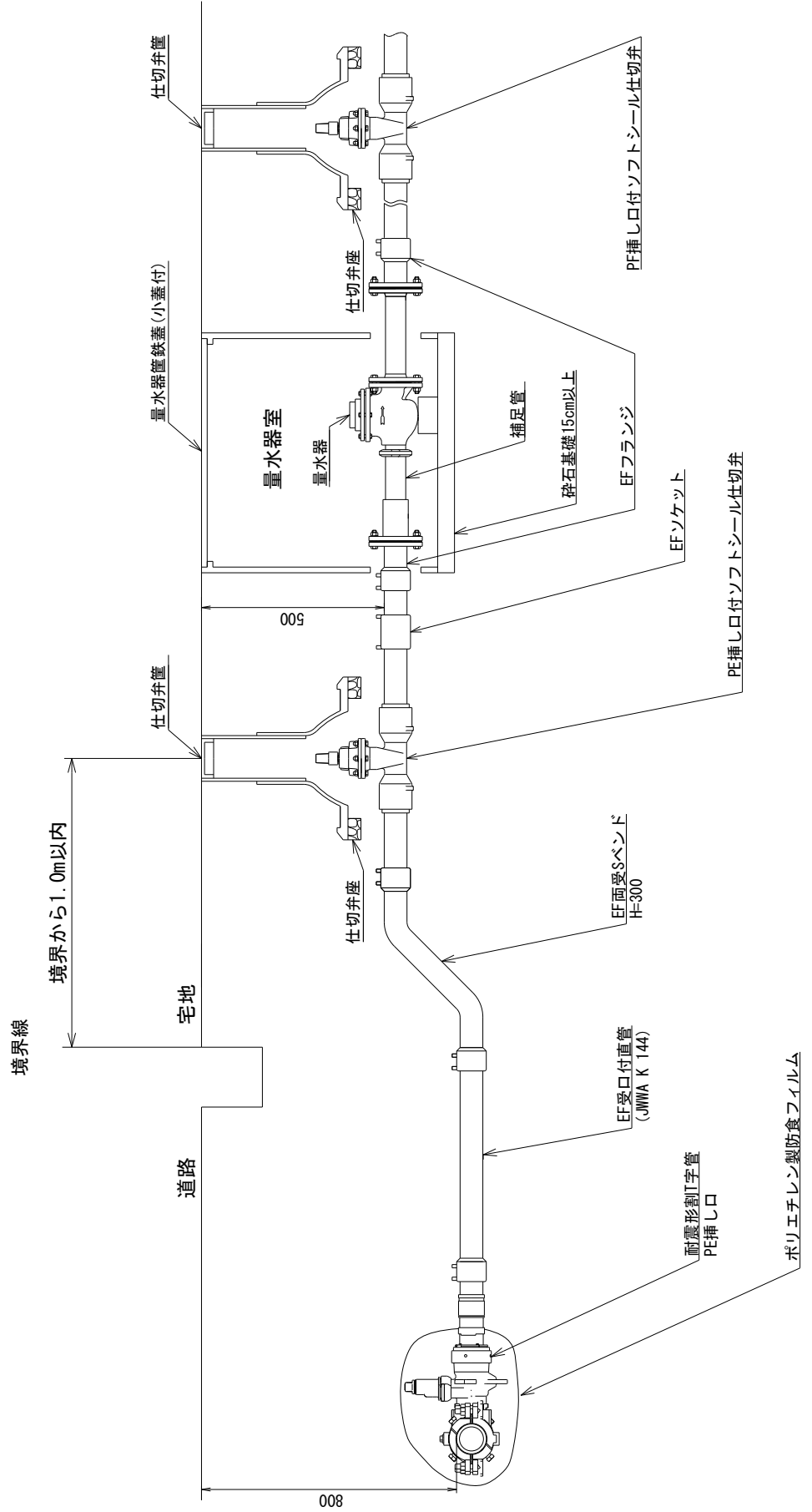


図 2.10.8 給水装置標準図 (水道配水用ポリエチレン管 量水器口径75mm DP=1.2m)

- JWVA K 144 水道配水用ポリエチレン管
- JWVA K 145 水道配水用ポリエチレン管継手

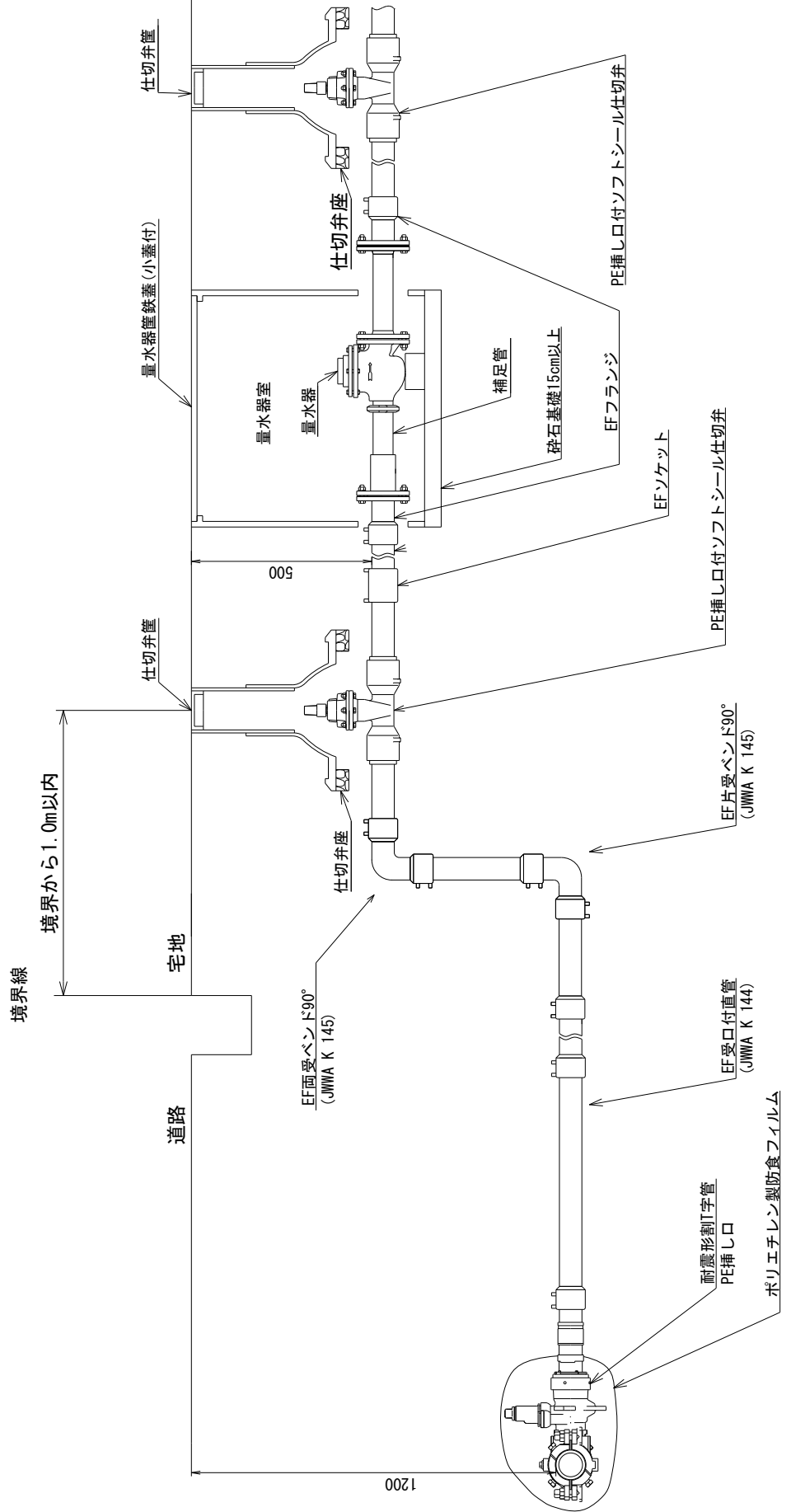


図 2.10.9 給水装置標準図 (ステンレス鋼管 量水器口径13mm, 20mm 埋設式メータボックス)

■JWWA G 119 波状ステンレス鋼管

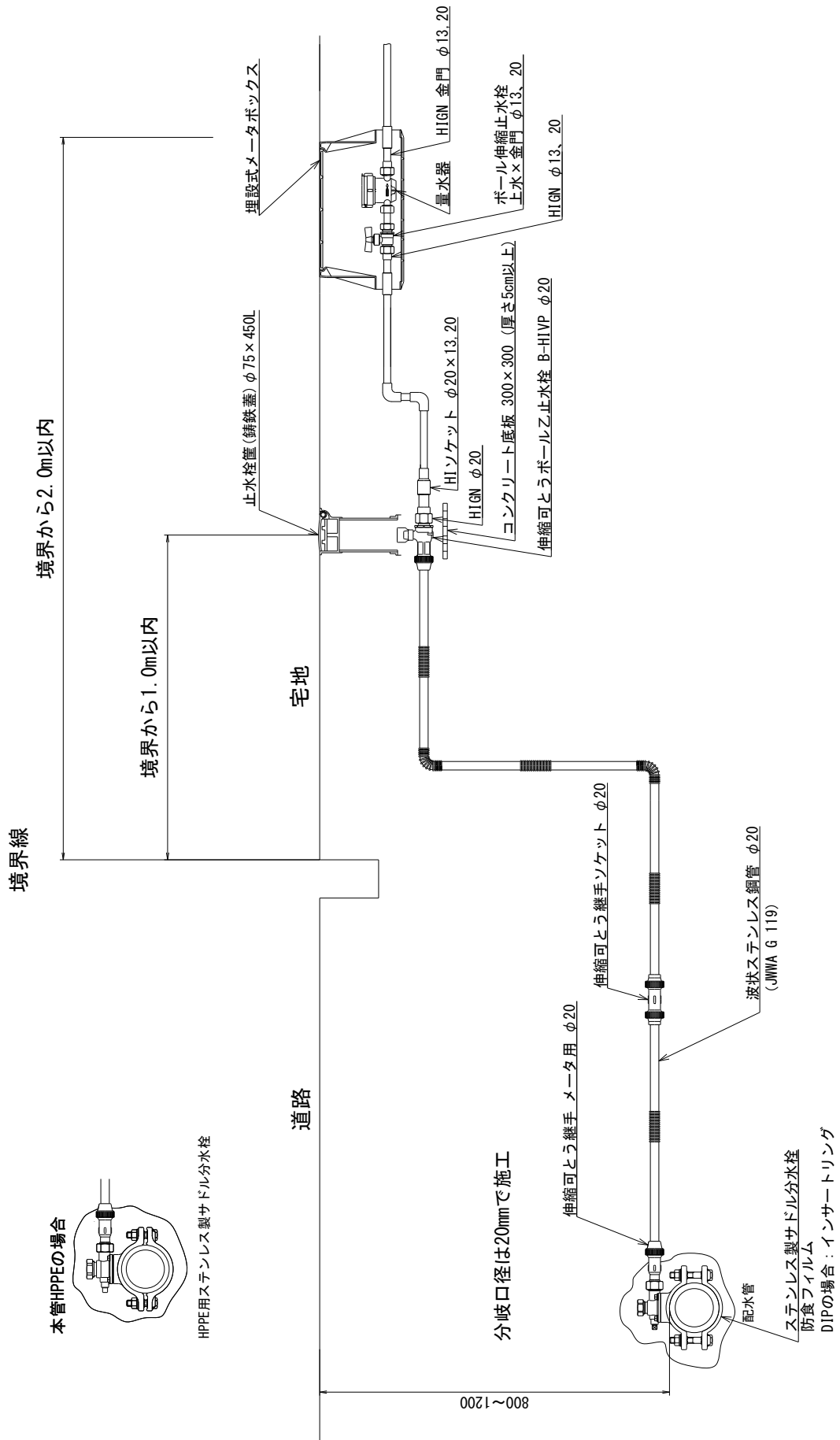


図 2.10.10 給水装置標準図 (ステンレス鋼管 量水器口径13mm, 20mm 地上式メータユニット)

■JWWA G 119 波状ステンレス鋼管

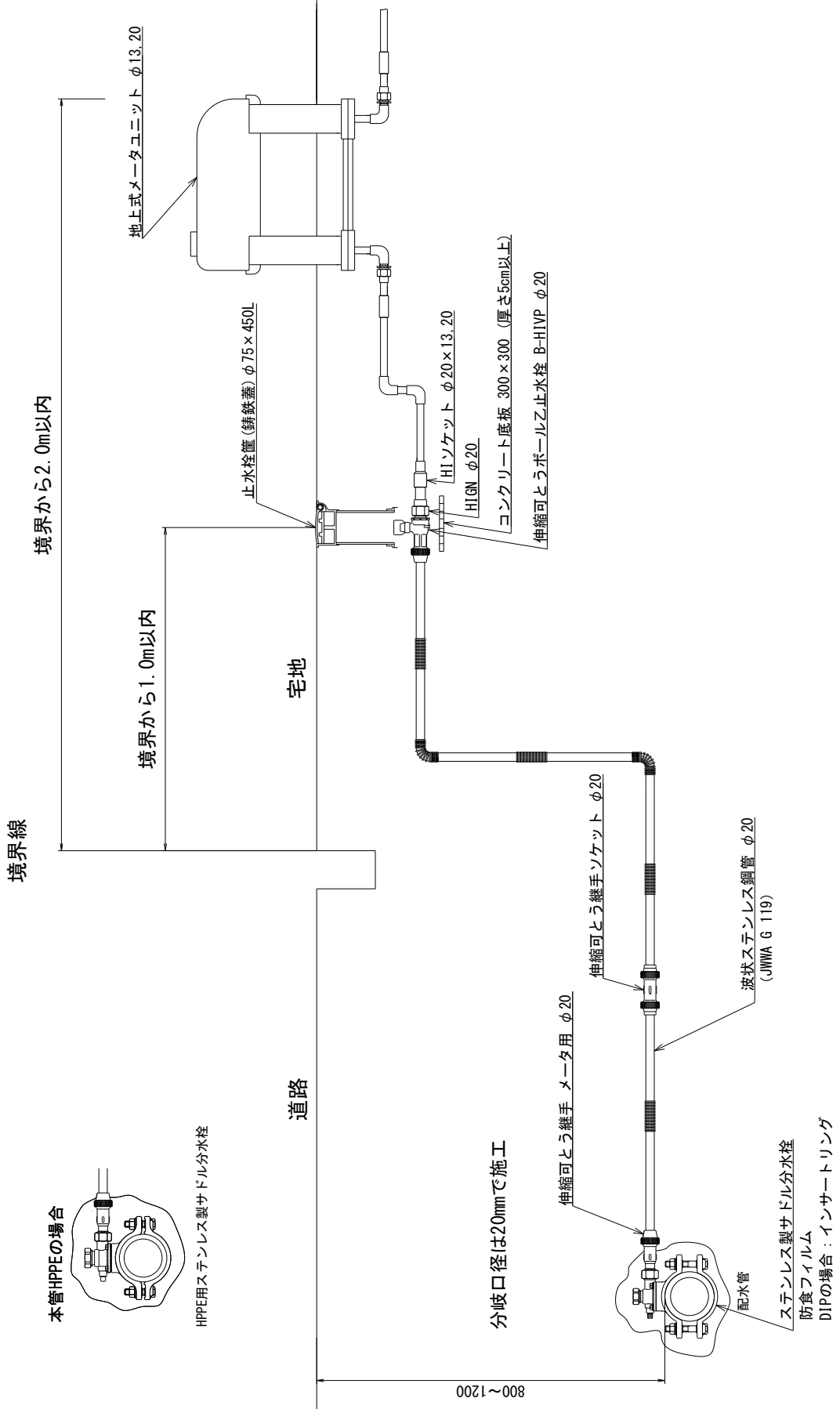


図 2.10.11 給水装置標準図 (ステンレス鋼管 量水器口径25mm)

■JWWA G 119 波状ステンレス鋼管

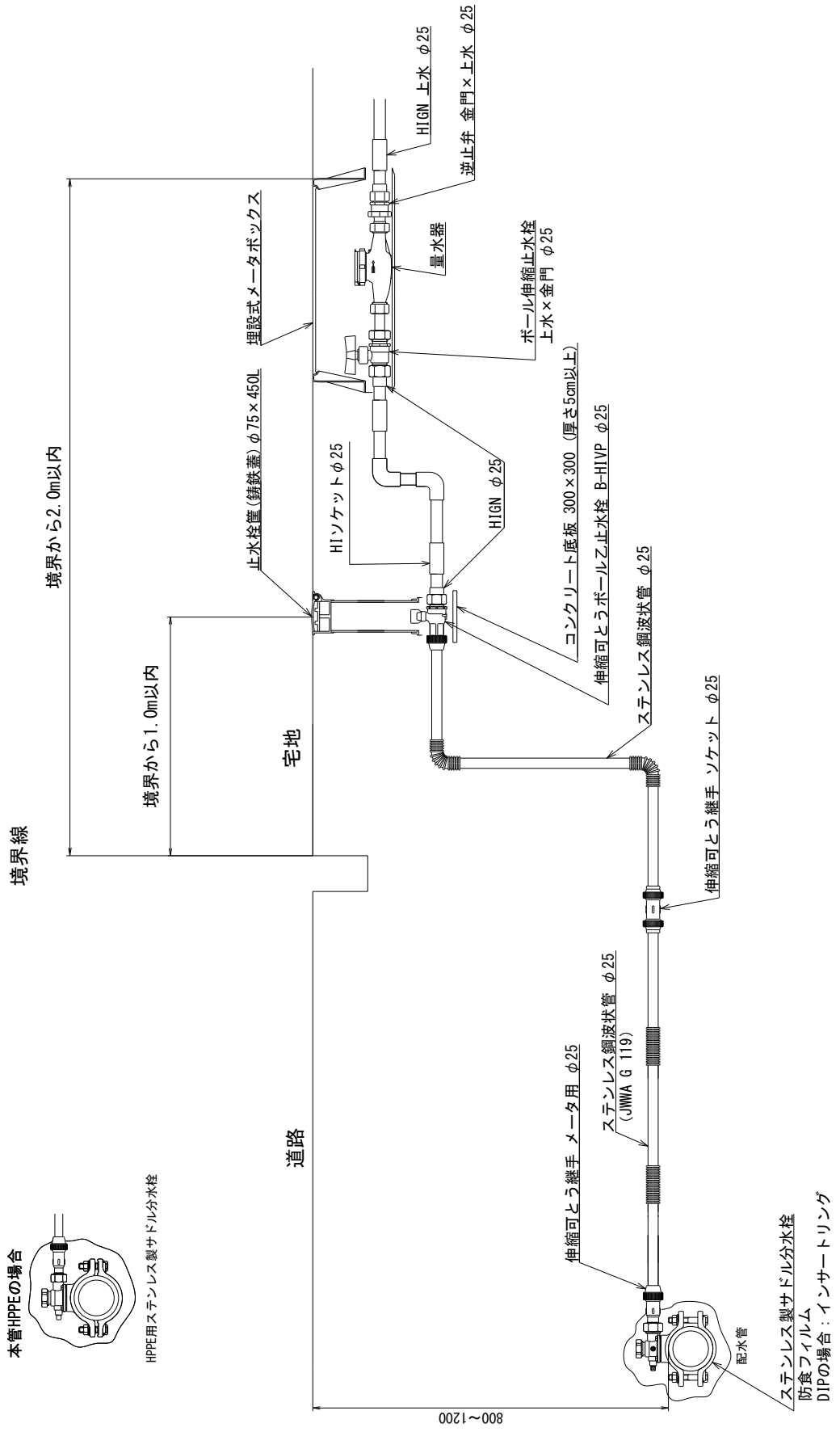


図 2.10.12 給水装置標準図 (ステンレス鋼管 量水器口径30mm, 40mm)

■JWWA G 119 液状ステンレス鋼管

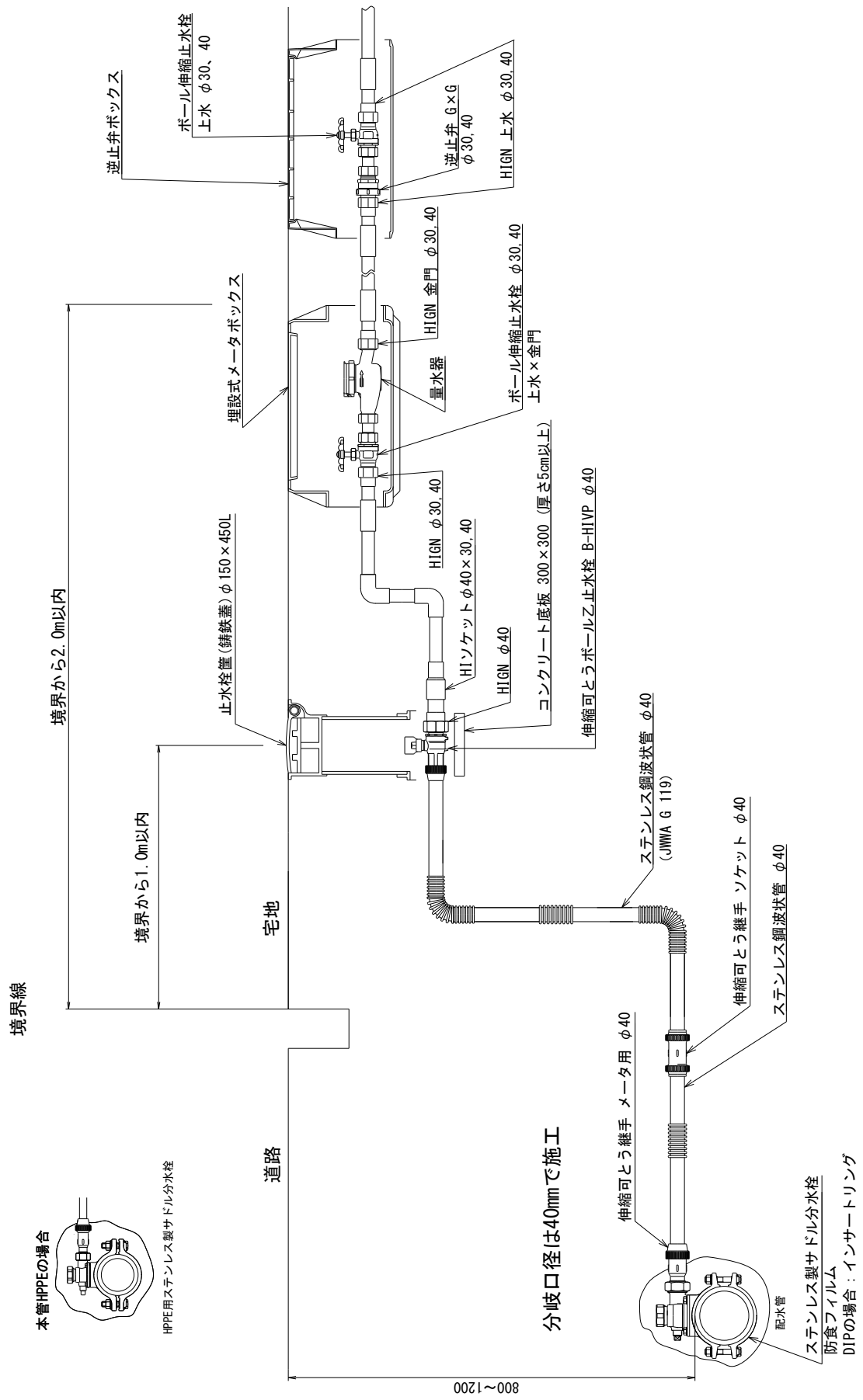
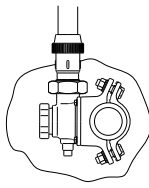


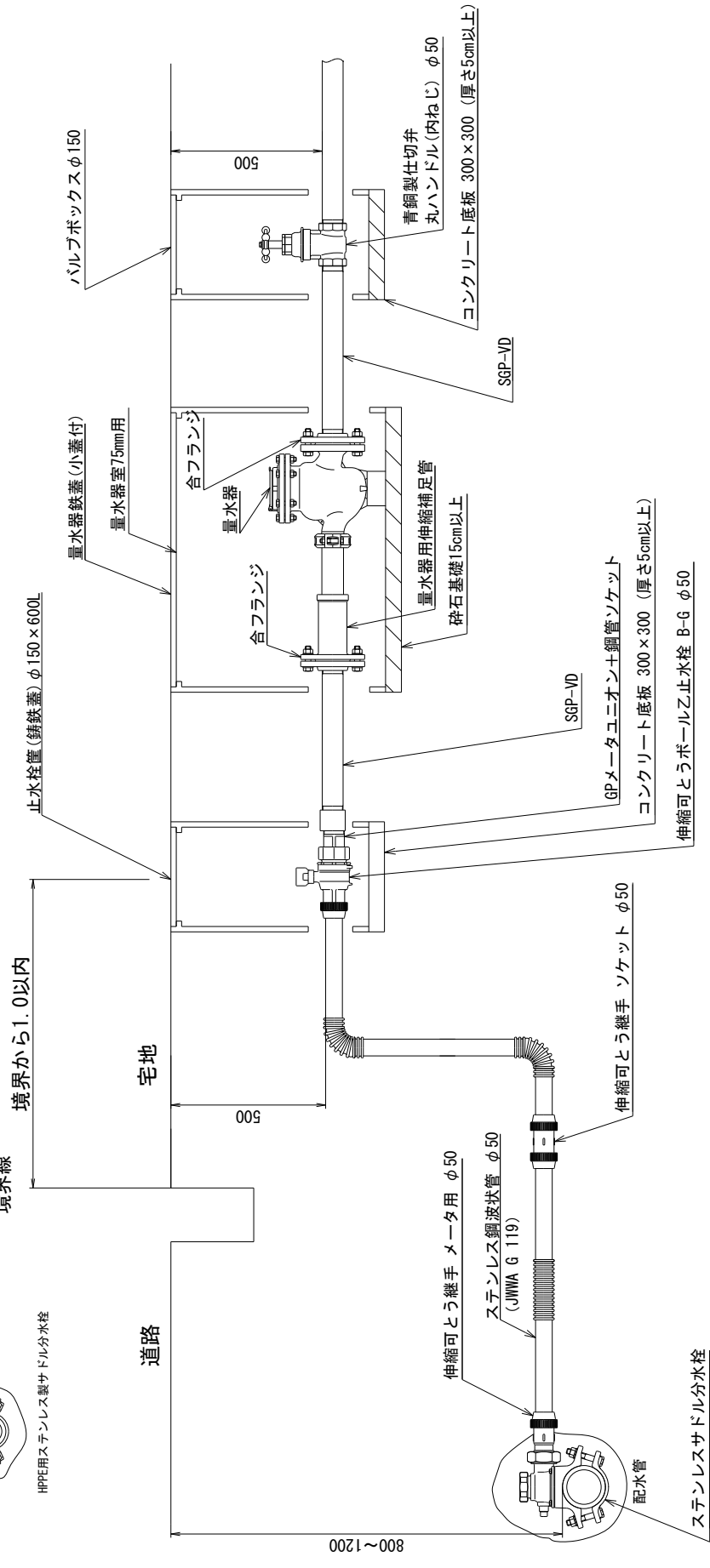
図 2.10.13 給水装置標準図 (ステンレス鋼管 量水器口径50mm)

■ JWWA G 119 波状ステンレス鋼管

本管HPPEの場合



HPPE用ステンレス製サドル分水栓



ステンレスサドル分水栓
防食フィルム
DIPの場合：インサートリング

図 2.10.14 給水装置標準図 (ダクタイル鑄鉄管 量水器口径75mm DP=0.8m)

■JWWA G 120 水道用GX形ダクタイル鑄鉄管
 ■JWWA G 121 水道用GX形ダクタイル鑄鉄管 異形管

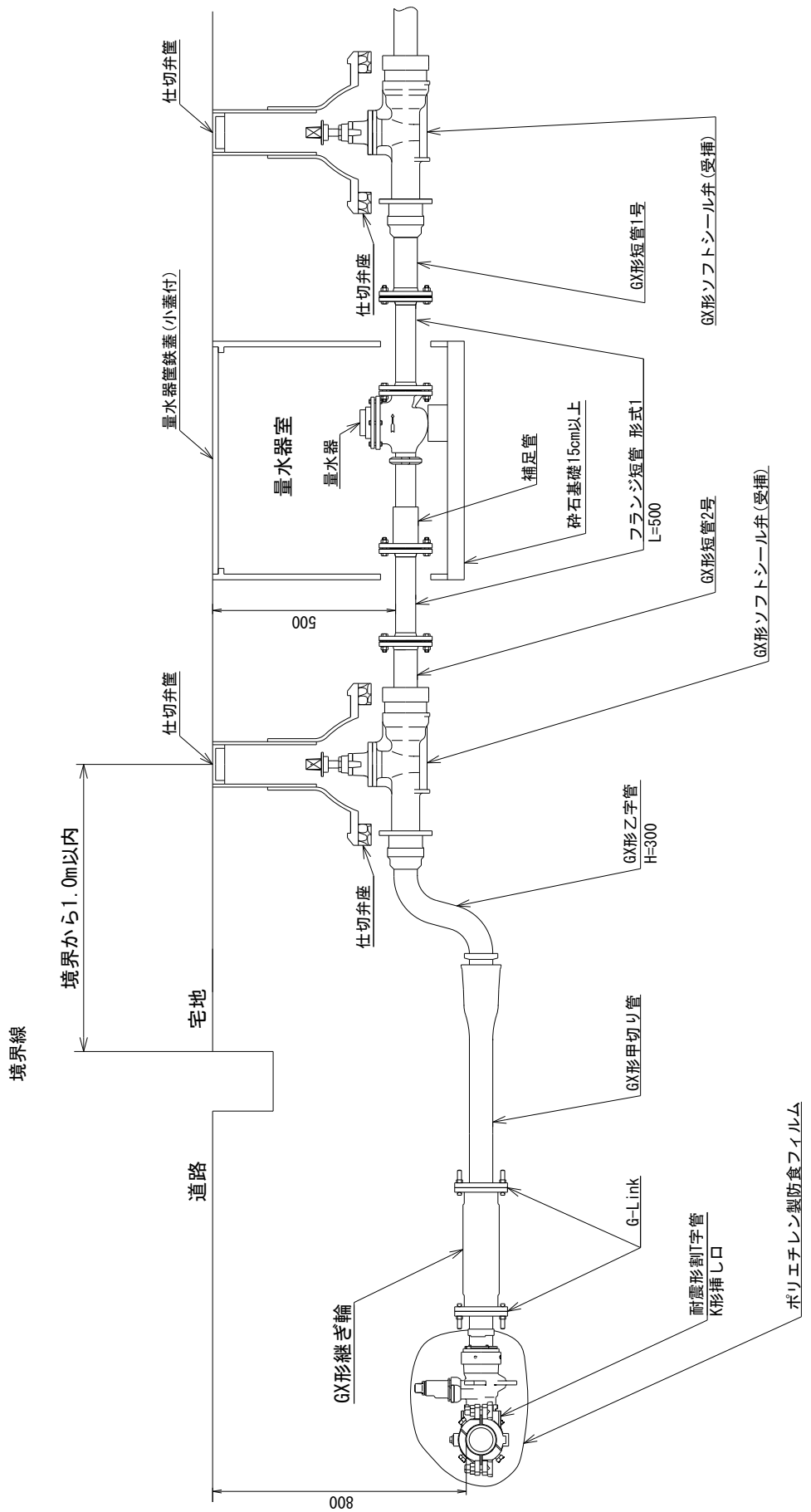
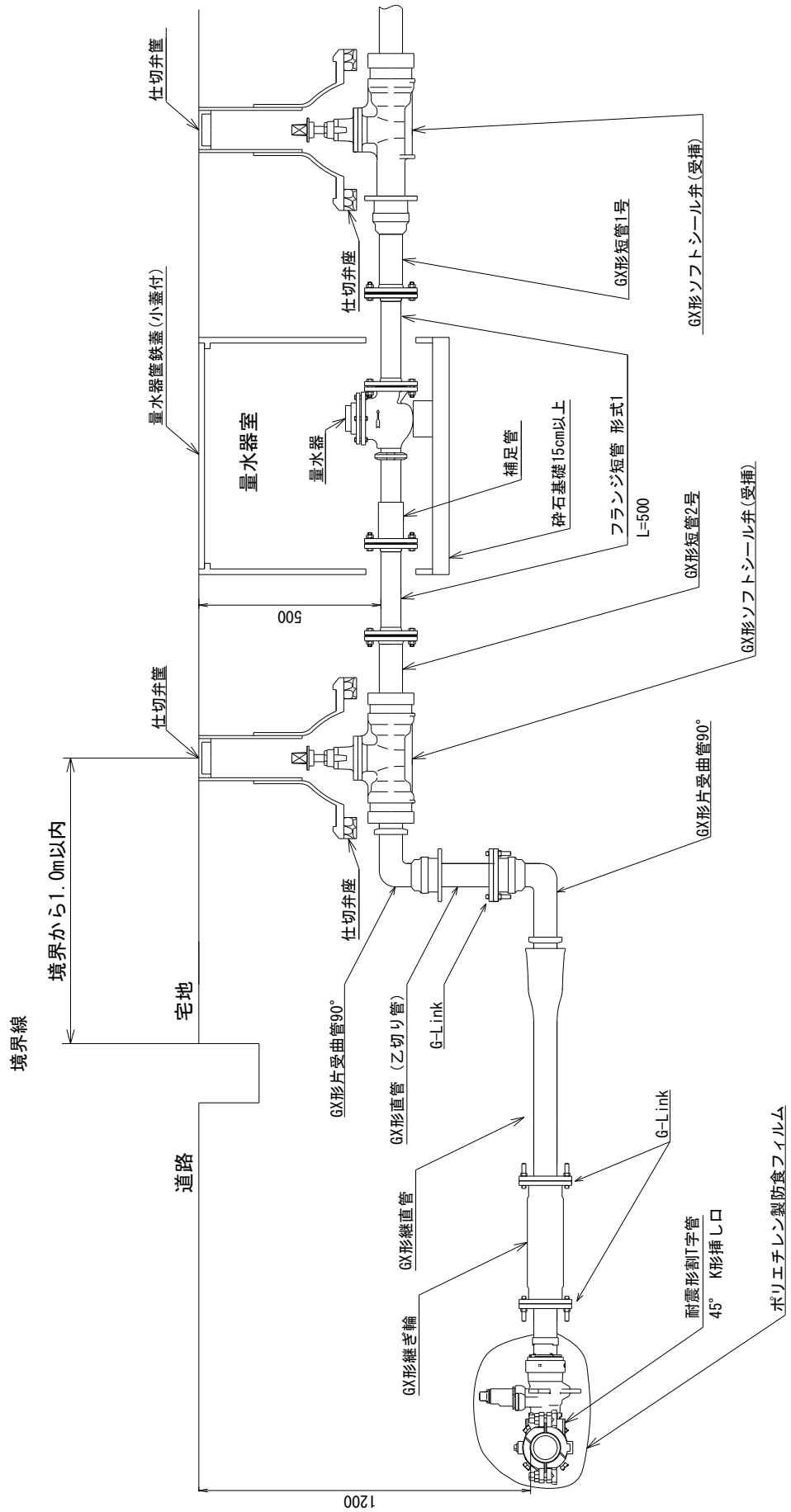


図 2.10.15 給水装置標準図 (ダクタイル鑄鉄管 量水器口径75mm DP=1.2m)

- JWWA G 120 水道用GX形ダクタイル鑄鉄管
- JWWA G 121 水道用GX形ダクタイル鑄鉄管 異形管



2.11 配管

1 配管の原則

- 1) 公道内の給水管は、最小口径 20 mm とする。
- 2) 公道内における給水管は、原則として縦断方向には布設してはならない。
- 3) 配水管からの給水管分岐部から第 1 止水栓までの配管は、原則として同口径とする。
- 4) ポリエチレン管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所に配管しないこと。これらの箇所には金属管（ステンレス鋼管等）を使用すること。

ただし、やむを得ず配管する場合は、さや管等の適切な防護措置を講ずること。

なお、ここでいう鉱油類（ガソリン等）・有機溶剤（塗料・シンナー等）が浸透するおそれのある箇所とは、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤取扱事業所（倉庫）等である。

2 一般配管

- 1) 公道（公道と同等の又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。）内から宅地内の第一止水栓までの配管は、口径が 50mm 以下の給水管の材料は、ステンレス鋼管又はポリエチレン管、口径が 75mm 以上の給水管の材料は、ダクタイル鋳鉄管又はポリエチレン管により施工すること。
- 2) 波状ステンレス鋼管の継手には、伸縮可とう継手を使用すること。
- 3) ポリエチレン管二層管の継手には、耐震 P E 金属継手を使用すること。
- 4) 配水管からの分岐部分に使用する給水管の材料は次のとおりとし、施工場所の状況により適切に選定するものとする。
 - ① 波状ステンレス鋼管の場合
ステンレス製サドル分水栓＋伸縮可とう継手メーター用
 - ② ポリエチレン二層管の場合
サドル分水栓＋耐震 P E 継手（コア一体型）メーター用
 - ③ 配水用ポリエチレン管の場合
口径 50mm サドル分水栓＋平行めねじ付融着継手(回転)
口径 75mm 以上 耐震型割 T 字管＋ P E 挿し口
 - ④ ダクタイル鋳鉄管 G X 形 S 種の場合
耐震型割 T 字管＋ K 形挿し口＋ G X 形継輪＋ G-L i n k
- 5) ステンレス鋼管とそれ以外の金属管を接続する場合は、絶縁継手を使用すること。
- 6) 3 階直結直圧方式の場合、量水器の下流側には逆流防止として、逆止弁を設置すること。
- 7) テナント等の将来用配管を先行して設置する場合は、量水器の下流側に逆止弁を設置すること。
- 8) 第一止水栓に接続する給水管の材料は次のとおりとする。
 - ① 波状ステンレス鋼管の場合

ステンレス製ボール止水栓（伸縮可とう継手一体型）

② ポリエチレン管の場合

ア) 口径 20・25mm の場合

ボール止水栓＋耐震PE回転継手（コア一体型）60° ロングバンド

イ) 口径 40mm の場合

ボール止水栓＋耐震PE継手（コア一体型）メーター用

ウ) 口径 50mm 以上の場合

PE挿し口付ソフトシール仕切弁＋EF継手

③ ダクタイル鋳鉄管GX形S種の場合

GX形ソフトシール仕切弁＋GX形曲管

4 量水器との接続

- 1) 量水器に接続する給水管の口径は、原則として、量水器と同口径とすること。
- 2) 口径 50mm の量水器を設置する場合は、上流側から順にフランジ短管、量水器伸縮補足管を使用すること。
- 3) 口径 75mm 以上の量水器を設置する場合は、量水器の上流側に量水器用伸縮補足管を使用すること。

2.12 防護措置

- 1 給水管が水路（下水開きよ、暗きよ）等を横断する必要があるときは、原則として伏せ越しとする。
ただし、やむを得ず露出配管とするときは、さや管等による防護措置を講じること。
- 2 電食又は腐食等のおそれのある場合は、次の防護措置を講じること。
 - 1) 割T字管による分岐箇所には、防食ゴムを被覆すること。
 - 2) サドル分水栓による分岐箇所（铸铁管類及び鋼管類のせん孔断面を含む。）には、防食コアを装着し、防食フィルムを被覆すること。
 - 3) 分水止め箇所にも防食フィルムを被覆すること。
 - 4) 鉄管類を布設する場合は、管路全体（分岐箇所含む。）に防食用ポリエチレンスリーブを被覆すること。
- 3 衝撃又は凍結等のおそれのある場所は、次の防護措置を講じること。
 - 1) 水圧、水撃作用により管が離脱するおそれのある箇所には、離脱防止金具等により、拔出防止措置を講じること。
 - 2) 擁壁又は法面を2.0m以上立上り（立下り）して配管する場合は、維持管理（漏水修理及び漏水による崩壊等）を考慮し、露出配管するとともに、防寒及び防護措置を講じること。
 - 3) 屋外及び所定の土被りが得られない場合には、防寒及び防護措置を講じること。
- 4 酸又はアルカリによる侵食のおそれのある場所に配管する場合は、防食材で被覆する等の適切な防食措置を講じること。
- 5 漏洩電流により浸食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のものまたは絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講じる。
- 6 地盤沈下又は振動等により破壊が生じるおそれのある箇所には、伸縮又は可とう性を有する給水装置を設置すること。
- 7 ポリエチレン管を油脂類の浸透の恐れがある場所にやむを得ず配管する場合は、さや管等の適切な防護措置を講じること。

2.13 危険防止の措置

- 1 給水装置は、当該給水装置以外の水管等、水が汚染されるおそれのある設備に直接連結させてはならない。
- 2 給水装置には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直結してはならない。
- 3 給水装置末端の用具及び装置は逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じるおそれのないものでなければならない。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合は、これを排除する装置（排水装置）を末端部に設置すること。
- 4 給水管の中に空気が停滞するおそれのある箇所には、これを排除する装置（空気弁等）を設置すること。

- 5 水洗便器に直結する給水装置にあつては、バキュームブレーカー付フラッシュバルブを備える等の逆流防止の措置を講じること。
- 6 高水圧を生じるおそれがある箇所や貯湯湯沸器には、減圧弁又は逃がし弁を設置すること。
- 7 地盤沈下又は振動等により破壊が生じるおそれのある箇所には、伸縮又は可とう性を有する給水装置を設置すること。

2.14 直結増圧式の設備

直結増圧式の配管設備及び構造については、建築基準法等の関係法令を遵守しなければならない。給水方式を「直結増圧式」とする場合は、次によるものとする。

1. 設置許可条件

- 1) 直結増圧式は、小規模受水槽（有効容量 10m^3 以下）の解消を目的とし、適切な給水量の計算が行われている場合、設置を認めることがある。
- 2) 配水管から分岐する給水管口径は、配水管より2サイズ以下の口径とする。
- 3) 増圧装置の口径は $\phi 50\text{mm}$ 以下とし、建物の瞬時最大給水量及び給水する高さ（揚程）等を把握し、その目的にあった性能の機種を選定すること。

2. 設置条件

- 1) 増圧装置は、水道法に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合し、配水管への影響が極めて小さく、安定した給水ができるものであること。
- 2) 原則として、1建物1ユニットとする。
- 3) 原則として、1階または地階部分の屋内に設置すること。また、配水管より低いところに設置する場合は、給水管を一度地上に上げて空気弁を設置すること。
- 4) 自動停止の設定水圧は、 0.07MPa とし、自動復帰の設定水圧を 0.10MPa とすること。
- 5) 増圧装置の流入管及び流出管の接合部には適切な防振対策を施すこと。
- 6) 居住空間に隣接して設置する場合は、防音対策を施すこと。
- 7) 維持管理が容易にできるよう必要なスペースが確保できる場所に設置すること。
- 8) 直結直圧方式及び受水槽方式との併用は認めるものとするが、給水管の分岐口径範囲内とする。また、直結直圧方式と併用する場合は、直圧給水階高は2階までとする。
- 9) 増圧装置の上流側に設置する量水器はバイパス機能付とすること。
- 10) 直結増圧式の標準図を図 2.14.1に、直結増圧式の給水形態を図 2.14.2に示す。

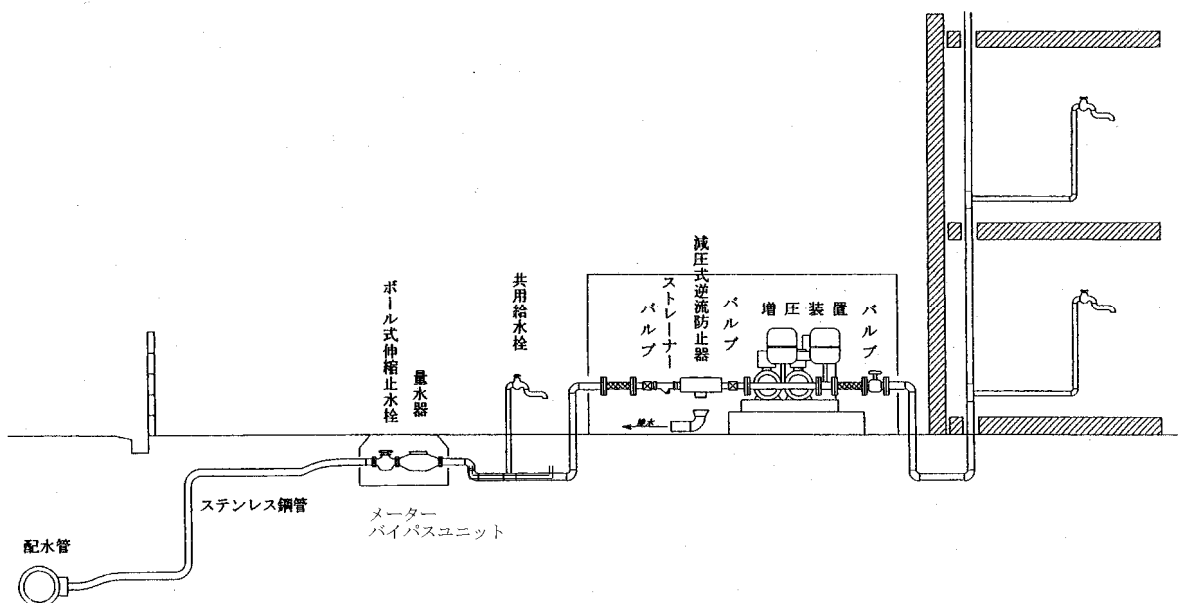


図 2.14.1 直結増圧式標準図

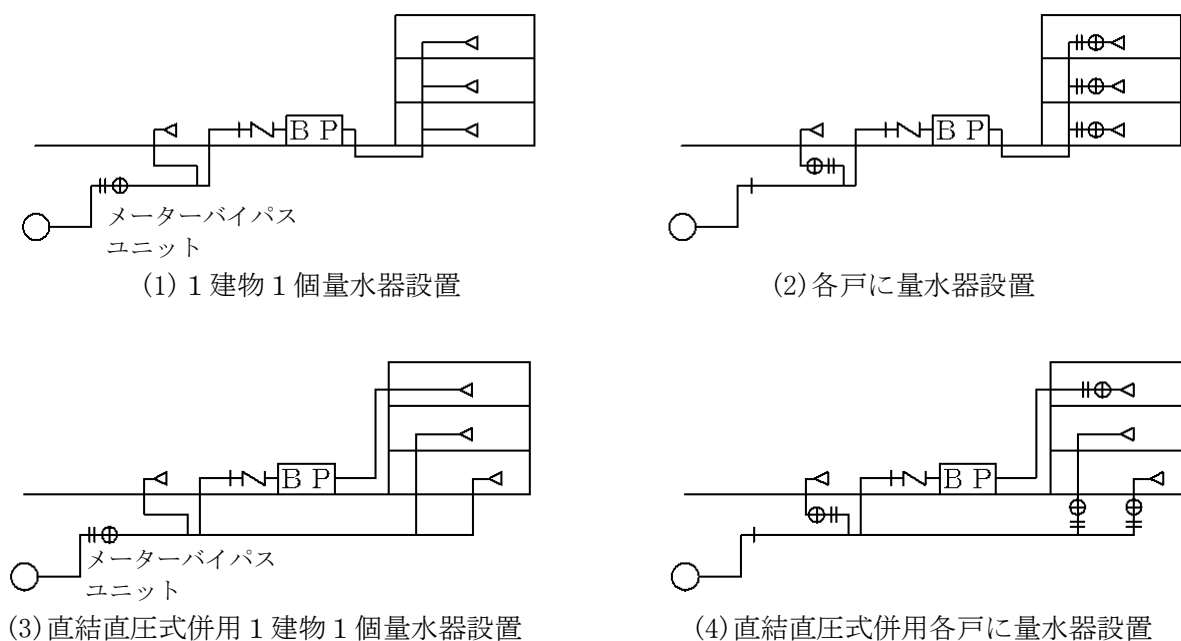


図 2.14.2 直結直圧式給水形態

2 増圧装置以下の配管

- 1) 停滞空気が発生しない構造とする。
- 2) 衝撃防止及び凍結防止のための必要な措置を講ずる。
- 3) 複数の立ち上がり配管による給水の場合、維持管理が容易な場所に止水器具を設置すること。
- 4) 必要に応じて逆流防止器を設置する場合、点検作業スペースの確保について検討すること。

- 5) 給水管の口径を流水音の低減、損失水頭の軽減、水撃圧の緩衝等の目的から立ち上がり配管などで、前後の配管より増径する場合は2段階以内とし、末端の吐出口は経由した量水器より小さいこと。
- 6) 建物内に量水器を設置する場合、「量水器」の項を参照のこと。
- 7) 低層階等で、給水圧が過大になる場合には、必要に応じ減圧すること。
- 8) 圧力が高くなる部分には、その圧力に応じた最高使用圧力を有する材料を使用すること。
- 9) 直結増圧方式における給水管等の口径決定にあたっては、使用実態に沿った瞬時最大給水量を適切に設定すること。

3 減圧式逆流防止器

- 1) 配水管への逆流防止のため、増圧装置の流入側に減圧式逆流防止器を設置すること。選定にあたっては、建物用途、逆流防止装置の構造等を考慮する必要がある。
- 2) 減圧式逆流防止器の流入側にストレーナーを設置する。
- 3) 減圧式逆流防止器は適切な吐水口空間を確保した間接排水とする。
- 4) 減圧式逆流防止器は、建物内又は地上に設置することを基本とする。なお、建物内に設置する場合は、排水先を考慮すること。
- 5) 設置場所は、点検などが容易であり、かつ損傷、凍結等のおそれのない箇所であること。

4 保守管理

- 1) 増圧装置の異常、故障時に備え、外部警報盤を管理人室等に設置するとともに、管理業者と維持管理契約を結ぶなどし、緊急時の対応を図ること。
- 2) 増圧装置の異常、故障時に備え、増圧装置本体にメーカー等の連絡先を明示すること。
- 3) 増圧装置の故障、保守点検、修理及び停電時に備えて、水が使用できるように直結直圧方式の共用給水栓を設置することが望ましい。
- 4) 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置を必ず年1回保守点検を行い、機能等を確認すること。
- 5) 増圧装置を含む給水装置工事は、全て設置者等の負担とする。また、保守点検にかかわる費用についても同様である。

5 その他

- 1) 直結増圧式を申請する場合は、工事の申請時に次の書類を添付すること。
 - ・直結給水用増圧装置設置条件承諾書
 - ・直結式給水設計協議回答書（写し）

2.15 受水槽式の設備

受水槽式の配管設備及び構造については、建築基準法等の関係法令を遵守しなければならない。給水方式を「受水槽式」とする場合は、次によるものとする。

1 設置場所

- 1) 受水槽は、地上式とすること。ただし、やむを得ない場合は、地下室に設置することができる。
- 2) 受水槽は、換気がよく、6面（天井、底面、壁面）点検を容易かつ安全に実施ができ、汚水・雑排水などがその上を通らず、周囲にゴミ置き場、汚水槽、浄化槽等の汚水源に近接しない衛生的な場所に設置すること。さらにボイラー、給湯管などが近くにならないところを選定すること。
- 3) 配水管より低い位置に受水槽を設置するとき、特に 50mm 以上の給水管については、空気弁を設置すること。

2 構造

1) 本体

- ① 受水槽の材質は、鋼板製、ガラス繊維強化樹脂（FRP）、鉄筋コンクリート製、その他堅固なもので、水質に悪影響をおよぼすおそれがないものであること。
- ② 水密性が十分確保できるもので、耐震構造であること。
- ③ 受水槽内面に使用する塗料及び仕上剤は、公的機関で安全性が確認されているものであること。
- ④ 槽底は、排水口に向かって勾配をつけること。
- ⑤ 保守点検用の人孔及びタラップを取り付けけること。
- ⑥ 人孔は、雨水、汚水等の流入防止のため、覆蓋もしくは地盤より高位置に設けるものとし、その材質は、鉄製又は同程度の強度を有するものとする。
- ⑦ 人孔用鉄蓋は、原則として、水密性を持った防水型を使用し、取手を設けるとともに、必要に応じ施錠すること。

2) ボールタップ

- ① ボールタップの取り付け位置は、点検修理に便利なマンホール近くに設置すること。
- ② ボールタップは、比較的水撃作用の少ない複式、親子2球式及び定水位弁等、その用途に適したものを使用すること。
- ③電磁弁により入水制御する場合は、定水位弁のバックアップとして設置すること。
- ④ボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板を設置すること。
- ⑤ボールタップ取付け金具は、耐食性を有する材質のもの又は防食剤で被覆すること等による防食措置を講じること。

3) 流入管

- ① 流入管には量水器の使用範囲又は給水管の許容流速以内に流量を調整できる弁（定流量弁，減圧弁等）を設置すること。
- ② 流入管の吐水口は、逆流を防止するため、必ず落とし込みとし、吐水口と越流面並びに吐水口中心と側壁までの距離は、所定の吐水口空間を確保すること。
- ③ 流入管は、ウォーターハンマー等の影響を受けないよう支持金物で強固に固定すること。
- ④流入管の主弁と副弁の吐水口間隔は、1.0 m 以上とすること。

⑤流入管と流出管の取り付け位置は、水の停滞を防ぐ構造とし、できる限り反対方向となる位置とすること（水槽の同一側に接続せず、対角線上に接続する）。

4) 流出管

①流出口は、原則として、槽底より少し上（10cm以上）から取り出すこと。

5) 越流管

①越流管は、受水槽に汚水の逆流のないよう基準面（GL等）より50cm以上の高さに設け、出口には防虫網を設置すること。

②越流管の大きさは、流入管口径の40%増しとすること。

③吐水口空間

ア)口径25mm以下の場合、表2.15.1のとおりとする。

表 2.15.1 吐水口空間－1

口 径	近接壁と吐水口の中心までの水平距離：B	近接壁と吐水口の中心までの垂直距離：A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

注1) 浴槽に給水する場合は、Aは50mm未満であってはならない。

注2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、Aは200mm未満であってはならない。

注3) 上記1)及び2)は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

イ)口径25mmを超える場合は、表2.15.2のとおりとする。

表 2.15.2 吐水口空間－2

区分	壁からの離れ：B		越流間から吐水口最下端までの垂直距離：A
近接壁の影響がない場合			1.7d'+5mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3.0d'以上
		3dを超え5d以下	2.0d'+5mm以上
		5dを超えるもの	1.7d'+5mm以上
	近接壁2面の場合	4d以下	3.5d'以上
		4dを超え6d以下	3.0d'以上
		6dを超え7d以下	2.0d'+5mm以上
7dを超えるもの		1.7d'+5mm以上	

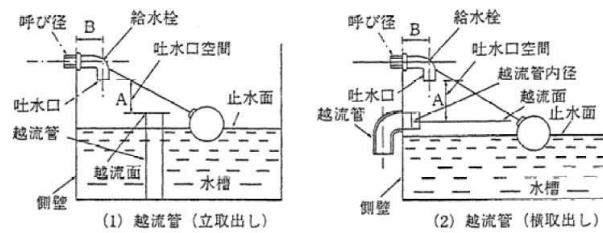
注1) d：吐水口の内径(mm)、d'：有効開口の内径(mm)

注2) 吐水口の断面が長方形の場合は、長辺をdとする。

注3) 越流面より少しでも高い壁がある場合は、近接壁とみなす。

注4) 口径25mm以下における注1)、2)及び3)は、共通である。

参考図



6) その他

- ① 受水槽には、最低部に排水管及び排水ピットを設置することとし、排水口空間を設けること。
- ② 受水槽には、極力、オーバーフロー等を防止するための水位異常警報装置を設置すること。
- ③ 排水管及び排水ピットからの排水時に汚水等が逆流しない装置を設けること。
- ④ 排水口及び通気口には、防虫及び防鼠のための網を取り付けけること。

3 受水槽の容量

- 1) 受水槽の容量は、一日最大使用水量の $4/10 \sim 6/10$ 程度とする。
- 2) 受水槽の容量は所要水量によって定めるが、配水管の口径に比べ単位時間当りの受水量が大きい場合には、配水管の水圧が低下し、付近の給水に支障及ぼすことがあるので、定流量弁、減圧弁及びタイムスイッチ付き電動弁等により対応すること。
- 3) 有効容量は、最高水位（オーバーフロー管の下端等）と最低水位（流出管の下端等）との間を有効深さとして算出すること。

4 受水槽の兼用

- 1) 受水槽に水道水と井水等の水道水以外の水とを混合して供給してはならない。ただし、下記条件に合致する場合はこの限りでない。
 - ① 水質基準に適合し飲料適であること。
 - ② 「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく維持管理がなされていること。
 - ③ 専用水道等に該当することになるので、保健所の了解が得られていること。
 - ④ 住宅の場合であっても各戸検針はできないこと。
- 2) 消火用水の確保ため、受水槽を兼用する場合の容量は、一日最大使用水量を超えないこと。

5 受水槽の設置（標準）

- 1) 地上に設置する場合の標準は、図 2.15.1 又は、図 2.15.2 のとおりとする。

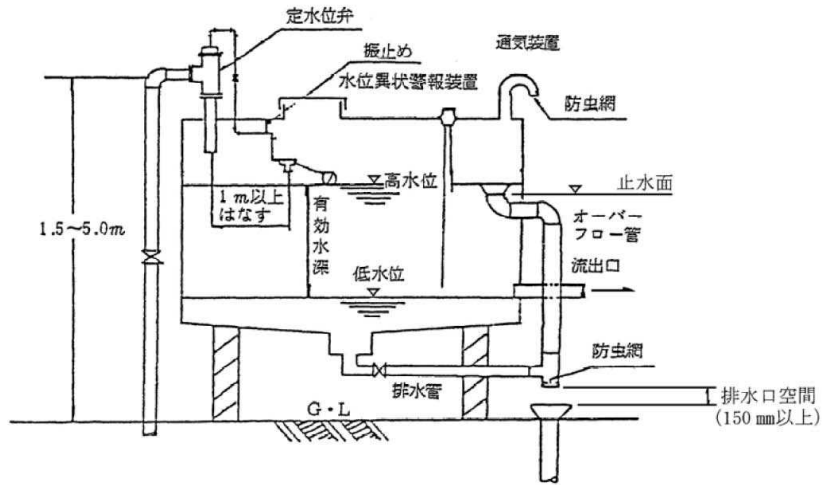


図 2.15.1 受水槽設置標準図 1

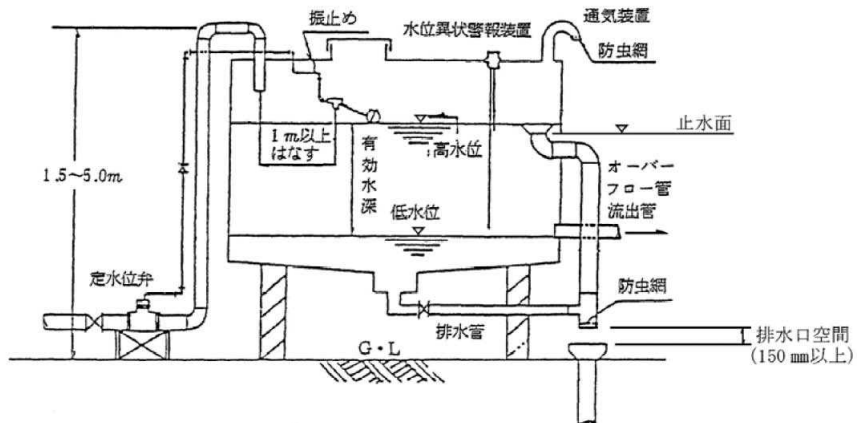


図 2.15.2 受水槽設置標準図 2

2) 地下室に設置する場合の標準は、図 2.15.3 又は、図 2.15.4 のとおりとする。

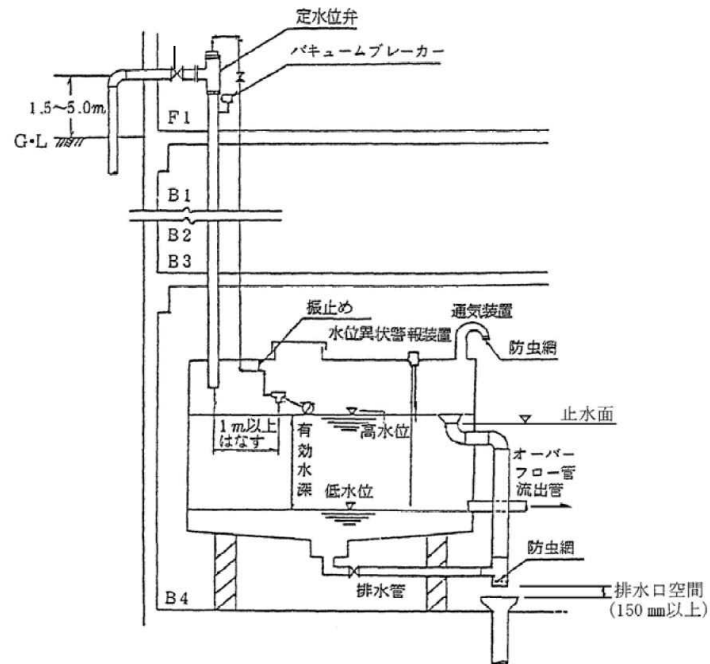


図 2.15.3 受水槽設置標準図 3

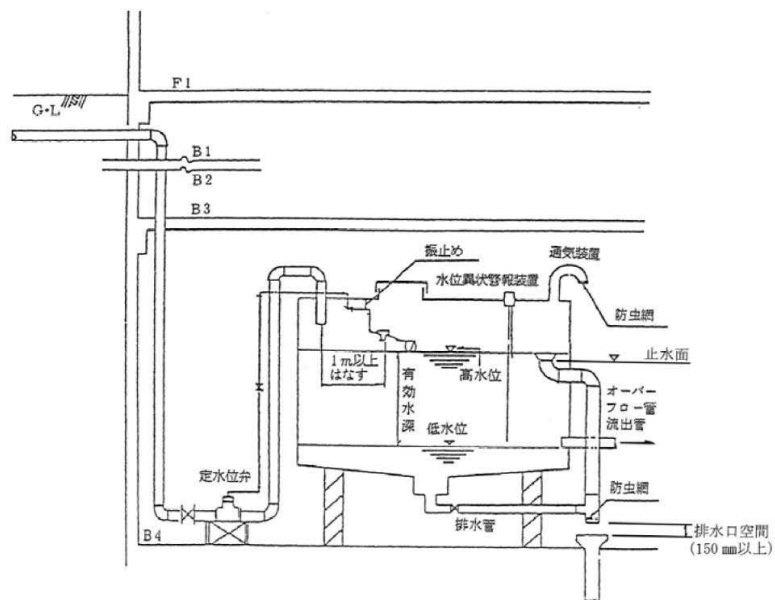


図 2.15.4 受水槽設置標準図 4

2.16 プール等への給水

プール、噴水、防火水槽、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等への給水装置は、水の逆流を防止するための適切な措置を講じるものとし、次によるものとする。

- 1 給水管の吐出口は必ず落とし込みとし、オーバーフロー水位面との間隔は給水管口径の1.5倍以上とすること。ただし、口径25mm以下の場合は、オーバーフロー水位面との間隔を50mm以上とすること。
- 2 プール、噴水、防火水槽等への給水は、原則として、手動による方式とすること。
- 3 オーバーフロー装置は、必ず設けること。
- 4 注入口に近接して、止水栓を設置すること。
- 5 プール用の給水管は、プール容積、付属設備、使用形態等を考慮して、口径を決定すること。

2.17 水道直結式スプリンクラー設備

第8章 工事関係条例及び要綱等

8.8 特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準 参照

第3章 施 工

第3章 施 工

3.1 施工一般

1 工事の施工

- 1) 成田市水道事業給水条例施行規程を遵守すること。
- 2) 給水装置工事は、定められた設計に基づき正確、かつ、丁寧に施工し、工事完成後は直ちに管理者の検査を受けなければならない。
- 3) 施工にあたっては、関係法令を遵守するとともに常に工事の安全に留意し、適切な現場管理を行い、事故防止に努めること。

2 関係官公署への手続き

- 1) 道路を掘削・占用する場合は、道路管理者に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実にを行いその許可を得ること。
- 2) 道路を使用する場合は、所轄警察署長に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実にを行いその許可を得ること。

3 事前協議

- 1) 施工にあたっては、他の埋設物（工業用水管、井水管、電気・電話線、ガス管、下水道管等）に関し、十分な調査を行うこと。
- 2) 調査により、埋設物がある場合は、速やかに当該埋設物の管理者と協議を行い、必要に応じ立会いを求めること。
- 3) 工事施工中に、不明確な埋設物が発見された場合は、速やかに当該埋設物管理者を確認のうえ十分協議し、その指示に従うこと。
- 4) 工事施工中に、他の埋設物との離隔の確保が困難であることが判明した場合は、先決せずに、速やかに当該埋設物管理者を確認の上、施工方法について十分協議し、その指示に従うこと。

4 保安施設の設置

- 1) 給水装置工事の施工により、交通の妨害となるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼすような行為のないよう、交通及び保安上十分な措置を講じること。
- 2) 道路管理者及び所轄警察署長の指示及び条件を遵守し、十分注意して施工すること。
- 3) 交通止め又は交通制限を要するときは、所轄警察署長等の指示により、必要な箇所に指定の表示をするとともに、防止柵及び注意灯等を設置し、万全を期すこと。
- 4) 車両及び歩行者の安全で円滑な通行を図るため、必要、かつ、十分な施設を設けるとともに、必要に応じ保安要員及び習熟した交通整理員を配備すること。
- 5) 保安施設の設置方法は、千葉県道路占用工事共通指示書及び水道工事標準仕様書を参考として、所轄警察署長と十分協議すること。

5 事故対策

- 1) 工事施工中は、事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合を想定し、常に万全の措置が講じられるよう準備すること。
- 2) 事故発生その他の緊急時に備え、人員召集方法及び関係連絡先との連絡方法を十分確認しておくこと。

3) 万一事故が発生した場合は、迅速、かつ、適切な処理を講じ、直ちに所轄警察署長、道路管理者等に通報するとともに、管理者に連絡し、その指示に従うこと。また、事故の原因、現在までの経過、被害の内容等を究明し、類似の事故が再び発生しないよう遅滞なく処理すること。

6 是正の指示

給水装置承認申請において承認済であっても、図面で予測できない事由が検査該当箇所であり水道部検査員より是正の指示があった場合は、速やかに是正し再検査を受けること。

3.2 土工事

1 道路掘削

- 1) 掘削にあたっては、道路管理者及び所轄警察署長の許可条件及び指示事項を遵守すること。
- 2) 工事着手前に、周辺住民に対し工事内容の説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。
- 3) 掘削面積は、特に指示された場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とする。
- 4) 舗装を取り壊す場合は、断面が粗雑にならないように切り口を直線に切断してから行うこと。
- 5) 掘削は、布掘り又は壺掘りとし、えぐり掘りは行わないこと。
- 6) 降雨時の施工は避けること。
- 7) 掘削土砂は、側溝等の排水を阻害しないよう適切な管理をすること。
- 8) 掘削土砂は、碎石と土砂は分離しておくこと。
- 9) 現場の状況に応じて、土留等の安全対策を施すこと。
- 10) 家屋の軒先に近接して掘削する場合は、居住者の通行を妨げないよう必要な措置を講ずること。

2 道路埋戻し

- 1) 埋戻しにあたっては、道路管理者及び所轄警察署長の許可条件及び指示事項を遵守すること。
- 2) 埋戻しは、良質山砂を用いること。（宅地造成工事等も同様）
- 3) 埋戻しは、片埋めにならないように注意し、原則として管天端までは一層仕上り厚 15cm 毎に人力で締め固め、その後は仕上り厚 20cm 毎に機械により締め固めを行うこと。
- 4) 埋戻しにあたっては、水道管及び他企業地下埋設物に損傷その他影響を及ぼさないよう十分注意すること。
- 5) 配水管及び給水管の下端部と側部及び他の埋設物との交差箇所の埋戻しにあたっては、締め固めを特に入念に行い、地盤沈下の生じないようにすること。
- 6) 土留め等を取りはずす場合は、その時期及び方法を十分考慮し、配水管及び給水管に影響を与えないよう埋戻すこと。

3 道路復旧

- 1) 道路管理者の復旧条件に従い、速やかに施工すること。
- 2) 復旧路面は、原路面と同一の高さとなるよう施工すること。
- 3) 残土及び泥土は、当日運搬、当日除去とし、現場の清掃に努めること。
- 4) 本復旧までの期間は常時巡視し、舗装面に剥離又は陥没等が発生したときは、直ちに手直しを行うこと。

3.3 分岐工事

- 1 分岐工事は、給水装置主任技術者が、現場の技術上の管理、従事する者の指導監督、管理者との連絡調整を行うこと。
- 2 分岐工事の施工日は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日に施工するものとし、施工日の3日前までに「工事着手届」を管理者に提出すること。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者立会いのもと作業を行うものとする。
- 3 原則として、1敷地内への取出しは1箇所とする。
- 4 分岐しようとする配水管又は既設給水管が、管理者の水道以外の水管（工業用水管、井水管、排水管等）又はガス管その他の埋設管ではないことを確認した後、分岐工事を行うこと。
- 5 サドル分水栓からの取り出しは、配水管又は既設給水管の軸と直角方向とすること。
- 6 分岐管の口径は、分岐される管の口径より小さいものとし、当該給水装置による計画使用水量に比べ、過大でないものとする。
- 7 分岐箇所は、他の分岐位置から30cm以上離さなければならない。
- 8 継手部（異形管）及び付属施設（仕切弁、消火栓等）の近接箇所から分岐する場合は、1.0m以上離さなければならない。
- 9 配水管と支管の仕切弁との間からは分岐してはならない。
- 10 分岐する口径が20mm、25mm、40mm、50mmの場合はサドル付分水栓を使用し、75mm以上の場合は耐震型不断水割T字管を使用し、次の事項に留意しなければならない。
 - 1) 既設埋設物及び構造物に近接して配管しなければならない場合は、上下左右とも原則として30cm以上離すこと。
 - 2) 穿孔する箇所及びその周辺は、泥やスケール等が付着していないようよく洗い落とすこと。
 - 3) 穿孔する箇所を定め、その位置に確実に取り付けること。
 - 4) 配水管に仮締めした後、取り付け位置を変更するときは、ゴムパッキンの破損による漏水が考えられるので、必ず取りはずし、改めて取り付けけること。
 - 5) 取り付け後、穿孔口からパッキンの設置状況等を確認するとともに、所定の水圧（0.75MPa）を1分間以上加えて、耐圧及び漏水の有無を確認すること。
 - 6) 穿孔中、穿孔機が移動しないよう割T字管又はサドル分水栓のボルトを十分締めるとともに、割T字管用の穿孔機には受台を施すこと。その際、配水管に損傷を与えることのないよう、ボルトの締め過ぎに注意すること。
 - 7) ボルトの締め付けが片締めにならぬよう平均して締め付けること。

- 8) 穿孔中の送りハンドルは、ドリルが損傷することがあるので、無理な操作は行わないこと。
- 9) 穿孔機は切り粉を排出できる構造のものを使用し、切り粉は必ず排出すること。
- 10) 鋳鉄管類及び鋼管類からサドル分水栓により穿孔する場合は、切り口に防食コアを挿入すること。
- 11) サドル分水栓による分岐後、防食フィルムで被覆後、所定のテープ（ビニル帯鋼線入り）で固定する。又、埋め戻しの際、土圧で防食フィルムが破断しないように適当なたるみを持たせて取付けること。
- 11 給水装置の廃止又は取出変更工事に伴う分岐止めは、表 3.3.1により施工するものとする。

表 3.3.1 分岐止め工事の施工

分岐管種別		施工方法
サドル分水栓		サドル分水栓用ユニオンをはずして、サドル分水栓用キャップを取り付けること。 防食フィルムを被覆すること。
乙分水栓	甲サドル使用	分水栓用バンドをはずして、乙分水栓用キャップを取り付けること。
	直もみ	〃
割T字管		シーバー弁止水し、フランジ蓋を取り付けること。
T字管		鋳鉄管 鋳鉄管用の栓を取り付けること。
		石綿セメント管 原則として、T字管を撤去すること。

12 分岐工事の実手順を以下に示す。

(1) サドル付き分水栓手動穿孔機施工・穿孔手順

ア) 安全事項

- ・安全ルールの遵守（作業場所における諸規定を遵守すること）。
- ・保護具（軍手、安全靴、ヘルメットなど）を着用すること。

イ) 施工の際の注意事項

- ・サドル付き分水栓のボルト・ナットの締め付けは標準締め付けトルクに従って締付けること。
- ・手動穿孔機のアダプタ・本体の取付けは確実にを行うこと。空管を施工する場合は、切粉の排除を確実にを行うこと。

ウ) サドル付き分水栓の施工手順

i) 準備するもの

- ・ウエス
- ・ボルト・ナットを締付ける工具

ii) 器具の選定

- ・配水管の種類・呼び径及び給水管の呼び径に合わせたサドル付分水栓（以下、分水栓）を選ぶ。

iii) サドル付き分水栓取り付け



写真1

- 1) 分水栓取付け部の管表面を、ウエスなどで十分に清掃し、泥や異物を取り除く。（写真1）

特に、管外面のパッキン当り部分に凹凸がある場合は、サンドペーパー及びヤスリなどで平らに仕上げる。

- 2) サドルを穿孔部にのせ、バンドが管を抱き込むような形で取り付ける。（写真2）

このとき、管に対して垂直にし、配水管の管軸頂部に分水栓の中心がくるように取り付ける。

- 3) サドル・バンドにボルトを通し、片締めにならないようにナットを左右交互に締め付ける。

標準締め付トルクは表1の通り。

表1 標準締め付けトルク

単位N・m[kgf・m]

ボルトの呼び	配水管の種類	締め付けトルク
M16	DIP・SP	60{6. 1}
	VP	40{4. 1}
M20	DIP・SP	75{7. 6}



写真2



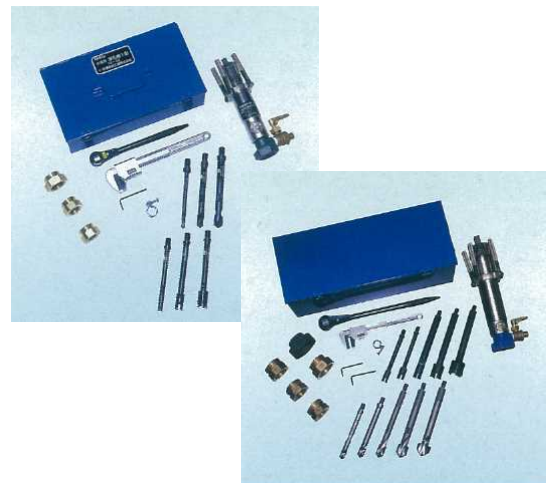
写真3

- 4) キャップを外し、分水栓が完全に開いている事を確認した後、給水管取出し口に取り付ける。（写真3）

エ) 手動穿孔機施工手順

i) 機器の構成

- ・本体
 - 送りレバー
 - ボールバルブ
 - バルブハンドル
 - 上部スピンドル
 - 下部スピンドル
- ・ラチェットハンドル
- ・モーターレンチ
- ・六角棒スパナ
- ・ホースバンド
- ・アダプタ
- ・錐
- ・挿入棒
- ・マグネットクリーナー



ii) 仕様

- ・ 施工可能な配水管 ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング(以下、モルタル管)
ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂粉体ライニング(以下、粉体管)
水道用硬質塩化ビニル管 (以下、VP管)
- ・ 施工可能な呼び径 20、25、30、40、50

iii) 穿孔作業手順

1) 準備するもの

- ・ パイプレンチ
- ・ ホース (作業場から排水先まで余裕のある長さ) 内径 14~15mm 外径 19~20mm

2) 器具の選定

- ① 分水栓の取り出し呼び径、穿孔する配水管の種類を調べる。
- ② 表 2 から管に合わせた錘を選ぶ。
- ③ 分水栓の取り出し呼び径に合わせたアダプタを選ぶ。

表 2

配水管の種類	呼び径	錘の形状
粉体管 モルタル管	13~50	ドリルタイプ
VP管	13~50	ホルソタイプ

3) 取り付け

- ① 本体及びアダプタにガスケットが付いていることを確認する。
- ② 分水栓を全開にする。
- ③ アダプタを分水栓に取り付ける。(写真 4)
- ④ 錘を本体下部のスピンデルに取り付ける。(写真 5)
- ⑤ 送りレバーを右いっぱいに戻す。
- ⑥ 本体をアダプタに取り付ける。(写真 6)
- ⑦ ホースを本体のボールバルブに差し込み、ホースバンドで固定する。
- ⑧ ボールバルブのバルブハンドルを左に 90° 回し、開ける。
- ⑨ ホースの反対側の出口を、作業場の中に水が入らない位置まで運び、固定する。
- ⑩ 送りレバーをとまるまでゆっくり左に回す。
- ⑪ 送りレバーを 2 回転右に回す。



写真 4



写真 5



写真 6

4) 穿孔作業

- ① 本体上部のスピンドルにラチェットハンドルを取り付ける。
- ② ラチェットハンドルを右に回し、錐を回転させながら、送りレバーを左に少しずつ回す。(写真7)
- ③ 穿孔が終わると抵抗がなくなる。抵抗がなくなった後、1cm位錐を回転させながら送りをかける。
- ④ ラチェットハンドルを外し、送りレバーを右に止まるまで回し、錐を引き上げる。
- ⑤ ボールバルブのハンドルを90° づつ右・左に開閉して水を流し、切粉を排出する。
- ⑥ ボールバルブを全閉にし、ホースを取り外す。
- ⑦ 分水栓を全閉にする。(写真8)



写真7



写真8

5) 取り外し

- ① アダプタから本体を外す。
- ② 本体から錐を外す。
- ③ 分水栓からアダプタを外す。(穿孔後ただちにインサート工法を施す時は、アダプタを分水栓に取り付けたままにしておく。)

6) 清掃・保管

- ① VP管用の錐は、切粉を取り外す。
- ② 本体・錐・アダプタその他に部品をよく拭き、水分・砂・石などを取り除き、ケース内に収納する。

IV) インサート工法作業手順

1) 器具の選定

- ① 分水栓の取り出し呼び径を調べ、それに合わせた挿入棒及びアダプタを選ぶ。

3) 取り付け

- ①挿入棒を本体下部のスピンドルに取り付ける。
- ②挿入棒先端の止めビスを外し、インサートリングを取り付け、止めビスを元の位置に取り付ける。(写真9)
- ③送りレバーを右いっぱいに戻す。
- ④アダプタを分水栓に取り付ける。
- ⑤本体をアダプタに取り付ける。
- ⑥分水栓を全開にする。



写真9

4) 挿着作業

- ①送りレバーを左に止まるまで、ゆっくり回す。
(インサートリングのツバが管表面に当たる。)
(図1)
- ②送りレバーを持ち、左に回す。送りレバーの感触で、(図2)

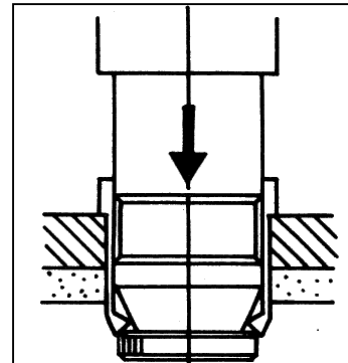


図1

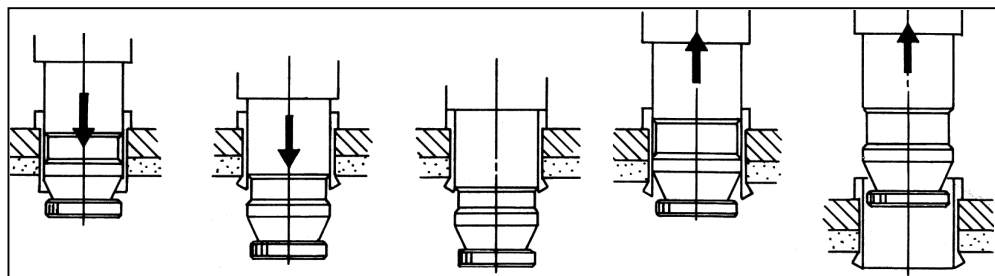


図2

- a. 重い (インサートリングの先端を広げている)
↓
 - b. 軽い (移動中)
↓
 - c. 重い (挿入棒がインサートリングのツバに当たった)を確認した後、送りレバーを右いっばいに戻す。(戻し始めは多少重い)
- ③分水栓を全閉にする。(写真10)



写真10

5) 取り外し

- ①アダプタから本体を外す。
- ②本体から挿入棒を外す。
- ③サドル付分水栓からアダプタを外す。
- ④給水管取出し口のキャップを外し、上部に取り付ける。(写真11)



写真11

6) 清掃・保管

- ①本体・アダプタ・挿入棒その他の部品をよく拭き、水分・砂・石などを取り除き、ケース内に収納する。

(2) サドル付き分水栓電動穿孔機施工・穿孔手順

ア) 安全事項

- ・安全ルールの遵守（作業場所における諸規定を遵守すること）。
- ・保護具（軍手、安全靴、ヘルメットなど）を着用すること。

イ) 施工の際の注意事項

- ・サドル付き分水栓のボルト・ナットの締め付けは標準締め付けトルクに従って締め付けること。
- ・電動穿孔機のアダプタ・本体の取付けは確実にを行うこと。空管を施工する場合は、切粉の排除を確実にを行うこと。

ウ) サドル付き分水栓の施工手順

i) 準備するもの

- ・ウエス
- ・ボルト・ナットを締め付ける工具

ii) 器具の選定

- ・配水管の種類・呼び径及び給水管の呼び径に合わせたサドル付分水栓（以下、分水栓）を選ぶ。

iii) サドル付き分水栓取り付け

- 1) 分水栓取り付け部の管表面を、ウエスなどで十分に清掃し、泥や異物を取り除く。（写真1）

特に、管外面のパッキン当り部分に凹凸がある場合は、サンドペーパー及びヤスリなどで平らに仕上げる。

- 2) サドルを穿孔部にのせ、バンドが管を抱き込むような形で取り付ける。（写真2）

このとき、管に対して垂直にし、配水管の管軸頂部に分水栓の中心がくるように取り付ける。

- 3) サドル・バンドにボルトを通し、片締めにならないようにナットを左右交互に締め付ける。

標準締め付トルクは表1の通り。



写真1



写真2

表1 標準締付けトルク

単位N・m{kgf・m}

ボルトの呼び	配水管の種類	締付けトルク
M16	DIP・SP	60{6. 1}
	VP	40{4. 1}
M20	DIP・SP	75{7. 6}



写真3

- 4) キャップを外し、分水栓が完全に開いている事を確認した後、給水管取出し口に取り付ける。(写真3)

エ) 電動穿孔機施工手順

i) 機器の構成

- ・ 本体
- ・ アダプタA
- ・ アダプタB
- ・ 錐
- ・ モーターレンチ
- ・ 片ロスパナ
- ・ 延長コード (5 m)
- ・ ヒューズ (予備)
- ・ 漏電ブレーカー
- ・ アース線
- ・ ホースバンド
- ・ 収納ボックス



ii) 仕様

- ・ 使用電源 AC100V 50/60Hz 共用
- ・ 施工可能な配水管 ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング(以下、モルタル管)
ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂粉体ライニング(以下、粉体管)
水道用硬質塩化ビニル管 (以下、VP管)
- ・ 施工可能な呼び径 20、25、30、40、50

iii) 穿孔作業手順

1) 準備するもの

- ・ パイプレンチ
- ・ ホース (作業場から排水先まで余裕のある長さ) 内径 14~15mm 外径 19~20mm
- ・ 延長コード

2) 器具の選定

- ①分水栓の取り出し呼び径、穿孔する配水管の種類を調べる。
- ②表2から管に合わせた錐を選ぶ。
- ③分水栓の取り出し呼び径に合わせたアダプタBを選ぶ。

表2

配水管の種類	呼び径	錐の形状
粉体管	20	ドリルタイプ (鋳鉄管専用)
モルタル管	25	
粉体管	20	ホルソタイプ (鋳鉄管・VP管兼用)
モルタル管	25	
VP管	13~50	
VP管	13~50	ホルソタイプ (VP管専用)

3) 取り付け

- ①アダプタAにガスケットとOリング、アダプタBにガスケットが付いていることを確認する。
- ②分水栓を全開にする。
- ③アダプタBを分水栓に取り付ける。(図1)
※呼び径40の場合は、アダプタAを分水栓に直接取り付ける。
- ④アダプタAをアダプタBに取り付ける。(図2)
- ⑤本体の送りハンドルを左に止るまで回す。
- ⑥錐をシャフトに取り付ける。(図3)
- ⑦本体を持ち、本体のビス4個をアダプタAの溝4ヶ所に入れる。
- ⑧固定レバーを下に押しながら右に止るまで回し、固定する。(図4)
- ⑨ホースをアダプタAのボールバルブに差し込みホースバンドで固定する。
- ⑩ボールバルブのハンドルを左に90°回して開ける。
- ⑪ホースの反対側の出口を作業場の中に水が入らない位置まで運び、固定する。
- ⑫送りハンドルを止るまでゆっくり右に回す。
- ⑬送りハンドルを2回転、左に回す。

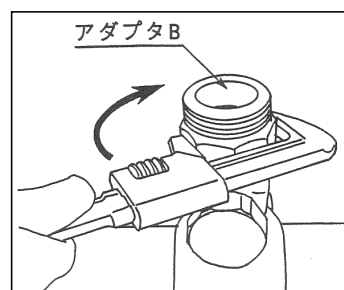


図1

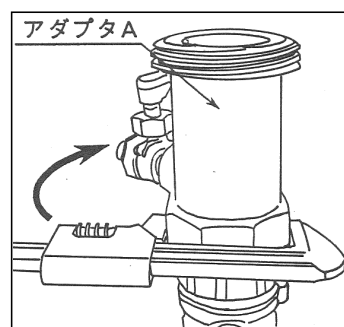


図2

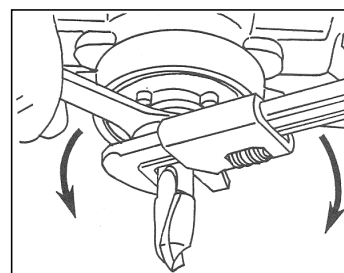


図3

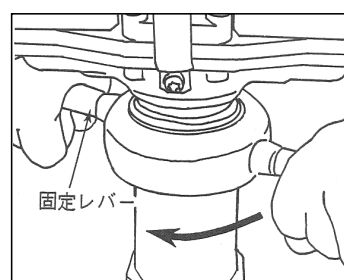


図4

⑭電源の種類を確認した後、次に示す電源から本体までの接続方法により、電源にそれぞれの部品を接続する。

- 電源の種類 ・アース付（以下、3芯）
 ・アース無（以下、2芯）

4) 穿孔作業

①本体の電源プラグを、表3に示す部品と接続する。

表3

3芯	延長コード
2芯	設置プラグ

②スイッチをONにする。

③送り確認用窓のビスを確認しながら、表4に示す目盛位置にビスが移動するまで送りハンドルを右に回す。（図5-1、図5-2）

表4 ビスの目盛位置

穿孔の呼び径	目盛位置
20	12(図5-1)
25, 30, 40, 50	20(図5-2)

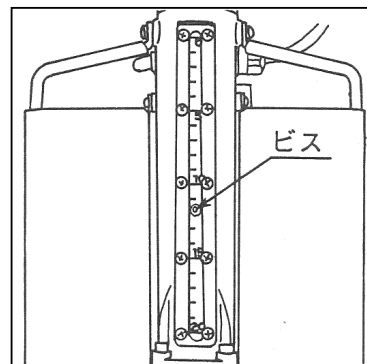


図5-1

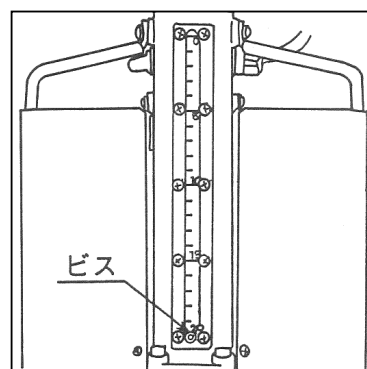


図5-2

④スイッチをOFFにする。

⑤電源から本体までの部品を全て外す。

⑥送りハンドルを左に止るまで回す。

⑦ボールバルブのハンドルを90° ずつ右・左に開閉して水を流し、切粉を排出する。

⑧ボールバルブのハンドルを右に90° 回し、水を止める。

⑨ボールバルブからホースを取り外す。

⑩分水栓を全閉にする。

5) 取り外し

①アダプタAから本体を外す。

②本体から錐を外す。（図6）

③アダプタBからアダプタAを外す。（図7）

※呼び径40を穿孔した場合は、分水栓からアダプタAを外す。

④分水栓からアダプタBを外す。（図8）

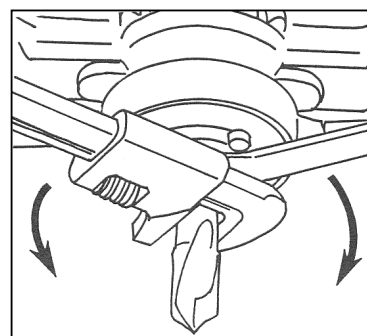


図6

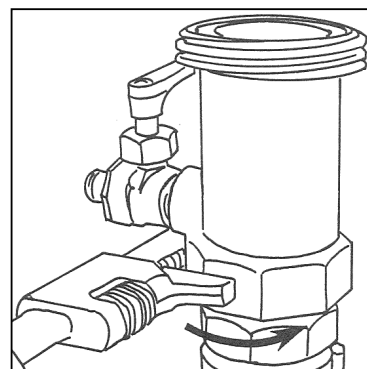


図7

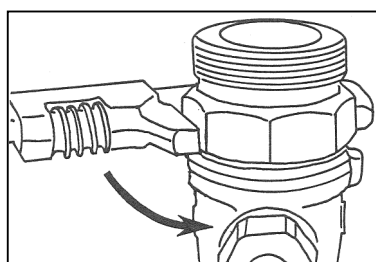


図8

6) 清掃・保管

- ①呼び径30以上の錐とVP管用の呼び径20・25の錐は、切粉を取り外す。
- ②錐・本体・アダプタA・アダプタB・その他の備品をよく拭き、水分・砂・石などを取り除き、ケース内に収納する。

(3) 水道配水用ポリエチレン管サドル 穿孔手順

ア) 安全事項

- ・安全ルールの遵守（作業場所における諸規定を遵守すること）。
- ・保護具（軍手、安全靴、ヘルメットなど）を着用すること。

イ) 施工の際の注意事項

- ・EFサドル付分水栓の穿孔作業は、融着終了後最低10分経過してから行なうこと。
なお、不断水工法の場合は1時間以上経過してから行なうこと。
- ・アダプタ・穿孔機本体の取り付けは確実に行うこと。
- ・サドルや穿孔機の種類により、穿孔不可能な場合や使用する部品が異なる場合があるので、穿孔前に必ず確認すること。
- ・EFサドル付分水栓及び鋳鉄サドル付分水栓の取り付けは、確実に行うこと。

ウ) 穿孔作業手順

1) 準備するもの

- ・水道配水用ポリエチレン管用穿孔機一式
- ・パイプレンチ等の締め付け工具
- ・ホース（作業場から排水先まで余裕のある長さ）内径15～18mm 外径20～23mm

2) 器具の選定

- ①分水栓の種類・取り出し呼び径を調べる。
- ②穿孔機、呼び径からホルソ、シャンク及びアダプタを選ぶ。

3) 取り付け

- ①穿孔機本体及びアダプタにガスケットが付いていることを確認する。
- ②キャップを外し、給水管取出し口に取り付ける。
 - ・サドル付分水栓へ穿孔機及び分水栓キャップを取り付ける際に、過大な力をかけないこと。
 - ・分岐部呼び径20・25の分水栓には、モーターレンチ（350mm以下）等の長さのものを使用すること。
 - ・分岐部呼び径30～50の分水栓は、分水栓下の角部（図1）を固定しながら、締め付けること。

③ 分水栓を全開にする。(図2)

分水栓角部
ここを工具で固定する。

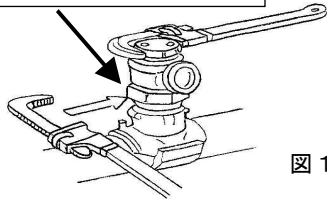


図1

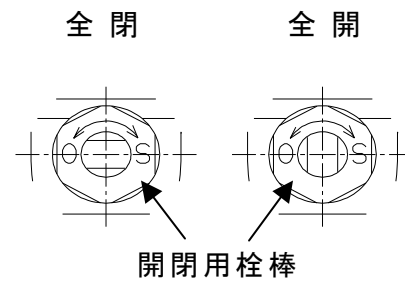


図2

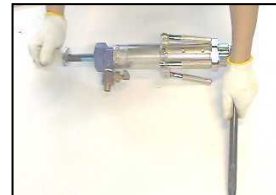
④アダプタを分水栓に取り付ける。
(写真1)



⑤ホルソにシャンクを取り付ける。
(写真2)



⑥ホルソを穿孔機本体下部のスピンドルに取り付ける。(写真3)



⑦送りレバーを右いっぱいに戻す。



⑧穿孔機本体をアダプタに取り付ける。(写真4)

⑨ホースを穿孔機本体のボールバルブに差し込み、ホースバンドで固定する。

⑩ボールバルブのバルブハンドルを左に90°回し、開ける。

⑪ホースの反対側の出口を、作業場の中に水が入らない位置まで運び、固定する。

⑫送りレバーを止るまでゆっくり左に回す。

⑬送りレバーを2回転右に回す。

4) 穿孔作業

①穿孔機本体上部のスピンドルにラチェットハンドルを取り付ける。

②ラチェットハンドルを右に回し、ホルソを回転させながら、送りレバーを左に少しずつ回す。(写真5)
送りレバー1/4回転以下で、ホルソを1回転以上回すように穿孔する。



③ストロークエンドまで穿孔作業を行う。

④ラチェットハンドルを外し、送りレバーを右に止るまで回し、ホルソを引き上げる。

⑤ボールバルブのハンドルを90°づつ右・左に開閉して水を流し切粉を排出する。

⑥ボールバルブを全閉にし、ホースを取り外す。

⑦分水栓を全閉にする。(図2)

5) 取り外し

- ①アダプタから穿孔機本体を外す。
- ②穿孔機本体からホルソ、シャンクを外す。
- ③分水栓からアダプタを外す。
- ④穿孔機取り付け口にキャップを取り付ける。

(写真6)



6) 切粉の除去

・ Aタイプ

- ①ホルソからシャンクを外す。
- ②切粉取り外し治具をホルソにねじ込み、詰まった切粉を押し出す。(写真7) 刃と刃の間に詰まった切粉は、ドライバなどで取り付けねじ部から押し出す。(写真8)



・ Bタイプ

- ①ホルソのナットを緩める。(写真9)
- ②ガイドをスライドさせる。(写真10)
- ③ホルソ内の切粉を取り除く。(写真11)

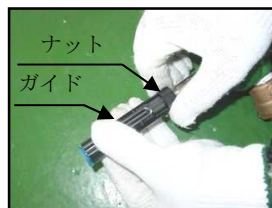


写真9



写真10



写真11

7) 清掃・保管

- ① 穿孔機本体・ホルソ・シャンク・アダプタその他の部品をよく拭き、付着した水分・砂・石などを取り除き、ケース内に収納する。

(4) 密着コア施工手順

ア) 安全事項

- ・安全ルールの遵守(作業場所における諸規定を遵守すること)。
- ・保護具(軍手、安全靴、ヘルメットなど)を着用すること。
- ・改造して使用しないこと。

イ) 施工の際の注意事項

- ・アダプタ、本体の取り付けは確実にすること。
- ・切り粉の排除を確実にすること。特に、空管を穿孔する際は、穿孔後に付属のマグネットクリーナで穿孔穴付近と分水栓内の切り粉を十分に取り除くこと。
- ・施工中以外は、本体のねじ軸を必ず左一杯に回しておくこと。

ウ) 機械の構成

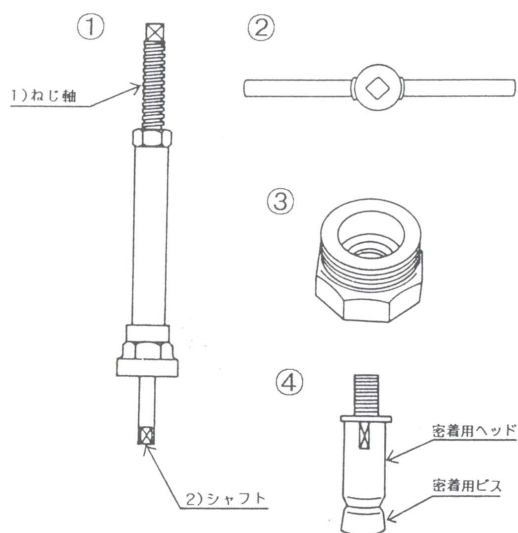
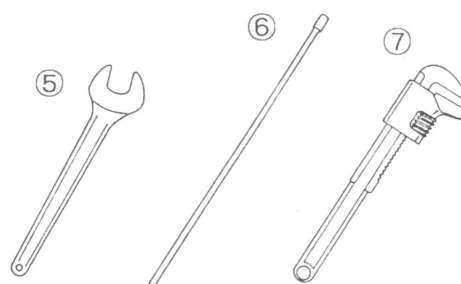


表 1

部番	部品名			
1	本体			
2	挿入ハンドル			
3	アダプタ (20・25・30・40・50mm)			
4	挿入棒密着コア用ユニット (20・25・30・40・50mm) 密着用ヘッド+密着用ビス			
5	片口スパナ 4本			
	サイズ	14	19	23
	数量 (本)	2	1	1
6	マグネットクリーナ			
7	モータレンチ			



エ) 仕様

表 2

適用管種 (施工可能な配水管)	ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂粉体ライニング (以下、粉体管)				
	ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング (以下、モルタル管)				
施工可能な呼び径	20	25	30	40	50
施工可能な穿孔用錐径 (mm)	18.1	23.1	28.1	38.1	47.1
施工可能な穿孔後の孔径 (mm)	18.1~18.3	23.1~23.3	28.1~28.3	38.1~38.3	47.1~47.3
適用サドル付分水栓	JWWA B 117 規格のサドル付分水栓				

カ) 施工手順

1) 工具の準備

- ・ マイナスドライバー
- ・ パイプレンチ等の締め付け工具
- ・ 密着用ヘッドの取り付け、取り外しに使用する片口スパナ (サイズは表 3)

表3 使用する片ロスパナのサイズ

施工呼び径	20	25	30	40	50
本体シャフト側	14	14	14	14	14
密着用ヘッド側	14	19	23	19	19

2) 器具の選定

- ・サドル付分水栓の取り出し呼び径と同じ呼び径のアダプタ、密着コア、挿入棒
密着コア用ユニットを選ぶ。

3) 取り付け前の確認

①アダプタ、本体にガスケットが付いていることを確認する。

②本体ねじ軸を右に回転させ、ねじの状態を確認する。ねじの滑りが悪い場合は次の作業を行い、滑りを良くする。

- ・本体ねじ軸の付着物（砂、石等）を取り除く。
- ・本体の注油場所に油（機械油可）を注す。（図2）

※ねじの滑りが悪いまま作業すると施工不良をおこす場合がある。

③密着コアが変形していないことを確認する。

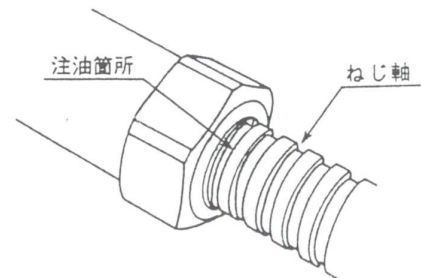


図2

4) 取り付け

①密着用ヘッドを本体のシャフトにねじ込み、図3のようにしっかり締め付ける。

②密着用ヘッドに密着コアを差し込む。

③密着用ヘッドに密着用ビスを手でねじ込んだ後、片ロスパナで密着用ヘッドを押さえ、密着用ビスの溝にマイナスドライバーをかけ、締め付ける。（図4）

④密着コアを手で回し、スムーズに回転することを確認する。

⑤ヘッドとコアの間に異物が入っていないか確認する。異物があった場合は清掃を行う。

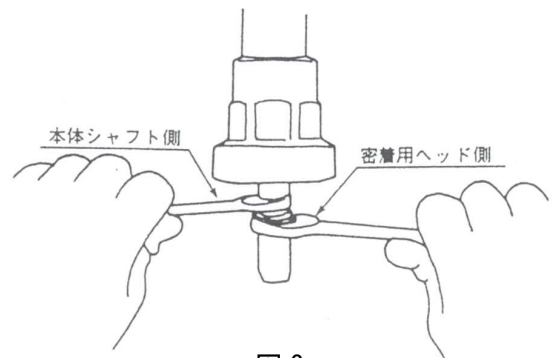


図3

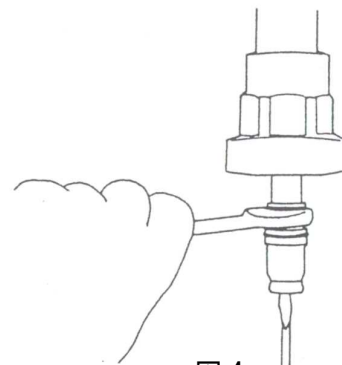


図4

⑥密着コアと挿入棒密着コア用ユニットの接続状態を図5に示す。

⑦本体ねじ軸を手で止まるまで左に回す。

⑧サドル付分水栓の上側取り出し口にアダプタをパイプレンチでしっかり締め付ける。(図6)

⑨アダプタに本体をパイプレンチでしっかり締め付ける。

⑩各部品品の接続状態を確認する。(図7)

密着コア+挿入棒密着コア用ユニット
接続状態例

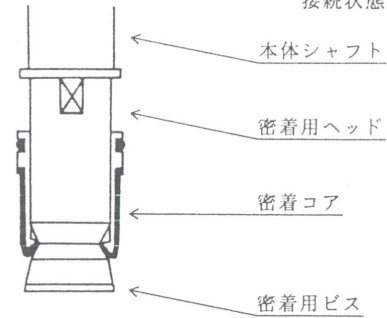


図5

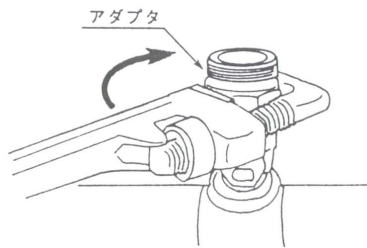


図6

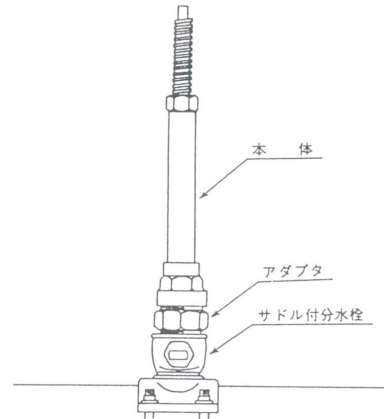


図7

5) 挿着作業

①サドル付分水栓の開閉用栓棒を、工具でゆっくりと開方向(「O」方向)に回し、全開にする。(図8)

※サドル付分水栓が全開状態になっていないと、密着コアがボールに当たってしまう恐れがあるため、必ず全開にし、栓棒は急激に回したり無理にこじ開けたりしないように注意すること。

②本体ねじ軸を手で止まるまでゆっくりと右にカー杯回す。

③本体ねじ軸の上部に挿入ハンドルを取付ける。

④挿入ハンドルを持つ。

⑤ねじ軸を挿入ハンドルで右に回し挿着作業を開始する。(図9)

⑥挿着作業中は挿入ハンドルの感触は以下のようなになる。

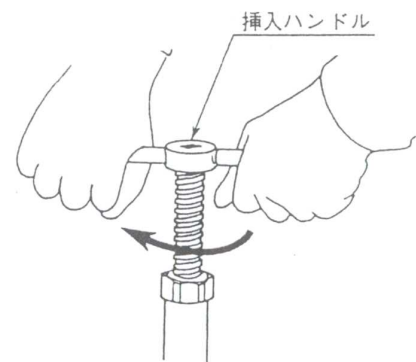
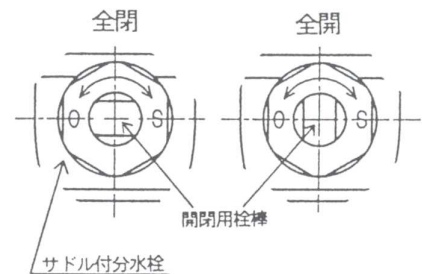


図9

重い (1回目)

密着コアの先端を拡げている (図 10)

軽い (移動中)

重い (2回目)

密着コア上部に密着用ヘッドのツバが当たり作業完了 (図 11)

※2回目に重くなった時は、それ以上挿入ハンドルを右に回さないこと。

⑦ ⑥の工程を確認した後、挿入ハンドルを左いっぱいに戻して挿着作業完了。(戻し始めは少し重くなる)

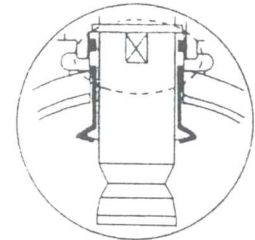
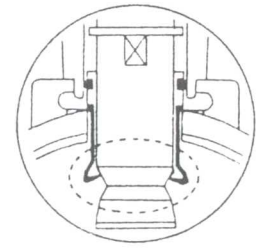


図 11

6) 取り外し

①サドル付分水栓の開閉用栓棒を、工具でゆっくりと「S」方向に回し全閉にする。(図 8)

②本体ねじ軸の上部から挿入ハンドルを外す。

③アダプタから本体をパイプレンチで外す。(図 12)

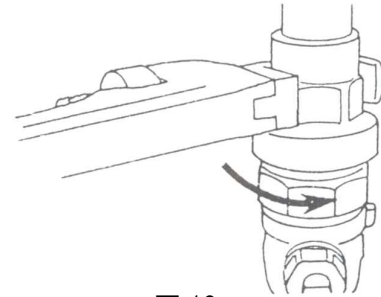


図 12

④サドル付分水栓からアダプタをパイプレンチで外す。(図 13)

⑤密着用ヘッドを片ロスパナで押さえ、密着用ビスにマイナスドライバーをかけて緩める。

⑥密着用ヘッドを本体のシャフトから外す。(図 14)

⑦本体ねじ軸を手で止まるまで左に回す。

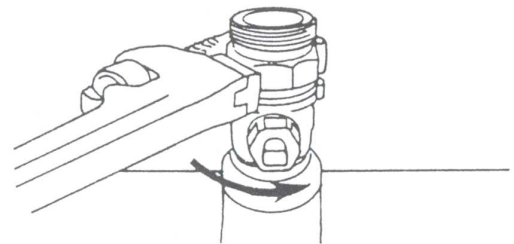


図 13

7) 掃除・保管

本体、アダプタ、挿入棒密着コアユニット、その他の部品を良く拭き、水分・砂・石等を取り除きケース内の元の位置に収納する。

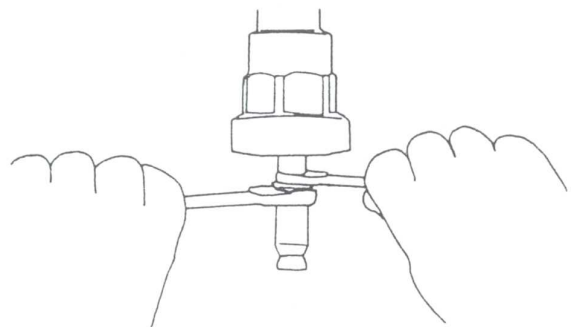


図 14

(5) 防食フィルムの施工手順

1. 防食フィルムのビニタイのついた側を下から分岐側にまわし、サドル分水栓の首でビニタイを留める。



2. 防食フィルムをサドル分水栓にかぶせ、分岐管で短いビニタイを使って仮留めする。



3. サドル分水栓の両側を長いビニタイを使って留める。



4. 分岐管の仮留めを解き、短いビニタイで留め直す。



3.4 配管工事

1 共通事項

- 1) 管の下端は、凹凸その他不均衡な箇所が生じないようにならし、特に砂利、石塊等が多い地盤では管の周囲を良質土砂で埋戻し、固形物が管に直接触れないように施工すること。
- 2) 配管作業中、工器具等で管に外傷を与えないよう十分注意すること。
- 3) 崖や石垣等に平行して配管する場合は、法肩及び法尻から可能な限り離れた位置を選定すること。
- 4) 防護措置（防寒、防露、防食を含む。）は、適切に施工すること。
- 5) 配管工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は1日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。
- 6) 給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。ただし、施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、材質に応じた適正な加工を行うこと。
- 7) 保管は、原則として屋内とし、やむを得ず屋外に保管する場合は、ビニールシート等にて保護すること。
- 8) 保管場所は、平坦であり管の上には重量物等を載せないこと。
- 9) 油等の汚れが付着しないように十分注意すること。
- 10) 取扱いについては、管に損傷を与えないよう十分注意すること。

2 ステンレス鋼管の施工

1) 施工一般

- ① 異種金属（特に普通鋼）との接触は避けて保管すること。
- ② もらい錆等汚れをふきとる場合は、水を使用しウエス等でふき取ること。
- ③ 切断にあたっては、切断箇所の管肌周面をウエスなどで清掃し、ごみ、泥などを完全に拭き取ること。
- ④ 切断位置は、設計図、現場の状況などを考慮し、あらかじめ測定器具等により、正確にその位置を定め、切断位置を明示しておくこと。
- ⑤ 切断は、パイプ万力、パイプグリッパ等で管を固定し、ステンレス用の刃を装置したロータリーチューブカッターで行うこと。
- ⑥ 切断には、力を入れすぎず切断面が変形しないよう十分注意すること。
- ⑦ 切断には、油を使用しないこと。

2) 波状ステンレス鋼管

- ① 配管場所の状況、設計状況に合わせ、地上にて切断、仮曲げをすること。
- ② 曲げ加工の際は、15山全体がきれいな曲線になるよう、均一に曲げること。
- ③ 埋め戻しの際は、小石等が管に接触したり、挟まったりしないよう施工すること。
- ④ 曲げ角度は、90°以内とし、過度の曲げ配管は行わないこと。

3) ステンレス鋼管の継手

- ① 伸縮可とう継手

ア) 種類

- ・ Aタイプ：接続する管に溝付けを必要とする伸縮可とう継手

イ) 施工

- ・ 伸縮可とう継手は、メカニカルのワンタッチ方式であるため、可能な限り分解せずに接合すること。
- ・ 接合する管の端面から約 100mm までの部分にへこみ、きず等がないことを確認すること。
- ・ 継手内部のゴムを損傷しないように管を直角に挿入すること。
- ・ 管の汚れを取り除き挿入すること。
- ・ 挿入しにくい場合は、袋ナット又はテーパブッシュを緩め、水で濡らすなどして行うこと。
- ・ Aタイプを使用する場合は、溝付け位置をけがき工具及び測定器具を使用してマジック等で印をしておくこと。
- ・ 溝付けは、ロータリー溝付工具を使用し振り子運動（30° ～90°）しながら徐々に行うこと。
- ・ ロールの深さが所定の 1/3 になったら、全周に回転しながら溝付けし、所定の深さまで行うこと。
- ・ 袋ナットの手締後パイプを引き、食い込み環が溝に装着したことを確認した後、袋ナットをパイプレンチで十分締め付けること。
- ・ テーパーブッシュの端面をパイプの挿入位置に合わせ手締めを行い、その後、パイプレンチでテーパブッシュのネジ部が見えなくなるまで十分締め付けること。
- ・ Aタイプの溝付け位置及び締め付けトルクは、表 3.4.1 によること。
- ・ 伸縮可とう継手を再使用する場合は、ゴムパッキンを新しいものに取り替え、ネジ山等の損傷度合いを確認のうえ使用すること。

表 3.4.1 溝付け位置、挿入量及び締め付けトルク

呼び径 mm	Aタイプ 溝付け位置 mm	締め付けトルク kgf・m
20	49	7.0
25	49	7.0
40	56	12.0
50	56	12.0

3 ポリエチレン二層管の施工

1) 施工一般

- ① 管の巻きぐせ、ねじれを取り除き、引っ張ったりせず余裕をもって配管すること。
- ② 非開削工法で施工する場合は、キズ防止被覆管を使用するとともに、管内に土砂等が入らないよう適切な防護を講じること。

- ③ ポリエチレン二層管の屈曲半径は、管外径の20倍以上とし、最小曲げ半径（R）は、表 3.4.2 による。

表 3.4.2 最小曲げ半径（R）

口 径	13mm	20mm	25mm	40mm
最小曲げ半径（R）	43cm以上	54cm以上	68cm以上	96cm以上

- ④ 切断にあたっては、切断箇所の管肌周面をウエスなどで清掃し、ごみ、泥などを完全に拭き取ること。

2) 接合

水道用ポリエチレン二層管の接合は、金属継手（耐震強化型）を使用すること。

3.5 給水管の接合方法

1 給水管の接合方法は、表 3.5.1のとおりとする。

表 3.5.1 給水管の接合方法

	ステンレス鋼管	銅管	ビニル管	ポリエチレン管	鉛管
ステンレス鋼管	伸縮可とう継手 ハツダ [®] 式継手 プレス式継手 圧縮式継手	おねじ付ソケット(SSP) +ユニオン(C AC406) めねじ付ソケット(SSP) +ユニオン(CAC406) 平行めねじ付伸縮可 とう継手(SSP) +ユニオン(CAC406)	めねじ付ソケット(SSP) +VP・SPユニオン(CAC406) テーパーめねじ伸縮 可とう継手(SSP) +VP・SPユニオン(CAC406)	おねじ付ソケット(PP) +めねじ付ソケット(SSP) めねじ付ソケット(PP) +おねじ付ソケット(SSP)	めねじ付ソケット(SSP) +シモク テーパーめねじ伸縮可 とう継手(SSP) +シモク
鋼管	おねじ付ソケット(SSP) +ユニオン(C AC406) めねじ付ソケット(SSP) +ユニオン(CAC406) 平行めねじ付伸縮可 とう継手(SSP) +ユニオン(CAC406)	ねじ接合 LAソケット (修繕のみ)	VP・SPユニオン	おねじ付ソケット(PP) めねじ付ソケット(PP)	特殊ソケット シモク
ビニル管	めねじ付ソケット(SSP) +VP・SPユニオン(CAC406) テーパーめねじ伸縮 可とう継手(SSP) +VP・SPユニオン(CAC406)	VP・SPユニオン	TS継手冷間接合	おねじ付ソケット(PP) +ユニオンソケット(VP) (ナット付)	VP・LPユニオン
ポリエチレン管	おねじ付ソケット(PP) +めねじ付ソケット(SSP) めねじ付ソケット(PP) +おねじ付ソケット(SSP)	おねじ付ソケット(PP) めねじ付ソケット(PP)	おねじ付ソケット(PP) +ユニオンソケット(VP) (ナット付)	B型継手冷間接合	めねじ付ソケット +シモク
鉛管	めねじ付ソケット(SSP) +シモク テーパーめねじ伸縮可 とう継手(SSP) +シモク	特殊ソケット シモク	VP・LPユニオン		プラスチック接合

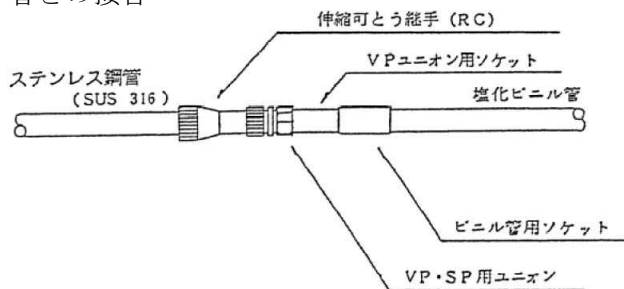
注1) ハイテンプター管の接合は、T・S継手冷間接合によること。

注2) 銅管の接合は、プラスチック接合によること。

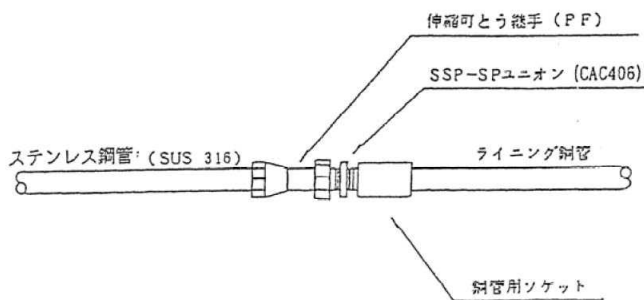
- 2 ステンレス鋼管 (SUS316) との接合は、図 3.5.1に示すとおりとする。
- 注) 平行メネジ付伸縮可とう継手「伸縮可とう継手 (PF)」
 テーパーメネジ付伸縮可とう継手「伸縮可とう継手 (RC)」

図 3.5.1 ステンレス鋼管との接合

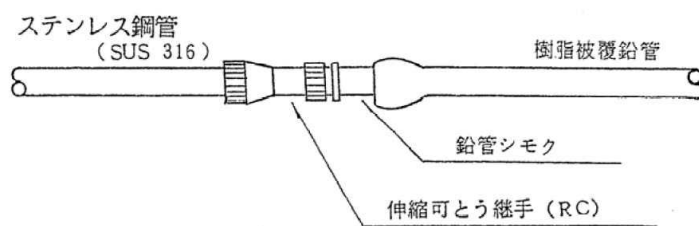
1) 塩化ビニル管との接合



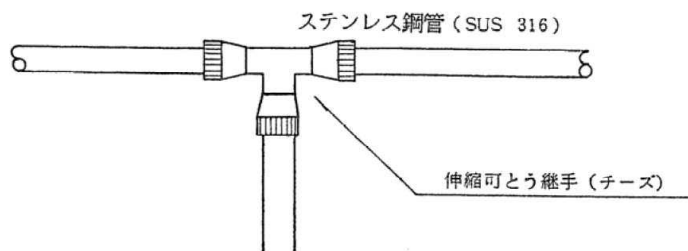
2) ライニング鋼管との接合



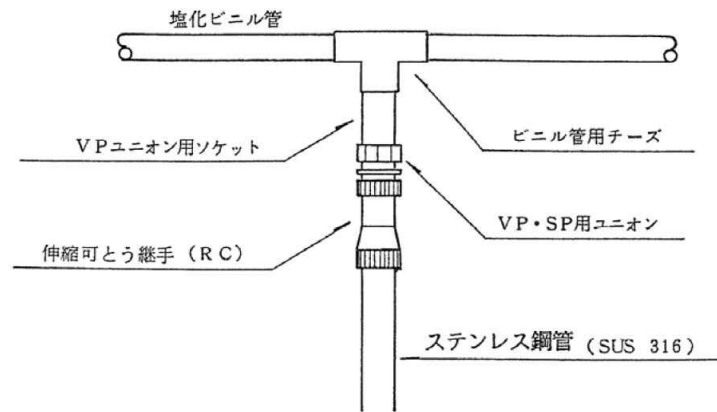
3) 樹脂被覆鉛管との接合



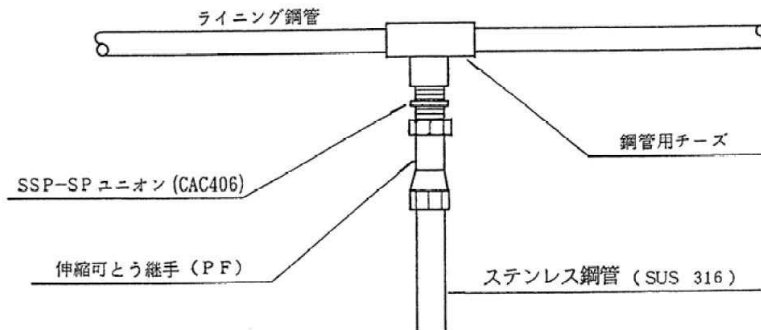
4) ステンレス鋼管からの分岐



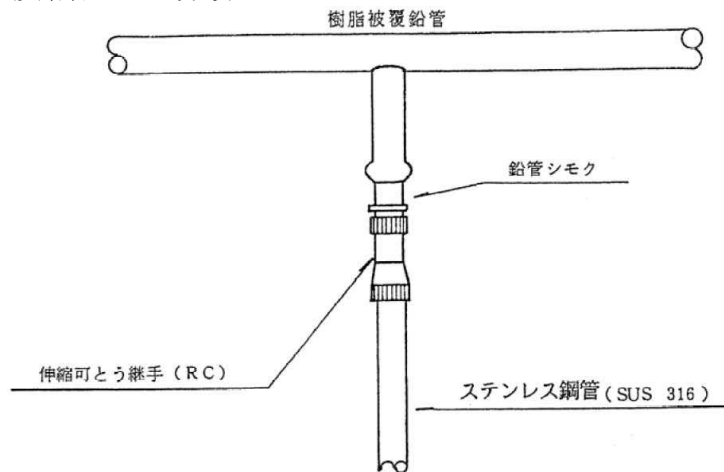
5) 塩化ビニル管からの分岐



6) ライニング鋼管からの分岐



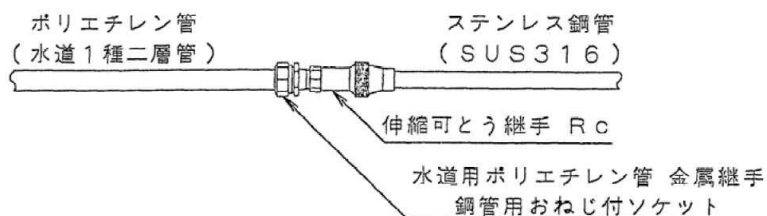
7) 樹脂被覆鉛管からの分岐



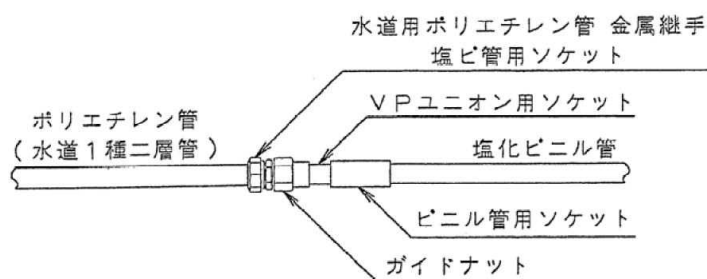
3 ポリエチレン管（1種2層管）との接合は、図 3.5.2 に示すとおりとする。

図 3.5.2 ポリエチレン管との接合

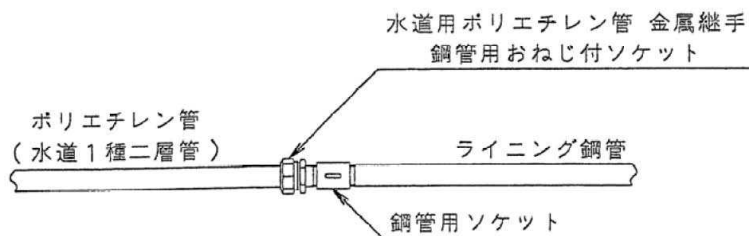
1) ステンレス鋼管との接合



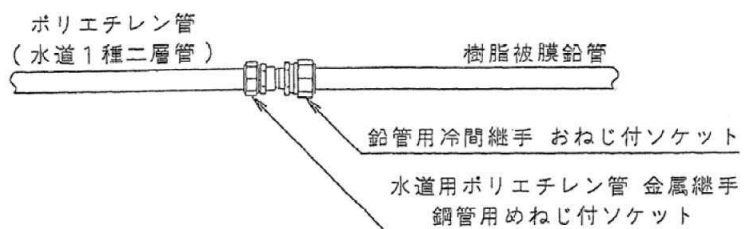
2) 塩化ビニル管との接合



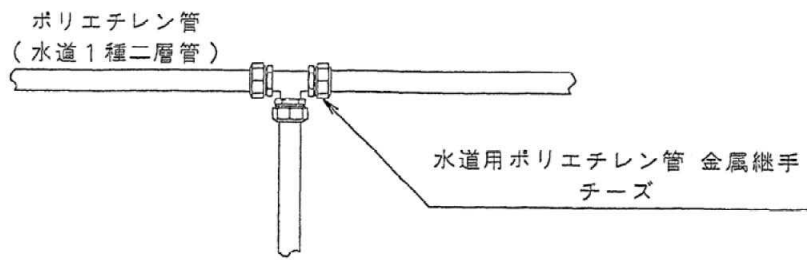
3) ライニング鋼管との接合



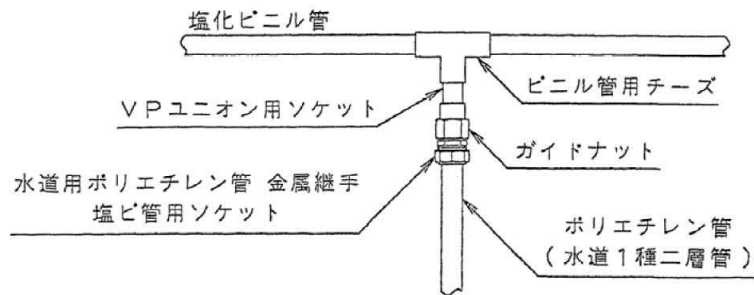
4) 樹脂被覆鉛管との接合



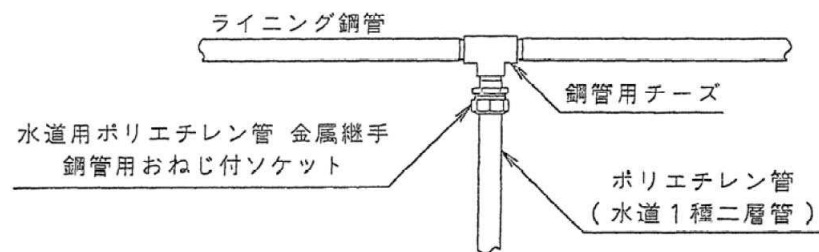
5) ポリエチレン管からの分岐



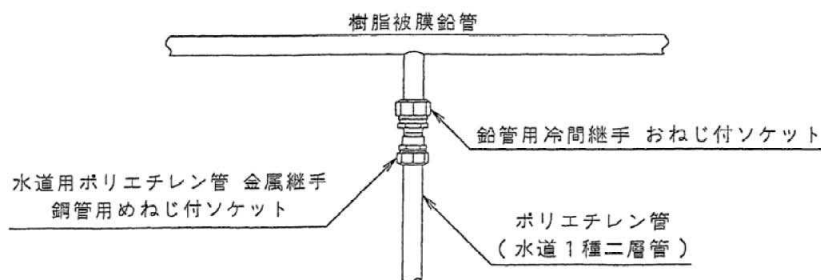
6) 塩化ビニル管からの分岐



7) ライニング鋼管からの分岐



8) 樹脂被覆鉛管からの分岐



3.6 量水器等の取り付け

1 量水器

量水器の設置は、設計編【2.9 量水器の設置】を参考にするとともに、以下の点に注意すること。

- 1) 検針・点検・交換等が容易に行うことができる場所に設置すること。（原則として、道路と宅地の境界線から2.0m以内に設置すること。）
- 2) 凍結・外傷・衝撃等による破損及び異常を生じるおそれのない場所に設置すること。
- 3) 運搬中は、振動を与えないよう注意すること。
- 4) 量水器上流側については、量水器を取り付けける前に給水管に通水し、管内を十分洗浄すること。
- 5) 矢印方向に注意し、水平に設置するとともに、ユニオンパッキンは定位置からずれないように収めること。
- 6) 取り付け後、しばらく通水し、回転状況を確認するとともに、水栓をいったん停めて漏水の有無を調査すること。
- 7) 指針を正確に記録するとともに、量水器番号と検定期限を確認すること。
- 8) 受水槽以下の量水器前後の配管施工例を図 3.6.1に示す。

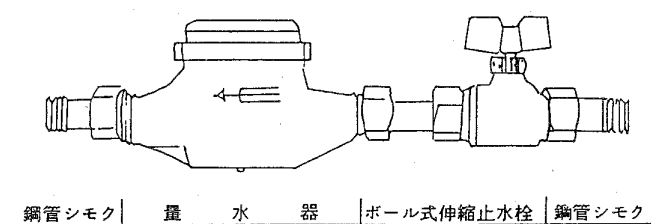


図 3.6.1 受水槽以下量水器の施工例

- 9) パイプシャフト内に量水器を設置する場合は維持管理性を考慮し、図 3.6.2～図 3.6.4に示す必要寸法を確保すること。

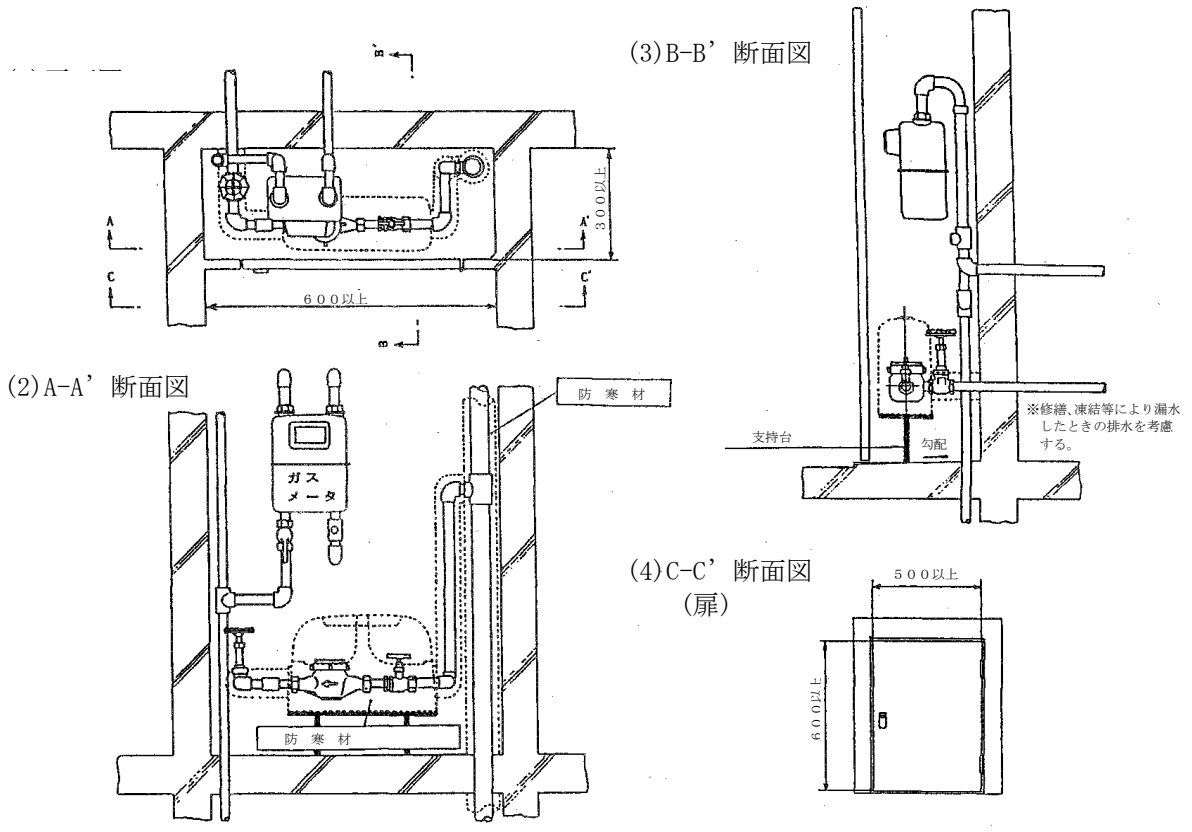


図 3.6.2 量水器室及び扉の標準寸法 (量水器 1 個の場合)

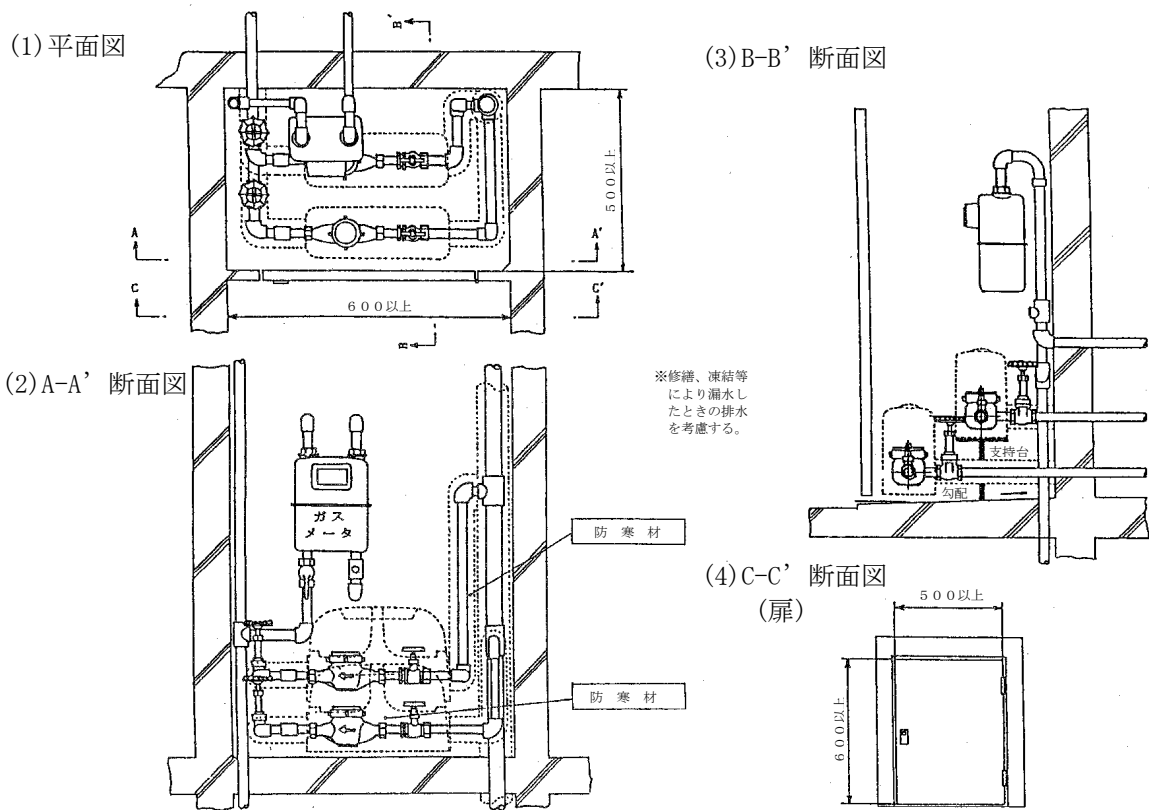


図 3.6.3 量水器室及び扉の標準寸法 (量水器段違い 2 個の場合)

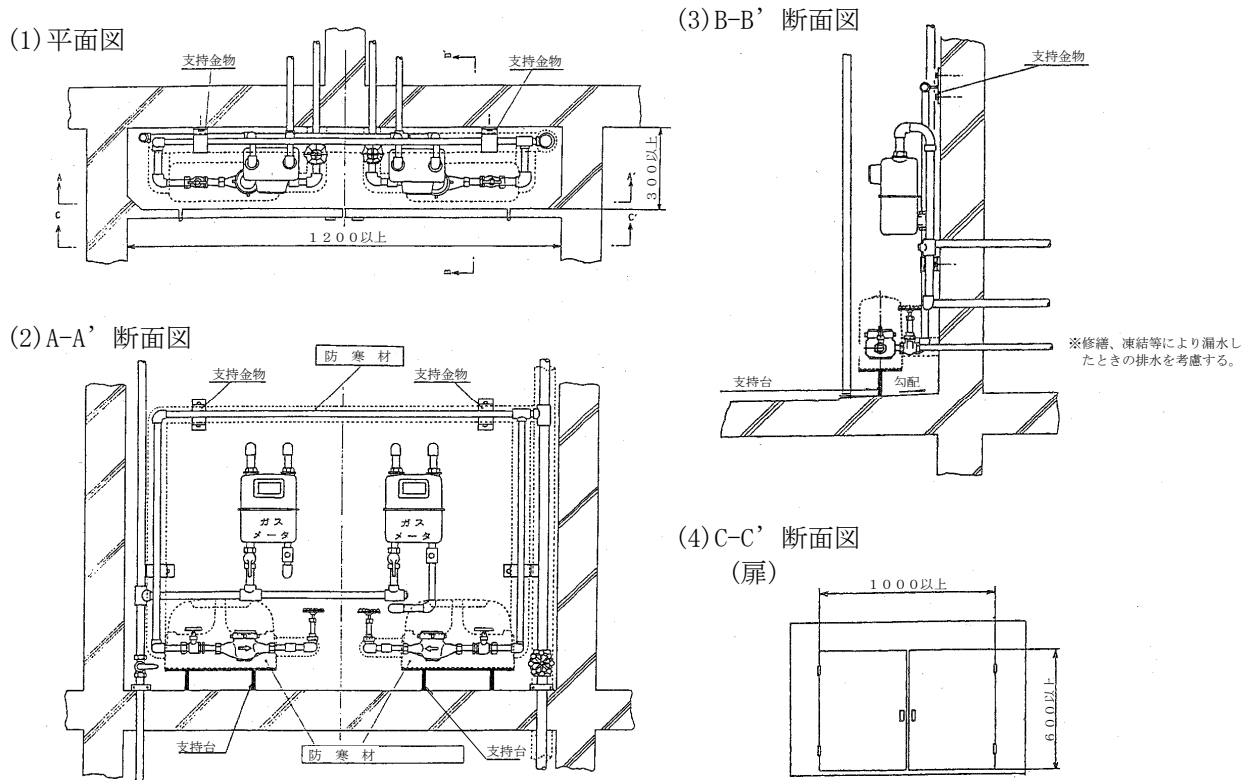


図 3.6.4 量水器室及び扉の標準寸法（量水器 2 個並列の場合）

2 量水器筐

量水器筐の設置は、設計編【2.9 量水器の設置】を参考にするとともに、以下の点に注意すること。

- 1) 量水器が傾斜をきたすような設置はしないこと。
- 2) 雨水等の侵入を極力避けるように設置すること。
- 3) 原則として、口径 20mm 以下の量水器を設置する場合は、地上式メーターボックスユニットを設置すること。
- 4) 地上式メーターボックスユニット設置高さは、メーターボックスユニットの設置基準線と地盤高を合わせること。
- 5) 口径 25mm 以上の量水器を設置する場合は、地下式メーターボックスを設置すること。
- 6) 口径 25mm 以上の量水器(地下式メーターボックス)を設置する場合は、量水器の二次側に逆止弁を設置すること。
- 7) 口径 50mm 以上の量水器（フランジ式）を設置する場合の量水器廻り配管材質は、耐荷重性能を有した鋼管等とし、かつ、量水器の下部に座台などを置くこと。
- 8) 地下式メーターボックスの設置高さは、埋没を防ぐため地面よりも若干（約 1 cm 位）高めとし、通行妨害にならない程度にしておくこと。
- 9) 量水器筐の設置は、原則として、図 3.6.5 によること。

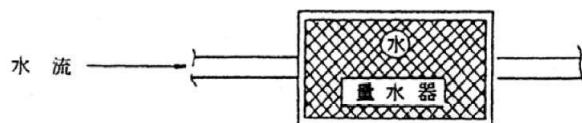


図 3.6.5 量水器筐の設置方向

- 10) 量水器室の築造にあたっては、事前に量水器の取り付け位置を確認し、将来取替え等に困難をきたすことのないように十分留意すること。

3.7 止水栓等の取り付け

1 止水栓

- 1) 取り付けの埋設深さは、給水管埋設深さと同一かつ 60cm 以内とすること。
- 2) 開閉ハンドルは、止水栓の操作に支障が無いように設置すること。
- 3) 量水器手前に設置するボール式伸縮止水栓については、伸縮部を緩めた状態で通水し、伸縮部が伸びた後、閉めこむこと。

2 止水栓筐

- 1) 止水栓筐の取り付けは、次によるものとする。
 - ① 荷重の加わるおそれのある場所については、図 3.7.1 に示すとおり、筐の下部にコンクリート平板を置き、給水管に直接影響を与えないようにすること。
 - ② 据付けにあたっては、ボール止水栓（乙）の開閉ハンドルが筐の中心位置にあるようにすること。
 - ③ 設置高さは、埋没を防ぐため、地面より 2～3cm 程度高くすること。但し、通行の妨げになる場合はこの限りではない。
 - ④ 筐の周囲は土砂で十分つき固め、荷重の加わるおそれのある場所については、筐の上部付近を砕石等で固めること。
 - ⑤ 筐の設置方向は、原則として、図 3.7.1 によること。

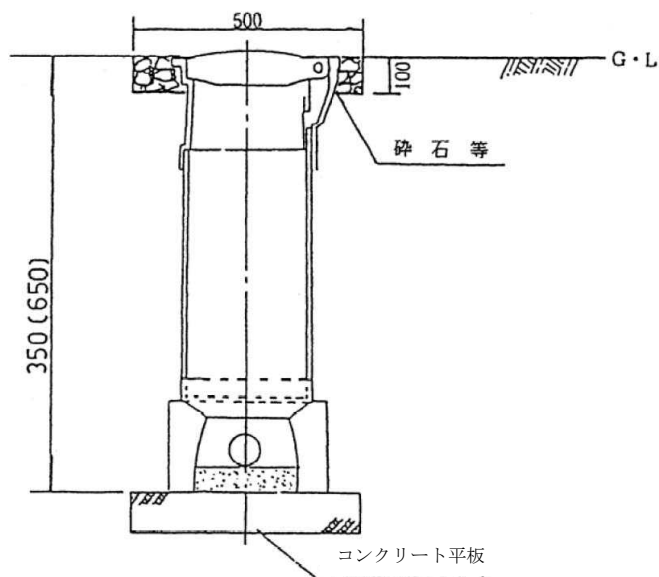


図 3.7.1 止水栓筐の設置標準図

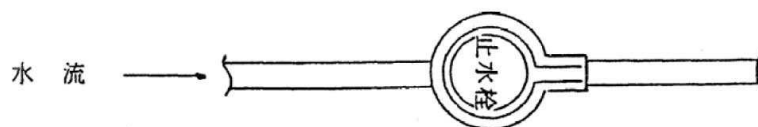


図 3.7.2 止水栓（甲管）の設置方向

2) 仕切弁管の取り付けは、次によるものとする。

- ① 図 3.7.3に示すとおり、弁管の下部には碎石基礎により台座を設置すること。
- ② 設置にあたっては、仕切弁の弁棒が管の中心位置にあるようにすること。
- ③ 設置高さは、埋没を防ぐため、地面より若干（約 1 cm 位）高めにし、通行の妨害にならない程度にしておくこと。ただし、道路内に設置する場合は、路面と同一高さにすること。
- ④ 管の周囲は、沈下等が生じないように土砂等で十分つき固めること。

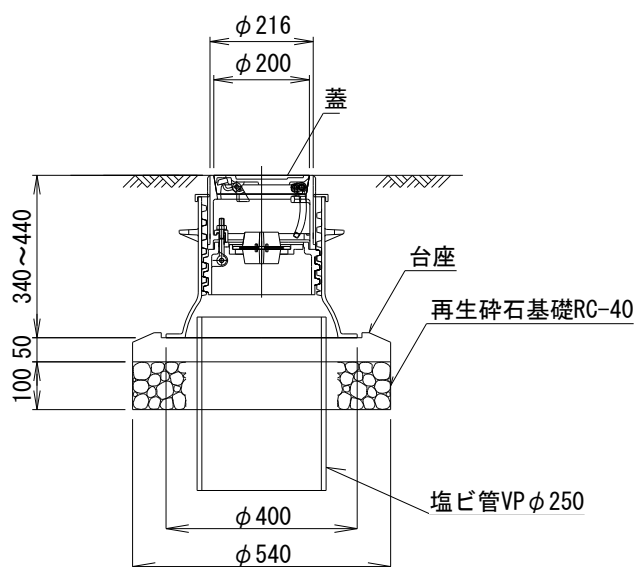


図 3.7.3 仕切弁管の設置標準図

3.8 防護措置等

やむを得ず他の埋設物と接する場合は、適切な防護・防寒処置を講ずること。

1 防護措置

防護措置の標準は、以下のとおりを原則とするが、詳細の確認は埋設物の管理者と協議が必要である。

- 1) 水路、開きよ、暗きよ等を上越しする場合は、図 3.8.1 のとおりとする。

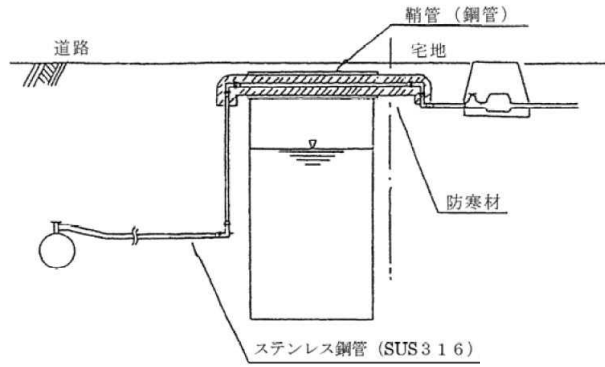


図 3.8.1 水路等上越しの場合

2) 防露及び防寒する場合は図 3.8.2 (防寒材) のとおりとする。

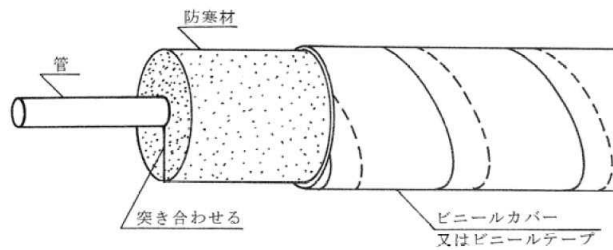
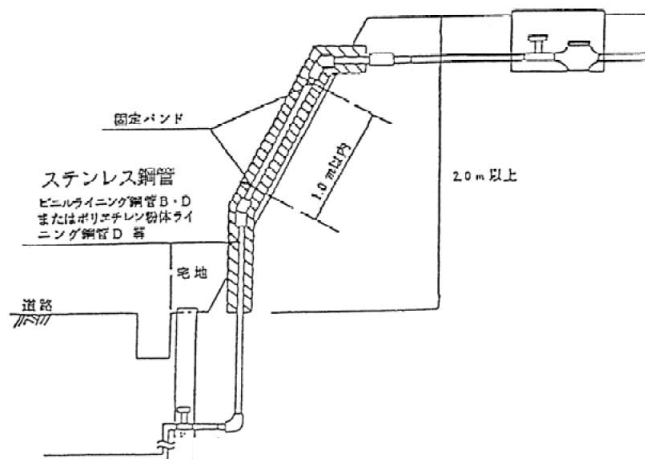


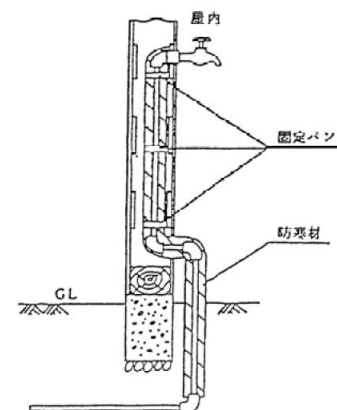
図 3.8.2 (防寒材)

管に防寒材(厚さ 20mm を標準とする。)を被せ、ビニールカバーで覆うか、ビニールテープを 1/3 程度重ねながら螺旋状に巻つけること。

4) 石垣及びがけ等に露出配管する場合



5) 給水管の振れ止め



2 防食措置

1) 防食用ポリエチレンスリーブ

(参考：ダクタイル管用ポリエチレンスリーブ施工要領書、日本ダクタイル鉄管協会発行)

- ① 鋳鉄管を使用する場合は、管路全体を被覆すること。
- ② 防食用ポリエチレンスリーブの規格は、表 3.8.1 のとおりとする。

表 3.8.1 防食用ポリエチレンスリーブ (規格) 単位：mm

管の呼び径	実内径	折り径	厚さ	長さ
75	223	350	0.2	5000
100	258	405	0.2	5000
150	312	490	0.2	6000
200	363	570	0.2	6000
250	420	660	0.2	6000
300	481	755	0.2	7000
350	538	845	0.2	7000

注) 呼び径 50mm 以下の場合で被覆を要する場合は、呼び径口径 75mm の規格品を使用すること。

- ③ 管を吊り下ろす前に、アコーディオン状にした防食用ポリエチレンスリーブを管の挿し口部から引き入れ、管を接合した後引き延ばし、粘着テープで所定のマークの位置を固定すること。その際、管直部は外面に巻つけ、接合部は十分たるみを持たせること。
- ④ T字管のように枝管を有する異形管及び弁類は、防食用ポリエチレンスリーブを適当に切断し、これを切り開いて被覆すること。
- ⑤ 施工の標準は、図 3.8.3 のとおりとする。

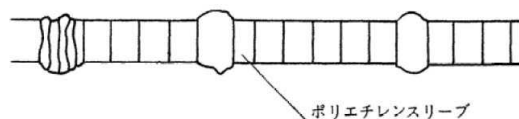


図 3.8.3 防食用ポリエチレンスリーブの施工

2) 防食フィルム

- ① サドル分水栓の設置箇所に使用する。
- ② サドル分水栓の規格は、表 3.8.2 のとおりとする。

表 3.8.2 防食フィルムの規格単位：mm

使用区分	本管口径	幅	長さ	厚さ	テープの長さ	備考
サドル分水栓 直角取り出し用	50～100	500	2,440	0.15	2,000	折りたたみ二重 シート状で使用
	150～200	500	3,440	0.15	3,500	
	250～400	500	4,300	0.15	5,500	

注) 材質は、ポリエチレンとする。

- ③ サドル分水栓の分岐箇所を防食フィルムで被覆した後、所定のテープ（ビニル帯鋼線入り）で固定する。又、埋戻しの際、土圧で防食フィルムが破断しないよう適当なたるみを持たせて取り付けること。
- ④ 施工の標準は、図 3.8.4 のとおりとする。

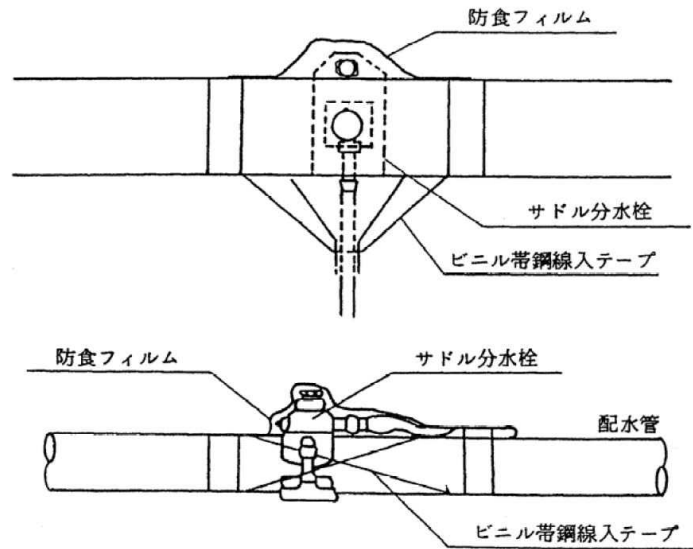


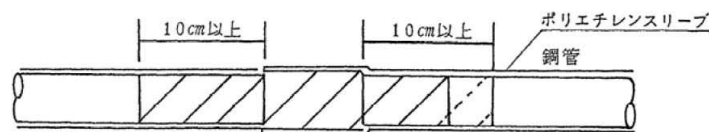
図 3.8.4 防食フィルムの施工

3) 防食テープ

- ① 鋼管（ステンレス鋼管を除く。）を使用する場合は、接合箇所に防食テープを半重ね巻きし、その後、防食用ポリエチレンスリーブを管路全体に被覆すること。
- ② 鋼管（ステンレス鋼管、ビニルライニング鋼管D及びポリエチレン粉体ライニング鋼管Dを除く。）がコンクリートを通る場合は、コンクリートとの接触部分に防食テープを半重ね巻きすること。
- ③ 防食テープの規格は、表 3.8.3 のとおりとする。
- ④ 防食テープの施工は、図 3.8.5 のとおりとする。

図 3.8.5 防食テープの施工

ア) 鋼管の接合箇所



1) 鋼管がコンクリートを貫通する箇所

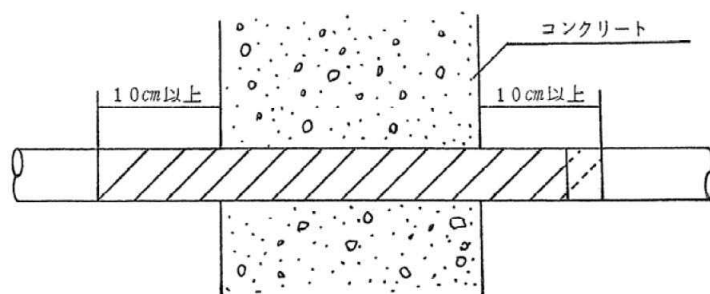


表 3.8.3 防食テープ規格表

項目	単位	防食テープ	防食テープ
ベース材質	—	ポリ塩化ビニル	ポリエチレン
規格	—	JISZ - 1901	
テープ厚さ	mm	0.4	0.4
色	—	青	青
粘着剤材質	—	合成ゴム系	合成ゴム系
粘着形式	—	感圧式	感圧式
引張強さ	常態	kg/幅 25mm	10.0
	温水浸漬	〃	100
伸び	常態	%	125
	温水浸漬	〃	125
対試験板粘着力	常態	kg/幅 25mm	0.4
	温水浸漬	〃	0.3
対自己背面粘着力	常態	〃	0.4
	温水浸漬	〃	0.3

4) 防食コア

① サドル分水栓

- ア) 穿孔作業終了後、穿孔断面に挿入機によりサドル分水栓用樹脂製防食コアを装着すること。
- イ) 施工の標準は、図 3.8.6のとおりとする。

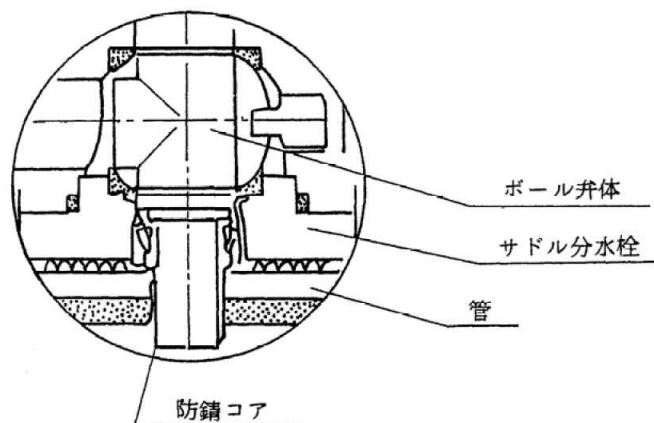


図 3.8.6 防食コアの施工（サドル分水栓）

② ビニルライニング鋼管

- ア) 水道用硬質塩化ビニル管用の接着剤を、管端面、管内面、コアの筒及びつば部分に刷毛で均一に塗布し、管端面にコアのつばがあたるまでコアを挿入し、そのまま 30 秒以上（口径 75mm 以上の場合には 60 秒以上とする。）保持すること。
- イ) 施工の標準は、図 3.8.7のとおりとする。

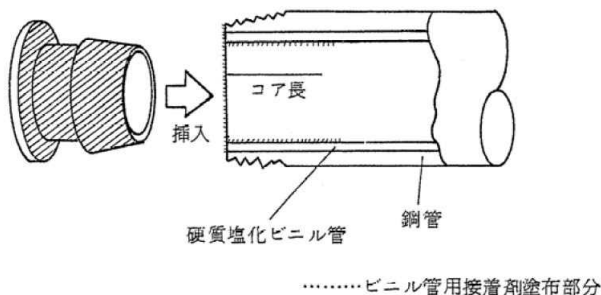


図 3.8.7 防食コアの施工（ビニルライニング鋼管）

③ ポリエチレン粉体ライニング鋼管

- ア) 管端にコアを挿入し、胴体部分のシール止めの位置でいったん止め、ねじ部の肩と管端との間に、シール剤を全周ムラなく十分に塗り、コアのつばがあたるまで挿入すること。その際、はみ出したシール剤は、ねじ部の全面に塗り広げること。

1) 施工の標準は、図 3.8.8のとおりとする。

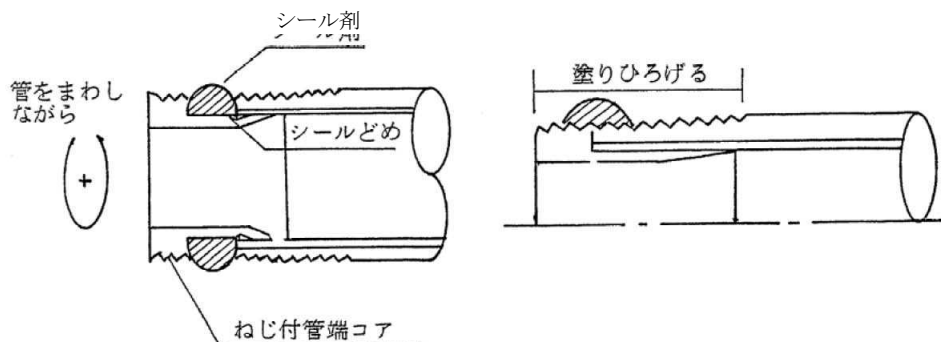


図 3.8.8 防食コアの施工 (ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

3.9 給水管の明示

1 明示テープの貼付

- ①分岐工事により露出した配水管及び口径 75mm 以上の給水管（道路部分のみ）には、明示テープを貼付すること。
- ② 明示テープは、塩化ビニル製とし、水道部支給のものを使用すること。
- ③ 明示テープは、ポリエチレンスリーブの上に貼付すること。
- ④ 管類への貼付方法は、図 3.9.1による胴巻きテープとする。
- ⑤ 胴巻きは、管の端（さし口端）から 0.5m のところより 1m 間隔に 1.5 回巻きとし、管上半円部で重ね合わせること。

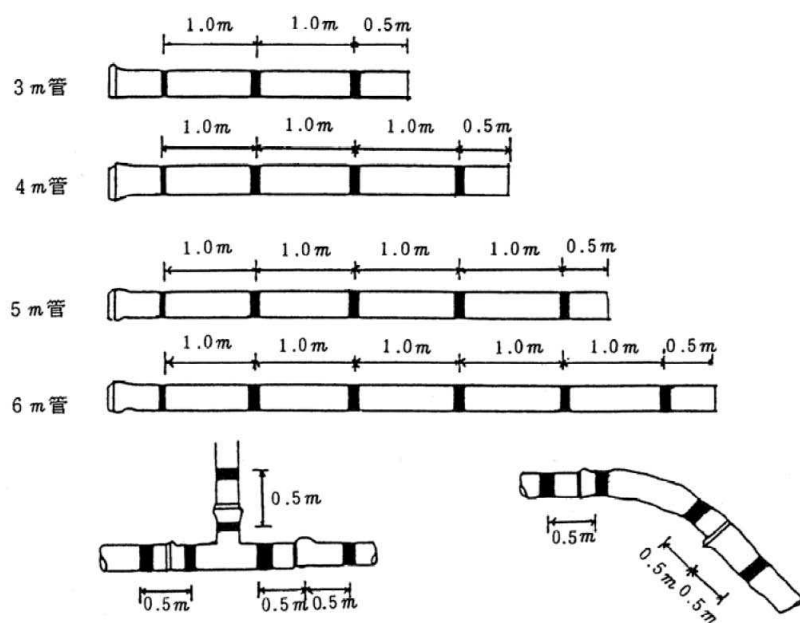


図 3.9.1 明示テープ貼付標準図

2 明示シートの布設

明示シートは幅 150mm のシートを使用し、原則として土被り 1.2m 以上の場合は管上 60cm の位置とし、土被り 1.2m 以下の場合は下層路盤下の位置に敷設すること。

3 標示杭等の設置

- ① 一部先行工事により口径 50mm 以下の給水管を埋設する場合は、位置を明確にするため、埋設標示杭、埋設標示鉈、標示プレート of のいずれかを道路と宅地の境界線ぎわに設置すること。
- ② 伸縮可とうボール止水栓又はボール止水栓（乙）を設置する場合は、この限りではない。
- ③ 標示杭等の規格は、図 3.9.2 のとおりとする。

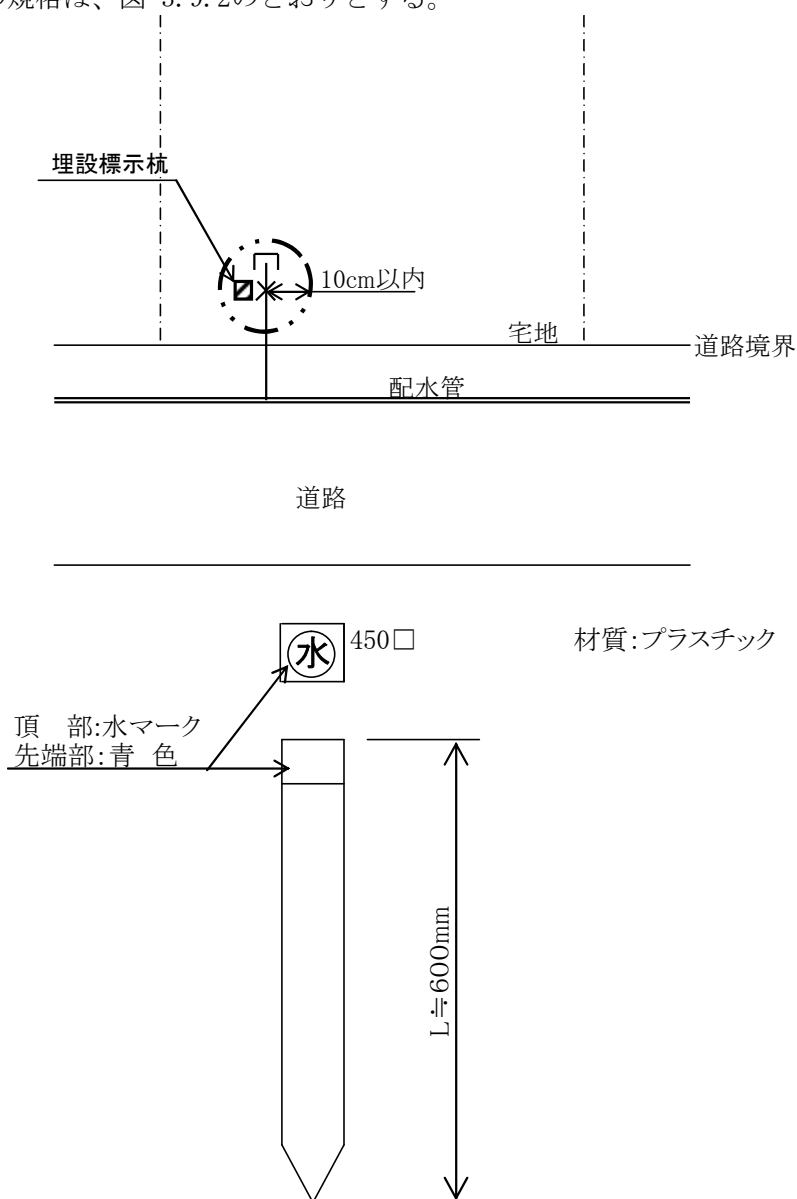
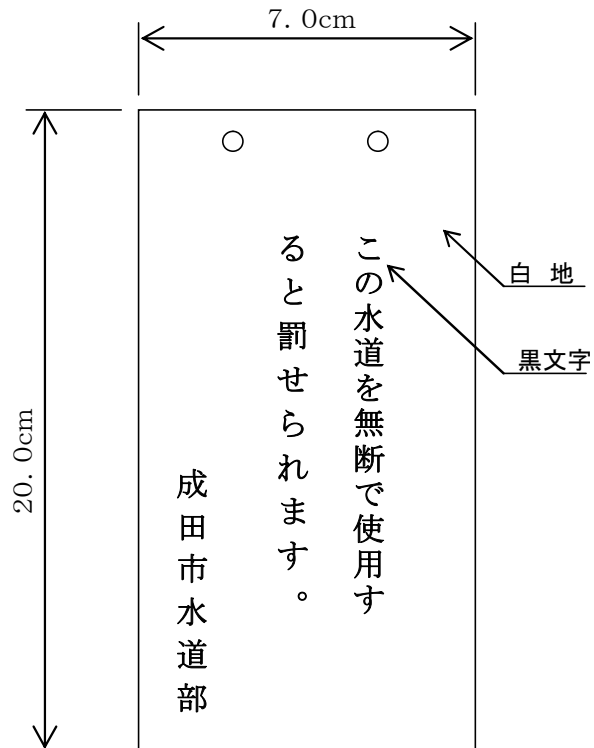


図 3.9.2 表示杭の規格



備考 塩ビ製
厚さ 2.0mm

図 3.9.3 表示プレート

3.10 記録写真及び工事完了届

工事の進行に伴い記録写真を撮影し、工事完了後は整理編集し「工事完了届」と共に速やかに提出すること。

第4章 手続き

第4章 手続き

4.1 一般事項

- 1 給水装置工事の申請に係る受付時間は、開庁日の8時30分から17時15分までとする。
- 2 申請に係る事前調査において、利害関係人等のある場合は必ず申請前に承諾を受けること。
- 3 申請書の記載事項(押印を含む)及び添付書類等に漏れのないよう十分注意すること。
- 4 記載事項、押印及び添付書類等に不備がある場合は、申請を受理しないものとする。(ただし、その場で修正可能な場合はこの限りではない)
- 5 受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで承認を保留する。
- 6 申請書の受付から承認までの設計審査期間は7日間とする。(行政手続条例第6条)

4.2 給水装置工事に係る事前協議

- 1 事前協議が必要となる事業
 - 1) 給水装置の規模が一定以上となる事業
 - ア) 計画一日最大給水量が10 m³以上となる事業
 - イ) 共同住宅等の給水管口径の算定において、「成田市給水装置工事施行基準 表2.4.6 直結式アパートの分岐個数」によらず、口径を決定する事業(水理計算により口径を決定する事業)
 - ウ) 配水管の整備を伴う事業
 - 2) 「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に該当する事業
 - ア) 給水方式を3階直結直圧式給水とする事業
 - イ) 給水方式を直結増圧式給水とする事業
 - 3) 「成田市開発行為等指導要綱」第3条第2号及び第3号に該当する事業
 - ・建築基準法に基づく建築物で高さ10メートルを超え、かつ、延べ面積が500平方メートル以上のもの
 - ・集合住宅等の建築物で計画戸数(室数)が10戸以上のもの
 - 4) 「消防法施行規則」による水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造する事業
 - ・延べ面積275平方メートル以上1,000平方メートル未満の小規模社会福祉施設
- 2 事前協議の必要書類等
 - 第8章 工事関係条例及び要綱等
 - 8.13 成田市水道利用計画協議に関する手引き 参照

4.3 給水装置工事の承認申請

1 給水装置工事の種類

① 工事中給水装置新設工事

建設工事を前提とした給水を行う場合。建物の計画決定時に、改造申請を行う必要がある。

② 一般工事

通常の給水装置工事の場合。他の種類の工事を除くすべての工事が対象となる。

③ 受水槽以下設備を含む工事

受水槽以下設備に量水器を設置する工事を行う場合。

④ 一部先行工事

開発行為による宅地造成及び成田市が発注する配水管布設工事に併せて給水装置の一部を布設する工事を行う場合。但し、宅地造成後、土地の区画変更等に伴い給水管の新設及び撤去を行う工事で、住宅の建設が前提の場合は、一般工事の新設として取扱う。

⑤ 臨時使用に供する給水工事

工事その他の理由により臨時に給水を行う場合。

⑥ 撤去工事

給水装置の一部もしくは全てを撤去する工事。

2 給水装置（成田市の量水器を設置する受水槽以下設備も含む。）を新設し、改造・修繕・撤去しようとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

3 給水申請に伴う必要書類

工事の種類に応じて表 4.3.1 に示す書類の提出が必要と成ります。

- (1) 工事中給水（建物の建設等が前提）の申請..... 工事種別番号①を参照

- (2) 一般工事
 - 新設の申請
 - 直結直圧式で2階建て以下..... 工事種別番号②を参照
 - 直結直圧式で3階建て..... 工事種別番号③を参照
 - 直結増圧式で3階建て..... 工事種別番号④を参照

 - 改造・修繕の申請
 - 直結直圧式で2階建て以下..... 工事種別番号⑤を参照
 - 直結直圧式で3階建て..... 工事種別番号⑥を参照
 - 直結増圧式で3階建て..... 工事種別番号⑦を参照

- (3) 受水槽以下設備を含む工事
 - 新設の申請..... 工事種別番号⑧を参照
 - 改造・修繕の申請..... 工事種別番号⑨を参照

- (4) 一部先行工事の申請..... 工事種別番号⑩を参照

- (5) 臨時工事の申請..... 工事種別番号⑪を参照

- (6) 撤去工事の申請..... 工事種別番号⑫参照

表 4.3.1 給水申請に伴う必要書類一覧表

様式	書類	工事種別番号												備考
		工事	一般						受水槽		一部 先行	臨時	撤去	
			新設			改造			新設	改造				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫			
成田市水道事業給水条例施行規程														
第1号様式	給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2号様式	給水装置工事設計・精算書及び添付図面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	CADによる設計図面または同等以上のもの
第5号様式	給水契約申込書	○	△	△	△	-	-	-	△	-	-	-	-	新たに給水契約をする場合 共同住宅等で契約者が未定の場合 は省略できる
第11号様式	給水装置所有者代理人選定届	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	給水装置の所有者が市内に居住しないとき
第12号様式	管理人選定届	-	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	共同住宅等で給水装置を共有又は共用する場合
第13号様式	給水契約解除届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
第14号様式	用途変更届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	-	使用する用途に変更が伴う場合
第16号様式	水道使用者氏名（住所）変更届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	-	使用者の変更が伴う場合
第17号様式	給水装置所有者変更届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	-	所有者の変更が伴う場合
第19号様式	管理人変更届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	-	管理人の変更が伴う場合
一 般														
	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請箇所を明記（A4版別添）
	配管網図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水道部から受領後、申請箇所を明記
	建築確認済証（写し）	-	○	○	○	△	△	△	○	△	-	-	-	建築物の新築等を行う場合 既設建築物に給水する場合は不要
	栓番表	-	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	共同住宅等で量水器を複数設置する場合に提出（部屋番号記入、量水器を寄付する場合は、量水器番号を併せて記入）
	道路占用許可申請書等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	公道部の掘削を伴う場合
	水理計算書	-	△	○	○	△	○	○	○	○	-	-	-	計画使用水量により給水装置の設計を行う場合 事前協議等で提出済の場合を除く
	構造図（受水槽・ポンプ・定水位弁等）	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	
	参考図（受水槽以下配管図）	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	
既設置の給水装置認定取扱要綱														
様式	既設置調査報告書	-	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	既存の井水装置及び受水槽以下装置を給水装置として再使用する場合
給水装置工事関係														
様式-1	給水申請確認表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
様式-2	工事用給水申込書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
様式-3	臨時給水申込書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合
様式-4	給水装置工事変更届	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	-	-	工事の承認後、設計内容を変更する場合
様式-6	量水器寄付申込書	-	-	-	-	-	-	-	○	△	-	-	-	受水槽以下装置に設置する量水器する場合
様式-7	量水器破損届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	△	申請時に破損していることが判明した場合
様式-8	量水器紛失届	-	-	-	-	△	△	△	-	△	-	-	△	申請時に紛失していることが判明した場合
開発行為関係														
	水道利用計画協議回答書（写し）	-	△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	-	成田市開発行為等指導要綱第3条第2号及び第3号に該当する事業
様式-12	給水装置工事一部先行工事承認申請書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
様式-13	給水装置工事一部先行工事設計・精算書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準														
	特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書	-	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	
直結給水の範囲拡大に関する実施要領														
様式第4号	直結式給水設計協議回答書（写し）	△	△	○	○	△	○	○	-	-	-	△	-	
様式第5号	3階直結直圧式給水方式に係る承諾書	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
様式第6号	直結給水用増圧装置設置条件承諾書	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	

○・・・必ず添付 △・・・必要な場合添付

4.4 給水装置工事の変更承認申請

- 1 給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ給水装置工事変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）、当該変更に係る設計書を管理者に提出しなければならない。
- 2 変更承認申請が必要となる事項とは、下記の事項に係わる変更の場合とする。なお、判断しがたいものについては、必ず管理者と協議するものとする。
 - 1) 取り出し位置を著しく変更する場合
 - 2) 給水主管又は量水器の口径を変更する場合
 - 3) 量水器の設置位置を著しく変更する場合
 - 4) その他、管理者が設計変更を行う必要があると認める場合

4.5 給水装置工事の中止

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届（施行規程第3条に規定する第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

4.6 分岐工事の届出

分岐工事を行う場合には、「工事着手届」に道路掘削占用許可書及び道路使用許可書の写しを添付して、施工日の3日前までに提出しなければならない。また、施行日時に変更が生じた場合は直ちに水道部に連絡すること。

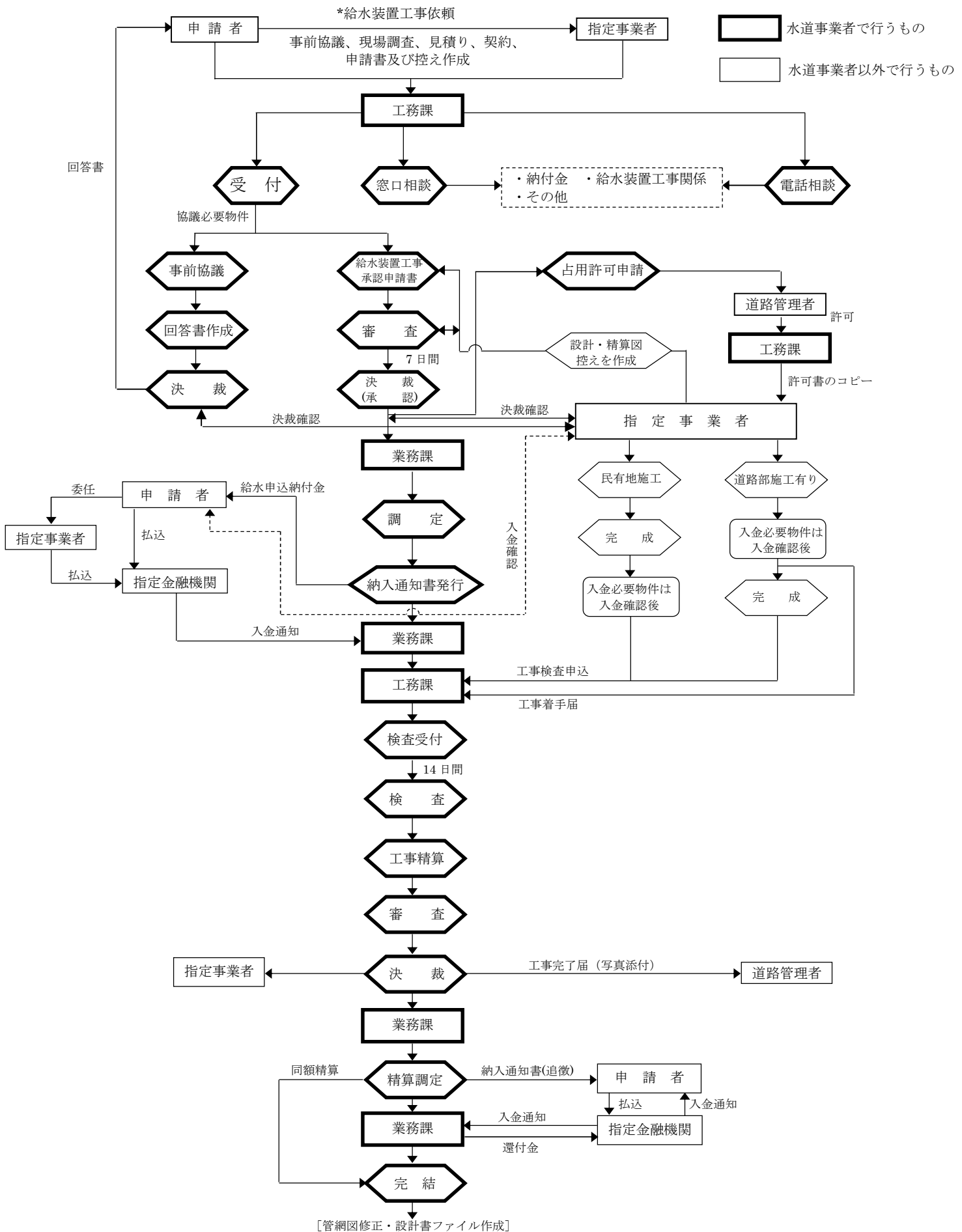
4.7 工事検査の申込み

- 1 工事検査の申請
給水装置工事の完成後は、直ちに管理者の工事検査を受けるべく、所定の手続きをしなければならない。
- 2 提出書類
 - 1) 工事検査申請書（施行規程第7条に規定する第4号様式）
 - 2) 自主検査報告書（給水装置工事検査要綱 様式第3号）
 - 3) 工事検査報告書（給水装置工事検査要綱 様式第1号）
 - 4) 工事検査調書（給水装置工事検査要綱 様式第2号）
 - 5) 納入通知書の写し（納付済みであること）
 - 6) 工事記録写真

注記：3)、4)は必要部分のみを記入

4.8 事務処理の流れ

次ページフロー図を参照。



第5章 図面作成

第5章 図面作成

5.1 設計図

1 作図の条件

- 1) 正確、かつ、簡単明瞭であること。
- 2) 単位は、長さをメートル、管径をミリメートル(呼び径)で表すこと。
- 3) 鉛筆やインク等を使用すること。
- 4) 設計図に用いる図記号は、図記号表によること。
- 5) 設計図は、平面図、右側に立面図を配置するものとし、これらの向きは同一方向とすること。

2 案内図(方位を含む)の作成

- 1) 方位は原則として、北を図面上方とすること。
- 2) 案内図の縮尺は1/2500を原則とし、必ず目安となる建築物等(官公庁、学校、公園または大きな建物)及び付近建築物に係る水栓番号を図示すること。
- 3) 案内図は添付を原則とするが、図面管理に支障が無い場合は作図してもよい。
- 4) 青焼等の設計図面を添付する場合においても設計図書に記載すること。

3 平面図の作成

- 1) 道路の区分(国道、県道、市道及び私道の別)、種別(舗装、砂利等)及び幅員並びに当該建築物、給・配水管の配管状況(管種、口径の記載を含む)及び給水器具等を図示すること。
- 2) 止水栓及び量水器を設置する場所については詳細を明示すること。

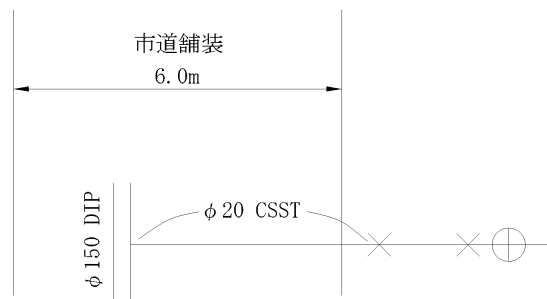


図 5.1.1 平面図例

- 3) 部屋名を明示すること。
 - 4) 局部的に説明を加える必要がある場合には、拡大詳細図を付記すること。
 - 3) 既設給水管からの改造工事の場合は、配水管分岐箇所から全ての配管を作図すること。
 - 4) 受水槽式の場合は、受水槽までの配管を設計書に図示すること。
- #### 4 立面図の作成
- 1) 給・配水管の配管状況(管種、口径、距離の記載を含む)及び給水器具等を図示すること。
 - 2) 布設延長は、公道内と宅地内とが判別できるように、図 5.1.2を参考に図示すること。

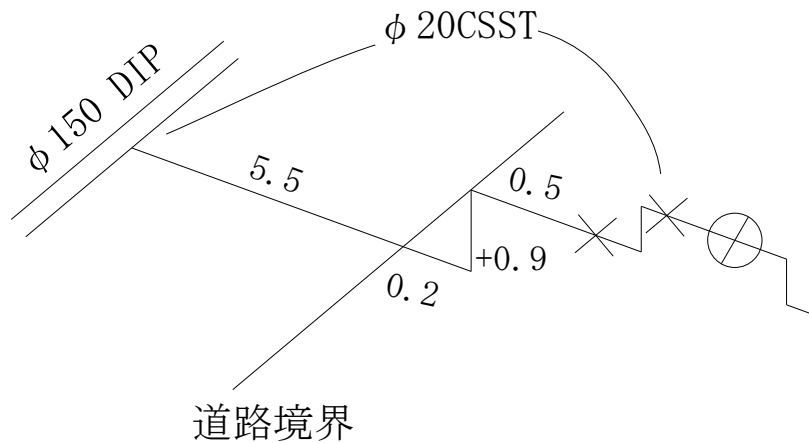


図 5.1.2 布設図例

- 3) 局部的に説明を加える必要がある場合には、拡大詳細図を付記すること。
- 4) 立面図は、配管を明瞭とし、図 5.1.3を参考に作成すること。

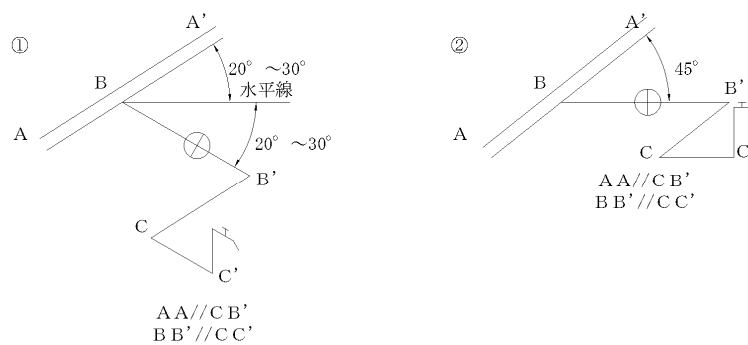


図 5.1.3 立面図例

- 5) 原則として、配水管（又は給水管）と同方向の給水管は、すべて配水管（又は給水管）と平行になるように図示すること。
また、給水管取り出し方向と同方向の給水管は、すべて取出し給水管と平行になるように図示すること。
- 6) 既設給水管からの改造工事の場合は、配水管分岐箇所から全ての配管を作図すること。
- 7) 水路、下水開渠、暗渠等を横断して配管する箇所は、配管詳細図を付記すること。
- 8) 公道部分が口径 75mm 以上の給水管は、配水管分岐箇所から量水器までの配管詳細図（管割図）を付記すること。
- 9) 受水槽式の場合は、受水槽までの配管を設計図書に図示すること。
- 6 その他
 - 1) 青焼等の設計図面を添付する場合・JIS 規格の A2 版以下を標準とし、明瞭なものであること。

- 2) 受水槽以下の給水装置の設計図面（青焼等）を参考として添付する場合は、配管図のみの図面とすること。
- 3) 設計図の使用材料欄には、量水器以降の給水管の継手を除く、すべての使用材料を記載すること。

7 図表記号

1) 管種記号

表 5.1.1 管種記号表

管 種	記号	管 種	記号
ステンレス鋼管 (304)	SSP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ステンレス鋼管 (316)	SUS	ポリエチレン二層管	PE
波状ステンレス鋼管	CSST	配水管用ポリエチレン管	HPPE
ビニルライニング鋼管 A	SGP-VA	N S 形ダクタイル鋳鉄管	DIPNS
ビニルライニング鋼管 B	SGP-VB	S II 形ダクタイル鋳鉄管	DIPSII
ビニルライニング鋼管 D	SGP-VD	ダクタイル鋳鉄管	DIP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 A	SGP-PA	普通鋳鉄管	CIP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 B	SGP-PB	石綿セメント管	ACP
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 D	SGP-PD	銅管	CP
鉛管	LP	架橋ポリエチレン管	XPEP
耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV	ポリブデン管	PBP
硬質塩化ビニル管	VP		

2) 配管平面記号

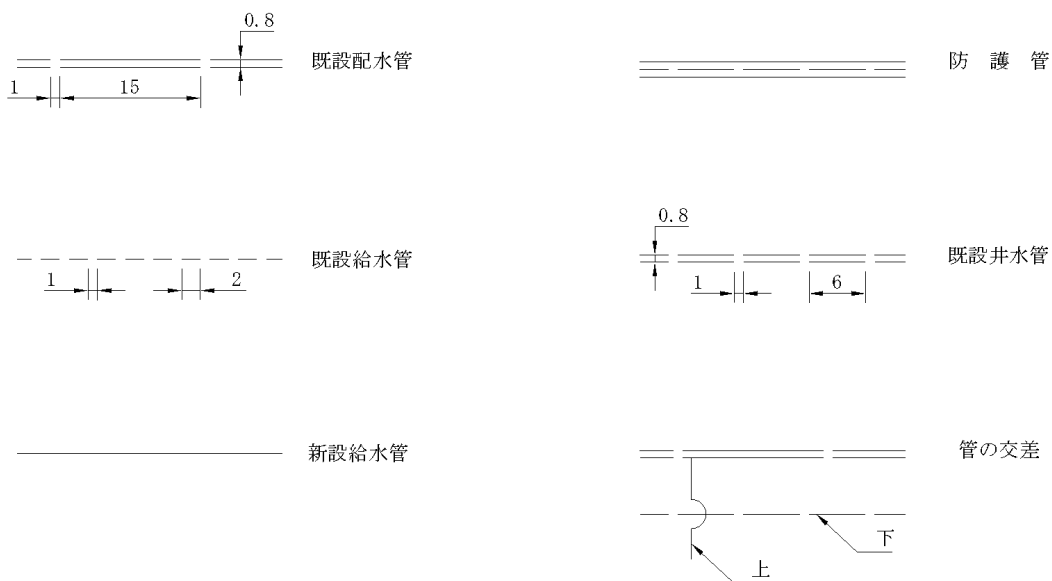


図 5.1.4 配管平面記号

3) 配管平面記号

①平面記号

水栓器具類	記号	水栓器具類	記号
量水器		栓 (プラグ)	
ソフトシール仕切弁		給水栓	
ストップバルブ		混合水栓	
止水栓		ボールタップ	
消火栓 (単口)		フラッシュバルブ	
消火栓 (双口)		ガス給湯器	
消火栓 (地上式)		電気温水器	
消火栓 (室内)		逆止弁・減圧逆止弁	
空気弁 (単口)		増圧装置	
空気弁 (双口)		その他特殊器具	
排水栓		ヘッダ	

※給水栓の記号 } …… 出水方向を表す

図 5.1.5 平面記号

②立面記号

給水栓	混合水栓	シャワーヘッド	ガス給湯器	ボールタップ	フラッシュバルブ	その他

注1) 立面図は全て実線とし、指定のない立面記号は平面記号と同じとする。

注2) その他の特殊器具については、立面図に品名を記入する。

図 5.1.6 立面記号

5.2 設計変更図

設計変更図は、設計図の作成方法により作成する。

5.3 完成図

1 設計図(平面図、立面図)の訂正

完成図は、給水装置工事完成後、速やかに設計図と現地との照合確認を行い、訂正がある場合には設計図の作成方法により修正するものとする。

2 オフセット図

給水管布設後、維持管理上必要な箇所のオフセットを測定し、完成図に記載すること。

配水管の土被り及び給・配水管の埋設位置のオフセットは、図 5.3.1-3 を参考とすること。

平面図

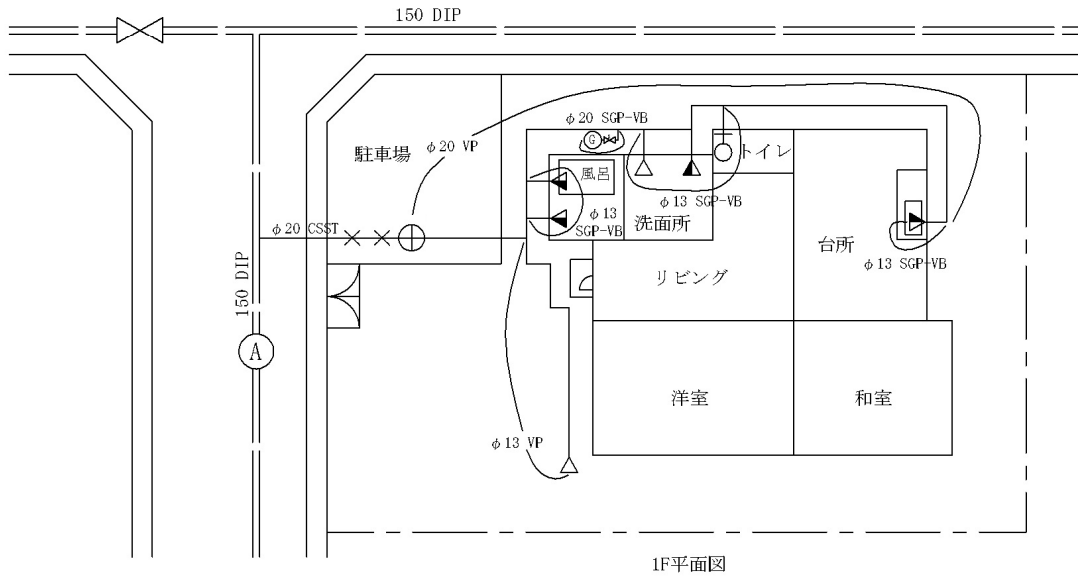


図 5.3.1-1 設計図(平面図)

立面図

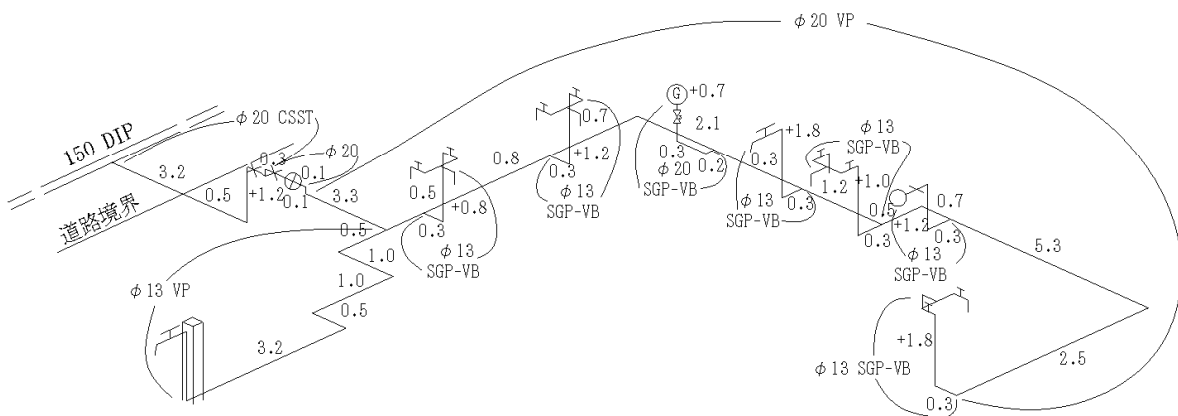
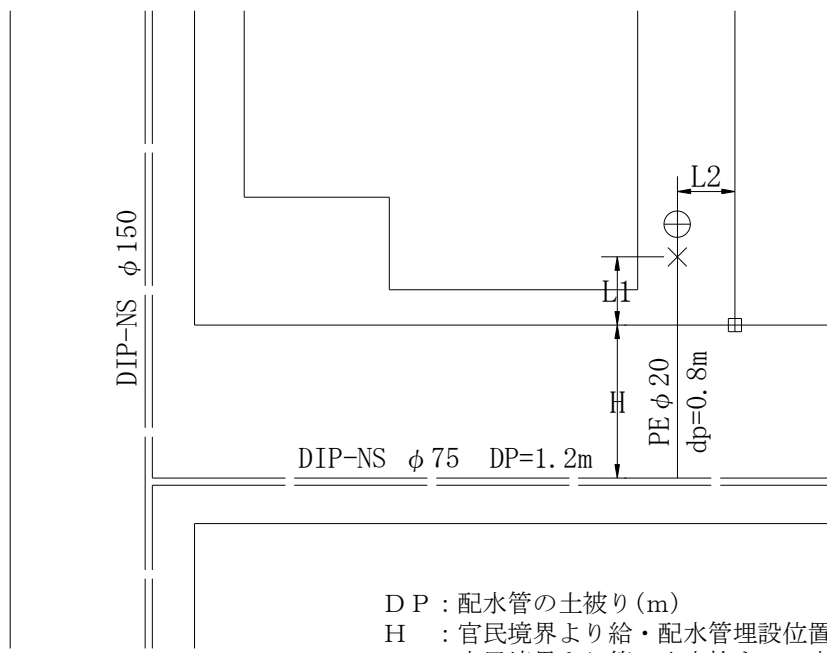


図 5.3.1-2 設計図(立面図)



- DP : 配水管の土被り (m)
- H : 官民境界より給・配水管埋設位置までの水平距離 (m)
- L1 : 官民境界より第1止水栓までの水平距離 (m)
- L2 : 用地境界より第1止水栓までの水平距離 (m)
- dp : 給水管の土被り (m)

※ 新たに給水引込みを行った場合は、DPとdpを記入すること。

図 5.3.1-3 設計図(オフセット)

第6章 工事検査

第6章 工事検査

6.1 趣 旨

本項は、成田市水道事業給水条例（平成10年3月31日条例第19号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定による給水装置工事の工事検査に関し必要な事項を定めるものとする。

6.2 施工の確認

- 1 給水装置工事主任技術者は、完成図書及び現地確認により、給水装置が構造・材質基準に適合していること表 6.2.1を参考に確認すること。

表 6.2.1 施工の確認

区 分	項 目	確 認 の 内 容	
完成図書	位 置 図	工事箇所、道路及び主要な建物等が明記されていること。	
	平面図及び立面図	・方位、建物の位置・構造、道路種別等付近の状況がわかりやすく記入されていること。	
		・隣接家屋の水栓番号及び宅地境界が記入されていること。	
		・分岐部のオフセットが記入されていること。	
		・平面図と立面図が整合していること。	
		・隠ぺいされた配管が明記されていること。	
		・各部の材質、口径及び延長が記入されていること。	
		・給水管等は、性能基準適合品が使用されていること。	
・構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。			
・水の汚染・破損・浸食・凍結防止等の措置が明記されていること。			
現地確認	屋 外	分岐部の オフセット	・正確に測定されていること。
		埋 設 深 さ	・所定の深さが確保されていること。
		止 水 栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
			・止水栓の操作に支障のないこと。
		量 水 器	・逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。
	管 の 延 長 筐・ボック ス 類	・検針及び取り替えに支障がないこと。	
		・完成図面と整合すること。	
	配 管	配 管 一 般	・延長、給水用具等の位置が完成図面と整合すること。
			・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直結されていないこと。
			・配管の口径、経路、構造等が適切であること。
			・水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。
		接 合 管 種	・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。
	・クロスコネクションがなされていないこと。		
	給 水 用 具 接 続	・適切な接合が行われていること。	
		・性能基準適合品の使用を確認すること。	
	受 水 槽	・性能基準適合品の使用を確認すること。	
	機 能 確 認	・適切な接合が行われていること。	
吐 水 口 空 間		・吐水口と越流面等との位置関係を確認すること。	
耐 圧 試 験	水 質 確 認	・通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、量水器経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等を確認すること。	
		・所定水圧による耐圧試験を行い、漏水及び抜け等を確認すること。	
		・残留塩素等を確認すること。	

- 2 給水装置は、供用開始前に十分に洗浄し、通水試験、耐圧試験及び水質試験を行うこと。

6.3 工事記録写真

- 1 工事記録写真は各種工事の施工にあたり、各工程に確認と工事完成後、外部から明視できない部分あるいは原形との比較検討などにより、完成検査における重要な資料となるものであり、その目的を明確にするように撮影すること。
- 2 写真は、A4版程度の写真つづりに、工程順に整理して提出すること。
- 3 撮影必要箇所を取り残した場合は、必ずその箇所を再視し、撮影すること。
- 4 撮影枚数は、工事検査提出用のほか、道路管理者への提出に要する枚数を必要に応じて撮影するか、もしくは焼き増しすること。
- 5 写真撮影は、機器の取扱に習熟した者が行い、必ず「工事写真撮影用黒板」を入れ、撮影すること。
- 6 主な撮影の内容は、表 6.3.1によること。

表 6.3.1 主な撮影の内容

撮影項目		撮影内容
施工前の現場状況		・施工前の現場状況
埋設位置の状況	配水管	・分岐しようとする配水管土被り
	給水管	・埋設中間点の土被り
		・道路と宅地の境界地点での土被り
		・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離
配管の状況	分岐	・サドル分水栓、割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況
		・穿孔状況、穿孔時排水状況
		・サドル分水栓穿孔後の防錆コア挿入状況
	一般配管	・材質等の確認可能な状況
		・隠ぺい等により確認不可能な部分の状況
		・特殊な配管状況（離脱防止金具の取付等） ・防護及び防食等の状況 ・耐圧試験の状況（乙止水栓）（サドル分水栓から第一止水栓まで）
原形復旧の状況	埋戻し	・各層ごとに締め固めた後の仕上げ面の深さ
	掘削	・舗装取り壊しの状況
	下層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上げ面の深さ
	上層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上げ面の深さ
	表層	仮復旧・路面の仕上がり状況（幅、長さ） 本復旧・路面の仕上がり状況（幅、長さ）、乳剤散布
保安施設		・警備、看板、仮囲い
完成後の現場状況		・完成後の現場状況
その他		・上記以外で施工後確認不可能な部分

注1) 撮影にあたっては、スタッフ等を立てて、読み目に水系を張り、深さ、幅及び長さ等の寸法を正確に読み取れるよう留意すること。

注2) 耐圧試験の状況は、水圧計等の目盛りが正確に読み取れるよう留意すること。

6.4 記録の保存

給水装置工事主任技術者は、水道法施行規則第36条第6号の規定により、次の事項に関する記録を作成し、作成日から3年間保存すること。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 給水装置工事の場所
- 3 工事検査の年月日
- 4 給水装置工事主任技術者の氏名
- 5 完成図
- 6 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- 7 確認の方法及びその結果

給水装置工事にかかわる給水装置の構造及び材質が水道法第16条に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

6.5 工事検査

成田市水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、成田市水道事業給水条例施行規程（平成10年3月31日 成田市水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）第2条の申請に係るすべての給水装置工事について工事検査を行うものとする。

また、管理者が必要と認めるときは、工事の施工過程においても行うものとする。

6.6 検査員及び班編成

- 1) 検査員は、工務課長（成田市水道事業管理規程「昭和42年4月1日訓令第55号」第2条に規定する課の長をいう。）が定める職員をもってあてるものとする。
- 2) 工事検査は、原則として一班につき2名の検査員で行うものとする。

ただし、工務課長は、給水装置の規模に応じて検査員の数を変更することができる。

6.7 工事検査の立会い

工事検査の立会いは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条第1号の規定により、当該給水装置工事を行うものとして指名された給水装置工事主任技術者とする。

ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している者を立会者とすることができる。

6.8 検査実施日程の決定

検査実施日程の決定は、施工規則第7条に定める工事検査申請書（第4号様式）により、工事竣工後速やかに行い、概ね引渡し予定日より7日以上前に申請すること。

6.9 検査事項及び方法

工事検査は、施行規程第2条第1項及び第2項に規定する給水装置工事新設（改造・修繕・撤去）承認申請書（別記第1号様式）、給水装置工事設計・精算書（別記第2

号様式。以下「精算書」という。)、工事写真及びその他関係書類に基づき工事の実施状況について、水道法施行令(昭和32年省令第336号。以下「令」という。)、条例及び後述する「8.7 給水装置工事検査要綱」により、次の各号に掲げる項目を確認するものとする。

1) 管状況の確認

次に掲げる項目について確認するものとするが、現場の状況により確認できない部分について、管理者の求めがあった場合は写真により提出すること。

- ① 給水管の種類、管径及び布設延長
- ② 給水管の埋設深度
- ③ 給水管の防護(防寒、防露、防蝕等)

2) 給水用具等設置状況の確認

- ① 逆流防止装置の設置状況
- ② 吐水口と越流面との間隔
- ③ 給水用具の取付け状況
- ④ 止水栓、量水器の設置状況

特に、量水器の設置方向の確認並びに量水器を複数設置する場合における部屋番号、水栓番号及び量水器番号の照会については必ず実施。

- ⑤ 量水器の動作確認

3) 使用材料の確認

令第6条に規定する給水装置工事の構造及び材質の基準に適合していることが認証されたものであることの確認。

4) 給水管圧力の確認

耐圧試験実施の前後にて、給水管圧力について確認。

5) 耐圧試験

第1止水栓から末端水栓までの漏水有無の確認。

水圧0.75MPaを1分間実施。(これは、弁類の構造上、弁座漏れ試験を0.75MPaとしていることから、弁座の機能を損なわないよう0.75MPaの圧力で行うものである。)井水など既設装置からの切替えの場合も同じとする。

耐圧試験について給水用具によっては、最高使用圧力1.75MPa以上の圧力を加えると損傷するおそれがあったり、器具の流出側から逆圧を加えた場合、最高使用圧力以下であっても故障の原因となりうることもあるので、器具に応じた方法で実施すること。

また、試験の際、量水器は取り外して実施すること。

6) 水質試験

井戸等の他の水管との接続誤り及び水質変化の確認ため、通水後給水栓より採水し、次に掲げる各項目について試験を実施。

- ① 残留塩素

- ② 工業用水管・農業用水管・導水管等の併設されている地区では、色・濁り・臭気の確認を実施。

7) 路面復旧状況の確認

各道路管理者の指示による路面復旧形態及び掘削許可条件に基づき施工しているかの確認をすること。

8) その他、現場に応じ必要な事項

6.10 工事の改善等

- 1) 管理者は、工事検査の結果、改善を要すると認めた箇所が有るときは、文書又は口頭により期間を定め当該工事の改善を指示することができる。
- 2) 管理者は、前項の規定により改善を指示した給水装置工事について、完成した旨の報告があったときは、当該部分の確認を行うものとする。

6.11 検査の報告

検査員は、工事検査の結果について工事検査申請書（第4号様式）工事検査調書（別記第1号様式）により管理者に報告しなければならない。

第7章 維持管理

第7章 維持管理

7.1 維持管理

給水装置はお客様（需要者）に直接、水を供給する施設であり、給水装置の的確な維持管理は、供給水の保全に重大な影響を与えるため、水を汚染し、又は漏水のないよう随時又は定期的に行うこと。

給水装置は、水道事業者、需要者等が注意をもって管理すべきものであり、維持管理について需要者等に対して適切な情報提供を行うことが重要である。給水装置の漏水修繕区分を以下に示す。

(1) 市水道部修繕範囲

- ・一戸建ての住宅の場合は水道メーター手前までの漏水修理（工事破損等を除く）
ただし、水道メーターが道路と宅地の境界線から2mを超えた宅地に設置されている場合、集合住宅などの連合給水装置の場合及び店舗や事務所などの場合は、第一止水栓まで
- ・止水栓の機能不良に伴う交換（戸建住宅に限る）
- ・漏水修繕に伴う掘削部の軽微な復旧
（土の埋戻し、コンクリート・アスファルトの復旧）

(2) お客様修繕範囲

- ・メーター又は第一止水栓以降の給水装置の修理
- ・メーターボックス及び止水栓管の修理・交換
- ・漏水修繕に伴う掘削部の復旧（タイルなど）

また、給水装置の漏水修繕区分概要を図 7.1.1に示す。

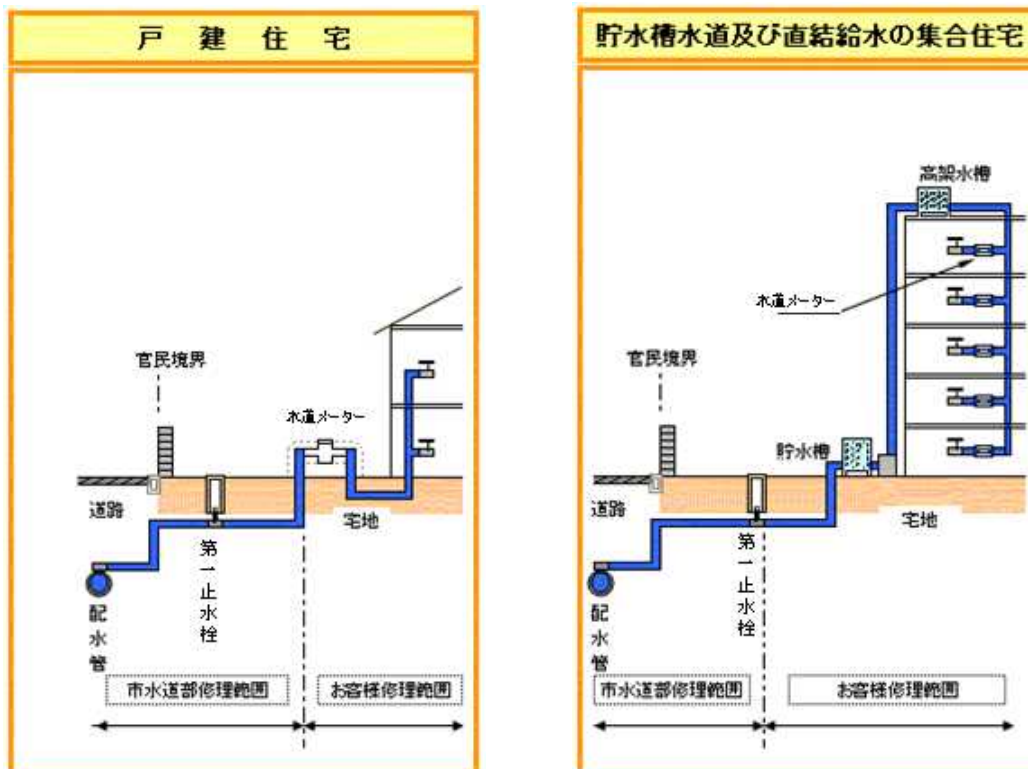


図 7.1.1 給水装置の漏水修繕区分

ただし、指定工事事業者による修理の後、宅内漏水によって加算されたメーターの使用水量は、減免申請書の提出することにより、一定の範囲について水道料金が減免される場合がある。以下に、日常点検時の注意点を示す。

1. 漏水の点検

給水管からの漏水、給水用具の故障の有無について随時又は定期的に点検を行う。

表 7.1.1 漏水の点検箇所

点検箇所	漏水の見つけ方	漏水の予防方法
水道メーター	全ての給水栓を閉め、使用していないのに回転指標（パイロット）が回転している。	定期的に水道メーターを見る習慣をつける。
水栓	水栓からの漏水は、ポタポタからはじまる。	水栓が締まりにくいときは、無理に締めずにすぐ修理する。
水洗トイレ	使用していないのに水が流れている。	使用前に水が流れていないか調べる習慣をつける。
受水槽	使用していないのにポンプのモーターがたびたび動く。	高置水槽のひび割れ、越流管等をときどき点検する。
	受水槽の水があふれている。	警報機を取り付ける。
壁（配管部分）	配管してある壁や羽目板がぬれている。	家の外側をときどき見回る。
地表（配管部分）	配管してある付近の地面がぬれている。	給水管の布設されているところには物を置かない。
下水のマンホール	いつもきれいな水が流れている。	マンホールの蓋をときどき開けて調べる。

2. 給水用具の故障と修理

給水用具の管理に当たっては、構造、機能及び故障修理方法等について、十分理解する必要がある。

3. 異常現象と対策

異常現象は、水質によるもの（濁り、色、臭味等）と配管状態によるもの（水撃、異常音等）とに大別される。

配管状態によるものについては、配管構造及び材料の改善をすることにより解消されることも多い。水質によるものについては、現象をよく見極めて原因を究明し、需要者に説明の上、適切な措置を講じる必要がある。

(1) 水質の異常

水道水の濁り、着色、臭味等が発生した場合には、水道事業者に連絡し、直ちに原因を究明するとともに、適切な対策を講じなければならない。

① 異常な臭味

水道水は、消毒のため塩素を添加しているので消毒臭（塩素臭）がある。この消毒臭は、残留塩素があることを意味し、水道水の安全性を示す一つの証拠である。

なお、塩素以外の臭いが感じられたときは、水道事業者に連絡する。臭味の発生原因としては次のような事項が考えられる。

(ア) 油臭・薬品臭のある場合

給水装置の配管で、ビニル管の接着剤、鋼管のねじ切り等に使用される切削油、シール剤の使用が適切でなく臭味が発生する場合や、漏れた油類が給水管(硬質塩化ビニル管、ポリエチレン二層管)を侵し、臭味が発生する場合がある。また、この他にクロスコネクションにより臭味が発生する場合もある。

(イ) シンナー臭のある場合

塗装に使用された塗料等が、なんらかの原因で土中に浸透して給水管(硬質塩化ビニル管、ポリエチレン二層管)を侵し、臭味が発生する場合がある。

(ウ) かび臭・墨汁臭のある場合

河川の水温上昇等の原因で藍藻類等の微生物の繁殖が活発となり、臭味が発生する場合がある。

(エ) 普段と異なる味がする場合

水道水は、無味無臭に近いものであるが、給水栓の水が普段と異なる味がする場合は、工場排水、下水、薬品等の混入が考えられる。塩辛い味、苦い味、渋い味、酸味、甘味等が感じられる場合は、クロスコネクションのおそれがあるので、直ちに飲用を中止する。

鉄、銅、亜鉛等の金属を多く含むと、金気味、渋味を感じる。給水管にこれらの材質を使用しているときは、滞留時間が長くなる朝の使い始めの水に金気味、渋味を感じる。朝の使い始めの水は、なるべく雑用水等の飲用以外に使用する。

②異常な色

水道水が着色する原因としては、次の事項がある。なお、汚染の疑いがある場合は水道事業者に連絡する。

(ア) 白濁色の場合

水道水が白濁色に見え、数分間で清澄化する場合は、空気の混入によるもので一般に問題はない。

(イ) 赤褐色又は黒褐色の場合

水道水が赤褐色又は黒褐色になる場合は、鑄鉄管、鋼管のさびが流速の変化、流水の方向変化等により流出したもので、一定時間排水すれば回復する。常時発生する場合は管種変更等の措置が必要である。

(ウ) 白色の場合

亜鉛メッキ鋼管の亜鉛が溶解していることが考えられる。使用時に一定時間管内の水をいったん排水して使用しなければならない。

(エ) 青い色の場合

衛生陶器が青い色に染まるような場合は、銅管等から出る銅イオンが脂肪酸と結びついて出来る銅石鹸が付着するものであるが、人体に無害である。この現象は、通常、一定期間の使用で皮膜が生成し起こらなくなる。

③異物の流出

(ア) 水道水に砂、鉄粉等が混入している場合

給水装置等の工事の際、混入したものであることが多く給水用具を損傷することもあるので水道メーターを取り外して、管内から除去しなければならない。

(イ) 黒色の微細片が出る場合

止水栓、給水栓に使われているパッキンのゴムが劣化し、栓の開閉操作を行った際に細かく砕けて出てくるのが原因と考えられる。

(2) 出水不良

出水不良の原因は種々あるが、その原因を調査し、適切な措置をする。

①給水管の口径が小さい場合

一つの給水管から当初の使用予定を上回って、数多く分岐されると、既設給水管の必要水量に比し給水管の口径が不足をきたし出水不良をおこす。このような場合には適正な口径に改造する必要がある。

②管内にスケールが付着した場合

既設給水管に垂鉛めっき鋼管等を使用していると内部にスケール(赤さび)が発生しやすく・年月を経るとともに給水管断面が小さくなるので出水不良をおこす。このような場合には管の布設替えが必要である。

③ 給水管が途中でつぶれたり、地下漏水をしていることによる出水不良、あるいは各種給水用具の故障等による出水不良もあるが、これらに対しては、現場調査を綿密に行って原因を発見し、その原因を除去する。

(3) 水撃

水撃が発生している場合は、その原因を十分調査し、原因となる給水用具の取り替えや、給水装置の改造により発生を防止する。給水装置内に発生原因がなく、外部からの原因により水撃が発生している場合もあるので注意する。

(4) 異常音

給水装置が異常音を発する場合は、その原因を調査し発生源を排除する。

① 水栓のこまパッキンが摩耗しているため、こまが振動して異常音を発する場合は、こまパッキンを取り替える。

② 水栓を開閉する際、立上り管等が振動して異常音を発する場合は、立上り管等を固定させて管の振動を防止する。

③ ①、②項以外の原因で異常音を発する場合は、水撃に起因することが多い。

4. 事故原因と対策

給水装置と配水管は、機構的に一体をなしているので給水装置の事故によって汚染された水が配水管に逆流したりすると、他の需要者にまで衛生上の危害を及ぼすおそれがあり、安定した給水ができなくなるので、事故の原因を良く究明し適切な対策を講じる必要がある。

(1)汚染事故

①クロスコネクション

クロスコネクションの防止対策を講じなければならない。

②逆流

既設給水装置において、下記のような不適正な状態が発見された場合、サイホン作用による水の逆流が生じるおそれがあるので適切な対策を講じなければならない。

(ア) 水栓にホース類が付けられ、ホースが汚水内に漬っている場合。

(イ) 浴槽等への給水で十分な吐水口空間が確保されていない場合。

(ウ) 便器に直結した洗浄弁にバキュームブレーカーが取り付けられていない場合。

(エ) 消火栓、散水栓が汚水の中に水没している場合。

(オ) 有効な逆流防止の構造を有しない外部排水式不凍給水栓、水抜き栓を使用している場合。

7.2 改造工事

- 1 改造工事にて施工する給水装置は、水道法施行令第5条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しているものでなければならない。
- 2 改造工事の施工に伴い、一時撤去した量水器は、責任をもって保管し、工事完成後、原形に復元すること。

7.3 修繕工事

1 修繕工事の範囲

給水装置及びその付属用具の部分的な破損あるいは異常の原因を取り除き、その機能を修復するのに必要な工事とする。

2 修繕工事の施工区分

- 1) 管理者が施工し、その費用を負担する修繕工事は、次のとおりとする。

① 道路部分で発生する修繕工事

② ア) 戸建住宅

宅内に設置されている量水器までの漏水修繕工事。

道路と宅地の境界線から量水器の下流側接続部までの漏水修繕工事

ただし、量水器が道路と宅地の境界線から2.0mを超えて設置される場合は、第1止水栓までとする。

- イ) 集合住宅(貯水槽水道及び連結給水)

宅内に設置されている第1止水栓までの漏水修繕工事。

③ 量水器の接続パッキン修繕

- 2) 前項の修繕工事において、漏水、異常等の原因が明らかな場合は、その原因者がこれに係る費用を負担するものとする。

3 一般事項

- 1) 修繕工事の施工にあたっては、給水装置工事の施工に準じること。
- 2) 破損箇所からの漏水が路面に流出する場合は、修繕工事に着手するまでの間、排水を適切に行うとともに、冬季間は塩化カルシウム等で凍結防止の措置を講じるものとする。
- 3) 修繕工事に際し、当該給水装置の通水を一時停止する時は、事前にその旨を使用者に通知しなければならない。
- 4) 給水管の土被りは、修繕により所定の深さ（既設管が所定深さを超えている場合は同程度）を変更してはならない。
- 5) 修繕工事完了後、通水試験により修繕状況を確認しなければならない。
- 6) 修繕工事完了後、工事箇所の清掃を行い、交通その他に支障のないよう処置するとともに、必要に応じて当該給水装置使用者の確認を受けるものとする。

第8章 工事関連条例及び要綱等

第8章 工事関連条例及び要綱等

8.1 成田市水道事業の設置等に関する条例

○成田市水道事業の設置等に関する条例

昭和42年3月30日

条例第8号

(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を設置する。

第2条 削除

(経営の基本)

第3条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の規模は、次のとおり定める。

計画給水区域	成田, 田町, 東町, 本町, 仲町, 幸町, 上町, 花崎町, 馬橋, 新町, 南平台, 土屋, 寺台, 郷部, 不動ヶ岡, ウイング土屋, 囲護台, 囲護台1丁目, 囲護台2丁目, 囲護台3丁目, 美郷台1丁目, 美郷台2丁目, 美郷台3丁目, 八代, 船形, 北須賀, 台方, 下方, 大袋, 江弁須, 飯田町, 並木町, 飯仲, 宗吾1丁目, 宗吾2丁目, 宗吾3丁目, 宗吾4丁目, 公津の杜1丁目, 公津の杜2丁目, 公津の杜3丁目, 公津の杜4丁目, 公津の杜5丁目, 公津の杜6丁目, はなのき台1丁目, はなのき台2丁目, はなのき台3丁目, 松崎, 大竹, 上福田, 下福田, 宝田, 押畑, 山口, 米野, 野毛平, 東金山, 関戸, 和田, 下金山, 新妻, 芦田, 東和泉, 西和泉, 赤荻, 芝, 大室, 土室, 小泉, 成毛, 大生, 幡谷, 飯岡, 荒海, 磯部, 水掛, 新泉, 久住中央1丁目, 久住中央2丁目, 久住中央3丁目, 久住中央4丁目, 北羽鳥, 長沼, 南羽鳥, 佐野, 竜台, 安西, 南部, 北部, 大山, 馬場, 久米, 久米野, 山之作, 吉倉, 東和田, 川栗, 畑ヶ田, 大清水, 本三里塚, 本城, 南三里塚, 新駒井野, 長田, 三里塚光ヶ丘, 三里塚御料, 西三里塚及び御所の内の全域並びに小菅, 三里塚, 東三里塚, 駒井野, 取香, 堀之内, 十余三, 天神峰, 東峰及び木の根の一部の区域
計画給水人口	80,000人
計画1日最大給水量	44,010立方メートル

(組織)

第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、成田市山口293番地1に水道部を置く。

(特別会計)

第5条 法第17条の規定により水道事業に特別会計を設ける。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任の免除に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(令2条例11・一部改正)

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前各号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他のやむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合において、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 成田市上水道の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第13号）、成田市簡易水道の設置及び管理に関する条例（昭和40年条例第12号）は廃止する。

附 則（昭和44年8月1日条例第22号）

この条例は、昭和44年9月30日から施行する。

附 則（昭和45年7月4日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年12月22日条例第41号）

- 1 この条例は、事業認可のあった日から施行する。
- 2 宗吾簡易水道事業は、この条例施行の日から廃止する。

附 則（昭和49年6月22日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月12日から適用する。

附 則（昭和50年6月24日条例第19号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年9月26日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月29日条例第22号）

- 1 この条例は、事業認可のあった日から施行する。
- 2 三里塚水道事業は、成田市水道事業と相互運用が可能となった日から廃止する。

附 則（平成2年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年2月24日から適用する。ただし、「美郷台1丁目、美郷台2丁目及び美郷台3丁目」に関する規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、千葉県知事が告示した日の翌日から施行する。

附 則（平成2年6月30日条例第22号）

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成4年12月25日条例第43号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月24日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第18号）

この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第14号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第1号）

この条例は、事業認可のあった日から施行する。ただし、第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第25号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による久住駅前特定土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがあった日の翌日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第8号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による公津西特定土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがあった日の翌日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

8.2 成田市簡易水道事業の設置等に関する条例

○成田市簡易水道事業の設置等に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の適用)

第 2 条 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定により、簡易水道事業に、同法の規定のうち、第 3 条から第 6 条まで、第 17 条から第 35 条まで、第 40 条から第 41 条まで並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

(規模)

第 3 条 簡易水道事業の規模は、次のとおりとする。

名称	計画給水区域	計画給水人口	計画 1 日最大給水量
下総地区簡易水道	四谷, 冬父, 中里, 小野 及び新川の全域並びに猿 山, 滑川, 西大須賀, 名木, 高岡, 大和田及び高の一部	3, 220 人	785 立方メートル
大栄地区簡易水道	所及び浅間の全域並びに 伊能, 堀籠, 村田, 桜田, 南敷及び東ノ台の一部	3, 374 人	1, 255 立方メートル

(準用)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の設置等について必要な事項は、成田市水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年条例第 8 号)第 6 条から第 9 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「水道事業」とあるのは「簡易水道事業」と、「管理者」とあるのは「市長」と、「提出」及び「市長に提出」とあるのは「作成」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 20 日条例第 46 号)

この条例は、平成 25 年 2 月 9 日から施行する。

8.3 成田市水道事業給水条例

○成田市水道事業給水条例

平成10年3月31日

条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第20条）
- 第4章 料金、手数料及び納付金（第21条—第30条）
- 第5章 管理（第31条—第38条）
- 第6章 補則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、成田市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1カ所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2カ所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去しようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を前項の規定により算出した合計額に加算する。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認める工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置の変更の工事)

第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不相当であると認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が、特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置にメーターを設置することができる。

3 前各項に規定するメーターの設置の位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、手数料及び納付金

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、次表により算出した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

料金区分	料金（1月につき）									
	基本料金		従量料金（1立方メートル当たり）							
用途	口径 （ミ リメ ートル）	料金	1立 方メ ートル から 1立 方メ ートル まで	10 立方 メートル を超 え2 0立 方メ ートル まで	20 立方 メートル を超 え4 0立 方メ ートル まで	40 立方 メートル を超 え1 00立 方メ ートル まで	100 立方 メートル を超 え5 00立 方メ ートル まで	500 立方 メートル を超 え1, 000立 方メ ートル まで	1,000 立方 メートル を超 える 分	
	一般用	13	462円	62 円7 0銭	16 5円	26 8円 40 銭	35 8円 60 銭	44 4円 40 銭	48 5円 10 銭	48 4円
		20	1,045 円							
		25	1,826 円							
		30	3,399 円							
		40	7,106 円							
		50	15,99 4円							
		75	36,59 7円							
		100	70,49 9円							
		150	195,5 58円							
臨時用	1立方メートル当たり 473円									

2 管理者は、共同住宅で専用給水装置を複数の世帯が共同で使用している場合には、当該各世帯の使用水量を等量とみなして料金の計算をすることができる。この場合における基本料金の額は、給水装置の口径に応じた金額とし、口径20ミリメートルを超えるものの金額については、口径20ミリメートルの金額とする。

（平31条例4・一部改正）

（料金及び水量の算定）

第23条 管理者は、隔月の定例日に、メーターにより使用水量を計量し、その日の属する月分及びその前月分として料金を算定する。この場合において、各月の使用水量は、

等量とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に計量することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

- 2 前項の使用水量は、前6月間の使用水量その他の事情を考慮し、用途は、料率の高い方により認定する。

(中途使用等の場合の料金の算定)

第25条 料金算定の基準となる月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの基本料金は、次の各号に掲げる区分に従い、第22条に規定する基本料金にそれぞれの率を乗じて得た額とする。

- (1) 使用日数が15日以下のとき 100分の50
- (2) 使用日数が16日以上のとき 100分の100

- 2 料金算定の基準となる月の中途においてその用途又は口径に変更があった場合には、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の予納)

第26条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金をあらかじめ納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、口座振替、集金又は納入通知書の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時に徴収することができる。

(手数料)

第28条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込み後徴収することができる。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新をするとき。 1件につき10,000円
- (2) 設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1回につき300円
- (3) 工事の検査をするとき。 1件につき2,000円
- (4) 第32条第2項の確認をするとき。 1件につき47,000円

- (5) 開栓し，又は閉栓するとき。 1回につき200円
- (6) その他管理者が必要と認めるとき。 1件につき200円

(令元条例19・一部改正)

(給水申込納付金)

第29条 給水装置を新設し，又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）しようとする者（第26条第1項に規定する者を除く。）は，管理者に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において，改造しようとする者の納付金は，新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。

2 納付金は，次表に掲げる額とする。

使用する給水管の口径	納付金の額
13ミリメートル	165,000円
20ミリメートル	297,000円
25ミリメートル	506,000円
30ミリメートル	770,000円
40ミリメートル	1,540,000円
50ミリメートル	2,750,000円
75ミリメートル	7,370,000円
100ミリメートル	15,400,000円
150ミリメートル	41,800,000円

3 第15条第2項の規定により受水槽に接続する装置にメーターを設置する場合にあっては，当該装置を給水装置とみなす。

4 納付金は，第4条の承認後管理者が定める納期限の日又は第32条第3項の確認申請後管理者が定める納期限の日までに納付しなければならない。

5 既納の納付金は，還付しない。ただし，管理者が特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

(平31条例4・一部改正)

(料金，手数料，納付金等の軽減又は免除)

第30条 管理者は，公益上その他特別の理由があると認めるときは，この条例により納付しなければならない料金，手数料，納付金その他の費用を軽減し，又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は，水道の管理上必要があると認めるときは，給水装置を検査し，水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第32条 管理者は，水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が，水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合して

いないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、管理者に申請するものとする。

(令元条例19・一部改正)

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第5条の規定により負担すべき管理者が施行する給水装置工事費、第22条の料金又は第28条の手数料を指定期限内に納付しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第23条の使用水量の計量又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者の所在が60日以上不明であり、かつ、当該給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来使用の見込みがないと認められるとき。

(3) 第4条の承認を受けずに給水装置が設置されたとき。

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第35条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。

以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料に処することができる。

(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕（法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなくて、第15条のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

第6章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(成田市水道事業上水道給水条例の廃止)

2 成田市水道事業上水道給水条例（昭和43年条例第16号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づき行われた行為については、この条例の相当規定に基づいて行われた行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（平成11年12月27日条例第32号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の成田市水道事業給水条例第22条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第14号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第24号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第41号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第6号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の成田市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条第1項の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金から適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 水道料金の算定の基礎となる使用水量については、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、当該使用期間における各日の使用水量を等量とみなし、日割りで算定するものとする。
- 4 新条例第29条第2項の表の規定は、施行日以後に承認を受ける給水装置工事に係る給水申込納付金から適用し、施行日前に承認を受けた給水装置工事に係る給水申込納付金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月19日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第35条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第36条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第37条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月7日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第41条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第42条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第43条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年9月26日条例第19号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

8.4 成田市簡易水道事業給水条例

○成田市簡易水道事業給水条例

平成18年3月24日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、成田市簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(料金)

第2条 料金は、別表により算出した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 市長は、共同住宅で専用給水装置を複数の世帯が共同で使用している場合には、当該各世帯の使用水量を等量とみなして料金の計算をすることができる。この場合における基本料金の額は、給水装置の口径に応じた金額とし、口径20ミリメートルを超えるものの金額については、口径20ミリメートルの金額とする。

(給水申込納付金)

第3条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増径する場合に限る。次項ただし書において同じ。)をしようとする者(成田市水道事業給水条例(平成10年条例第19号。以下「給水条例」という。)第26条第1項に規定する者を除く。)は、市長に給水申込納付金(以下「納付金」という。)を納付しなければならない。

2 納付金の額は、次表に掲げるとおりとする。ただし、前項の改造をしようとする者の納付金の額は、改造後の口径に係る納付金の額と改造前の口径に係る納付金の額との差額とする。

	使用する給水管の口径	納付金の額
下総地区簡易水道の給水区域	13ミリメートル	132,000円
	20ミリメートル	275,000円
	25ミリメートル	462,000円
	30ミリメートル	715,000円
	40ミリメートル	1,430,000円
	50ミリメートル	2,475,000円
	75ミリメートル	6,600,000円
大栄地区簡易水道の給水区域	13ミリメートル	148,500円
	20ミリメートル	297,000円
	25ミリメートル	484,000円
	30ミリメートル	748,000円
	40ミリメートル	1,474,000円
	50ミリメートル	2,277,000円

	75ミリメートル	5,522,000円
	100ミリメートル以上	市長が定める額

- 3 給水条例第15条第2項の規定により受水槽に接続する装置にメーターを設置する場合にあっては、当該装置を給水装置とみなす。
- 4 納付金は、給水条例第4条の承認後市長が定める納期限の日又は給水条例第32条第3項の確認申請後市長が定める納期限の日までに納付しなければならない。
- 5 既納の納付金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平31条例4・一部改正)

(準用)

第4条 この条例に定めるもののほか、簡易水道事業の給水について必要な事項は、給水条例の規定(第1条、第22条、第29条及び第39条を除く。)を準用する。この場合において、第2条中「水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第4条から第10条まで、第12条から第16条第1項まで、第17条及び第18条中「管理者」とあるのは「市長」と、第19条第1項中「管理者に」とあるのは「市長に」と、第19条第2項、第20条、第23条、第24条、第26条から第28条まで及び第30条から第35条までの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
(下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置)
- 2 下総町及び大栄町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、下総町水道事業給水条例(平成17年下総町条例第2号。以下「下総町条例」という。)又は大栄町給水条例(平成13年大栄町条例第28号。以下「大栄町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日の前日までにした下総町条例及び大栄町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、この条例の規定にかかわらず、下総町条例及び大栄町条例の例による。

附 則(平成21年3月25日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月19日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第35条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第36条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第37条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月7日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道（以下「公共下水道等」という。）の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等（施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日（その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、第41条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第42条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第43条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

別表

(平31条例4・全改)

(1) 下総地区簡易水道の給水区域

用途	口径(ミリメートル)	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートル当たり)
		基本水量	料金	使用水量による料金区分
専用	20以下	使用水量10立方メートルまで	1,991円	使用水量30立方メートルまで 199円10銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 220円 100立方メートルを超える分 231円
	25		4,086円50銭	
	30		4,191円	
	40		4,295円50銭	
	50		5,238円20銭	
	75		5,762円90銭	
	100		6,286円50銭	
共用	全ての口径	1世帯につき使用水量10立方メートルまで	1,991円	1世帯につき使用水量30立方メートルまで 199円10銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 220円 100立方メートルを超える分 231円
臨時用	全ての口径	使用水量10立方メートルまで	2,514円60銭	使用水量30立方メートルまで 251円90銭 30立方メートルを超える分 262円90銭

(2) 大栄地区簡易水道の給水区域

料金(1月につき)		従量料金(1立方メートル当たり)
口径(ミリメートル)	基本料金 料金	
13	352円	198円
20	935円	
25	1,540円	
30	2,420円	
40	4,730円	
50	6,930円	

75	17,380円
100以上	市長が定める額

別表

(1) 下総地区簡易水道の給水区域

用途	口径(ミリメートル)	基本料金(1カ月につき)		超過料金(1立方メートル当たり)
		基本水量	料金	使用水量による料金区分
専用	20以下	使用水量10立方メートルまで	1,954円80銭	使用水量30立方メートルまで 195円48銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 216円 100立方メートルを超える分 226円80銭
	25	使用水量20立方メートルまで	4,012円20銭	
	30		4,114円80銭	
	40		4,217円40銭	
	50		5,142円96銭	
	75		5,658円12銭	
	100		6,172円20銭	
共用	全ての口径	1世帯につき使用水量10立方メートルまで	1,954円80銭	1世帯につき使用水量30立方メートルまで 195円48銭 30立方メートルを超え100立方メートルまで 216円 100立方メートルを超える分 226円80銭
臨時用	全ての口径	使用水量10立方メートルまで	2,468円88銭	使用水量30立方メートルまで 247円32銭 30立方メートルを超える分 258円12銭

(2) 大栄地区簡易水道の給水区域

料金(1カ月につき)		
基本料金		従量料金(1立方メートル当たり)
口径(ミリメートル)	料金	
13	345円60銭	194円40銭
20	918円	
25	1,512円	

30	2,376円	
40	4,644円	
50	6,804円	
75	17,064円	
100以上	市長が定める額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に許可等をされたものの額については、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している公共下水道、水道及び簡易水道(以下「公共下水道等」という。)の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料等の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料等(施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である公共下水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料等を前回確定日(その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、第35条の規定による改正後の成田市下水道条例第20条の表の規定、第36条の規定による改正後の成田市水道事業給水条例第22条第1項の表の規定、第37条の規定による改正後の成田市簡易水道事業給水条例別表の規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

8.5 成田市水道事業給水条例施行規程

○成田市水道事業給水条例施行規程

平成10年3月31日
水道事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、成田市水道事業給水条例（平成10年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の承認申請)

第2条 条例第4条の承認を受けようとする者は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定により設計審査を受けようとする者は、前項の申請書と併せて、給水装置工事設計・精算書（別記第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 給水装置の新設又は改造に伴って受水槽を設置しようとする者は、第1項の申請書にその設計に関する参考図書を添付しなければならない。

(給水装置工事の中止)

第3条 条例第4条の規定により給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事中止届（別記第3号様式）により管理者に届け出なければならない。

(給水装置の構成及び附属用具)

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成する。

2 給水装置には、メーター筐その他の附属用具を備えなければならない。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第5条 条例第7条第1項の規定により管理者が指定する給水管及び給水用具の構造及び材質のうち、公道（公道と同等の又は公道に準ずる利用形態が認められる私道を含む。）内に用いる給水管の材質は、次のとおりとする。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 ステンレス鋼管又はポリエチレン管
 - (2) 口径が50ミリメートルを超える給水管 ダクタイル鋳鉄管又はポリエチレン管
- (平28水管規程5・一部改正)

(給水管径の決定)

第6条 給水管の口径は、給水装置の所要水量及び給水栓の同時使用率その他の事情を考慮して定めなければならない。

(工事検査)

第7条 条例第6条第2項の規定により給水装置工事の工事検査を受けようとする者は、工事しゅん工後、直ちに工事検査申請書（別記第4号様式）により管理者に申請しなければならない。

(給水契約の申込み)

第8条 条例第12条の規定による申込みをしようとする者は、給水契約申込書（別記第5号様式）により管理者に申し込まなければならない。

(メーターの設置)

第9条 条例第15条第1項に規定するメーターは、1建築物に1個とする。ただし、当該建築物が構造上2以上の部分に区分されており、独立して住居、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であつて、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

2 条例第15条第3項に規定するメーターの設置の位置は、次に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは、水平に設置しなければならない。

(1) メーターの点検を容易に行うことができること。

(2) 常に乾燥していること。

(3) メーターを損傷するおそれがないこと。

(メーターの管理)

第10条 メーターを設置する場所には、点検又は修繕に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置によりメーターの点検又は修繕が著しく困難である場合は、管理者は、当該メーターの位置を変更することができる。

(受水槽に接続する装置)

第11条 条例第15条第2項の規定により市のメーターを設置する受水槽に接続する装置に係る工事のうちメーターに接続する部分に係る工事（修繕を除く。）は、指定給水装置工事事業者が施行するものとする。

2 前項に規定する工事の設計又は施行方法については、管理者が別に定める。

(給水装置等の検査の請求)

第12条 条例第20条第1項の規定により給水装置の検査又は供給する水の水質検査の請求をしようとする者は、給水装置（水質）検査請求書（別記第6号様式）により管理者に請求しなければならない。

(使用水量の通知)

第13条 条例第23条の規定により管理者が使用水量を計量したときは、その都度、その使用水量を水道使用者に通知する。

(給水申込納付金に係る給水管の口径)

第14条 条例第29条第2項の規定により給水申込納付金の額を算定する場合において、当該給水装置が異なる口径の給水管で構成されているときは、当該給水装置に係る給水

管の口径は、当該給水装置に設置するメーターの口径と等しい口径の給水管の口径として同項中の表を適用する。

(料金等の減免申請)

第15条 条例第30条に規定する料金、手数料、給水申込納付金その他の費用の減免を申請しようとする者は、料金等減免申請書(別記第8号様式)により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、減免の可否を決定し、その旨を料金等減免決定・却下通知書(別記第9号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(還付金の充当)

第15条の2 管理者は、前条第2項の規定による減免の決定をしたことにより還付金が生じた場合において、還付を受けるべき者に未収金があるときは、当該未収金に還付金を充当することができる。

(給水装置の確認申請)

第16条 条例第32条第3項に規定する給水装置の確認を受けようとする者は、給水装置確認申請書(別記第10号様式)に給水装置工事設計・精算書その他必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

(平28水管規程5・一部改正)

(給水停止の通知)

第17条 条例第33条の規定により管理者は、給水を停止しようとするときは給水停止予告書(別記第10号様式の2)により、給水を停止したときは給水停止書(別記第10号様式の3)により水道使用者に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第18条 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理は、次に掲げる管理基準により行うものとする。

- (1) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第36条第2項の規定による管理の状況に関する検査は、毎年1回以上定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質について行うものとする。

(令2水管規程2・一部改正)

(届出の様式)

第19条 次の各号に掲げる届出の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条の届出 給水装置所有者代理人選定届 (別記第11号様式)
- (2) 条例第14条第1項の届出 管理人選定届 (別記第12号様式)
- (3) 条例第17条第1項第1号の届出 給水契約解除届 (別記第13号様式)
- (4) 条例第17条第1項第2号の届出 用途変更届 (別記第14号様式)
- (5) 条例第17条第1項第3号の届出 私設消火栓消防演習使用届 (別記第15号様式)
- (6) 条例第17条第2項第1号の届出 水道使用者氏名(住所)変更届 (別記第16号様式)
- (7) 条例第17条第2項第2号の届出 給水装置所有者変更届 (別記第17号様式)
- (8) 条例第17条第2項第3号の届出 消防用使用届 (別記第18号様式)
- (9) 条例第17条第2項第4号の届出 管理人変更届 (別記第19号様式)

(平28水管規程5・一部改正)

(委任)

第20条 この管理規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置)

2 下総町及び大栄町の編入の前日までに、下総町水道事業給水条例施行規程(平成17年下総町訓令第2号)又は大栄町水道事業給水条例施行規程(平成13年大栄町告示第39号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成11年4月1日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日水管規程第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日水管規程第1号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日水管規程第3号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日水管規程第7号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日水管規程第4号）

（施行期日）

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に様式の規定に基づいて作成されている帳票等は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年3月24日水管規程第9号）

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成21年3月31日水管規程第1号）

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月23日水管規程第3号）

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日水管規程第5号）

この管理規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第16条及び第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月26日水管規程第2号）

この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日水管規程第2号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式

給水装置新設(改造・修繕・撤去)承認申請書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所
ふりがな
氏名又は名称
電 話 番 号

㊟

給水装置新設(改造・修繕・撤去)の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所			
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去		
建 築 確 認	年 月 日 第 号 (新築・増築・改築)		
給 水 装 置 の 種 類	専用 共用 私設消火栓	栓数 栓数 栓数	個 個 個
使 用 者	ふりがな 氏 名		
指定給水装置 工事事業者名	指定番号 第 号 ㊟	給水装置工事 主任技術者名	免状番号 第 号 ㊟
利害関係人の 承 諾	土地所有者	住所	氏名 ㊟
	家屋所有者	住所	氏名 ㊟
	既設管所有者	住所	氏名 ㊟
申請の条件 ア 成田市水道事業給水条例及び成田市水道事業給水条例施行規程を了承し、これを遵守します。 イ この工事について第三者から異議があったときは、一切当方で処理します。 ウ 工事完成後は、道路部分に属する給水装置を貴市に寄付します。			
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号		

給水装置工事設計・精算書

使 用 材 料						水栓番号	使用 者	
	名 称	形状・寸法	単 位	数 量		給水方式	用 途	
				設計	精算			
公 道 部 分						直結式・受水槽 式 その他		
						設計審査	年 月 日	
						承認	年 月 日	
						工事検査	年 月 日	
						検査結果	合格・不合格	
						検査員		
						メ ー タ ー 指 針	口径	mm 個
							番号	
							検満	年 月
							設置	年 月 日
宅 地 部 分						給水申込納付金	円	
						消 費 税	円	
						設 計 審 査 料	円	
						工 事 検 査 料	円	
						合 計	円	
						納入通知	年 月 日	
						書発行	第 号	
						入 金	年 月 日	
						水道法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者の確認手数料		
						納入通知	年 月 日	
					書発行	第 号		
					入 金	年 月 日		
分						備考欄		
						道路掘削・占用	有・無	
使用材料は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合していることを確認しました。								
給水装置工事主任技術者 氏名							印	

第3号様式

給 水 装 置 工 事 中 止 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏名又は名称
電 話 番 号



給水装置工事を中止したいので、次のとおり届け出ます。

工 事 場 所	
工 事 区 分	新 設・改 造・修 繕・撤 去
指定給水装置 工事事業者名	指定番号第 号
中 止 理 由	
承認申請受付 番号	年 月 日 第 号
工 事 承 認 年 月 日	年 月 日

第4号様式

工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所

ふりがな

氏名又は名称

㊟

電 話 番 号

給水装置工事の工事検査を受けたいので、次のとおり申請します。

受付番号	年 月 日 第 号	承認年月日	年 月 日
工事場所			
指定給水装置 工事事業者名	名 称 電話番号		㊟
給水装置工事 主任技術者名			㊟

※太線枠内のみ記入して提出すること。

検 査 日	年 月 日		
検 査 結 果	合 格・不 合 格		
手直し指示年月日	年 月 日 まで		
検 査 担 当 者			
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去		
種 類	専 用 ・ 共 用 ・ 私 設 消 火 栓		
用 途	一 般 用 ・ 臨 時 用		
メーター口径	mm		
メーター番号			
検 満 年 月	年 月		
設 置 年 月 日	年 月 日		
水 栓 番 号		ブロック番号	
備 考			

第5号様式

給 水 契 約 申 込 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申込者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号



水道を使用したいので、次のとおり申し込みます。

給水装置所在地					
使 用 者	ふりがな 氏 名		電話番号		
給 水 装 置 者 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名		電話番号		
給水装置の種類	1 専 用 2 共 用 3 私設消火栓				
用 途	1 一般用 2 臨時用				
納 入 方 法	1 口座振替 2 納入通知書				
納入通知書送付先	郵便番号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号				
水栓番号	メーター口径	番 号	指 針	取 付	検 満
	mm			年 月 日	年 月
使用開始予定日	年 月 日				
備 考					

第6号様式

給水装置(水質)検査請求書

年 月 日

(あて先)成田市長

請求者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号



次のとおり給水装置(水質)の検査を請求します。

検 査 区 分	給水装置 ・ メーター ・ 水 質
給水装置所在地	
請 求 の 理 由	

第8号様式

料 金 等 減 免 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所

ふりがな

氏 名



電話番号

料金, 手数料, 給水申込納付金その他の費用の減免を申請します。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
申 請 区 分	料金・手数料・給水申込納付金・その他()		
理 由			

第9号様式

成田市水道事業指令第 号

住所
氏名

料金等減免決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった料金、手数料、給水申込納付金その他の費用の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

成田市長



記

1 減免する。

区 分	水道料金 ・ 手数料 ・ 給水申込納付金 ・ その他
減 免 金 額	円

2 減免しない。

理 由	
-----	--

第10号様式

給 水 装 置 確 認 申 請 書

年 月 日

(あて先)成田市長

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

給水装置の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所					
工 事 区 分	新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去				
建 築 確 認	年 月 日 第 号 (新築・増築・改築)				
給 水 装 置 の 種 類	専用 栓数 個	共用 栓数 個	私設消火栓 栓数 個	用 途	用
使 用 者	ふりがな 氏 名				
給 水 装 置 工 事 施 行 者	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電 話 番 号				
利 害 関 係 人 の 承 諾	土 地 所 有 者	住所	氏 名	㊟	
	家 屋 所 有 者	住所	氏 名	㊟	
	既 設 管 所 有 者	住所	氏 名	㊟	
申 請 の 条 件	<p>ア 成田市水道事業給水条例及び成田市水道事業給水条例施行規程を了承し、これを遵守します。</p> <p>イ この工事について第三者から異議があったときは、一切当方で処理します。</p> <p>ウ 工事完成後は、道路部分に属する給水装置を貴市に寄付します。</p>				
納 入 通 知 書 送 付 先	郵 便 番 号 住 所 氏 名 又 は 名 称 電 話 番 号				

第10号様式の2

給 水 停 止 予 告 書

年 月 日

様

成田市長



成田市水道事業給水条例第33条の規定により下記のとおり給水を停止しますので、あらかじめお知らせします。

記

- 1 給水停止日
- 2 理 由

なお、詳細は、水道部 課までお問い合わせください。

電話 ()

第10号様式の3

成田市水道事業達第 号

住所
氏名

給 水 停 止 書

成田市水道事業給水条例第33条の規定により下記のとおり給水を停止しました。

年 月 日

成田市長



記

1 給水停止日

2 理 由

なお、詳細は、水道部 課までお問い合わせください。

電話 ()

第11号様式

給水装置所有者代理人選定届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

代理人を選定しましたので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
代 理 人	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電話番号

第12号様式

管 理 人 選 定 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

管理人を選定しましたので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
区 分	共 有 ・ 共 用 ・ そ の 他
管 理 人	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電 話 番 号

第13号様式

給水契約解除届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



水道の使用をやめたいので、次のとおり届け出ます。

水 栓 番 号			
給水装置所在地			
ふ り が な 使 用 者 氏 名			
移転先(連絡先)	郵便番号	電話番号	
給水装置所有者	住 所 氏 名	電話番号	
メーター口径	mm	メーター番号	
解除予定年月日	年 月 日	午前・午後	
解 除 の 理 由			

第14号様式

用 途 変 更 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号



次のとおり用途を変更したいので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
旧 用 途	
新 用 途	
変 更 年 月 日	年 月 日

第15号様式

私設消火栓消防演習使用届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり私設消火栓を消防演習のため使用したいので、届け出ます。

水 栓 番 号	
消 火 栓 所 在 地	
消 火 栓 数	
現 場 責 任 者	
消 防 演 習 使用予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

第16号様式

水道使用者氏名(住所)変更届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり氏名(住所)を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
旧氏名(住所)	
新氏名(住所)	
変 更 年 月 日	年 月 日
納 入 通 知 書 送 付 先	郵 便 番 号 住 所 氏名又は名称 電 話 番 号

第17号様式

給水装置所有者変更届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

㊟

次のとおり所有者を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
種 類	専 用 ・ 共 用 ・ そ の 他	用 途	
旧 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電話番号		
新 所 有 者	住 所 ふりがな 氏 名 ㊟ 電話番号		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 理 由			

第18号様式

消 防 用 使 用 届

年 月 日

(あて先)成田市長

届出者 住 所
ふ り が な
氏 名
電 話 番 号



次のとおり消防用に使用しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号		メーター口径	mm
給水装置所在地			
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
消防(演習)の概要			

第19号様式

管 理 人 変 更 届

年 月 日

成田市長 様

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号



次のとおり管理人を変更しましたので、届け出ます。

水 栓 番 号	
給水装置所在地	
区 分	共 有 ・ 共 用 ・ そ の 他
旧 管 理 人	住 所 ふりがな 氏 名 電話番号
新 管 理 人	住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号
変 更 理 由	

8.6 成田市指定給水装置工事事業者規程

○成田市指定給水装置工事事業者規程

平成10年3月31日
水道事業管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、成田市水道事業給水条例（平成10年条例第19号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、成田市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- (3) 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、施行規則、条例、成田市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

第4条 条例第6条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 成田市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第8号）第3条第2項に定める計画給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

(令元水管規程5・一部改正)

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事業の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(令元水管規程5・一部改正)

(指定証の交付等)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に成田市指定給水装置工事業業者指定証（別記様式。以下「指定証」という。）を交付する。

- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の規定による指定の停止を受けたときは、指定証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の更新)

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定工事業者から指定証を返納させた上で、新たな指定証を交付するものとする。

(令元水管規程3・追加)

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかの事項に変更があったとき又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に届け出なければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書により管理者に届け出なければならない。

(令元水管規程5・一部改正)

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(令元水管規程3・一部改正)

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度成田市公告式条例（昭和29年条例第3号）に基づき公示する。

- (1) 第4条第1項の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第6条の2第4項の規定において準用する第4条第1項の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により指定工事業者から給水装置工事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(令元水管規程3・一部改正)

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法，工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は，主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(令元水管規程3・一部改正)

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は，第4条第1項の指定を受けた日から2週間以内に，事業所ごとに，主任技術者を選任し，管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は，その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは，当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任し，管理者に届け出なければならない。

3 指定工事業者は，主任技術者を選任し，又は解任したときは，施行規則に定められた様式第3による届出書により，遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4 指定工事業者は，主任技術者の選任を行うに当たっては，一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし，1人の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは，この限りでない。

(事業の運営の基準)

第13条 指定工事業者は，次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い，適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに，前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから，当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において，当該配水管及び他の地下埋設物に変形，破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ，又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは，あらかじめ管理者の承認を受けた工法，工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために，研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断，加工，接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに，第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ，当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

- ア 施主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ しゅん工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果
(令元水管規程3・一部改正)

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する設計審査を受けるため、施行規程第2条第2項に定める給水装置工事設計・精算書に設計図を添えて管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、条例第6条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事しゅん工後速やかに施行規程第7条に定める工事検査申請書により管理者に申請しなければならない。

- 2 指定工事業者は、検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定工事業者に対し、当該指定工事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この管理規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(成田市指定水道工事店規程の廃止)

第2条 成田市指定水道工事店規程(昭和56年訓令第4号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(旧規程に基づく成田市指定水道工事店に対する経過措置)

第3条 旧規程により指定を受けている成田市指定水道工事店（以下「指定工事店」という。）は、条例第6条第1項の適用については、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、条例第6条第1項の指定を受けた者とみなす。

2 旧規程により指定を受けている指定工事店が、平成10年4月1日から90日以内に次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、条例第6条第1項の指定を受けた者とみなす。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人である場合には役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）による改正後の水道法附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録済証明書を添えなければならない。

5 第2項の届出を行う指定工事店は、届出と同時に旧規程に基づく成田市指定水道工事店指定証を管理者に返納しなければならない。

6 管理者は、第2項の届出の受理後、速やかに第6条第1項に定める指定証を交付する。

7 第2項の規定により条例第6条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」とする。

8 第2項の規定により条例第6条第1項の指定を受けた者とみなされた者について第13条の規定を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「主任技術者」とあるのは「主任技術者又は旧規程に基づく責任技術者の資格を有する者」とする。

（旧規程に基づく責任技術者に対する経過措置）

第4条 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用にあたり、旧規程に基づく責任技術者の資格を有するものにあたりとみなす。

- (1) 旧規程に基づく責任技術者としての登録を受けている者
- (2) 旧規程に基づく責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
- (3) その他管理者が前号の者に相当すると認める者

(下総町及び大栄町の編入に伴う経過措置)

第5条 下総町及び大栄町の編入の日の前日までに、下総町指定給水装置工事事業者規程（平成17年下総町訓令第3号）又は大栄町指定給水装置工事事業者規程（平成15年大栄町告示第28号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成13年3月30日水管規程第2号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月24日水管規程第10号）

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年4月28日水管規程第12号）

この規程は、平成18年4月29日から施行する。

附 則（平成20年9月30日水管規程第3号）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の施行の日（平成20年12月1日）から施行する。

附 則（平成21年3月31日水管規程第1号）

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月21日水管規程第2号）

この管理規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年9月26日水管規程第3号）

この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日水管規程第5号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

別記様式



成田市指定給水装置工事事業者指定証

指定第 号

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定により成田市指定給水装置工事業者に指定する。

有効期限 年 月 日までとする。

年 月 日

成田市長 印

8.7 給水装置工事検査要綱

○給水装置工事検査要綱

平成 18 年 3 月 27 日

平成 27 年 4 月 1 日改訂

(目的)

第 1 条 この要綱は、成田市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 19 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定による給水装置工事の工事検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(工事検査)

第 2 条 管理者は、成田市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道事業管理規程第 1 号。以下「施行規程」という。）第 7 条の申請に係るすべての給水装置工事について、工事検査を行うものとする。また、管理者が必要と認めるときは、工事の施工過程においても行うものとする。

(検査員及び班編成)

第 3 条 検査員は、管理者が定める職員をもってあてるものとする。

2 工事検査は、原則として一班につき 2 名の検査員で行うものとする。ただし、管理者は、給水装置工事の規模に応じて検査員の数を変更することができる。

(工事検査の立会い)

第 4 条 工事検査の立会いは、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 36 条第 1 号の規定により、当該給水装置工事を行う者として指名された給水装置工事主任技術者とする。ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している者を立会者とすることができる。

(自主検査の報告)

第 5 条 指定給水装置工事業者は、条例第 6 条第 2 項に規定する給水装置工事検査を受けるため、あらかじめ当該給水装置工事について自主検査し、その結果について工事検査申請書提出時に自主検査報告書（様式第 3 号）により管理者に提出しなければならない。

(検査事項及び方法)

第 6 条 工事検査は、施行規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する給水装置新設（改造・修繕・撤去）設計・精算書（以下「設計・精算書」という。）、工事写真及びその他の関係書類に基づき工事の実施状況について、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）及び条例により、次の各号に掲げる項目を確認するものとする。

(1) 配管状況の確認

(2) 給水用具等設置状況の確認

特に、量水器の設置方向の確認並びに量水器を複数設置する場合における部屋番号及び量水器番号の照会については必ず行うこと。

(3) 使用材料の確認

(4) 水圧検査

原則として、耐圧性能試験（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号）第 1 条第 1 項第 1 号に規定する耐圧性能試験をいう。）を実施し、漏水の有無について確認すること。

(5) 水質検査

井水等の他の水管との接続誤り及び水質変化の確認のため、通水後給水栓より採水し、次に掲げる各項目について検査を行うこと。

残留塩素(遊離塩素)

(6) 路面復旧状況の確認

(7) その他、現場に応じた必要な事項

(工事の改善等)

第7条 工事検査の結果、改善を要すると認められた箇所が有るときは、文書又は口頭により期間を定め、当該工事の改善を指示することができる。

2 前項の規定により改善を指示した給水装置工事について、完成した旨の報告があったときは、当該部分の確認を行うものとする。

(検査の報告)

第8条 検査員は、工事検査の結果について工事検査報告書(様式第1号)及び工事検査調書(様式第2号)により報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

受付番号	
------	--

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

(あて先) 成田市長

検査員職・氏名

印
印

命により、給水装置工事の検査を実施したので、下記のとおり報告いたします。

記

工 事 場 所	成田市		
建物名称（仮称）			
工 事 の 種 類		水栓番号	第 号
申 請 者	住 所		
	氏 名		
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	指定番号 第 号		
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	免状番号 第 号		
検 査 立 会 者			
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 年 月 日に工事検査調書（様式第2号）により 実施した工事検査の結果、適正であることを認める。 <input type="checkbox"/> 年 月 日に実施した工事検査の結果、先の指示 事項を改善したので、適正であることを認める。		

受付番号	
------	--

工 事 検 査 調 書

工事の種類	新設・改造・修繕・撤去	水栓番号	第 号
-------	-------------	------	-----

No	検 査 項 目	検 査 結 果	
1	管 の 種 類	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
2	管 の 口 径	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
3	布 設 延 長	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 不適合()	
4	埋 設 深 さ	<input type="checkbox"/> 公道部	<input type="checkbox"/> cm 以上 <input type="checkbox"/> 浅層埋設
		<input type="checkbox"/> 私道部	<input type="checkbox"/> 60cm 以上 <input type="checkbox"/> 60cm 未満(cm)
		<input type="checkbox"/> 宅内部	<input type="checkbox"/> 30cm 以上 <input type="checkbox"/> 30cm 未満(cm)
5	管 の 接 合 状 況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
6	逆流防止装置の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
7	吐水口と越流面との間隔	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
8	給水用具の取付状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
9	管 の 防 護 処 置	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
10	使 用 材 料 の 確 認	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
11	止水栓、筐の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 不適正()	
12	量水器の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正(<input type="checkbox"/> 設置方向 <input type="checkbox"/> 部屋番号 <input type="checkbox"/> 量水器番号) <input type="checkbox"/> 不適正()	
13	水 圧 検 査 (0.75Mpa・1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし <input type="checkbox"/> 漏水あり(<input type="checkbox"/> 公道部 <input type="checkbox"/> 宅内部) <input type="checkbox"/> 常圧 Mpa	
14	水 質 検 査	<input type="checkbox"/> 残留塩素 mg/L <input type="checkbox"/> 色・濁り(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
15	増圧装置の圧力制御	<input type="checkbox"/> 吐出圧力 MPa <input type="checkbox"/> 自動停止圧力 0.07MPa 以上 <input type="checkbox"/> 自動復帰圧力 0.10MPa	
16	路 面 復 旧 状 況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良(<input type="checkbox"/> 仮復旧 <input type="checkbox"/> 本復旧)	
17	所 見	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 指示事項改善後、確認	

(指示事項) 改善期限： 年 月 日

・

・

受付番号	
------	--

自主検査報告書

年 月 日

(あて先) 成田市長

工事場所
 申請者
 指定給水装置工事事業者
 代表者氏名 印
 給水装置工事主任技術者氏名 印

水道法第25条の10の規定に基づき、下記の項目について確認したことを報告いたします。

No	検査項目	検査結果
1	管の種類	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
2	管の口径	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
3	布設延長	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
4	埋設深さ	<input type="checkbox"/> 公道部 <input type="checkbox"/> cm以上 <input type="checkbox"/> 浅層埋設
		<input type="checkbox"/> 私道部 <input type="checkbox"/> 60cm以上 <input type="checkbox"/> 60cm未満(cm)
		<input type="checkbox"/> 宅内部 <input type="checkbox"/> 30cm以上 <input type="checkbox"/> 30cm未満(cm)
5	管の接合状況	<input type="checkbox"/> 適正
6	逆流防止装置の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 該当無し
7	吐水口と越流面との間隔	<input type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 該当無し
8	給水用具の取付状況	<input type="checkbox"/> 適正
9	給水栓等の位置	<input type="checkbox"/> 設計・精算書のとおり <input type="checkbox"/> 設計・精算書訂正
10	管の防護処置	<input type="checkbox"/> 適正
11	使用材料の確認	<input type="checkbox"/> 認証品
12	止水栓、筐の設置状況	<input type="checkbox"/> 適正
13	耐圧検査(0.75Mpa・1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし
14	水質検査	<input type="checkbox"/> 残留塩素 0.1mg/L以上を確認(mg/L)
		<input type="checkbox"/> 0.1mg/L以下(mg/L)
15	増圧装置の圧力制御	<input type="checkbox"/> 吐出圧力 MPa
		<input type="checkbox"/> 自動停止圧力 0.07MPa以上 <input type="checkbox"/> 自動復帰圧力 0.10MPa
16	路面復旧状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良(<input type="checkbox"/> 仮復旧 <input type="checkbox"/> 本復旧)

8.8 既設装置の給水装置認定取扱要綱

○既設装置の給水装置認定取扱要綱

平成 18 年 3 月 27 日

平成 27 年 4 月 1 日改訂

(目的)

第 1 条 この要綱は、既存の井水装置及び受水槽以下装置(以下「既設装置」という。)を成田市水道事業給水条例(平成 10 年条例第 19 号。以下「条例」という。)第 2 条に定める給水装置(以下「装置」という。)として再使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の条件)

第 2 条 既設装置は、飲料水として使用されていたものであり、次の各号の条件をすべて満たしているもの、又は満たすよう取替えにより改善されたものとする。

- (1) 使用している給水管及び給水用具の構造及び材質が水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであること。
- (2) 材質及び構造による水質汚染、老朽化による漏水のおそれがないものであること。
- (3) 当該装置以外の水管その他の設備等と完全に切り離されているものであること。

(認定基準)

第 3 条 給水装置としての認定は、成田市給水装置工事検査要綱(平成 18 年成田市告示第 号)に基づく工事検査により、第 2 条(認定の条件)を満たしていると認められる場合に行うものとする。

(申請)

第 4 条 申請の方法は、成田市水道事業給水条例施行規程(平成 10 年水道事業管理規程第 1 号。以下「施行規程」という。)第 2 条の規定によるものとし、次の各号に掲げる事項を調査した既設装置調査報告書(別記様式)及び第 2 項に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第 2 条(認定の条件)の確認。
- (2) 原則として、耐圧性能試験(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号)第 1 条第 1 項第 1 号に規定する耐圧性能試験をいう。)を実施し、漏水の有無についての確認。
- (3) 更生工事を施工した履歴があるかの確認。また、施工していた場合、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況の確認。

2 更生工事の施工が確認された場合の確認書類は下記のとおりとする。

図書類	塗料・工法及び施工状況が	
	確認可能	確認不可能
塗料の浸出性能基準適合証明書 (または認証登録証の写し)	○	
更生工事施工時の施工計画書	○	
更生工事施行時の施工報告書 (写真添付)	○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書	○	
浸出性能試験成績証明書		○
誓約書	必要に応じ○	必要に応じ○
その他管理者が指示した書類	○	○

(申請書の記載)

第5条 申請書の記載は、次の各号によるものとする。

- (1) 配管図における表示は、既設装置を再使用する部分は点線、再使用しない部分は二重点線で表示するものとする。(参考例—1)
- (2) 使用材料の管種、口径及び延長は、再利用する既設装置及び新設する装置のすべてを記載するものとする。(参考例—1)
- (3) 使用材料は、再利用する既設装置分を既設装置材料と明示し、新設する装置と区分できるよう記載するものとする。(参考例—2)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

既設装置調査報告書

年 月 日

(あて先) 成田市長

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

印

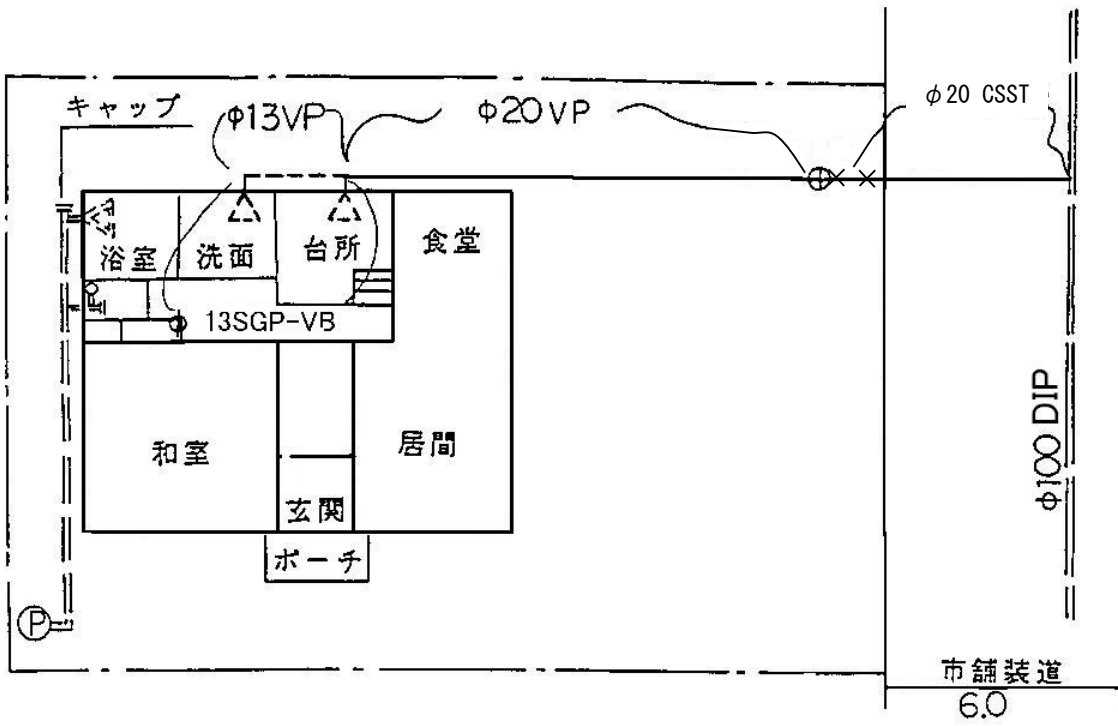
このことについて、既設装置の給水装置認定取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

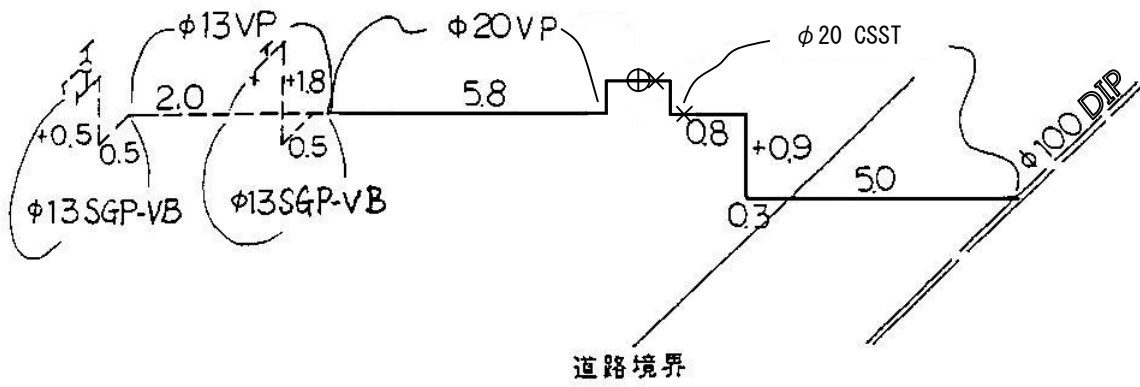
装置種別	井水装置 ・ 受水槽以下装置
工事場所	
申請者氏名	
既設水栓番号	
使用材料の確認	<input type="checkbox"/> 水道法施行令第6条の基準に適合している <input type="checkbox"/> 適合していないので改善が必要()
更生工事の有無	<input type="checkbox"/> あり(使用した塗料・工法及び施工状況の確認が <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能) <input type="checkbox"/> なし
構造の確認	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 異常有り ()
他の水管、設備との切離確認	<input type="checkbox"/> 切離可能 <input type="checkbox"/> 切離不可能()
水圧試験 (0.75MPa 1分間)	<input type="checkbox"/> 漏水なし(写真添付) <input type="checkbox"/> 漏水有り ()
申請者確認欄	年 月 日 <div style="text-align: right;">申請者氏名 印</div>
備考	

* ()内に改善内容を記入のこと。

平面図



立面図



	品名	形寸	員数	
			設計	精算
公道部	ステンレス製サドル分水栓	100mm×20mm	1 個	
	PF 継手メーター用	20mm	1 個	
	波状ステンレス管	20mm	5.0 m	
	PF 継手ソケット	20mm	1 個	
宅地部	波状ステンレス管	20mm	2.0 m	
	ステンレス製ボール止水栓	20mm	1 個	
	止水栓筐	φ 75×450H	1 個	
	コンクリート平板	300×300×60t	1 個	
	埋設式メーターBOX (FRP)	20mm	1 個	
	ボール伸縮止水栓	20mm	1 個	
	ビニール管 (VP)	20mm	5.8 m	
	既設装置材料 (再利用分)			
	硬質塩化ビニル管	13mm	2.0 m	
	ビニルライニング鋼管 B	13mm	3.3 m	
	万能ホーム水栓	13mm	2 個	
使用材料は、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する基準に適合していることを確認しました。 給水装置工事主任技術者				
			氏名	印

8.9 指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

○指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

平成21年4月1日

(目的)

第1条 給水装置は、人の生命、健康に直接係る水道水の衛生に関連する施設である。したがって、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に定期的な研修を受講させることにより、お客さまへの安全・安心な給水の確保の実現に向けて市長からの速やかな情報提供を図るとともに、併せて、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任・解任等の変更届提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(研修対象者)

第2条 研修の対象は、市長が自ら指定を行った全ての指定事業者のうち、この研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者を対象とする。

(研修時期)

第3条 おおむね3年に1回の開催とする。

(研修通知)

第4条 市長は、自ら指定を行った全ての指定事業者に対して通知するものとする。

(申請手続)

第5条 研修を受講しようとする指定事業者は、次に掲げる事項を記載した研修受講申請書（別表第1号様式）を市長に提出するものとする。

- ①指定事業者名および住所。
- ②研修を受けようとする者の氏名および住所。
- ③主任技術者名等。

(研修費用)

第6条 研修に際し、市長が指定事業者より研修受講料として、その実費(テキスト代等)を徴収することができる。なお、その費用は市長がとりまとめることとする。

(研修修了証の交付)

第7条 研修受講者に対して、市長は修了証書（第2号様式）を交付することとする。

(研修不参加者の取扱い)

第8条 研修に参加できない指定事業者については、その理由を研修不参加理由書（第3号様式）によって市長に提出するものとする。

(研修の実施主体)

第9条 研修は、指定事業者を自ら指定している市長が実施する。

(研修テキスト)

第10条 研修は（社）日本水道協会の共通テキスト及び成田市のテキストを使用し行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

成田市指定給水装置工事事業者
研修受講申請書

(あて先) 成田市長

年 月 日

成田市指定給水装置工事事業者の研修を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指 定 番 号	第 号	
氏名又は名称		
住 所		
代表者の氏名		
電 話 番 号		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
Eメールアドレス		
研 修 参 加 者		
住 所	氏 名	主任技術者の名状交付番号
		第 号
		第 号
		第 号

修 了 証 書

指 定 番 号 号

氏 名 又 は 名 称

受 講 者 名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号 号

あなたは 年度の成田市水道部による
指定給水装置工事事業者の研修を終了
したことを証します。

年 月 日

成田市長

成田市指定給水装置工事事業者
研修不参加理由書

(あて先) 成田市長

年 月 日

特段の事由により、成田市指定給水装置工事事業者の研修に参加できないので、不参加理由書を提出します。

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
電 話 番 号	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	
研 修 不 参 加 事 由	

様式第3（第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

（あて先）成田市長

年 月 日

届出者

水道法25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任 の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者の免状の交付番号	選任・解任の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

（あて先）成田市長

年 月 日

届出者

水道法25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 1 1 (第 3 5 条関係)

給水装置工事事業者 廃止 届出書
再 開

(あて先) 成田市長

年 月 日

水道法25条の7の規定に基づき、給水装置工事事業者の 廃止 届出をします。
再 開

指 定 番 号	第 号
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
電 話 番 号	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

8.10 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

○指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

平成 21 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、成田市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年水道事業管理規程第 2 号。以下「事業者規程」という。)第 8 条又は第 9 条の規定に基づき、成田市指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)及び成田市水道事業給水条例の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第 3 条 工務課長は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 工務課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 工務課長は、当該指定事業者から違反行為報告書(第 1 号様式)の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書(第 2 号様式)を作成し、水道部長に報告を行う。

(文書による注意)

第 4 条 水道部長は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

(行政処分)

第 5 条 水道部長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、市長に報告し、違反行為審査委員会(以下「審査委員会」という。)開催の要否について、意見を具申することができる。

(意見陳述のための手続)

第 6 条 市長は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあたっては、弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4 聴聞は、工務課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、水道部長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、市長に報告する。

6 その他意見陳述のための手続に関しては、成田市行政手続条例(平成 9 年 3 月 31 日条例第 1 号)に定めるところによる。

(審査委員会の開催)

第 7 条 行政処分を行うにあたっては、業務課長を審査委員長とする審査委員会を開催し、処分案について審議する。

2 審査委員会の委員は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 水道技術管理者

(2) 水道部長

(3) 工務課長

(処分の決定)

第8条 処分の決定は、審査委員会の審議結果により市長が行う。

(処分の通知)

第9条 市長は、処分を決定した場合、処分決定通知書(第6号様式)により、当該指定事業者に対し通知を行う。

2 市長は、成田市指定給水装置工事事業者規程第8条の指定の取消し又は停止の処分を行う場合には、成田市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定に基づき告示を行う。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 水道法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分等の基準)

第11条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、市長が別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

違 反 行 為 報 告 書

年 月 日

成田市長 様

指定給水装置
工事事業者
代表者氏名
電話番号
給水装置工事
主任技術者

印

印

水道法及び成田市給水条例に該当する違反行為について、次のとおり報告いたします。

施 行 年 月 日	
場 所	
給水装置の所有者 及び申請者	
直接施行业者	
直接施行責任者	
違反行為と なるべき事由	
違反行為に 至った経緯	

違反行為調査兼報告書

成水工第 号
年 月 日

(あて先)水道部長

報告者
工務課長

印

水道法及び成田市給水条例に該当する違反行為を認めたので、次のとおり報告いたします。

違反行為となるべき事由	
発見年月日	
発見場所	
発見者	
発見の状況	
発見後の処置	
指定給水装置工事事業者	
主任技術者	
直接施行責任者	

処 分 決 定 通 知 書

成水工第 号
年 月 日

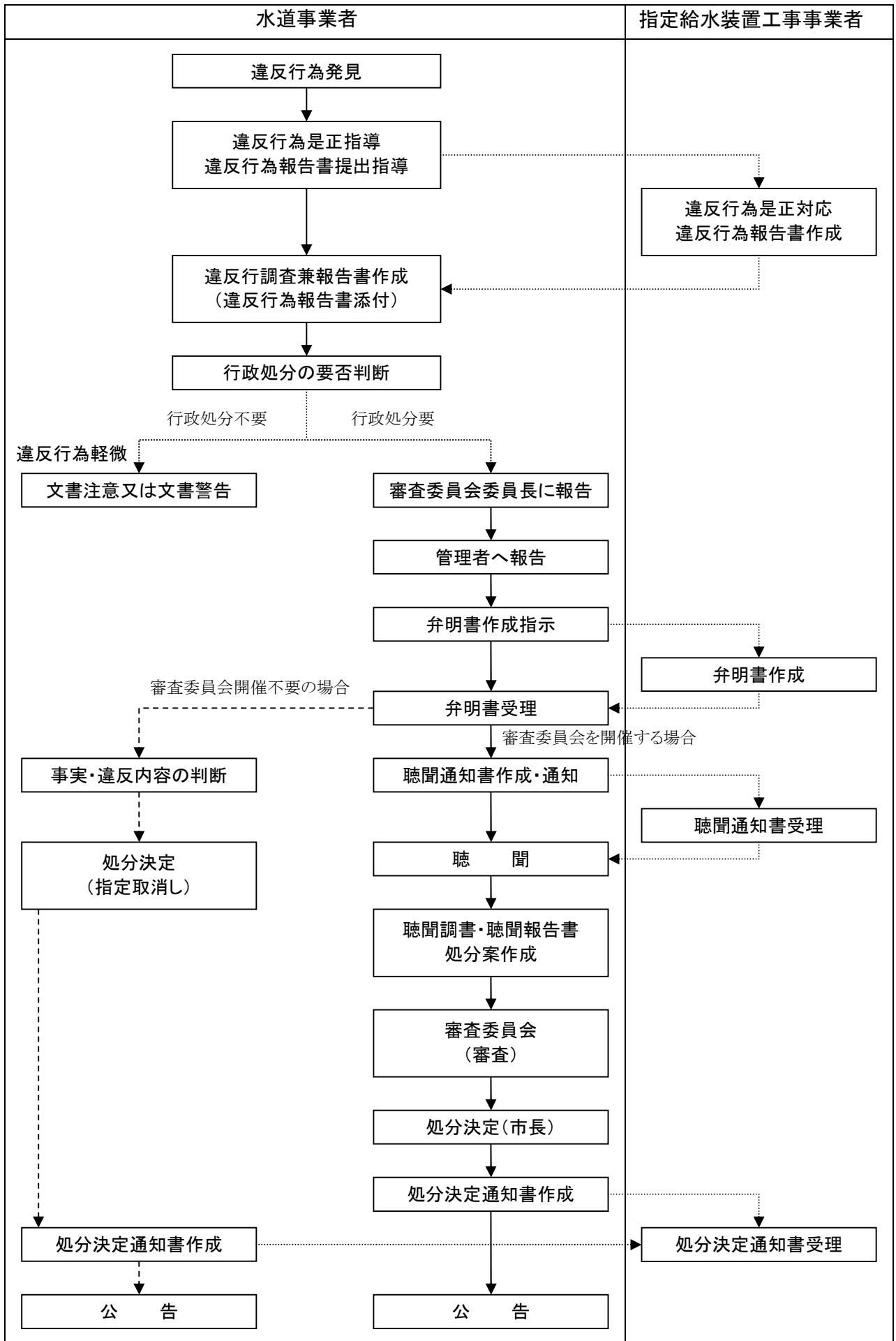
様

成田市長

あなたは、このたび水道法等に違反する不正工事等を行ったため、下記のとおり処分したので通知する。
今後、再度このようなことのないよう厳重注意を申し添える。

不正工事等の事実	
処 分 の 内 容	
処 分 の 理 由	

違反行為事務処理フロー



8.11 特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準

○ 特定施設水道直結式スプリンクラー設備に関する取扱基準

1. 目的

消防法施行規則の一部改正省令(平成19年6月13日公布)に伴い、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、小規模社会福祉施設のスプリンクラー設備を水道法第3条第9項に規定する「給水装置」として認められることを受け、ここに取扱を定めるものとする。

※ 水道法第3条9項

この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2. 調査

申請者は、設計前に本取扱基準に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧等の状況を調査する。

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導のもとに行うものとし、成田市消防本部予防課との十分な打合せを行うこととする。

- ・ 申請者又は委任を受けた指定工事店は、不明な点があれば速やかに担当職員と協議すること。
- ・ 給水装置工事の申込みにあつては、事前に現地調査を含めて申請地の状況を十分調査しておくこと。

また、必要に応じて、設置を行う給水管の水圧を24時間以上測定しておくこと。

3. 事前協議

水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造しようとするときは、事前に成田市水道部及び成田市消防本部予防課との事前協議を行うものとする。

協議にあたっては、水道の専門的な知識が必要となるため、申請にかかる業務を成田市指定給水装置工事事業者に委任することができる。

協議に必要な書類

開発行為及び開発行為に準ずる事業における水道利用計画承認書

4. 給水申請

事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能との回答があったものは、別添の「特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書」を添えて、給水装置新設(改造・修繕・撤去)承認申請書を提出する。

5. 条 件

(1) 設置対象物

延べ面積が 275 m²以上 1,000 m²未満の小規模社会福祉施設とする。

(2) 設置条件

- ① 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- ② 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、分岐した給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算をおこなうこと。
- ③ スプリンクラー設備を設置しようとする者は、給水装置新設（改造・修繕・撤去）承認申請書に別紙の「特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書」を添付して提出すること。
- ④ 指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。

(3) 設計水量

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は 15 ℓ/分（火災予防上支障のある場合にあっては認められる場合にあっては 30 ℓ/分）以上の放水量が必要であること。

また、スプリンクラーヘッドが最大 4 個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は 60 ℓ（120 ℓ）/分以上を確保すること。

※ (2) 設置条件①及び(3) 設計水量の条件が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽の設置、建築物の内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので成田市消防本部予防課に相談すること。

(4) 構造及び材質基準

スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる配管及び継手の構造及び材質基準については、消防法令適合品かつ水道法令に定める構造及び材質基準に適合するものであること。

使用される製品等については、成田市水道部及び成田市消防本部予防課と協議し、その指導に従うものとする。

6. 配 管 ・ 施 工

(1) スプリンクラーヘッドは精密器具なので取扱いには十分注意すること。

(2) スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用スプリンクラー継手を使用すること。

(3) スプリンクラー設備（湿式）の配管は、水及び空気が停滞しないよう、常時使用され、かつ水質における安全性の観点より、トイレ等に接続することとする。

- (4) スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
- (5) スプリンクラー設備建物外部配管については凍結防止措置を行うこと。
- (6) 水道水の逆流事故を防止するため、スプリンクラー設備配管の分岐部に逆止弁を設置すること。

7. その他

(1) 設置者の責務

- ① 一時的な断水や水圧低下等でスプリンクラー設備の維持管理上不都合が生じた場合については、設置者の責任のもと処理する。
- ② スプリンクラー設備は設置者の責任を持って管理し、定期的に作動状況の確認を行うこと。
- ③ スプリンクラーの設備の設置については、成田市消防本部予防課と事前協議を行い、その指導に従うこと。
- ④ 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。

(2) 完成検査

成田市水道部及び成田市消防本部予防課の合同において行うものとする。

8. 関係法令の遵守等

この取扱に定めない事項については、水道法及び成田市水道事業給水条例その他関係法令及び関係通知の定めるところに従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する

年 月 日

(あて先) 成田市長

申込者 (給水装置所有者)

住 所

氏 名

㊟

特定施設水道直結式スプリンクラー設置条件承諾書

消防法令に定められる特定施設に水道法の適用を受ける水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記条件を承諾します。

記

1. 一時的な断水や水圧低下 (災害、水道管破損事故、水道メーター閉栓や停止及び取替え・水道施設工事等) により、水道直結式スプリンクラーの性能が十分発揮されない状況が生じてても成田市水道部は一切責任を負わないこと。
2. 水道直結式スプリンクラー設備が誤作動 (火災時以外の作動や、火災時に作動しなかった場合等) した場合、成田市水道部は一切責任を負わないこと。
3. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋を賃貸する場合は、上記条件付であることを賃借人に十分説明し了解を得ること。
4. 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋の所有者を変更する場合は、上記事項について相手方に十分説明し了解を得ること。
5. 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、関係者に周知する。

8.12 直結給水の範囲拡大に関する実施要領

○直結給水の範囲拡大に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、現状における配水管の水圧等の供給能力の範囲内で、直結給水の範囲拡大を図るために必要な事項を定めるものとし、小規模貯水槽における衛生問題の解消、給水サービスの向上を図ることを目的とする。なお、この要領に定めのないものについては、「成田市給水装置工事施行基準」及び「直結給水システム導入ガイドラインとその解説（厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課監修 財団法人水道技術研究センター発行）」によるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 直結直圧式とは、配水管の動水圧により直接給水する方式をいう。
- (2) 直結増圧式とは、給水管の途中に直結加圧形ポンプユニットを設置し、圧力を増して給水する方式をいう。
- (3) 受水槽式とは、水道水を一旦受水槽で受け給水する方式をいう。
- (4) 直結・受水槽併用式とは、一つの建物内で、直結式及び受水槽式の両方の給水方式を併用するものをいう。
- (5) 逆流防止装置とは、給水装置における逆流を防止するための器具として、減圧式逆流防止器、二重式逆流防止器、複式逆止弁、単式逆止弁、及びバキュームブレーカ等があり、これらを総称して逆流防止装置という。

(対象建物)

第3条 3階建てまでの建物で、建物全体の計画一日最大使用水量は、30立方メートル以下とする。ただし、次のような建物へ給水する場合は対象外とし、受水槽方式とする。

- (1) 一時的に多量の水を使用するものや使用水量の変動が大きい施設・建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの
 - (2) 毒薬・劇物・薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造・加工又は貯蔵する工場・事業所・研究所等
 - (3) 災害や事故による断水時にも一定の給水の確保が必要な建物
 - (4) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物
 - (5) 計量法に基づく水道メーターの取替えによる断水時にあって、影響が大きい建物
- 2 直結式給水の対象外建物の例を次に掲げる。
- (1) クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染色、メッキ等の事業を行う施設等
 - (2) 病院・ホテル・百貨店等の施設
 - (3) 食品冷凍機・電子計算機等の冷却水に供給する場合
- 3 3階を超える建物であっても、4階以上に給水装置を設けないものは対象とする。

(実施条件)

第4条 実施にあたっては、以下に掲げる条件をすべて満たさなければならないものとする。

(1) 水圧条件

直結直圧式を適用するにあたっては、申請箇所又は申請場所直近の消火栓等において、自記録水圧計により連続24時間以上の水圧を測定し、この測定値の最小動水圧が、分岐しようとする配水管位置での水圧に置き換えた場合にあっても、0.25MPa以上を確保できること。

(2) 給水器具の高さ

3階に設置する給水器具の最高位は、原則として配水管の布設道路面から8.5m以下とする。

(3) 給水管の分岐口径

配水管から分岐する給水管口径は、原則として、配水管の管径より2段階以下とし、25mm以上かつ75mm以下とする。

給水管分岐口径	配水管口径
25mm	50mm以上 350mm以下
40mm	75mm以上 350mm以下
50mm	100mm以上 350mm以下
75mm	150mm以上 350mm以下

(事前協議)

第5条 この要領に基づき給水を受けようとする者は、次の各項により事前協議を行うものとする。

- 申請者、指定給水装置工事業者又は協議者は、給水装置承認申請を行う前に、設計水圧の調査のため、「設計水圧調査依頼書」(別紙様式第1号)を水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に依頼しなければならない。
- 管理者は、前項の依頼があった場合、設計水圧を調査し、「設計水圧調査回答書」(様式第2号)により回答するものとする。
- 申請者、指定給水装置工事業者又は協議者は、前項の回答により直結式給水を計画する場合、「直結式給水設計協議申請書」(様式第3号)及び必要添付図書を管理者に提出し、事前協議を行わなければならない。
- 管理者は、前項により事前協議が整った場合は、「直結式給水設計協議回答書」(様式第4号)を交付するものとする。

(設計条件)

第6条 設計にあたっては、次の各号の条件を満たさなければならない。

(1) 設計水圧

給水方式	水圧条件(最小動水圧)	設計水圧
直結直圧式	0.25Mpa以上	0.25Mpa
直結増圧式	0.15Mpa以上 0.20Mpa未満	0.15Mpa
	0.20Mpa以上 0.25Mpa未満	0.20Mpa
	0.25Mpa以上	0.25Mpa

(2) 給水管口径の決定

ア 直結直圧式における給水管の口径決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用量を的確に算定し、その水量に応じた給水管取出し口径等を、 $\phi 50\text{mm}$ 以下はウェストン公式、 $\phi 75\text{mm}$ を超えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式によって決定する。

イ 直結増圧式における給水管の口径決定にあたっては、使用実態に沿った瞬時最大給水量を的確に把握する。

また、口径決定の手順は、建物内の瞬時最大給水量を把握し、その水量に給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた給水管取出し口等を摩擦抵抗法によって決定する。

ウ 給水管の管内流速は、口径 50mm 以下の場合は 2.0m/sec 以下、口径 75mm の場合は 1.5m/sec 以下とすること。

(3) 逆流防止装置

3階直結式の給水装置には、必ず逆流防止装置を設置しなければならない。

ア 1戸建て専用住宅では、量水器の下流側に逆流防止弁を設置する。

イ 集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビル等の建物では、量水器を地面に設置する場合には、3階用量水器の下流側、量水器を建物内に設置する場合には、3階用立上がり管の立上がり部の管理・修繕の容易な場所に逆流防止弁を設置する。

(4) 増圧装置による増加圧力

増圧装置の増加圧力は、給水装置の末端又は最高位の給水器具を使用するために必要な最小動水圧 0.05MPa を確保できるように設定すること。

$$PP \geq (P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6) - P0$$

PP：増圧装置による増加圧力（増圧ポンプの全揚程）

P0：設計水圧（配水管の水圧）

P1：配水管と増圧装置の高低差

P2：増圧装置上流側の給水管及び給水器具の圧力損失（継手、弁類を含む）

P3：増圧装置の圧力損失（減圧式逆流防止器の損失を含む）

P4：増圧装置下流側の給水管及び給水器具の圧力損失（継手、弁類を含む）

P5：末端最高位の給水栓を使用するために必要な圧力（ 0.05MPa ）

P6：増圧装置と末端最高位の給水栓との高低差

(5) 増圧装置

増圧給水設備は増圧ポンプ及び逆流防止装置等で構成されるもので、日本水道協会規格水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）及び同規格水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 134）の適合品から構成されたものを基本とする。なお、自己認証品及び第三者認定商品については同規格品と同等以上のものであることとする。

(6) 増圧装置の圧力制御

配水圧低下時等に一時側の圧力が配水管の管心レベルに換算した値で 0.07MPa 以下となった場合は、ポンプが自動停止するよう措置をとること。また、 0.10MPa 以上に水圧が回復した場合には、自動復帰すること。

（直結直圧方式と他の給水方式との併用）

第7条 直結増圧式及び受水槽方式との併用は認めるものとする。ただし、給水管の分岐口径範

囲内とする。

2 前項に規定する給水方式を併用する場合の直圧給水階高さは、2階までとする。

(既存建物への直結給水)

第8条 給水方式を受水槽式から直結式に切り替える場合は、事前に次の号に掲げる場合に依り、該当する事項を実施、確認すること。

(1) 更生工事の履歴の無い受水槽式給水設備から、直結給水方式に切り替える場合

ア 既設配管の材質

(i) 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日)」(以下、「構造材質基準」という。)に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

(ii) 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。

イ 既設配管の耐圧試験

耐圧性能については、水圧0.75MPaを受水槽以下設備に1分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。(これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を0.75MPaとしていることから、弁座の機能を損なわないよう0.75MPaの圧力で行うものである。)

ウ 水質試験

(i) 直結給水への切替前において、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者による水質試験を受け、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。

(ii) 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。

(iii) 試験項目は味、臭気、色度、濁度のほか、協議結果に応じて鉄、pHとする。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

ア 既設配管の材質

ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書(工法、塗料、工程表等)及び施工計画に基づく施工報告書(写真添付)並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。

なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

イ 既設配管の耐圧試験

耐圧性能については、水圧0.75MPaを受水槽以下設備に1分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。(これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を0.75MPaとしていることから、弁座の機能を損なわないよう0.75MPaの圧力で行うものである。)

ウ 浸出性能確認の水質試験

(i) 現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取し、水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。

- (ii) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。
- (3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合
 - ア 既設配管の耐圧試験
耐圧性能については、水圧 0.75MPa を受水槽以下設備に 1 分間加えた後、漏水等が生じないことを事前に確認する。（これは弁類の構造上、弁座漏れ試験を 0.75MPa としていることから、弁座の機能を損なわないよう 0.75MPa の圧力で行うものである。）
 - イ 浸出性能試験
 - (i) ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
 - (ii) 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で 5 L の水量を確保できない場合は同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
 - (iii) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準の別表第 1 のすべての項目を行う。

（共用給水栓の設置）

第 9 条 直結増圧式を適用するにあたっては、増圧装置の故障、修理及び停電等に備え、直結直圧式の共用給水栓を設置することが望ましい。

（給水装置工事の申込）

第 10 条 事前協議の回答により、3 階直結直圧式及び直結増圧式給水方式が可能となり、給水装置工事の申込申請を行う場合は、次の号に掲げる書類を添付するものとする。なお、受水槽式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込を受け受水槽まで共有している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の改造工事として取り扱う。

- (1) 3 階直結直圧式の場合
 - ア 直結式給水設計協議回答書（様式第 4 号）の写し
 - イ 3 階直結直圧式給水方式に係る承諾書（様式第 5 号）
- (2) 直結増圧式の場合
 - ウ 直結式給水設計協議回答書（様式第 4 号）の写し
 - エ 直結給水用増圧装置設置条件承諾書（様式第 6 号）
 - オ 管理人選定届（成田市水道事業給水条例第 12 号様式）
 - カ 保守点検契約書の写し
- (3) 既設管を利用する場合
別に定める「既設装置の給水装置認定取扱要綱」によるものとする。

(工事検査)

第11条 工事検査は、別に定める「給水装置工事検査要綱」によるものとする。

2 直結増圧式を適用するにあたっては、増圧装置の耐圧試験を除くものとする。

(保守管理)

第12条 増圧装置設置者は、増圧装置及び逆流防止装置を必ず年1回以上保守点検を行い機能等を確認すること。

また、点検結果については、書面で記録保存するものとする。

2 前項に規定する保守点検については、管理会社と保守点検契約を締結し、「保守点検契約書」の写しを提出するものとする。

3 増圧装置設置者は、増圧装置の異常、故障時に備え、増圧装置本体又は装置付近の確認が容易に行える場所に、管理会社等の緊急連絡先を明記した緊急連絡先表示板(別記)を参考に作成し、設置するものとする。

4 第一止水栓より二次側の給水装置の管理は所有者が行い、漏水及び給水装置の故障修理等は所有者の責任でこれを行うこと。

(費用負担)

第13条 給水装置工事に関わる費用は、増圧装置を含み、全て設置者等の負担とする。

また、保守点検及び修繕等に係る費用についても、全て設置者等の負担とする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する

成水工 第 号
年 月 日

様

成田市長 小泉一成

設 計 水 圧 調 査 回 答 書

年 月 日付で依頼がありましたこのことについて、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第3項の規定により、下記のとおり回答します。

記

調 査 箇 所	成田市
設 計 水 圧	M p a

- ※ この回答書は、調査箇所における給水装置工事の設計に必要な設計水圧を回答するものであり、工事を承認するものではありません。
- ※ 設計水圧は、測定水圧に必要なデータの補正を行い決定しています。
- ※ この回答書の設計水圧により直結式給水を計画する場合は、「直結式給水設計協議申請書」（第3号様式）により事前協議を行ってください。

（あて先）成田市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

⑩

直結式給水設計協議申請書

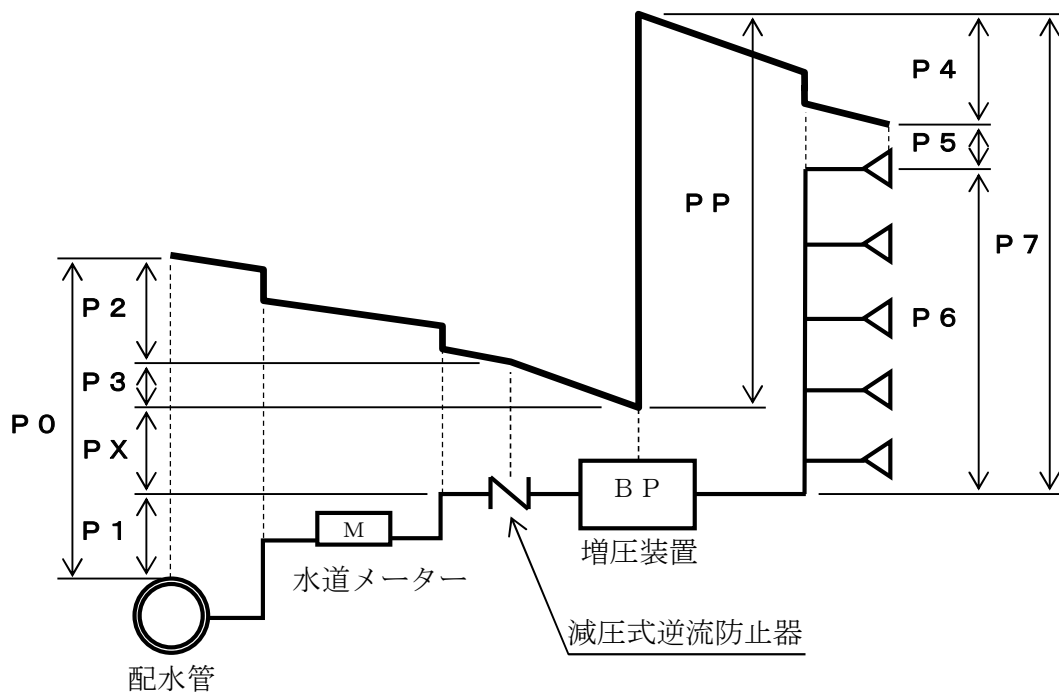
下記の建物への給水方式を直結式としたいので、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第4項の規定により、設計協議を申請します。

施 工 主	住 所 氏 名 電話番号
施 工 場 所	成田市
建 物 概 要	地上 階（地下 階） <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築
	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 60 m ² 以上 戸 <input type="checkbox"/> 30 m ² 以上 60 m ² 未満 戸 <input type="checkbox"/> 30 m ² 未満 戸 <input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所等併用住宅 （内訳：店舗・事務所等 戸，住宅用 戸） <input type="checkbox"/> 小規模社会福祉施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
給 水 方 式	<input type="checkbox"/> 直結直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式 <input type="checkbox"/> 直結直圧併用式 <input type="checkbox"/> 特定施設水道直結式スプリンクラー設備
使 用 水 量	計画一日最大使用水量 m ³ /日 同時使用水量 L/分 又は 瞬時最大流量 L/分
分 岐 口 径	配水管口径 mm × 給水引込管 mm
宅地と道路の高低差	道路標高より <input type="checkbox"/> プラス m <input type="checkbox"/> マイナス m
添 付 書 類	1. 案内図 2. 建築図（平断面） 3. 給水平面図 4. 給水系統図 5. 設計水圧調査回答書の写し 6. 水理計算書（計算結果は本書裏面に記載）

(裏 面)

P 0 : 設計水圧 (配水管の水圧)	=	m
P 1 : 配水管と増圧装置との高低差	=	m
P 2 : 増圧装置上流側の給水管及び給水用具の圧力損失	=	m
P 3 : 増圧装置の圧力損失 (減圧式逆流防止器の損失を含む)	=	m
P X : 増圧装置直前の圧力 $\frac{P 0}{\text{m}} - \left(\frac{P 1}{\text{m}} + \frac{P 2}{\text{m}} + \frac{P 3}{\text{m}} \right)$	=	m
P 4 : 増圧装置下流側の給水管及び給水用具の圧力損失	=	m
P 5 : 末端最高位の給水栓を使用するために必要な圧力 (0.05Mpa)	=	5 m
P 6 : 増圧装置と末端最高位の給水栓との高低差	=	m
P 7 : 増圧装置の吐出圧 $\frac{P 4}{\text{m}} + \frac{P 5}{\text{m}} + \frac{P 6}{\text{m}}$	=	m
P P : 増圧装置による増加圧力 (増圧ポンプの全揚程) $P 1 + P 2 + P 3 + P 4 + P 5 + P 6 - P 0$ $= P 7 - P X$ $\frac{\text{m}}{\text{m}} - \frac{\text{m}}{\text{m}}$	=	m

直結増圧式給水における動水勾配線図



成水工 第 号
年 月 日

様

成田市長 小泉一成

直結式給水設計協議回答書

年 月 日付けで申請がありましたこのことについて、直結給水の範囲拡大に関する実施要領第5条第5項の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 直結直圧式給水が可能です。
- 直結増圧式給水が可能です。

留意事項

- ※ 設計内容を変更する場合は、再協議となります。
- ※ 給水装置工事の申請時に本書（写し）を添付して下さい。

- 直結直圧式給水が不可能です。設計内容を検討し直すか、あるいは受水槽式給水を採用して下さい。
- 直結増圧式給水が不可能です。設計内容を検討し直すか、あるいは受水槽式給水を採用して下さい。

理由

- 設計内容を確認したところ、必要な水圧が確保されておられません。
- その他（ ）

施 工 主	住 所 氏 名
施 工 場 所	成田市

年 月 日

（あて先）成田市長

設置者 住 所
（所有者）氏 名 ⑩
電話番号
設置場所 成田市

[申請者が個人の場合は署名捺印]

3階直結直圧式給水方式に係る承諾書

3階直結直圧式給水方式による給水にあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

- 1 利用者への通知
次の特徴を理解し、利用者等に周知させるとともに、出水不良時には解消のため全面的に協力し、苦情を水道部に一切申し立てしません。
① 給配水管の漏水等による事故及び水道施設工事の際、断水又は水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。
② 渇水対策等による給水制限時に、3階の給水栓で断水又は水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。
- 2 出水不良に対する対応
上記の理由による出水不良又は給水装置の用途変更（専用住宅から店舗等への変更）により、当方の給水に支障をきたす場合には、自らの費用負担で、給水方式を変更することにより対応します。
- 3 既設配管使用の責任について
既設の受水槽以下設備を使用し、3階直結直圧式給水方式に変更する場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）または使用者等の責任において解決します。
- 4 借受人への通知
3階部分の部屋を貸借する場合には、本給水装置は上記の条件付きであることを貸借人に熟知させ、3階部分での断水や、水圧低下に伴う出水不良が生じた場合の貸借人の苦情等は、当方が責任をもって処理し、水道部には、一切ご迷惑をかけません。
- 5 譲渡人への通知
本給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承するとともに、新所有者より水道部へ給水装置所有者変更届（第17号様式）及び誓約書（様式第5号）を提出させます。
- 6 条例・規定の遵守
上記各項の他、取扱上なお必要な事柄については、成田市給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。

年 月 日

（あて先）成田市長

設置者 住 所

（所有者）氏 名 ㊟

電話番号

設置場所 成田市

[申請者が個人の場合は署名捺印]

直結給水用増圧装置設置条件承諾書

直結増圧式給水方式による給水のために直結給水用増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

1 使用者への通知

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、増圧装置による給水についての苦情を水道部に一切申し立てしません。

① 増圧装置が停電や故障等により停止したときに、断水となり水の使用ができなくなる事。

② 増圧装置を設置した場合は、受水槽のような貯留機能がないため、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなる事。

2 定期点検について

増圧装置、減圧及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、専門知識を持った関係者により、年1回の定期点検を行います。

3 断水時の対応について

計画的な断水及び緊急的な断水における加圧装置の停止、復旧操作等の保守管理は設置者の責任において行います。

4 損害の補償について

増圧装置の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道部もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

5 既設配管使用の責任について

既設の受水槽以下の装置を使用し、増圧装置を設置した場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）または使用者等の責任において解決します。

6 条例・規定の遵守

上記各項の他、取扱上なお必要な事柄については、成田市給水条例及び同施行規定を遵守して施行します。

7 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道部に一切迷惑をかけません。

緊急連絡先表示板

水道施設故障時の連絡先

ポンプの故障等により断水している場合は、下記へ連絡してください。

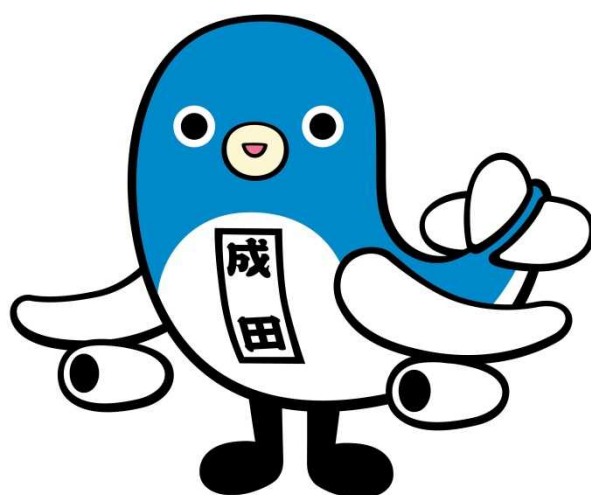
建物管理者

_____ 連絡先 _____

水道施設管理者

_____ 連絡先 _____

成田市水道利用計画協議に関する手引き



© 成田市2009

平成29年4月
成田市水道部工務課

目次

1. はじめに	214
2. 給水事前協議が必要となる事業	214
(I) 給水装置の規模が一定以上となる事業	214
(II) 「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に該当する事業	214
(III) 「成田市開発行為等指導要綱」第3条 第2号及び第3号に該当する事業	214
(IV) 「消防法施行規則」による水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造する事業	214
(V) その他、市長が必要と判断する事業	214
3. 必要書類	215
4. 記入要領	216
5. その他	217
6. 協議のフロー	218

1. はじめに

水道利用計画協議（以下、「給水事前協議」という）は、給水装置の規模が大きな事業や、法令等により協議が定められている事業について、給水装置工事を円滑に行うため、成田市水道部と申請者が事前に協議を行うものです。

この協議にあたっては、成田市給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）、配管網図及び現地を確認のうえ、給水事前協議を行ってください。

2. 給水事前協議が必要となる事業

(I) 給水装置の規模が一定以上となる事業

- (1) 計画一日最大給水量が10m³以上となる事業
- (2) 共同住宅等の給水管口径の算定において、「成田市給水装置工事施行基準 表 2.4.6 直結式アパートの分岐個数」によらず、口径を決定する事業（水理計算により口径を決定する事業）
- (3) 配水管の整備を伴う事業

(II) 「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に該当する事業

- (1) 給水方式を3階直結直圧式給水とする事業
- (2) 給水方式を直結増圧式給水とする事業

(III) 「成田市開発行為等指導要綱」第3条 第2号及び第3号に該当する事業

- ・ 建築基準法に基づく建築物で高さ10mを超え、かつ、延べ面積が500m²以上のもの
 - ・ 集合住宅等（貸店舗・貸し事務所等を含む）で戸数が10戸以上のもの
- ※詳細は「成田市開発行為等指導要綱」をご確認ください。

(IV) 「消防法施行規則」による水道直結式スプリンクラー設備を設置又は改造する事業

- ・ 延べ面積275m²以上1,000m²未満の小規模社会福祉施設
- ※並行して消防本部予防課との協議（消防設備士による）が必要となります。

(V) その他、市長が必要と判断する事業

3. 必要書類

添付書類	摘 要 欄	申請者 チェック欄
①水道利用計画 協議申請書	【様式-11】水道部ホームページにてダウンロード	
②案 内 図	協議箇所をA4の住宅地図等(1/200～1/2500)に図示	
③土地利用計画図	「成田市開発行為等指導要綱」と同等の書類 (都市計画課へ提出する事前協議の図書)	
④建築平断面図		
⑤給水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共 通：配水管、給水引込管、敷地内給水管、 水道メーターの設置位置及び口径 ・ 受 水 槽 式：受水槽設備の設置位置及び受水槽の有効容量 ・ 直結増圧式給水：増圧ポンプの設置位置 	
⑥配管網図(写)	成田市水道部にて取得	
⑦水 理 計 算 書	<p>給水管の口径、受水槽容量及び増圧ポンプの適正圧力等の決定根拠となる計算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共 通：使用水量、メーター口径、所要水頭、管内流速 ・ 受 水 槽 式 給 水：受水槽容量 ・ 直結増圧式給水：ポンプの適正圧力 等 <p>※給水管及び水道メーターの口径決定根拠が、「給水装置工事施行基準 表2.4.6直結式アパートの分岐個数」等により簡便的に決定したものは省略可</p>	
⑨設 計 水 圧 調 査 回 答 書	<p>【様式第2号】 給水方式が3階直結直圧式または直結増圧式の場合添付 設計水圧調査依頼書【様式第1号】の回答書 ※「直結給水の範囲拡大に関する実施要領」に係る場合、事前に設 計水圧調査が必要。</p>	
⑧そ の 他	市長が必要と判断する書類	

4. 記入要領

(1) 申請者 及び 協議者

申請者は建築主、協議者は水道部と協議を行う者とし、記名押印。

(2) 工事場所

住居表示が決定している場合は住居表示、決定していない場合は、協議に係る土地すべてを記入。

(3) 業態及び規模

該当する業態及び規模の□にレ点を記入し、建物階数を記入。

※[]内について

- | | |
|--------------|------------|
| ・共同住宅：棟数と全戸数 | ・宅地造成：区画数 |
| ・店 舗：用途 | ・事 務 所：床面積 |

(4) 給水希望年月

給水を開始する希望時期を記入。

(5) 開発行為事前協議

都市計画課所管の「成田市開発行為等指導要綱」により、事前協議の対象となる場合は「有」、ならない場合は「無」の□にレ点を記入。

(6) 給水方法

該当する給水方法の□にレ点を記載。

併用の場合は該当する給水方法式すべてにレ点を記入。

(7) 計画給水人口

計画で予定している給水人数を記入。

(8) 使用水量

- ・計画一日最大給水量

水理計算書や施行基準により算定した、計画一日最大給水量を記載。

- ・同時使用水量 または 瞬時最大流量

直結増圧式の場合に水理計算書により算定した、同時使用水量 または 瞬時最大流量を記入。

(9) 既設配水管

水道部で調査した管網図を参照し、取出しを行う既設配水管の種別及び口径を記入。

(10) 既設給水管撤去

水道部で調査した管網図を参照し、既設給水管の撤去がある場合は「有」、ない場合は「無」の□にレ点を記入。

(11) 計画給水管取出口径・箇所数

既設の給水取出し管を利用する場合は「有」、利用しない場合は「無」の□にレ点を記入し、水理計算または、施行基準により決定した計画給水取出管の口径と箇所数を記入。

(12) 新設配水管

配水管を延伸する必要がある場合は、「有」の□にレ点を記入し、口径と延長を記入。

※布設費用は申請者負担

(13) 量水器口径・個数について

種別（住居、散水栓、店舗等）、口径、個数、量水器1個あたりの水栓数を記入。

【受水槽式の場合】

- ・親メーターの口径と個数を記入
- ・受水槽以下の検針を希望する場合は、各戸メーターの口径、個数、メーター1個あたりの水栓数を記入
- ・受水槽の有効容量を記入

(14) その他

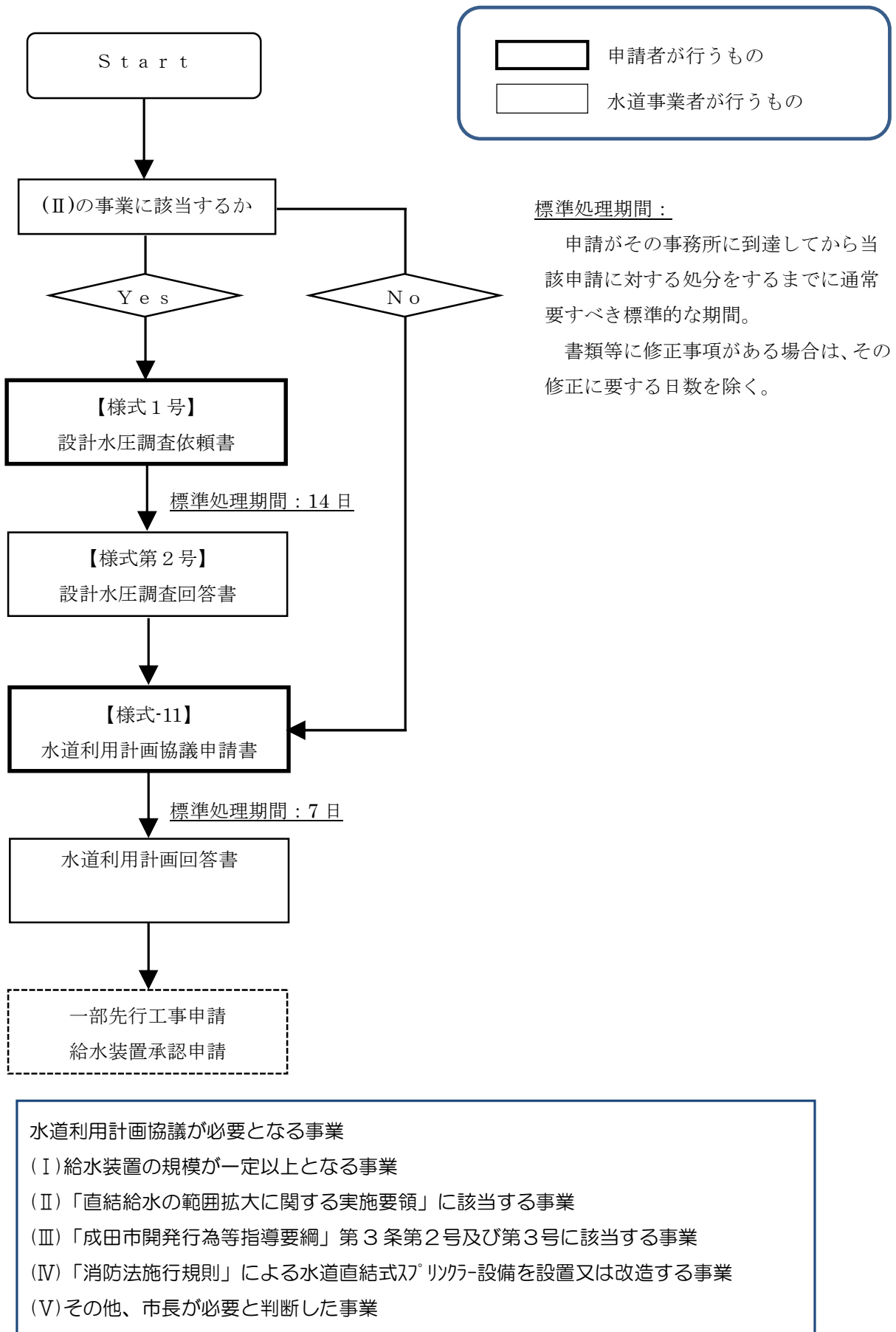
特記事項があれば記入。

5. その他

- (1) 本協議は、給水装置工事の内容を確定するものではありません。したがって、給水管及び量水器の設置位置については、給水装置承認申請により決定します。
- (2) 設計者は、申請者に代わって水道部と打合せ・協議を行います。
そのため、提出された書類の内容は申請者が了承していると判断しますので、設計者は申請者と打合せを行い、設計内容を理解していただくようお願いします。
- (3) 給水装置承認申請に水道利用計画協議回答書の添付が必要となるため、給水装置工事事業者に設計内容の引継ぎをしてください。

6. 協議のフロー

【フローチャート】



8.14 受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

○受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 成田市水道部が供給する水道水を、受水槽式給水方式により利用していること。
- (2) 受水槽用の水量を計量するための量水器（親メーター）が設置されているが、使用水量に対する料金の支払いは受水槽以下の給水設備に設置された量水器（各戸メーター）により行っている場合であること。
- (3) 災害時に成田市水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用できるものとする。

(設置条件)

第3条 非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用給水栓には、災害時以外の使用を防止するため、かぎ式ハンドルの採用又はハンドルを取外す等の措置を講じること。
- (2) 受水槽の壁面、連通管、流出管又は水抜管に設置し、かつ、受水槽の強度に影響を与えない構造とすること。
- (3) 受水槽毎に1～2個程度の設置数とすること。
- (4) 受水槽の周囲1メートル以内に設置すること。
- (5) 住民への周知方法として、「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレート（大きさは縦30cm×横10cm以上とし、材質は腐食や破損の恐れがないもの）を見やすい場所に掲示すること。

(申込)

第4条 非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に申込みをし、市長の承諾を得るものとする。

2 前項の申込は、「非常用給水栓設置申込書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 案内図
- (3) 設置計画図（平面図、立面図等）
- (4) 給水栓仕様書

(審査)

第5条 市長は、前条の申込書を受付した場合は、第3条各号に掲げる事項について審査を行う。

(承諾)

第6条 市長は、前条の審査の結果、適当であると認められた場合は、非常用給水栓の申込を承諾し、「非常用給水栓設置承諾書」(様式第3号)により設置者へ通知する。

(確認等)

第7条 設置者は、非常用給水栓の設置完了後、遅延なく「非常用給水栓設置完了届」(様式第4号)を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の完了届を受付した場合は、非常用給水栓設置完了の現地確認を行う。

(管理等)

第8条 設置者は、災害時において、速やかに非常用給水栓が使用でき、かつ、災害時以外の使用がないよう、管理責任者を定め、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理しなければならない。

2 設置者は、成田市水道事業給水条例第36条及び成田市水道事業給水条例施行規程第18条の規定により、非常用給水栓を含む貯水槽水道を管理しなければならない。

3 非常用給水栓が第3条各号に適合する状態を維持しなければならない。

4 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合においては、第4条から前条までの規定を準用する。

(使用)

第9条 災害時に非常用給水栓を使用したときは、「非常用給水栓使用届」(様式第5号)により、使用日時を市長へ報告しなければならない。

(立入点検)

第10条 市長は、受水槽周辺に立入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することができる。この場合においては、「非常用給水栓点検結果通知書」(様式第6号)により、設置者に通知する。

2 設置者は、前項の点検において、改善を指示された場合は、速やかに改善を行い、「非常用給水栓改善届」(様式第7号)により、市長へ報告するものとする。

(廃止)

第11条 設置者は、非常用給水栓を撤去する場合、「非常用給水栓廃止届」(様式第8号)を市長へ提出するものとする。

(取消)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する承諾を取消し、非常用給水栓の撤去を命じることができる。

(1) 第7条に掲げる書類の提出を行わないとき。

(2) 非常用給水栓の設置後、第3条各号の規定に適合しなくなつたと認めるとき。

(3) 第10条の規定に基づく立入点検による改善指示に対して、猶予すべき理由なしに指定期日ま

で対応が講じられないとき。

(4) 災害時以外の使用があったと認められるとき。

- 2 前項の規定による取消しは、「非常用給水栓取消通知書」（様式第9号）を設置者に送付することにより行う。

（費用負担）

第13条 非常用給水栓の設置、管理及び撤去に要する費用は、設置者の負担とする。

- 2 設置者は、非常用給水栓の破損による漏水が確認された場合、または、災害時以外の使用が認められた場合は、使用水量に対する水道料金を支払わなければならない。この場合の水道料金は、成田市水道事業給水条例第22条で規定する臨時用の料金により算出した額とする。

（その他）

第14条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成30年2月1日から施行する。

非常用給水栓設置申込書

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

印

住所

電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第4条の規定により，非常用給水栓を設置することを申込みます。

お客様番号（親）	
設置場所	成田市
建物名称	
設置位置	<input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 連通管 <input type="checkbox"/> 流出管 <input type="checkbox"/> 水抜管
設置数	栓
応急給水関係	受水槽の容量 m^3 給水戸数 戸
管理責任者 （管理会社等）	住所 管理会社名 責任者名 電話番号 印
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（様式第2号） ・案内図 ・設置計画図（平面図、立面図等） ・非常用給水栓仕様書
備考	

誓 約 書

（あて先）成田市長

設置者

氏名（法人，団体にあつてはその名称）

印

住所

電話番号

非常用給水栓を設置するにあたり，下記事項を遵守するとともに，災害時以外で使用した場合は，いかなる処置に対しても，異議申し立てをせず，直ちに指示に従うことを誓約いたします。

記

1 設置場所 成田市

2 建物名称

3 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は，災害時に成田市水道部から水道水が供給されない場合，若しくは災害時にポンプ設備が停止して給水できない場合に限り使用します。
- (2) 災害時において，速やかに非常用給水栓が使用できるものとし，かつ，災害時以外の使用がないよう，管理責任者を定め，非常用給水栓及び付属用具を適切に管理します。
- (3) 住民への周知方法として，「非常用給水栓（災害時のみ使用可能）」のプレートを見やすい場所に掲示します。
- (4) 非常用給水栓の設置位置，構造等を変更するときは，基準第8条第3項の規定に基づき「非常用給水栓設置申込書（様式第1号）」により，改めて申込みします。

(裏)

- (5) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、基準第9条の規定に基づき「非常用給水栓使用届(様式第5号)」により、使用日時を届出します。
- (6) 基準第10条の規定に基づき、市長が受水槽周辺に立入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することを承諾します。
- (7) 基準第10条第2項の規定に基づく立入点検において、改善を指示された場合は、速やかに改善を行い、「非常用給水栓改善届(様式第7号)」により、報告を行います。
- (8) 非常用給水栓を撤去したときは、基準第11条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届(様式第8号)」により、速やかに廃止の届出をします。
- (9) 基準第13条第2項の規定に基づき、非常用給水栓の破損による漏水が確認された場合、災害時以外の使用が認められた場合は、使用水量に対する水道料金を支払います。